資料４

成長戦略フォローアップ案

令和３年６月 18 日

目次

はじめに 1

１．新たな成長の原動力となるデジタル化への集中投資・実装とその環境整備 1

（１）デジタル庁を中心としたデジタル化の推進..... 1

ｉ）国民目線のデジタル・ガバメントの推進 1

ii）デジタル社会の共通基盤の整備 2

iii）包括的データ戦略の推進と準公共分野等における共通基盤の整備 5

iv）デジタル人材の育成 8

（２）5G の早期全国展開、ポスト 5G の推進、いわゆる 6G（ビヨンド 5G）の推進 8

ｉ）安心安全な 5G・ローカル 5G やポスト 5G の推進..... 8

ii）いわゆる 6G（ビヨンド 5G）の推進 10

（３）携帯電話料金の低廉化..... 11

（４）デジタルプラットフォーム取引透明化法の着実な執行とデジタル広告市場の透明化・公正化のためのルール整備..... 11

（５）デジタル技術を踏まえた規制の再検討..... 12

（６）ブロックチェーン等の新しいデジタル技術の活用..... 14

（７）スマート農林水産業..... 14

ｉ）スマート農業の推進 14

ii）スマート林業の推進 17

iii）スマート水産業の推進 18

（８）企業等における DX の推進..... 19

（９）サイバーセキュリティの確保..... 20

２．グリーン分野の成長 22

（１）2050 年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略 22

ｉ）2030 年排出削減目標を踏まえたグリーン成長戦略の枠組み..... 22

ii）分野横断的な主要政策ツール 22

iii）分野別の課題と対応 23

（２）カーボンプライシング..... 29

（３）カーボンニュートラル市場への内外の民間資金の呼び込み..... 29

ｉ）円滑な資金供給に向けた基盤整備 29

ii）グリーンボンド等の取引の環境整備 29

iii）サステナビリティに関する開示の充実 29

iv）金融機関による融資先支援と官民連携 30

（４）地域脱炭素ロードマップ..... 30

（５）循環経済への移行とビジネス主導の国際展開・国際協力、その他..... 31

３．グリーン成長戦略に向けた新たな投資の実現..... 35

（１）カーボンニュートラルに伴う産業構造転換..... 35
（２）カーボンニュートラルに伴う電化とデジタル技術の活用..... 35
（３）水素ステーションの整備..... 35
（４）電気自動車向けの急速充電設備の整備..... 35
（５）石炭火力自家発電のガス転換等..... 35
（６）再エネ普及のための送電線網の整備..... 35

４．「人」への投資の強化 36

（１）フリーランス保護制度の在り方..... 36
（２）テレワークの定着に向けた取組..... 36
（３）兼業・副業の解禁や短時間正社員の導入促進などの新しい働き方の実現.. 37
ｉ）兼業・副業の促進 37
ii）エッセンシャルワーカー等の就業環境の整備 38
iii）70 歳までの就業機会の確保等..... 38
①70 歳までの就業機会確保..... 38
②働き方の多様化や高齢期の長期化・就労拡大に伴う年金制度の見直し 38
iv）生産性を最大限に発揮できる働き方に向けた支援 38
①長時間労働の是正をはじめとした働く環境の整備 38
②人的資本情報の「見える化」の推進 39
③賃金 39
（４）女性・外国人・中途採用者の登用などの多様性の推進..... 40
ｉ）女性活躍の更なる拡大 40
ii）高度外国人材の受入促進 41
iii）中途採用・経験者採用の促進 44
iv）企業組織の変革の推進 44
（５）人事評価制度の見直しなど若い世代の雇用環境の安定化..... 44
（６）労働移動の円滑化..... 44
ｉ）雇用の維持と労働移動の円滑化 45
ii）リカレント教育の推進 45
iii）主体的なキャリア形成を支える環境整備 47
（７）ギガスクール構想の推進による個別最適な学びや協働的な学びの充実.... 47
ｉ）初等中等教育段階における Society5.0 時代に向けた人材育成 47
ii）大学等における Society5.0 時代に向けた人材育成 49
iii）産業界における Society5.0 時代に向けた人材育成・活用 50
（８）全世代型社会保障改革の方針の実施..... 51

５．経済安全保障の確保と集中投資 52
（１）経済安全保障政策の推進 52
ｉ）経済安全保障の観点からの技術優越性の確保 52
ⅱ）基幹インフラ・サプライチェーンに係る脅威の低減・自律性の向上 52
ⅲ）経済安全保障の強化推進に向けた中長期的な資金拠出等を確保する枠組みの検討 52
（２）先端半導体技術の開発・製造立地推進 52
（３）次世代データセンターの最適配置の推進 53
（４）電池の次世代技術開発・製造立地推進 53
（５）レアアース等の重要技術・物資のサプライチェーン 53
（６）ものづくり基盤の強化 53
６．ウィズコロナ・ポストコロナの世界における我が国企業のダイナミズムの復活～スタートアップを生み出し、かつ、その規模を拡大する環境の整備 54
（１）新規株式公開（IPO）における価格設定プロセスの見直し 54
（２）SPAC（特別買収目的会社）制度の検討 54
（３）私募取引の活性化に向けた環境整備 54
（４）スタートアップと大企業の取引適正化のための競争政策の推進 54
（５）スタートアップのエコシステム形成に向けた包括的支援 54
７．事業再構築・事業再生の環境整備 56
（１）大企業・中堅企業の事業再構築・事業再生の環境整備 56
ｉ）資本性資金の供給強化及び優先株の引受け推進 56
ⅱ）私的整理等の利便性の拡大のための法制面の検討 56
（２）中小企業の事業再構築・事業再生の環境整備 56
ｉ）中小企業の私的整理等のガイドライン 56
ⅱ）個人破産への対応 56
ⅲ）金融機関等の取組 56
（３）企業の収益力の回復 56
８．新たな成長に向けた競争政策等の在り方 57
（１）規制改革の推進 57
ｉ）国家戦略特区の推進 57
①更なる規制改革事項 57
②国家戦略特区における規制の特例措置の全国展開 58
ⅱ）サンドボックス制度の活用 60
（２）競争政策のリデザイン 61
ｉ）公正取引委員会の唱導の強化 61

ⅱ）公正取引委員会の体制及び執行の強化 61

９．足腰の強い中小企業の構築..... 62

（１）中小企業の事業継続と事業再構築への支援..... 62

ⅰ）事業継続（事業承継・引継ぎ・再生等）の支援 62

ⅱ）事業再構築への支援 63

（２）中小企業の成長を通じた労働生産性の向上..... 64

ⅰ）中堅・中小企業の海外展開支援 64

ⅱ）規模拡大を通じた労働生産性の向上 65

（３）大企業と中小企業との取引の適正化..... 66

ⅰ）下請取引の適正化 66

ⅱ）大企業と中小企業の連携促進 66

ⅲ）約束手形の利用の廃止 67

ⅳ）系列を超えた取引拡大 67

（４）地域の中小企業・小規模事業者等への支援..... 67

（５）官民連携による経営支援の高度化..... 67

（６）デジタル化を通じた生産性向上..... 67

１０．イノベーションへの投資の強化..... 69

（１）リバースイノベーションの推進..... 69

（２）文理融合の推進..... 69

（３）量子技術等の最先端技術の研究開発の加速..... 70

（４）大学ファンドの創設などを通じた大学改革..... 73

（５）知的財産戦略の推進..... 74

（６）未来社会の実験場としての 2025 年日本国際博覧会..... 76

（７）福島における新たな産業の創出..... 77

１１．コーポレートガバナンス改革..... 78

１２．重要分野における取組 80

（１）ワクチンの国内での開発・生産..... 80

（２）医薬品産業の成長戦略..... 81

ⅰ）ライフサイエンスの強化、国際展開 81

ⅱ）データヘルス、健康・医療・介護の DX..... 83

①データヘルス（健康・医療・介護でのデータ利活用）の推進 83

②ICT、ロボット、AI 等の医療・介護現場での技術活用の促進..... 85

③医療・介護現場の組織改革等 88

ⅲ）疾病・介護の予防 89

（３）海洋..... 92

（４）宇宙 93
（５）PPP/PFI の推進強化 94
（６）国際金融センターの実現 96
（７）対日直接投資の促進 96
（８）個別分野の制度改革 97
ｉ）自動配送ロボットの制度整備 97
ii）電動キックボードの制度整備 98
iii）ドローン等の制度整備 98
iv）キャッシュレスの環境整備 99
（９）フィンテック／金融 100
(10) インフラ、防災・交通・物流・都市の課題解決 101
ｉ）インフラの整備・維持管理 101
ii）防災・災害対応 103
iii）交通・物流 104
iv）都市の競争力向上 106
(11) モビリティ 107
ｉ）自動運転の社会実装 107
ii）日本版 MaaS の推進 108
iii）モビリティの DX、次世代技術の社会実装 108
(12) ロボット技術の社会実装 109
１３．地方創生 111
（１）観光立国の実現 111
ｉ）感染拡大防止の徹底、国内需要の回復、観光産業の再生 111
ii）魅力ある観光地域とコンテンツ造成 112
iii）インバウンド等の段階的復活 113
（２）農林水産業の成長産業化による活力ある農山漁村の実現 114
ｉ）輸出促進等「新たなマーケット」の創出 114
①農林水産物・食品の輸出の促進 114
②加工・業務用野菜の国産シェアの拡大 116
③新事業分野の開拓 116
ii）農業の生産基盤の強化 117
①生産基盤の確保・強化 117
②食品産業の生産性向上、家庭と農業との結びつきの強化 119
iii）林業の成長産業化 120
iv）水産業の成長産業化 121
v）農山漁村における農林水産業以外の多様な分野との連携を通じた新たなビジ

ネスの創出等 122
（３）地域金融機関の基盤強化..... 123
（４）地域企業のための経営人材マッチング促進..... 123
（５）地方創生に資するテレワークの推進など都会から地方への人の流れの拡大
..... 123
（６）地域公共交通の活性化..... 124
（７）スーパーシティ構想等の推進..... 124
（８）地域づくり人材の確保..... 125
（９）土地政策..... 125
(10) スポーツ産業の未来開拓..... 125
ｉ）ウィズコロナ、ポストコロナにおけるスポーツの成長産業化 126
ⅱ）スポーツを核とした地域活性化 127
(11) 文化芸術資源を活用した経済活性化..... 128
ｉ）「文化芸術推進基本計画」及び「文化経済戦略」の推進 128
ⅱ）文化芸術資源を核とした地域活性化 129
１４．新たな国際競争環境下における活力ある日本経済の実現..... 131
（１）自由で公正なルールに基づく国際経済体制の主導..... 131
ｉ）多角的貿易体制の維持・強化 131
ⅱ）経済連携交渉、投資関連協定 131
ⅲ）DFFT のための国際ルール作り..... 132
（２）基本的価値を共有する同志国との協力拡大..... 132
（３）日本企業の国際展開支援..... 132
ｉ）インフラシステム海外展開 132
ⅱ）SDGs の推進や友好国・地域の経済社会開発促進を通じた日本企業のビジネス展開 134
（４）クールジャパン等..... 135

【別添】成長戦略フォローアップ工程表

法律名につき、成長戦略実行計画及び成長戦略フォローアップでは以下の略語等を用いている。

家事事件手続法	家事事件手続法（平成 23 年法律第 52 号）
地方公共団体情報システムの標準化に関する法律	地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令和３年法律第 40 号）
5G 法	特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律（令和２年法律第 37 号）
デジタルプラットフォーム取引透明化法	特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律（令和２年法第 38 号）
改正個人情報保護法	デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和３年法律第 37 号）による改正後の個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）
取引デジタルプラットフォームを利用する消費者の利益の保護に関する法律	取引デジタルプラットフォームを利用する消費者の利益の保護に関する法律（令和３年法律第 32 号）
景品表示法	不当景品類及び不当表示防止法（昭和 37 年法律第 134 号）
労働安全衛生法	労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）
改正農業法人投資円滑化法	農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法の一部を改正する法律（令和３年法律第 26 号）による改正後の農林漁業法人等に対する投資の円滑化に関する特別措置法（平成 14 年法律第 52 号）
道路運送車両法	道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）
高圧ガス保安法	高圧ガス保安法（昭和 26 年法律第 204 号）
省エネ法	エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和 54 年法律第 49 号）
地域公共交通活性化再生法	地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成 19 年法律第 59 号）
プラスチック資源循環促進法	プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和３年法律第 60 号）
改正温対法	地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和３年法律第 54 号）による改正後の地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号）
独占禁止法	私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）
下請代金支払遅延等防止法	下請代金支払遅延等防止法（昭和 31 年法律第 120 号）
下請振興法	下請中小企業振興法（昭和 45 年法律第 145 号）
労働基準法	労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）
雇用保険法等の一部を改正する法律	雇用保険法等の一部を改正する法律（令和２年法律第 14 号）
改正高年齢者雇用安定法	雇用保険法等の一部を改正する法律（令和２年法律第 14 号）による改正後の高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和 46 年法律第 68 号）
年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律	年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律（令和２年法律第 40 号）

パートタイム・有期雇用労働法	短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成５年法律第 76 号）
労働者派遣法	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和 60 年法律第 88 号）
改正労働施策総合推進法	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第 24 号）による改正後の労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和 41 年法律第 132 号）
改正男女雇用機会均等法	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第 24 号）による改正後の雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和 47 年法律第 113 号）
改正女性活躍推進法	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第 24 号）による改正後の女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号）
育児・介護休業法等の改正法	育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律（令和３年法律第 58 号）
日本語教育の推進に関する法律	日本語教育の推進に関する法律（令和元年法律第 48 号）
労働者協同組合法	労働者協同組合法（令和２年法律第 78 号）
電波法	電波法（昭和 25 年法律第 131 号）
航空法	航空法（昭和 27 年法律第 231 号）
生産性向上特別措置法	生産性向上特別措置法（平成 30 年法律第 25 号）
道路交通法	道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）
仲裁法	仲裁法（平成 15 年法律第 138 号）
改正下請振興法	産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律（令和３年法律第 70 号）による改正後の下請中小企業振興法（昭和 45 年法律第 145 号）
改正産業競争力強化法	産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律（令和３年法律第 70 号）による改正後の産業競争力強化法（平成 25 年法律第 98 号）
改正会社法	会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第 70 号）による改正後の会社法（平成 17 年法律第 86 号）
医薬品医療機器等法	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号）
次世代医療基盤法	医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律（平成 29 年法律第 28 号）
宇宙活動法	人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律（平成 28 年法律第 76 号）
PFI 法	民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）
流域治水関連法	特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律（令和３年法律第 31 号）
踏切道改良促進法	踏切道改良促進法（昭和 36 年法律第 195 号）
建築基準法	建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）
人口急減地域特定地域づくり推進法	地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律（令和元年法律第 64 号）

改正自然公園法	自然公園法の一部を改正する法律（令和３年法律第 29 号）による改正後の自然公園法（昭和 32 年法律第 161 号）
文化観光推進法	文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律（令和２年法律第 18 号）
農林水産物・食品輸出促進法	農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第 57 号）
改正種苗法	種苗法の一部を改正する法律（令和２年法律第 74 号）による改正後の種苗法（平成 10 年法律第 83 号）
農業競争力強化支援法	農業競争力強化支援法（平成 29 年法律第 35 号）
ため池工事特措法	防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法（令和２年法律第 56 号）
都市農地貸借法	都市農地の貸借の円滑化に関する法律（平成 30 年法律第 68 号）
国有林野管理経営法	国有林野の管理経営に関する法律（昭和 26 年法律第 246 号）
改正森林組合法	森林組合法の一部を改正する法律（令和２年法律第 35 号）による改正後の森林組合法（昭和 53 年法律第 36 号）
改正間伐等特措法	森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律（令和３年法律第 15 号）による改正後の森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法（平成 20 年法律第 32 号）
改正漁業法	漁業法等の一部を改正する等の法律（平成 30 年法律第 95 号）による改正後の漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）
改正瀬戸内海環境保全特別措置法	瀬戸内海環境保全特別措置法の一部を改正する法律（令和３年法律第 59 号）による改正後の瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和 48 年法律第 110 号）
所有者不明土地特措法	所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成 30 年法律第 49 号）
改正文化財保護法	文化財保護法の一部を改正する法律（令和３年法律第 22 号）による改正後の文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）

はじめに

本成長戦略フォローアップにおいては、以下のとおり、成長戦略実行計画の構成に基づき、これまでの成長戦略の進捗及び新たな取組について記載するものとする。

１．新たな成長の原動力となるデジタル化への集中投資・実装とその環境整備

（１）デジタル庁を中心としたデジタル化の推進

成長戦略実行計画に基づき、以下の具体的施策を講ずる。

ｉ）国民目線のデジタル・ガバメントの推進

・官民双方が一層安全・安心にクラウドサービスを採用し、継続的に利用していくため、2021 年３月にクラウドサービスリストが公開された政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）において、統一的なセキュリティ要求基準に基づき安全性の評価がされたクラウドサービスについて当該リストへの追加登録や更新審査を行い、全政府機関における本制度の利用を促すとともに、運用状況を踏まえ、基準等について見直す。

・公共安全 LTE については、2021 年度から先行的に基本機能の運用を開始し、安定性・信頼性の確保のための技術的検討を実施した上で、2022 年度から本格運用する。

・Ｇビズ ID の普及拡大やＪグランツの利便性向上、Ｇビズコネクトを通じたデータ連携の推進など、法人デジタルプラットフォームの整備を進め、事業者向け行政手続の利便性を向上させる。

・世界最高水準の事業環境を実現するために、以下の取組を行う。

－法人設立ワンストップサービスについて、起業時に本サービスが一般的に利用されるよう広報活動を行う。

－商業登記電子証明書について、法人の本人確認をデジタル完結させる手段として一般的に利用されるよう広報活動を行う。2021 年度中に、利便性の向上策や無償化の可否を検討する。あわせて、クラウド化に向けた検討を行う。また、費用対効果も踏まえつつ、2025 年度までの可能な限り早期に新規システムの運用開始を目指す。

－年末調整・所得税の確定申告手続について、マイナポータルを活用した各種申告書の入力自動化等を行う。具体的には、①医療費通知データについては、2022 年２月を目途に、②ふるさと納税の寄附金控除証明書データについては、2021 年度以降に、自動入力可能とす

る。

－地方税共通納税システムについて、2021 年 10 月より個人住民税の利子割・配当割・株式等譲渡所得割を対象税目に追加し、金融機関等の特別徴収義務者が行う申告・納税の電子化に取り組む。

－裁判手続について、司法府の自律的判断を尊重しつつ、①現行家事事件手続法の下でのウェブ会議を活用した非対面での運用について 2021 年度中に一部の家裁本庁で試行すること、②「刑事手続における情報通信技術の活用に関する検討会」で令状等の書類発受、捜査・公判での各手続等のオンライン化に係る法制化を早急に検討し、2021 年度内を目途に取りまとめること等を期待する。

－AI を活用したデータベース化の実現のために具体的な課題や方策を 2021 年度中に検討し､民事判決情報の利活用に向けて取り組む。

－オンラインでの紛争解決（ODR）の推進に向け、AI 技術の活用可能性等の検討を進め、ODR を身近なものとするための基本方針を 2021 年度中に策定する。下請かけこみ寺でのオンライン相談を 2021 年度から実施する。

－固定資産評価額の証明書の取得・提出の慣行をなくす観点から市町村から法務局への評価額通知のオンライン提供の拡大推進を図る。

・乳幼児の定期予防接種について、民間による電子的な予診票を利用可能とするため、2021 年度中できるだけ早期に、本人（保護者）及び医師が従来求められていた署名に代えて、同意ボタンやチェックボックスにチェックを入れるなど簡易な確認方法により行うことができるという考え方を整理して公開する。これにより、先行対応可能な市区町村から統一された予診票のデジタル化を順次実現することを目指す。自治体業務（対象者への予防接種の周知、予防接種記録、医療機関との間の請求支払など）のシステム標準化の支援については、2025 年度までに実現する自治体システム標準化対象の 17 業務の１つとなっている予防接種台帳システムを含む健康管理システムにおいて、優先順位を上げて対応する。

ⅱ）デジタル社会の共通基盤の整備

（マイナンバー制度）

・社会保障・税・災害の３分野以外におけるマイナンバーを利用した情報連携及び、行政事務全般（治安、外交等を除く）における機関別符号のみを利用した情報連携について、2021 年度に検討し、国民の理解の得られたものについて、2022 年の通常国会に法律案を提出する。

・マイナンバー付き公金受取口座の登録・利用の仕組み等について、可

能な限り 2022 年度中の運用開始を目指す。また、預貯金付番を円滑に進める仕組み（相続・災害時のサービスを含む）については、2024 年度中の運用開始を目指す。付番の状況を見つつ、更なる検討を行うこととする。

なお、関係各所と調整の上、政省令の制定や金融機関におけるガイドラインの策定を進めるとともに、関係機関及び金融機関におけるシステム整備を行い、円滑な施行に向けて準備を整える。

・マイナポータルなどのユーザー・インターフェース、ユーザー・エクスペリエンスの最適化として、2021 年度までに利用者（国民）の満足度（分かりやすい、操作しやすい、時間がかからない等）、業務で利用する地方公共団体等の満足度（操作しやすい、不備案件が少ない、業務システムと連携しやすい等）を抜本的に改善・最大化する。その際、更なる民間の知見や技術の活用を含めて検討する。また、2022 年度以降も、継続的に改善を行う。

・優先的な取組が求められる医師、歯科医師、看護師等の約 30 の社会保障等に係る国家資格等について、マイナンバーを活用した住民基本台帳ネットワークシステム及び情報提供ネットワークシステムとの連携等を目指す。あわせて、2021 年度に、各種免許・国家資格等の範囲等について調査を実施し、2023 年度までに、資格管理者等が共同利用できる資格情報連携等に関するシステムの開発・構築を行い、2024 年度にデジタル化を開始する。

・運転免許証のデジタル化を図り、2024 年度末にマイナンバーカードとの一体化を開始する。これに先立ち、警察庁及び都道府県警察の運転免許の管理等を行うシステムを 2024 年度末までに警察庁の共通基盤上に集約する。

・在留カードとマイナンバーカードの一体化について、2021 年中に結論を得て、所要の法律案を 2022 年の通常国会に提出する。政省令等の整備・システム改修を経て、2025 年度から一体化したカードの交付を開始する。

・マイナンバーカードの 2024 年度中の国外での継続利用の開始に向け、在外公館でのマイナンバーカードの交付等の検討を進める。また、開始に伴い、マイナンバーを活用した海外在留邦人に対する円滑な領事業務の在り方の検討を進める。

・2022 年度から旅券（パスポート）のオンラインでの申請を可能とし、その際、マイナポータルを利用し、マイナンバーカードの公的認証機能を活用する。また、マイナポータルを利用し、2024 年度までに、法務省が構築する戸籍情報連携システムにより提供される戸籍電子証

明書を利用した戸籍謄抄本の添付の省略を検討する。
・養育費の支払確保策として、マイナンバー制度の活用の可能性を検討する。
・デジタル化による利便性の向上を国民が早期に享受できるよう、2022年度末を目指して、原則、全地方公共団体で、特に国民の利便性向上に資する手続について、マイナポータルを活用し、マイナンバーカードを用いてオンライン手続を可能にする。
・2021 年度末までにマイナポイント事業の基盤を活用したモデル事業を複数の地方公共団体で実施し、地方公共団体が多様なポイント給付事業を実施できる基盤を構築する。
・マイナンバーカードの電子証明書のスマートフォンへの搭載の実現に向けて、2021 年度末までに技術検証・システム設計を行い、2022 年度中の実現を目指す。その際、暗証番号によらずに生体認証を活用する方策について、その課題を整理・検討を進めるほか、マイナンバーカードの券面情報を正確に入力する機能など、マイナンバーカードの他の機能についても、関係する国際標準規格との相互運用性の確保など様々な課題を整理した上で、スマートフォンへの搭載方法について検討する。あわせて、公的個人認証サービスと紐付けられた民間事業者の ID の利活用に関する課題と対応を整理する。
・自動車検査登録手続について、業務改革を徹底した上で、マイナンバーカードの利活用を含めたデジタル技術の活用による国民の利便性向上及び業務の効率化を実現するため、2021 年度初めから実施している業務フロー改善調査の検討結果も踏まえ、制度整備やシステム改修等を行い、2022 年度から新たな業務フローを順次導入する。

（国・地方を通じたデジタル基盤の標準化等の推進）

・地方公共団体の主要な 17 業務を処理するシステム（基幹系システム）について、「デジタル・ガバメント実行計画」（令和２年 12 月 25 日閣議決定）に基づき、関係府省が標準仕様を作成する。国は、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律に基づき、地方公共団体の意見を丁寧に聴きながら、2025 年度を目標時期として、地方公共団体がガバメントクラウド上に構築された標準準拠システムへ円滑に移行できるよう、先行事業を通じた検証を行うとともに、デジタル基盤改革支援基金等による支援を行う。
・「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」（2020 年 12 月改定）に基づき、住民情報の流出防止の徹底を維持しつつ、国が認めた特定通信に限りインターネット経由での申請等のデータの電子的移送を可能とする等地方公共団体での適正なセ

キュリティ対策の徹底を働きかける。また、地方公共団体の業務システムの標準化・共通化を踏まえ、「三層の対策」の抜本的見直しを含め新たなセキュリティ対策の在り方を検討する。さらに、地方公共団体のパブリッククラウドの利用について、ISMAP の運用状況等を踏まえ、必要なセキュリティ対策を検討する。

・2020 年 12 月に策定した「自治体デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画」に基づき、地方公共団体の取組を着実に進めるため、2021 年夏を目途に自治体の情報システムの標準化・共通化や行政手続のオンライン化等の進め方を「(仮称）自治体 DX 推進手順書」として提示する。

ⅲ）包括的データ戦略の推進と準公共分野等における共通基盤の整備

（データ戦略）

・データ利活用の促進のため、行政分野では、ガバメントクラウドやガバメントネットワーク、ベースレジストリなど官民が DX を進める上で共通基盤となるインフラを 2021 年９月に発足予定のデジタル庁において中長期的に整備･運用することとして、2025 年度を目標に、各府省・地方自治体にサービス提供を行うとともに民間事業者のサービスと連携し、プラットフォームとしての行政を実現する。

　また、データ流通を阻害する要因を除去するルールをデータ戦略タスクフォースにおいて整理し、今後、データ連携を促進する取組やプラットフォームを構築する取組において具体化を図る。

　健康・医療・介護、教育、防災の分野において、デジタル庁及び関係府省が連携してこれらのルールの具体化を図るとともに、2021 年度中に、それぞれの分野の抱える政策課題を特定する。

・バイオ分野、マテリアル分野、宇宙分野などデータ連携が進みつつある重要な産業分野において、データの連携や提供の方法と安全管理措置、データ連携に係るコスト負担の考え方等、データ連携に関する基本的な考え方を 2021 年度までに取りまとめる。

－バイオ分野において、国際的な市場獲得に向けて必要なデータ連携基盤の構築を目指し、2022 年度中に「バイオデータ連携・利活用に関するガイドライン（仮称)」を策定する。このため、SIP 等の研究開発プロジェクトも活用し、データの構造化やクリーニング、連携 API の作成等の要件を実証できるよう、2021 年度半ばまでに当該ガイドラインの中間取りまとめを行う。

－製造プロセスを効率化・合理化するためのプロセス・インフォマティクスの推進に向けて、2021 年度中にファインセラミックスや機能

性化学品等のプロセスデータの整備方針を策定する。また、2022 年度以降、効率的なデータ取得基盤を整備し、取得オープンデータを活用するシミュレーションツールを構築する。さらに、材料開発の現場でのクローズデータの活用等も通じた同ツールの精度の向上により、その普及を図る。

－必要なデータの創出、蓄積、利活用促進によるマテリアルズ・インフォマティクスの推進に向けて、2021 年度から、先端的な共用設備の提供体制を構築し、AI 解析機能の実装によりデータ中核拠点に集約される良質なデータを基軸にした研究開発を推進する。また、2022 年度までに国費研究データに係る優先領域と保管形式の考え方を整理するとともに、2023 年度までにデータを一元的に利活用するシステムの試験運用を開始する。

－2021 年度に政府衛星データプラットフォーム「Tellus(テルース)」での衛星データの利用・分析等の更なる拡充を図るとともに、国際標準に基づく API での衛星データの提供と利用を推進する。また、ユーザー向けのハンズオントレーニングやコンテストの実施、地方公共団体等が有する地理空間情報とのデータ連携、ユーザーと連携したニーズベースのアプリ開発実証、欧州コペルニクスとのデータ連携等により、衛星データの利用拡大や新たなビジネス創出を促す。

－「農業分野におけるオープン API 整備に関するガイドライン」に基づき、2021 年度からトラクター、コンバイン等農業機械から取得される位置や作業記録等のデータの連携・共有を進める。また、農業データ連携基盤においてデータ連携を実現する API の実装等の活用促進と運営体制の強化に向けた検討を進め、生産から販売・消費までのデータ連携を実現するスマートフードチェーンのプラットフォームを 2022 年度までに構築する。

－都道府県が導入を進める森林クラウドとデータ連携が可能な ICT 生産管理システムの標準仕様を 2021 年度末までに作成し、民間事業者への導入促進を図るとともに、サプライチェーンでの需給や合法性確認等データをシステム共有する取組を加速化する。

－水産資源の評価・管理の高度化、効率的な操業・経営の支援や水産関連ビジネスの創出を支援するため、水産業データ連携基盤に基づき水産分野のデータ連携・共有を推進するとともに、データ利活用の推進に向けたデータポリシーの確立やデータ標準化の検討を進め、2021 年度にデータ契約ガイドラインを策定する。

－官民が有する不動産関連データの連携を進めることで、不動産市場の透明性向上、不動産業の生産性や消費者の利便性の向上、低未利

用不動産の利活用や所有者不明土地の所有者探索を促進するため、2021 年度中に不動産関連データの連携基盤となる不動産 ID（共通番号）のルール整備に着手する。

－港湾の電子化（サイバーポート）については、民間事業者間の物流手続の電子化を行う港湾物流分野（2021 年４月から運用開始）の利用促進・機能改善を図るとともに、港湾管理分野及び港湾インフラ分野の電子化を進め、2023 年度以降のデータ連携による３分野一体の運用を目指す。

－2021 年度から利用者の意見を踏まえて海のデータに関する API 連携やデータの標準化に関するルールを見直すとともに、関係者間でのデータ活用を促し、2022 年度までに海のデータ連携を着実に進める環境を整備する。これにより、航路設定の最適化や漁場の探索精度の向上等に向けて、水温、海流、船舶通航量等の海のデータの活用や官民での共有を図ることとし、2021 年度は試行版を公開した上で、利用者からの意見・要望等を踏まえて機能改善を行い、2021 年度末までに海のデータに関する API の正式版を公開する。

－内閣府においてインフラ分野全体での連携型インフラデータプラットフォーム構築に向けて、官民共同による運営体制などの環境整備を 2021 年度中に行い、関係機関におけるデータ連携を開始する。

－2021 年度中に製造分野でのデータの単位や表現方法等データ品質の改善活動を開始するとともに、2022 年度から企業間でのデータ流通の仕組みを導入し、製造現場の価値あるデータの最大限の活用を目指す。

－公共交通における混雑状況等の MaaS（Mobility as a Service）関連データの提供等、MaaS の社会実装を推進するため、2021 年４月に改訂した「MaaS 関連データの連携に関するガイドライン」に基づく MaaS 関連データの連携・利活用を推進する。

（準公共分野等における共通基盤の整備）

・デジタル庁は、健康・医療・介護、教育、防災等の準公共分野や、契約・決済等の業種を超えたシステム間連携が必要な相互連携分野について、①社会課題の抽出や実現すべきサービスの設定、②必要なデータ標準の策定やデータ取扱いルール・システムの整備、③運用責任者の特定やビジネスモデルの具体化など、デジタル化やデータ連携に向けた取組を一気通貫で支援するためのプログラムの創設について検討する。当該支援プログラムは、府省庁の枠を超えた管理を行うため、デジタル庁が分野ごとに関係府省庁や関係機関等を含め推進体制を整備した上で、各分野におけるデジタル化を推進していく仕組みとな

るよう検討を進める。

ⅳ）デジタル人材の育成

・DX の推進を支える人材育成のため、デジタル人材育成プラットフォームを整備するとともに、産学官金を巻き込んだ地域包括 DX 推進拠点を全国でネットワーク化し、DX 成功例の創出や人材育成に資する DX プロジェクトを実施する。
・高齢者等のデジタル活用の不安解消に向けて、民間企業や地方公共団体等と連携したオンラインによる行政手続やサービスの利用方法等に関する助言・相談等の支援を 2021 年度から全国で本格実施する。
・デジタル改革をけん引する人材を確保するため、IT スキルに係る民間の評価基準を活用して採用を円滑に進める等、優秀な人材が民間、自治体、政府を行き来しながらキャリアを積める環境の整備を進める。デジタル庁を中心に各府省においては、2022 年度以降、国家公務員採用総合職試験に新たに設けられるデジタル区分及び国家公務員採用一般職試験において試験内容を見直した上で改称されるデジタル・電気・電子区分の合格者について、積極的に採用する。あわせて、国・地方の職員に対する研修の充実・強化、キャリアパスの設定促進など行政機関におけるデジタル人材の育成を図る。さらに、レベルの高いデジタル人材が企業に供給・活用され、企業のデジタルケイパビリティを向上させるべく、デジタル人材の育成・確保を進めていく。

（２）5G の早期全国展開、ポスト 5G の推進、いわゆる 6G（ビヨンド 5G）の推進

成長戦略実行計画に基づき、以下の具体的施策を講ずる。

ⅰ）安心安全な 5G・ローカル 5G やポスト 5G の推進

・低遅延や多数同時接続が可能となる全国 5G・ローカル 5G の整備を、サイバーセキュリティやオープン性を確保しつつ推進するため、5G 法に基づく税制支援措置等を行う。
・5G について、全国的な整備を推進するため、条件不利地域において実施する携帯電話等エリア整備事業等を引き続き実施するとともに、インフラシェアリングを活用した基地局整備の促進等、官民の役割分担を踏まえた支援を行う。
・5G を活用したソリューションの普及を促進するため、ローカル 5G 等の開発実証によるソリューション事例の創出に取り組むとともに、当

該ソリューション事例や携帯電話事業者による 5G を活用したソリューション事例を多くの企業等において提供・利用しやすい仕組みの構築を目指す。

・今後の産業用途への拡大のために必要となるポスト 5G（多数同時接続や超低遅延の機能が強化された 5G）などの情報通信インフラに関して、O-RAN、vRAN を始めとする各要素技術の研究開発、社会実装、国際展開を支援する。加えて、ポスト 5G で必要となる先端半導体を将来的に国内で製造できる技術を確保するため、製造技術の開発に取り組む。

・ポスト 5G ネットワークを利用しつつ、クラウドより利用者に近いエッジで高速・高度な AI 学習・データ処理を行う 5G-MEC（Multi-access Edge Computing）技術の利活用により、スマート工場や自動運転、スマートシティなど多用な産業の高度化・DX を促進するため、2021 年度に 5G と MEC に関するデバイス・システム・アプリケーションの開発を行い、社会実装に向けて導入支援する。

・情報通信基盤の早期の全国展開に資する以下の取組を行う。

－光ファイバや携帯電話について、従来の目標を１年前倒して、いずれも利用できない地域を 2022 年度末までにゼロとすることを目指す。

－高度無線環境整備推進事業等により光ファイバ整備を推進するとともに、地方公共団体が保有する光ファイバの高度化の支援やブロードバンド基盤の担い手に関して「公」から「民」への移行の推進に取り組む。

－ブロードバンドのユニバーサルサービス化に向けた検討を行い、2021 年夏頃に取りまとめるとともに、その結果を踏まえ、所要の措置を講ずる。

・新型コロナウイルス感染症の拡大に伴うインターネットトラヒックの急増を踏まえ、インターネットの混雑緩和や品質確保を図るため、インターネットトラヒック増の対応に係るガイドラインを 2021 年度中に策定する。また、大規模かつ突発的なトラヒックに関する情報の事前共有の仕組みの実証や東京・大阪に集中する IX の地域分散の推進、インターネットの接続改善に係る利用者への啓発活動に取り組む。

・5G について、我が国の O-RAN や vRAN の取組に対する 5G 法による税制支援等の成果やシステム実用化の状況も踏まえつつ、G7 各国等と連携してオープン化とベンダーの多様化によるセキュリティと強靭性の確保を進めるとともに、我が国企業の 5G に係る製品・システムの海外展開を推進する。

・日米首脳での合意を踏まえ、インターネットエコノミーに関する日米

政策対話（IED）や日米戦略デジタル・エコノミーパートナーシップ（JUSDEP）を通じてこれまで培われてきた協力体制を基礎とした「グローバル・デジタル連結性パートナーシップ」(GDCP）を立ち上げ、日米による第三国連携や多国間の枠組みでの連携等を行うことにより、我が国を含む世界的なデジタル経済の一層の促進に向けた協力関係を構築する。

ⅱ）いわゆる 6G（ビヨンド 5G）の推進

・ビヨンド 5G について、世界最高水準の研究開発環境を整備し、積極的な先行投資とともにシェア確保に向けた取組を推進する。あわせて、ビヨンド 5G の実現に向けてグローバルな官民連携の下で戦略に取り組む体制を整備する。具体的には、

－国立研究開発法人情報通信研究機構（NICT）に創設された研究開発基金及びテストベッド等の共用施設・設備を活用し、官民の叡智を結集して、テラヘルツ波等高周波の利用技術やマルチコアなどの高速大容量の光ネットワーク技術等の研究開発に取り組む。また、当面５年間の集中的な研究開発投資に向け、ビヨンド 5G 研究開発への電波利用料の活用についても検討を行う。

－産学官のビヨンド 5G 実現に向けた取組の加速化及び国際連携の促進のため、「Beyond 5G 推進コンソーシアム」の活用等により、2021 年度中に我が国が今後注力すべき分野等を分析し得られた知見を共有するとともに、国外のビヨンド 5G 推進団体との情報共有等を含む MOC の締結等することで、国際的な連携体制を構築する。

－「Beyond 5G 新経営戦略センター」を核として、産学官の主要プレーヤーを結集し、知財の取得や国際標準化に向けた取組を戦略的に推進するとともに、研究開発の初期段階から国際標準化活動ができるよう、信頼でき、かつ、シナジー効果も期待できる戦略的パートナーである国・地域の研究機関との国際共同研究を実施する。また、ビヨンド 5G に関する標準の戦略的な活用に向けた省庁横断的な取組について、統合イノベーション戦略推進会議標準活用推進タスクフォースと連携して推進する。

・電波模擬システム（日本版コロッセオ）[1]について開発及び整備を 2023 年度までに行うとともに、2022 年度までにユーザー向けの検証環境を一部開放し、新たな電波システムの開発・検証を促進する。

・通信ネットワークの更なる高速・大容量化の早期実現に向け、通信ト

[1] 仮想空間において新たな電波システムを大規模かつ高精度に検証可能とするシステム

ラヒック及び消費電力の急激な増大に対応するための光伝送技術等を実用化する。具体的には、2025 年度末までに基幹網及びアクセス網の伝送速度を現状の 100 倍にする技術の確立を目指す。

（３）携帯電話料金の低廉化

成長戦略実行計画に基づき、具体的施策を講ずる。

（４）デジタルプラットフォーム取引透明化法の着実な執行とデジタル広告市場の透明化・公正化のためのルール整備

成長戦略実行計画に基づき、同計画に記載する施策のほか、以下の具体的施策を講ずる。

・デジタルプラットフォーム取引透明化法に基づき、相談窓口や各種実態調査を通じた課題把握やデジタル技術を用いた取引モニタリング等を進め、規制対象事業者による取引の透明性・公正性向上に向けた自主的な取組を促す。
・デジタル市場における競争促進の観点から、反競争的行為への厳正・的確な対処、実態調査の継続的な実施、海外競争当局との連携などに取り組むとともに、外部人材活用を含めた専門的知見に係る人的基盤の整備など、デジタル・経済分析・審査情報解析分野における公正取引委員会の体制を強化する。
・改正個人情報保護法の施行に向けて、個人情報保護委員会において、民間事業者、国の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体における個人情報の取扱いを一元的に監視・監督する組織体制を構築する。
・取引デジタルプラットフォームを利用する消費者の利益の保護に関する法律に基づき、2021 年秋頃に官民協議会の円滑な立ち上げのための準備会合を開催するほか、2021 年内を目途に取引デジタルプラットフォーム提供者が講ずべき措置等に係る指針等の具体案を公表するとともに、施行に向けて必要な体制の整備を図る。
・デジタル取引の適正化による公正な市場環境の実現に向けて、アフィリエイト広告に係る景品表示法の適用等に関する考え方や不当表示の未然防止等のための取組を検討し、2021 年中を目途に一定の結論を得る。
・デジタル社会に不可欠なデータの利活用を促進し、データ流通量の増加を図るため、情報銀行によるデータの加工・仲介・分析機能の強化

に向けた環境整備を 2021 年度に行い、その成果を踏まえて、2022 年度中に情報銀行と自治体・地域事業者とのデータ連携による地域活性化や情報銀行をハブとしたデータポータビリティの実現に向けた検討を行い、データ連携に係る要件や仕様を取りまとめるとともに、必要な認定指針の見直しを行う。

・個人情報や視聴データの適切な取扱いのために、「放送受信者等の個人情報保護に関するガイドライン」を 2022 年４月１日までに改正するとともに、地域の実情を踏まえたネット配信と放送番組の視聴データの活用の仕組みの構築に向け、伝送方式に応じた最適な配信基盤や受信環境の在り方の検討等を行い、2022 年度中にガイドラインの解釈に資する事例を取りまとめることで、業界団体における自主ルールの策定等を促進する。

・インターネット上の誹謗中傷やフェイクニュース、偽情報に関し、プラットフォーム事業者による対応状況に係るモニタリングを実施し、2021 年９月までに評価結果について中間取りまとめを行う。さらに、プラットフォームサービスに係る通信端末の位置情報、端末 ID、クッキー、インターネット上の行動履歴等の利用者情報の適切な取扱いを確保するために、プラットフォーム事業者の利用者情報の取扱いの状況のモニタリングを実施するとともに 2021 年度中に「電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン」等を見直し、2022 年度より適用する。

・特定のサービスに依存せずに、個人・法人によるデータのコントロールを強化する仕組み、やり取りするデータや相手方を検証できる仕組みなどの新たな信頼の枠組みをインターネットの上に付加するトラステッド・ウェブ（Trusted Web）の実現に向けて、技術仕様の検討を進める。

（５）デジタル技術を踏まえた規制の再検討

成長戦略実行計画に基づき、以下の具体的施策を講ずる。

（モビリティ分野）

・自動車の完成検査について、実証事業の結果、AI 等を活用した検査が可能と考えられる検査項目が整理された。これを踏まえ、こうした項目について、現在完成検査員が行っている検査を AI 等で代替することが可能となるよう、2021 年内に制度改正を行う。あわせて、国が自動車メーカーに対して行っている型式指定監査について、2020 年度の

検討結果を踏まえ、2021 年度には検査データのセキュリティ確保等の観点から更なる検討を行い、遠隔からの監査を可能とするシステムを構築することができれば、制度を見直す。

（金融分野）

・プロ投資家対応について、実証事業の結果、投資家としての能力と関連性のある項目が特定された。これを踏まえ、プロ投資家の要件の弾力化に向けて 2021 年度中に制度改正を行う。

・金融商品販売における高齢顧客対応について、実証事業の結果、投資家としての能力と関連性のある項目が特定された。これを踏まえ、投資家の能力や状況に応じた柔軟な顧客対応に向けた制度改正について 2021 年度中に結論を得る。

・現状、各金融機関が個別に取り組む、マネー・ロンダリングに関する疑わしい取引の検知や制裁対象者の照合といった業務を効率化していくため、各社が共同で取り組む業務プロセスの構築や AI を活用したシステムの開発に向け実証事業を実施した。今後、実証事業の提言を踏まえ、共同化プラットフォームにおいて、取引情報の活用及び共有を円滑に行えるよう、共同化プラットフォームの運営・ガバナンスや規制・監督上の位置付けの明確化を図る。

（建築分野）

・外壁調査を行う赤外線装置を搭載したドローンについて、実証事業の結果、精度の向上が認められた。これを踏まえ、2021 年度に残された課題について検証を行い、一級建築士等による打診調査と同等以上の精度で問題箇所を検出する性能を確認の上、制度改正を行い、2022 年度以降、建築物の定期検査における外壁調査で使用可能とする。

　さらに、上記３分野における検討の深掘りを行うとともに、スマート保安を始め他分野への展開を図る。

・電力、都市ガス、高圧ガス、液化石油ガスの分野において、テクノロジーを活用しつつ自立的に高度な保安を確保できる事業者については、行政の適切な監査・監督の下に、画一的な個別・事前規制によらず、自己管理型を基本とした事業者の保安力に応じた規制体系へ移行することを許容し、手続き・検査の在り方を見直す。このため、2022 年通常国会での関連法案の提出を念頭に、検討を進める。

・労働安全衛生法の規制対象であるボイラーについて、2021 年３月に、開放検査周期を最長 12 年に延長したことについて周知を図る。また、検査周期を設備の状態により管理する手法（CBM）や事業者による自主的な検査の導入に向け、適用可能な技術の把握やその信頼性の担保と

いった技術的課題、必要となる組織体制や客観性等公正さの担保といった体制的課題について、2021 年度中に対応を検討し結論を得る。

・また、労働安全衛生法上の防爆規制について、2021 年２月に示した電子機器等を活用する場合における危険エリアの判断基準の周知を図る。また、防爆エリアにおける非防爆ポータブル機器の持ち込み規制の見直しに向けて、検定制度によらない安全確保措置の在り方について、2022 年までを目途に議論が進められている IEC における動向も踏まえつつ、対応を検討し結論を得る。

（６）ブロックチェーン等の新しいデジタル技術の活用

成長戦略実行計画に基づき、具体的施策を講ずる。

（７）スマート農林水産業

成長戦略実行計画に基づき、以下の具体的施策を講ずる。

ｉ）スマート農業の推進

2022 年度までに、生産基盤の強化を技術面から支えるスマート農業の本格的な現場実装を着実に進める環境が整うよう、以下の取組を一体的に進める。

（スマート農業の推進）

・2019 年度から実施している実証プロジェクトで収集した農業経営データを基に、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構（農研機構）を中心に、農業者が利用しやすい形で経営診断を行うシステムを開発し、経営向上に資するスマート農業の導入を促す。

・実証プロジェクトの中で、2021 年度から新たに、農業生産段階での省力化のみならず、農産物の付加価値向上や、雇用の拡大、地域活性化にもつなげていけるよう、流通・消費者も含めたスマート商流の取組を行う。

・生産から販売・消費までのデータ連携を実現するスマートフードチェーンプラットフォームを 2022 年度までに構築する。このスマートフードチェーンの社会実装を進めるため、事業者へのインセンティブ付与や消費者への価値訴求を図るフードチェーン情報公表 JAS（仮称）の策定について検討する。

・米と比較して開発・導入が遅れている野菜・果樹等について、スマート農業技術の導入を促進するため、地場メーカー、農業者、大学、ス

タートアップ企業、地域金融機関等による地域コンソーシアムの組成を促し、地域のニーズに応じた改良等の可能性も含め、効果的な社会実装につながる汎用性の高い技術の研究開発等の取組を推進する。

・農地の集積等が進んだ地域については、担い手農業者に対するスマート農業機械の導入支援などを通じて、引き続きスマート農業の実装を後押しする。加えて、スマート農業のメリットを感じにくい、農地の集積等が進んでいない小規模農業産地において、農地の集積・集約化を促進しつつ、スマート農業産地の形成・創出に取り組み、スマート農業技術の導入による生産性向上を促す。産地が目指すスマート農業技術を用いた農業の姿を合意形成できた複数の経営体が参画し、スマート農業機械のレンタル・シェアリングも活用し初期投資の課題を乗り越えながら、農作業の集約化を図る。

・スマート農業産地のメリットの明確化を図り、合意形成に資するよう、各産地のビジネスモデルに関するコンサルテーション機能を担う情報発信拠点を形成するとともに、スマート農業実証プロジェクト実施地区の取組事例や多様な農業支援サービス事業者が持つスマート農業技術の情報などを一元的に集積し、優良事例の全国展開に向けた取組を行う民間主体の全国規模の協議会の設立を図る。

・スマート農業産地における、減農薬・減化学肥料による環境保全や大幅な省力化などの効果があるスマート農業技術の導入を促進する仕組みについて、今後のスマート農業機械の導入状況を見極めながら、検討し、具体的な措置を講ずる。

・スマート農業の実装を促進するため、自動走行農業機械に適した農地の大区画化や ICT 水管理施設等の整備を推進する。

・スマート農業の推進に資する農村周辺での通信環境整備のため、現場の状況に応じて、農林水産省の関連事業と総務省の関連事業を効果的に活用する。

・農林水産省と総務省の間で、スマート農林水産業を加速化する必要性についての危機感、農林水産業の各分野・地域横断的な課題、各分野における取組の進捗状況などを共有し、民間会社の協力も得ながら解決に向けた対応策を検討するための連絡会議を設置する。

・道府県立農業大学校でのスマート農業のカリキュラム化について、現在の 32 校から、2022 年度までに、42 校全校に拡大するとともに、既に就業している農業者を対象としたスマート農業研修も充実させる。

・都道府県の農業普及指導員が、農業者や農業支援サービス事業者からの相談に対応する体制を構築する。

・農業高校（林業関係学科を含む）に関して、スマート農業・林業に関

する学習内容が盛り込まれた新高等学校学習指導要領が実施される2022年度に向けて、農林水産省等が作成する教育コンテンツの活用等によりスマート農業に関するアクティブな学習を前倒しして実施する学校の増加を促す。

・変化する農林水産業への就業を高校生が常に意識できるよう、スマート農業機械等の導入を支援することに加えて、授業や現場実習において、スマート農林水産業を実践する卒業生をはじめとする地域の農林水産業関係者や農業支援サービス事業者などの外部人材の活用を図るとともに、高校教員の更なる指導力向上のために、オンライン方式も含めた研修を充実させつつ、参画を促す。

・農林水産省と文部科学省の間で、スマート農林水産業を加速化させることの必要性について認識を共有し、スマート農林水産業に精通した人材の育成を推進するため、連絡会議を設置する。

・スマート農林水産業をより一層促進するため、異なる技術力や発想力を持つ多様な関係者が業種横断的に集まる地域コンソーシアムの組成を促す。その際、特に大きな役割が期待される地方大学と地域金融機関の参画を積極的に促す。また、地域コンソーシアムの取組は、スマート農業の全国の取組事例等を一元的に集積し優良事例の全国展開に向けた取組を行う民間主体の協議会に集積し、併せて全国への情報発信を図る。

・国立大学改革の一環として、地方貢献に資するため、スマート農林水産業等の推進に向けて、地方国立大学における人材供給や研究開発を促進する。

・地域における資金供給の円滑化を促進するため、スマート技術の活用やそれらに対する目利きに関する研修の実施など、株式会社日本政策金融公庫と地域金融機関の連携体制を一層強化する。

（農業支援サービスの育成・活動環境整備）

・改正農業法人投資円滑化法に基づく投資スキームや日本政策金融公庫の資金融資等の活用により、資金面で農業支援サービス事業者の活動を支援する。

・新規就農に向けた情報や求人情報をワンストップで提供しているポータルサイトで、2021年度から、農業支援サービス事業者の求人情報も提供する。また、この求人情報を各都道府県の技術力豊かな高等専門学校にも提供し、エンジニアなど農業以外の分野から人材を確保する。さらに、農業支援サービス事業者のサービス情報が登録され、農業者が手軽に検索・比較できるポータルサイトを 2021 年度中に立ち上げるとともに、農業支援サービス事業者間の情報交換を行える場を、

2021 年度中に設置する。

・地域とのつながりが乏しい農業支援サービス事業者が各地域に円滑に参入し、農業者が必要なサービスを受けられるよう、地方公共団体等が行う農業者とのマッチングを促進する。地方公共団体等による参入支援の取組や農業支援サービス事業者の活動による具体的な成果を、スマート農業新サービス創出プラットフォームの民間企業や研究機関等と共有し、農業支援サービスの市場拡大を図る。さらに、農業支援サービス事業者への農研機構の専門家の活用に向けた情報提供体制について検討する。

・2025 年度までに新しい病害虫発生予察を実現するため、ドローン等を活用した病害虫発生量の情報収集や AI 等を活用した病害虫発生予測技術の開発に取り組む。

ⅱ）スマート林業の推進

2024 年度までに、スマート林業の本格的な現場実装を着実に進める環境が整うよう、以下の取組を一体的に進める。

・2021 年度に産官学の様々な知見者が参加する「林業イノベーションハブセンター（森ハブ）」を設置し、林業機械の無人化・自動化等の戦略的技術の開発・実証に関し、先端技術の導入促進のための林業分野以外の技術探索等を行い、その成果を活用し、技術開発方針の策定や民間事業者による事業化への支援を推進する。

・安全で生産性の高い林業を実現して、若者や女性、自伐型林業を含めた様々な林業経営者にとって安全で魅力ある産業への転換を図るため、森ハブの知見も活用し、2024 年度までの実用化を目指し、伐採、運搬、造林の作業を遠隔・自動で行う機械と、その基盤となる無線通信技術等に関する開発・実証を行う。また、これらの機械の実用化に合わせて安全性ガイドラインを整備する。

・市町村や林業経営者が利用可能な森林資源情報をまとめた都道府県森林クラウドを 2021 年度までに全ての都道府県で導入する。また、精密なレーザ計測を進め、順次、森林クラウドに計測成果を掲載するとともに、国有林の森林資源情報も掲載する。さらに、民有林・国有林の森林資源情報を一体的に国民一般へ公開する仕組みについて検討する。

・全国でのスマート林業のモデル的な導入に向け、国有林のフィールドも活用しつつ、2022 年度までに全国 12 か所程度での実践事例の分析・提供や、技術モデルの提示を行う。

・林業大学校でのスマート林業のカリキュラム化について、現在の全国

19 校から、2024 年度までに、21 校全校に拡大するとともに、農業高校（林業関係学科を含む）に関して、スマート農業・林業に関する学習内容が盛り込まれた新高等学校学習指導要領が 2022 年度に実施されることを踏まえ、農林水産省等が作成する教育コンテンツの活用等によりスマート林業に関するアクティブな学習を実施する学校の増加を促す。

iii）スマート水産業の推進

2023 年度までに、スマート水産業の本格的な現場実装を着実に進める環境が整うよう、以下の取組を一体的に進める。

・2023 年度までに、水産資源の評価対象の有用魚種全体（200 種程度）への拡大と資源評価の精度の向上を目指し、主要な産地市場・漁協の水揚げ情報を電子データで収集する体制を構築する。2021 年度は 200 市場を目途に体制を構築し、2023 年度に全国 400 市場程度に拡大することを目標とする。また、水揚げ価格情報を船上で確認できるシステムや船上から漁獲情報を産地市場関係者と共有するためのシステムの導入を促進する。

・2023 年度までに、沖合・遠洋漁業を行う漁船 1,000 隻以上が、漁場予測を含む衛星情報等からの精度の高い漁海況情報を活用できるよう、漁海況予測システムの開発・実証を行う。

・2021 年度中に、沿岸漁業で 7 日先までの漁海況予測情報の提供により経験が浅い漁業者でも漁場に効率的に到達できるような取組を 10 都道府県以上で実施する。

・養殖について、2021 年度中に赤潮発生予測情報を活用する取組を 10 か所以上で実施するとともに、個別の海域での養殖生産力の推定サービス、いかだの最適配置提案サービスなどの漁業支援サービスの活用を促進する。

・スマート技術と親和性の高い養殖に関し、革新的な技術を開発するため、産官学金の異なるアイディアを有する様々な業種からなるプラットフォームを、2022 年度までに構築する。

・海上での通信環境整備の一環として、衛星コンステレーションを用いた低廉な通信サービスが速やかに利用可能となるよう、2021 年度中に、必要な制度整備を行う。

・2024 年度までに、水産大学校におけるスマート水産業のカリキュラム化を実施する。また、漁業の既就業者向けの短期スマート研修も充実させる。

・スマート水産業に関する学習内容が盛り込まれた新高等学校学習指

導要領が実施される 2022 年度に向けて、大学や企業等の専門家によるアクティブな出前授業を活用した学習が実施される水産高校の増加を促す。

（８）企業等における DX の推進

・2021 年６月に DX 銘柄 2021 を選定・公表したことと併せて、デジタルガバナンス・コードの基本的事項に対応する企業を国が認定する制度（DX 認定制度）の普及促進を引き続き行う。また、2022 年度にデジタルガバナンス・コードの見直しを進める。

・企業や投資家等が DX をより具体的に理解した上で進められるよう、個別企業が DX の取組状況を評価する上で有効な業種別リファレンスシナリオを 2021 年度中に策定する。また、非上場企業や中堅・中小企業が適切に DX を進められるよう、2021 年度中に DX 推進のためのリファレンスシナリオを策定するとともに優良企業の選定等を行う。

・企業が DX によりグローバルで競争力のあるデジタル技術の提供主体となるために必要な要素を 2021 年度中に取りまとめる。また、社会全体で DX を加速するため、全国の水道事業者への導入支援を通じて水道情報活用システムの展開を進めつつ、上水道事業等を事例として得られる知見を活用し、介護等の多様な業界で協調領域を形成して共通プラットフォームを構築するための技術的支援を行うとともに、組込みソフトウェア等の技術を活用した低遅延サービスの基盤構築を開始する。

・サプライチェーンの寸断リスクなどに対応するための企業変革力（ダイナミック・ケイパビリティ）を強化すべく、2021 年度中に無線通信技術の製造現場での本格活用に資する技術開発支援に着手する。

・デジタルアーキテクチャ・デザインセンターを中心として、複数の事業者間等でのデータの連携・活用を促進するための基盤となる共通技術仕様（アーキテクチャ）について、デジタル庁をはじめとした各府省等からの依頼に基づき、先導的プロジェクトを進め、2021 年度中に一定の成果を得る。

・システム等のオーナーが、第三者によるセキュリティ検証を活用することでそのサービスの品質を確保しやすい環境を整備するため、2021 年度中に、システム等を構成するソフトウェアの適切な管理に資するソフトウェアの部品構成表である SBOM(Software Bill of Materials)の日本における活用に向けた実証事業を開始するとともに、セキュリティ検証を担う事業者の信頼性を可視化する制度をはじめ、我が国のセキュリティ検証ビジネスの発展に資する取組の検討を行い、方向性

を取りまとめる。

・シェアリングエコノミーについて、安全性・信頼性向上を果たしつつ社会への浸透・定着を促進するため、シェアワーカー及びシェア事業者の認証制度の普及を図る。また、地域でのシェアリングエコノミーの活用に向けて、防災分野におけるモデル連携協定を基に、地方公共団体の協定締結を促すとともに、2021 年度中に災害発生時等のシェア事業者向けの実施マニュアル等を作成する。さらに、シェアリングシティ推進協議会と連携し、地方公共団体等とともに公共サービスとしてのシェアリングエコノミーの新たな活用モデルを検討し、事業者団体よりその検討結果を提示する。

・実空間における３次元情報を利用者間で共通利用できるよう、実空間における位置情報を統一的な基準の下、共通仕様で表現する「空間 ID」の整備に向けて、2021 年度から「空間 ID」の技術的な実装方式や管理について検討し、2022 年度中に「空間 ID」の運用に関するガイドラインを策定するとともに、2024 年度までに「空間 ID」の標準化を進める。

（９）サイバーセキュリティの確保

・「サイバーセキュリティ戦略」を 2021 年中に策定し、東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて進めている取組の活用やサプライチェーンリスクに関する技術検証体制・システム整備を進めるとともに、DX・ウィズ・サイバーセキュリティ（DX with Cybersecurity）の推進に向け、経営層の意識改革や地域・中小企業対策、人材育成・確保といった必要な取組を着実に進める。また、「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」（令和２年 12 月 25 日閣議決定）に基づき、内閣サイバーセキュリティセンター（NISC）がその体制を強化しつつ、デジタル庁が整備・運用するシステムを含めて国の行政機関等のシステムに対するサイバーセキュリティ対策強化のための監査等を行う。

・サイバーセキュリティに関する技術・情報を海外に過度に依存している状況を脱却するため、我が国独自にサイバーセキュリティ情報を国内で収集・生成・提供するためのシステム基盤を 2021 年度中に構築し、サイバー攻撃情報の分析を開始する。また、これらの情報を活用した製品検証環境や演習環境の試験運用を 2022 年までに開始し、産学への開放を通じて国産製品の開発や人材育成を促進する。

・2020 年 11 月に設立されたサプライチェーン・サイバーセキュリティ・コンソーシアムと連携し、2021 年度中に、中小企業向けセキュリティサービスの普及や各地域でのセキュリティ・コミュニティ形成、産学

官連携等中小企業を含むサプライチェーン全体でのセキュリティ対策の促進に必要な取組を整理し、取りまとめる。

・データの改ざんや送信元のなりすまし等を防止する仕組み（トラストサービス）について、2021 年度に以下の取組を行う。

－eIDAS 等の諸外国との十分性認定を見据えた制度比較等の調査検討

－タイムスタンプについて、国による認定制度が電子文書の送受信・保存に関する法令において有効な手段となるよう、その利用の拡大に向けた施策を実施

－ｅシールについて、民間の認定制度として実施する場合の在り方について指針を策定

これらの取組状況を踏まえ、民間の保存書類の電子化を含めトラスト基盤を検討する。

・デジタル空間での安全・安心な民間取引等において必要となる本人確認手法について、公的個人認証サービスの利用促進に加え、2021 年中に有識者検討会を立ち上げ、安全性や信頼性等に配慮しつつ具体的な課題と方向性を整理し、その結果も踏まえ簡便な手法の一つであるeKYC 等を用いた本人確認手法の普及を促進する。

２．グリーン分野の成長

（１）2050 年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略

ⅰ）2030 年排出削減目標を踏まえたグリーン成長戦略の枠組み

成長戦略実行計画に記載のとおり。

ⅱ）分野横断的な主要政策ツール

成長戦略実行計画に基づき、同計画に記載する施策のほか、以下の具体的施策を講ずる。

・化合物パワー半導体やその基盤、リチウムイオン蓄電池、燃料電池、洋上風力発電設備の主要部品といった脱炭素化効果が高い製品の生産設備や炭素生産性向上につながる設備投資に対して、最大 10%の税額控除等を措置する。
・2021 年４月に開催された日米首脳会談において取りまとめられた「新たな時代における日米グローバル・パートナーシップ」等に基づき、クリーンエネルギーや他の関連分野における両国の技術力を最大限に活用しつつ、第三国の脱炭素移行を促進することにより、気候変動に対処し、グリーンで持続可能な世界成長・復興を促進する。
・世界のカーボンニュートラル実現に向けて、アジア等新興国におけるエネルギー資源の安定供給確保と持続的な経済成長を実現しつつ、現実的なトランジションの取組を加速化するため、各国のニーズ等を踏まえたロードマップの策定やファイナンス支援等をパッケージ化した「アジア・エネルギー・トランジション・イニシアティブ（AETI)」を推進し、新興国の自主的な取組を支援する。
・2021 年３月に WTO の少数有志国による閣僚級会合（オタワ・グループ閣僚級会合）において日本が提案した気候変動対策に資する製品の関税撤廃や規制面でのルール作り等国際的な枠組みの構築のため、2021 年 11-12 月開催予定の WTO 第 12 回閣僚会議に向けて、関心国と連携する。
・「Japan Innovation Bridge（J-Bridge)」を活用し、洋上風力等カーボンニュートラル分野において強みを持つ欧米等の海外企業と日本企業との協業等を促進する。
・2021 年秋に「東京ビヨンド・ゼロ・ウィーク」として、エネルギー・環境関連の国際会議を集中的に開催し、カーボンニュートラル実現に向けた日本の戦略の世界に向けた発信や先端的研究機関間の協力促

進、イノベーションの実現やトランジションを支える資金の呼び込みに向けた環境整備を進めるとともに、水素、カーボンリサイクル、化石燃料の脱炭素化に関する国際的な議論や協力をリードする。

iii）分野別の課題と対応

成長戦略実行計画に基づき、同計画に記載する施策のほか、以下の具体的施策を講ずる。

（洋上風力産業）

・2030 年までに 1,000 万 kW、2040 年までに浮体式も含む 3,000 万～4,500 万 kW の案件を形成する。あわせて、海底直流送電も含む系統整備のマスタープランを、2022 年度を目途に完成を目指すとともに、将来的な我が国の基地港湾に求められる機能を 2021 年度中に整理するなどインフラ整備に係る取組も推進する。

・国内市場を呼び水として競争力がある強靭なサプライチェーンを構築するため、設備投資促進や J-Bridge 等を通じた海外企業と日本企業との協業の促進、規制改革、人材育成等を進める。

・サプライチェーンの構築に不可欠な風車や中・長期的に拡大の見込まれる浮体式等について次世代技術開発を進め、将来のアジア市場展開に向けて国際連携や浮体式の安全評価手法の国際標準化に取り組む。

（次世代型太陽光産業）

・立地制約を克服する次世代型太陽電池の開発を進め、既存の太陽電池では技術的な制約により設置が困難な住宅・建築物等への太陽電池の設置拡大を図る。

・FIP 制度の導入等により太陽光発電の経済的自立を進めるとともに、アグリゲーションビジネス等関連産業の創出・育成により多様なプレーヤーの参画を生み出し、太陽光発電の関連産業の拡大に取り組む。

・地域と共生しながら安価に事業が実施できる適地を確保するため、様々な分野の規制や制度等の再検討を行い、太陽光発電の導入拡大を図る。

（水素産業）

・水素の供給コスト低減や需要拡大を目指し、水電解装置の大型化・モジュール化や水素発電の燃焼安定性に係る技術開発・実証、国内外における水素サプライチェーンの構築、多様な水素社会モデルの構築等に取り組む。

・大型車両の脱炭素化の早期実現に向け、2021 年度から水素内燃機関の

実証を行うとともに、再エネ水素のサプライチェーンの構築を推進する。

（燃料アンモニア産業）

・2030 年に向けて、火力発電への 20%アンモニア混焼の導入及び普及を目標とし、NEDO 事業による実証を踏まえた既設発電所への実装を目指すとともに、非化石価値の顕在化など燃料アンモニアの政策的位置付けを明確にする。

・2030 年に向けて、アンモニア製造プラントの新設を進め、輸出入・貯蔵に対応した港湾等の環境整備を行うとともに、生産国・消費国との有機的な連携を通じた燃料アンモニアサプライチェーンの構築を目指す。

（自動車・蓄電池産業）

・電動車の普及に不可欠な希少金属の安定確保のため、蓄電池に含まれる希少金属の効率的な回収技術の開発に着手するとともに、高性能モータに必要な希少金属の使用量を更に削減するための技術開発・実証に 2021 年度から取り組む。

・燃料電池自動車の普及拡大に向けて事業者と利用者の負担を軽減するため、道路運送車両法と高圧ガス保安法の関連規制の一元化も視野に規制の在り方を検討し、6 月に一定の方向性を取りまとめ、2021 年内に結論を得る。

（カーボンリサイクルに係る産業）

・水素と CO2 を組み合わせてプラスチック原料を製造する人工光合成技術や CO2 を原料とする機能性化学品（ポリカーボネイト等含酸素化合物）、バイオマス・廃プラ由来化学品等の製造技術を確立し、既存製品と同価格を目指す。また、熱源のカーボンフリー化等によるナフサ分解炉の高度化に向けた取組を推進する。

・CO2 と水素を原料として製造される合成燃料について、技術開発・実証を今後 10 年で集中的に行うことで、2030 年までに高効率かつ大規模な製造技術を確立するとともに、2030 年代に導入拡大・コスト低減を行い、2040 年までに環境価値を踏まえつつ、自立商用化を目指す。

（マテリアル産業）

・製鉄プロセスでの CO2 の大幅削減を目指し、2021 年度に水素還元製鉄技術の技術開発・実証を開始する。

・金属製造プロセスの脱炭素化や省電力化、基礎化学品製造プロセスにおけるケミカルリサイクル技術、セメント製造プロセスの脱炭素化、燃焼プロセスの水素等への転換、リサイクルの高度化等に向け、2021

年度から技術開発・実証に取り組むことで、新たな市場の取り込みを目指す。

（住宅建築物産業）

・木造建築物の普及拡大に向け、2021 年中に建築基準の合理化等を検討し、2022 年以降に所要の制度的措置を講ずるとともに、CLT 等を活用した先導的な設計・施工技術の導入支援や設計に関する情報ポータルサイトの整備、設計者育成に対する支援を実施する。

・住宅の省エネ基準の義務付け等更なる規制強化を検討するとともに、ZEH・ZEB や LCCM 住宅・建築物など省エネ性能の高い住宅・建築物の整備や省エネ改修への支援を行う。また、太陽光発電の導入促進等を通じた住宅・建築物のゼロエネルギー化に取り組む。

（次世代電力マネジメント産業）

・FIP 制度による再エネの市場統合や需給調整市場等の要件整備、ローカル系統における混雑緩和のための価格シグナルの活用、蓄電池の価格低減、EV を含めた各エネルギーリソースの最適制御に向けた実証等を通じて、分散型エネルギーリソースを活用したビジネスを推進する。

・次世代スマートメーターの導入を進めるとともに、慣性力提供技術の開発、ノンファーム型接続拡大や需要誘導による系統混雑への対応、送変電設備の監視・運用技術の高度化、長距離直流送電の導入等を通じて、送配電関連ビジネスを推進する。

・マイクログリッドを活用したモデル事業で得られた知見・経験の共有、配電事業ライセンスの運用やレジリエンス価値の明確化等を通じて、災害時の独立運用等に関する技術的困難性等の課題の克服や関係者間調整の容易化を図るとともに、多様なビジネスモデルの形成を促すことによりマイクログリッドの導入を促進する。

（次世代熱エネルギー産業）

・熱需要の脱炭素化の実現に向けて水素と CO2 の合成（メタネーション）によるメタン等で天然ガスを代替するため、2021 年度から実用化・商用化のためのメタネーションの設備大型化・高効率化に関する技術開発・実証に取り組むとともにサプライチェーン構築等を官民一体で進める。

（原子力産業）

・高速実験炉や高温ガス炉等の試験研究炉の活用や核融合技術の開発、さらに小型モジュール炉等の革新的な原子炉開発を進める各国の取組も踏まえ、取り組む。

（船舶産業）

・我が国海事産業の国際競争力の強化や脱炭素化の推進のため、ゼロエ

ミッション船の商業運航を 2028 年以前に実現することを目指し、その導入・普及に資する国際基準の整備、ガス燃料船等の生産基盤確立・普及促進、低・脱炭素化技術の開発・実用化、新船への代替を促す国際制度の 2021 年度中の構築と国内制度化を推進するとともに、内航海運の低・脱炭素化に向けて必要な制度構築を含めた環境整備、洋上風力関連船舶の国産化等に取り組む。

（物流・人流・土木インフラ産業）

・「国土交通グリーンチャレンジ」に基づき、民間事業者と連携した技術イノベーションやその実装の加速化を通じ、くらし、まちづくり、交通、インフラにおける分野横断的な脱炭素化等の取組を戦略的に推進する。

・物流の更なる効率化・省エネ化に向け、2021 年度より取り組む実証事業等を通じ、発荷主、物流事業者、着荷主等が連携し、機械化・デジタル化によるサプライチェーン全体の効率化や省エネ化を図るとともに、取組が評価され、更なる動機付けとなるための省エネ法上の評価の在り方等について検討し、2021 年度内を目途に結論を得る。

・燃費性能の優れた建設機械の普及及び地方自治体の工事を施工している中小建設業への ICT 施工の普及を図ることにより、CO2 の削減を目指す。

・下水道での脱炭素化実現を後押しするため、省エネリノベーション、下水熱、下水道バイオマスエネルギー及び下水道由来水素に関する技術開発の加速化と導入促進を 2025 年度まで集中的に取り組む。

・最新の気象予測技術の活用により、多目的ダムに貯まった洪水を次の台風等に備えて水位低下させる際に、洪水対応に支障のない範囲で可能な限り発電に活用しながら放流する等のダムの運用改善に関する実現可能性の検証を 2021 年度より行い、未利用水力エネルギーの活用を推進する。

・自動車からの CO2 排出低減のため、道路交通流対策、トラック輸送の効率化を図るとともに、2025 年度の通勤目的の自転車分担率 18.2%を目指して自転車の利用環境の整備と活用を促進する。また、走行中給電技術の研究支援により、2020 年代半ばの実証実験の開始を目指すとともに、充電施設の公道設置の社会実験及び案内サインの整備促進等による電動車の普及促進を行う。

・電動車に対して高速道路利用時のインセンティブを付与することにより、一般道路から高速道路への交通転換による排出ガスの削減や電動車の普及促進を図る。

・道路照明灯の LED 化を進めるとともに、2025 年度までに道路照明施設

設置基準等を見直し更なる省エネ化が可能な新たな道路照明の導入を促進する。また、道路管理における太陽光発電等の再エネの活用を促進するための検討を行い、全国展開を目指す。

・鉄道における更なる環境負荷の低減を図るため、燃料電池鉄道車両の開発を推進するとともに、ハイブリッド車両等の省エネ車両の導入や鉄道施設への省エネ設備の導入等を促進する。

・水素・燃料アンモニア等の大量かつ安定・安価な輸入を可能とする受入環境の整備や、脱炭素化に配慮した港湾機能の高度化等を通じて、カーボンニュートラルポート（CNP）を形成するため、2021 年度内に CNP 形成計画作成マニュアルを策定する等、CNP 形成に向けた環境整備を推進する。停泊中船舶への陸上電力供給や自立型水素等電源等の技術導入を早急に実施する。

・航空分野の脱炭素化による航空産業の競争力強化に向けて、機材・装備品等への新技術導入や、管制の高度化による運航方式の改善、持続可能な航空燃料（SAF）の導入促進、空港の施設・車両の CO2 排出削減等を加速するとともに、2021 年度中に空港を再エネ拠点化する方策を検討の上着手し、官民連携を推進する。

・都市のエリア単位での脱炭素化の推進のため、2021 年度にエリア設定の考え方を検討するとともに民間資金の活用を含めた支援体制を構築し、2022 年度から包括的な取組を強力に推進する。

・2021 年度に国営公園をはじめとする都市公園への再エネの導入可能性を調査し、その導入を推進する。

・グリーンインフラの社会実装に向けて、「グリーンインフラ官民連携プラットフォーム」の活用等を通じて官民連携・分野横断による技術開発や地域への導入を推進するとともに、地方公共団体や民間事業者等が取り組むグリーンインフラ事業にグリーンボンド等を呼び込み、民間投資を拡大する。

・LRT･BRT や電気自動車等の CO2 排出の少ない輸送システムの導入を推進するとともに、地域公共交通活性化再生法の活用や MaaS の社会実装等を通じた利便性向上により公共交通の利用促進を図る。

（食料・農林水産業）

・「みどりの食料システム戦略」に基づき、各省横断的な枠組みも活用した持続可能な農林水産業・食品産業技術の創出や研究開発から製品・サービス化に至る取組の展開等を通じて、農林水産・食品分野のグリーン化を推進する。

・炭素貯留効果と土壌改良効果を併せ持つ新しいバイオ炭資材等の開発や規格の整備に向けた取組を 2021 年度から進めるとともに、効率的

な施用のために必要なスマート機械の開発等を推進し、農地土壌の吸収量の強化を図る。

・再エネによる農山漁村のエネルギー自立技術、次世代有機農業技術の開発を進めるとともに、2021 年度から園芸施設等における RE100 を実現した環境制御施設の開発等を推進する。畜産物生産において、輸入飼料から国産飼料への転換、家畜由来堆肥の広域流通による資源循環、飼養の精密化等に取り組む。

・食品製造・流通過程におけるエネルギー・熱利用の効率化等や食品ロスの削減等に向け、2021 年度から食品工場由来の廃熱の有効活用技術、データ駆動型コールドチェーンシステム等の技術開発を推進する。

・人工林の適切な間伐、エリートツリー等を活用した再造林等の森林整備や高層建築物等の木造化に資する建築部材等の開発、利用拡大について 2021 年度から集中的に取り組み、森林吸収量の確保・強化を図る。

・漁船の省力化・効率化等による排出削減を進めるとともに、ブルーカーボンの活用に向けて、2023 年度までに藻場等による CO2 の吸収・貯留量の計測方法を確立し、温室効果ガスインベントリ報告への反映を目指すとともに、藻場・干潟の保全・創造等を行う。

（資源循環関連産業）

・2023 年までに最初の商用化規模の CCU 技術確立に向け、廃棄物処理施設の排ガス等の回収・利用によるプラスチック原料の製造等の実証を進める。

・河道内樹木等のバイオマス発電燃料等への利用促進を図るための実証を行うとともに、既存施設である一般廃棄物処理施設等の有効活用の可能性を検討しバイオマス発電施設、一般廃棄物処理施設の活用拡大のための手引きの作成等に取り組む。

（ライフスタイル関連産業）

・エネルギーの真の地産地消や脱炭素とレジリエンスの同時実現を図るため、直流給電による建物間の電力融通、自立分散型のエネルギーシステムの構築等を推進する。

・今後数年で電動車市場を活性化させ、移動の脱炭素化を推進するために、生活・ビジネス面において、動く蓄電池として再エネ電力と組み合わせた EV/PHEV/FCV の導入促進や、電動車を使いやすい地域づくりを進める。

・J-クレジット制度における申請手続の電子化、モニタリングやクレジット認証手続の簡素化・自動化を図るとともに、ブロックチェーンを活用した取引市場創出を検討し、最速で 2022 年度からの運用開始を

目指す。
・気象衛星やシミュレーション技術等の高度化により、大気・海洋の観測・予測を充実し、その成果が企業や公的機関等における気候変動対策のための科学的基盤として利活用が進むよう産学官連携の下に取り組む。

（２）カーボンプライシング

成長戦略実行計画に基づき、具体的施策を講ずる。

（３）カーボンニュートラル市場への内外の民間資金の呼び込み

ⅰ）円滑な資金供給に向けた基盤整備

成長戦略実行計画に基づき、同計画に記載する施策のほか、以下の具体的施策を講ずる。

・円滑な資金供給に向けた環境整備を図る観点から、グリーンボンドガイドラインについて、発行手続等を検討し、改訂する。また、ソーシャルボンドについてもガイドラインを策定するとともに、社会的課題解決に関する具体的な指標等を幅広く例示する文書の策定を検討する。
・アジア等新興国の移行支援を進めるため、国内の基本指針をベースにアジア版トランジション・ファイナンスの考え方の策定・普及を推進する。

ⅱ）グリーンボンド等の取引の環境整備

成長戦略実行計画に基づき、同計画に記載する施策のほか、以下の具体的施策を講ずる。

・ESG 等に関する外部評価手法が必ずしも明らかでないなどの意見があることを踏まえ、透明性やガバナンス等 ESG 評価機関の在り方を検証する。
・投資家保護の観点から、ESG 関連投資信託について、商品特性の明確化や組成・販売時での環境的・社会的効果等の適切な説明を促す。

ⅲ）サステナビリティに関する開示の充実

成長戦略実行計画に基づき、同計画に記載する施策のほか、以下の具体的施策を講ずる。

・国際基準の策定に関して、国際会計基準（IFRS）財団における気候変動を含むサステナビリティについての比較可能で整合性の取れた開示の枠組みの策定の動きに、意見発信を含め日本として積極的に参画する。
・2021 年秋頃までに TCFD（気候関連財務情報開示タスクフォース）ガイダンスの業種追加や事例拡充等を行うとともに、グリーン投資ガイダンスにトランジション・ファイナンスを盛り込み、シナリオ分析の高度化も図りつつ、2021 年開催を予定している次の TCFD サミットや COP26 において世界に発信する。
・不動産分野において、2021 年３月に取りまとめた「不動産分野 TCFD 対応ガイダンス」を活用して情報開示の促進等を行うとともに、2022 年度以降のガイダンスの改訂に向けて、更なる ESG 投資推進のための情報開示の在り方について検討を進める。
・CO2 削減量が大きいイノベーションに取り組む企業リスト（ゼロエミ・チャレンジ）を 2021 年度中に改訂し、更なる民間資金の呼び込みを図る。

ⅳ）金融機関による融資先支援と官民連携

成長戦略実行計画に基づき、同計画に記載する施策のほか、以下の具体的施策を講ずる。

・地域金融機関への取組支援として、関係省庁は、関係自治体と連携しつつ、各種の情報提供やノウハウ共有を行う。
・グリーンイノベーション基金、株式会社日本政策投資銀行（DBJ）のグリーン投資促進ファンド等の公的資金を呼び水に、企業と金融機関の対話等の促進を通じて、民間資金の動員を促す。

（４）地域脱炭素ロードマップ

成長戦略実行計画に基づき、以下の具体的施策を講ずる。

2050 年までの CO2 排出実質ゼロを表明（ゼロカーボンシティ宣言）し、主体的に脱炭素への移行に取り組む地方公共団体の動向を踏まえて国・地方脱炭素実現会議において策定された「地域脱炭素ロードマップ」（令和３年６月９日国・地方脱炭素実現会議決定）に基づき、脱炭素先行地域づくりを進め、少なくとも 100 か所の脱炭素先行地域において 2030 年までに民生部門の電力消費における脱炭素の実現を目指す。また、住宅・建築物等への自家消費型太陽光発電の普及、住宅の省エネ性能の向上、再エネ電力を活用した、ゼロカーボン・ドライブによる EV/PHEV/FCV の普及拡大等の重点対策を全国で実施し、脱炭素先行地域を核に全国各地に脱炭素の取組を波及させる脱炭素ドミノを実現する。

この実現のため、「みどりの食料システム戦略」、「国土交通グリーンチャレンジ」等の関係省庁の政策パッケージも活用しつつ、今後５年間で集中して推進する。

（５）循環経済への移行とビジネス主導の国際展開・国際協力、その他

・脱炭素に必要な循環経済への移行を戦略的に進めるため、プラスチック資源循環促進法に基づく取組等を後押しすべく、環境配慮設計に係る指針の推進や、地域の資源循環体制の構築、リサイクルの高度化や代替素材の研究開発・普及、デジタル技術活用を推進する。また、循環経済に向けた先進的な取組を促すべく、グローバルな産業界・金融界等が規範とする内外共通の循環経済原則の策定を国際的に提唱していく。

・大阪ブルー・オーシャン・ビジョンの実現に向けた具体的取組である「マリーン・イニシアティブ」に基づき、各国の専門家との議論を深め、2023 年を目途に世界的なデータ集約等を活用した国際展開を進めるとともに、地方公共団体における海洋プラスチックごみ対策の推進を図る。

・下水道における創エネ・省エネ化や施設管理の高度化・効率化を目指し、2021 年度にデータ利活用の基盤となる共通プラットフォーム構築に向けた実証等や、ICT・AI による広域管理・運転支援技術の実証を行う。

・下水道への使用済み紙オムツ受入のための 2022 年度のガイドライン策定に向けて、2021 年度に福祉施設における紙オムツ処理装置の導入効果を評価する実証の実施及び適正使用方策等の検討を進める。

・国際民間航空機関（ICAO）におけるタスクグループ（日本が提案し設立）で、CO2 排出削減の長期目標について、議長国として 2022 年まで

の検討を先導する。

・環境インフラの国際展開を推進するため、JCM について、第９回太平洋・島サミット（PALM9）の共同行動計画に記載する方向で調整中の太平洋島しょ国を対象としたワークショップの開催等を通じ、アジア太平洋を中心に地域的な展開等も視野に官民連携を強化・拡充する。

・2022 年度以降、CO2 を利用したメタノール合成の実証の本格化や集積する産業間の連携等による苫小牧の CCUS 実証拠点化を通じて、2030 年までの CCS 商用化を目指す。

・CO2 の長距離・大量輸送と低コスト化につながる液化 CO2 の船舶輸送技術を確立するために、CO2 の排出源と利用・貯留先との間の船舶による液化 CO2 輸送の実証試験に 2021 年度から取り組む。

・2021 年度に日本が主導して構築する「アジア CCUS ネットワーク」を通じて、CCUS 実証で得た知見・技術のアジア展開を目指すとともに、東南アジア初となる大規模 CCUS 実証事業を 2022 年度に開始すべく、JCM の活用を見据えた実現可能性調査を進める。

・CEFIA（Cleaner Energy Future Initiative for ASEAN。日本主導の官民イニシアティブ）において、2021 年度内を目途に、島しょ国における再エネマイクログリッド構築や IoT による工場設備最適制御等のプロジェクトの立ち上げを目指す。

・現在見直しに向けた議論が行われているエネルギー基本計画を踏まえ、石油・LNG・レアメタル等に加えて、将来的な水素・アンモニア・CCS 適地の確保を見据え、2021 年度内に自主開発比率目標の引上げや新たな LNG 戦略の策定等を行うとともに、本目標に基づく自主開発比率の引上げに向けて包括的な資源外交の展開、メタンハイドレート・海底熱水鉱床・レアアース泥等の国産海洋資源開発を推進する。

・更なる省エネの推進に向けて、産業・業務部門において、2021 年度以降順次省エネ法に基づくベンチマーク制度の目標水準の見直しや対象業種の拡大等を行う。また、家庭部門において、エネルギー小売事業者の一般消費者への省エネ情報提供に関するガイドラインを見直すとともに、エネルギー小売事業者の情報提供の取組を評価する仕組みを検討し、2021 年度中に結論を得る。

・原子力については、可能な限り依存度を低減しつつ、原子力規制委員会によって世界で最も厳しい水準の規制基準に適合すると認められた場合には、立地自治体等関係者の理解と協力を得つつ、原発の再稼働を進める。また、道路整備等による避難経路の確保等を含めた原子力防災体制の構築の着実な推進や、自主的安全性向上の取組を通じて社会的信頼の回復に努める。さらに、人材・技術・産業基盤の強化に

着手し、安全性等に優れた炉の追求、廃炉を含めたバックエンド問題の解決に向けた技術開発など、将来に向けた研究開発も推進する。
・徹底した省エネに加え、非化石エネルギーの導入拡大や供給側の状況を踏まえたエネルギー利用の最適化、レジリエンスの強化のため、3E+S の実現のための需要側のあらゆる取組の強化に向けた制度的枠組みを検討し、2021 年度中を目途に方向性を提示する。
・サプライチェーン全体の排出削減に向け、企業によるパリ協定と整合した目標等の達成のための実行計画策定や中小企業の脱炭素化に資するガイドラインを 2021 年度中に改定するとともに、2022 年度から改正温対法に基づく企業の排出量や削減取組等の更なる見える化や普及啓発活動も通じて幅広い事業者に脱炭素経営の実践を促す。
・気候変動及び気候変動影響に関する最新の知見を踏まえた気候変動影響評価報告書（2020 年 12 月公表）を勘案して、2021 年度に気候変動適応計画を変更し、気候変動適応の取組を推進する。
・「気候変動×防災」の観点で、廃棄物処理施設の地域のエネルギーセンターとしての活用、自然生態系を活用した防災・減災の実装、気候変動に伴う複合リスクも踏まえた災害等への強靭性強化や災害等に係る気候変動リスク情報の整備活用、熱中症対策行動計画（2021 年３月策定）に基づく熱中症警戒アラートなどによる情報発信の強化等、地域の「気候変動×レジリエンス」と地域循環共生圏の同時実現等を推進する。
・ポスト 2020 生物多様性枠組を達成し、2030 年までに世界の陸地と海洋の 30%を保護地域やその他の効果的な手段で保全することに貢献するため、自然資源管理がなされている企業所有地等を生物多様性保全に貢献する区域として認定する仕組みを検討し、2021 年度中に認定基準の考え方を取りまとめるとともに、生物多様性保全と経営・投融資に関するガイドラインを 2021 年度内に策定することにより、企業活動や地域活動を支援する。
・生物多様性条約 COP15 を機に、里地・里山・里海の保全を目指す SATOYAMA イニシアティブを推進し、それを踏まえた生物多様性国家戦略が策定されるよう、生物多様性条約 COP16 が開催される 2023 年頃までに、約 120 か国の途上国を支援する。
・2021 年 10 月に開催される生物多様性条約 COP15 において、ポスト 2020 生物多様性枠組に外来種対策における国際連携強化を盛り込む提案等を通じて、ヒアリ等の侵略的外来種の非意図的侵入防止に関する国際連携強化を促す。
・カーボンニュートラルの実現に向けて、国連が定める国際基準である

環境経済勘定体系（SEEA）や国際機関等による研究に則しつつ、環境要因を考慮した統計（グリーン GDP（仮称）など）や指標に係る研究やその整備を関係省庁が連携して行う。

３．グリーン成長戦略に向けた新たな投資の実現

（１）カーボンニュートラルに伴う産業構造転換

成長戦略実行計画に基づき、具体的施策を講ずる。

（２）カーボンニュートラルに伴う電化とデジタル技術の活用

成長戦略実行計画に基づき、具体的施策を講ずる。

（３）水素ステーションの整備

成長戦略実行計画に基づき、具体的施策を講ずる。

（４）電気自動車向けの急速充電設備の整備

成長戦略実行計画に基づき、具体的施策を講ずる。

（５）石炭火力自家発電のガス転換等

成長戦略実行計画に基づき、具体的施策を講ずる。

（６）再エネ普及のための送電線網の整備

成長戦略実行計画に基づき、具体的施策を講ずる。

４．「人」への投資の強化

（１）フリーランス保護制度の在り方

成長戦略実行計画に基づき、同計画に記載する施策のほか、以下の具体的施策を講ずる。

・フリーランスについては、多様な働き方の拡大、ギグエコノミーの拡大による高齢者雇用の拡大、健康寿命の延伸、社会保障の支え手・働き手の増加などの観点からも、個人がフリーランスを選択できる環境を整える必要がある。このため、事業者とフリーランスとの取引に関して、独占禁止法や下請代金支払遅延等防止法、労働関係法令の適用関係及びこれらに基づく問題行為を明確化した一覧性のあるガイドラインについて、その内容を分かりやすく紹介したリーフレット等によりフリーランス等へ周知するとともに、取引に関するトラブル等について丁寧な相談対応を実施する。その上で、発注事業者とフリーランスとの取引におけるトラブルに迅速に対応できるよう、独占禁止法や下請代金支払遅延等防止法に基づく執行体制を充実する。

　また、2021 年３月にガイドラインの内容を下請振興法に基づく振興基準に反映したことを踏まえ、業所管省庁が業種別の下請ガイドラインを改定し、これに基づいて執行を強化する。

・さらに、2021 年４月１日から対象範囲の一部拡大を行った労働者災害補償保険の特別加入制度の更なる活用に向け、引き続き要望等を踏まえて対象範囲の拡大の検討を行う。

（２）テレワークの定着に向けた取組

成長戦略実行計画に基づき、同計画に記載する施策のほか、以下の具体的施策を講ずる。

・時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方として、テレワークなど新たな働き方の導入・定着を図ることが重要である。政府としては、テレワークの定着に向けて、2021年３月にテレワークガイドラインを改定し、労働時間の把握・管理、健康確保について、

－テレワーク時における労働者の自己申告による労働時間の把握・管理については、自己申告された労働時間が実際の労働時間と異なることを客観的な事実により使用者が認識している場合を除き、労働基準法との関係で、使用者は責任を問われないことを明確化する。

－（中抜け時間があったとしても、）労働時間について、少なくとも始業時刻と終業時刻を適正に把握・管理すれば、労働基準法の規制との関係で、問題はないことを確認する。
－テレワーク時には原則禁止であるとの理解があるテレワークガイドラインの「時間外、休日、深夜労働」について、テレワーク以外の場合と同様の取扱いとする。
－長時間労働者・高ストレス者に対する医師の面接指導については、リモートでの面接指導も企業が柔軟に選択することができる。

こと等の方向性の下、記述を大幅に刷新したところであり、本ガイドラインの内容を分かりやすく紹介したパンフレット等により丁寧な周知を図っていく。

・新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止の観点からも、テレワーク相談センターの設置・運営やテレワーク導入に係る助成等による導入支援を強力に推進する。
・多くの企業が新型コロナウイルス感染症対策としてテレワークを経験したことを踏まえ、良質なテレワークの定着・加速に向けて、テレワーク導入企業に対する評価の仕組みについて新たに検討を行う。また、全国的な導入支援体制の整備、中小企業に対する専門家による無料相談といった支援策を継続するとともに、コミュニケーションやマネジメントといった課題を解決するためのICTツールの積極的な活用の推進やテレワークを円滑に行うことができる超高速ブロードバンド基盤の整備支援等を行う。

（３）兼業・副業の解禁や短時間正社員の導入促進などの新しい働き方の実現

成長戦略実行計画に基づき、同計画に記載する施策のほか、以下の具体的施策を講ずる。

ｉ）兼業・副業の促進

・企業も労働者も安心して兼業・副業を行うことができるよう、2020年９月に「副業・兼業の促進に関するガイドライン」を改定し、労働者の申告等による副業先での労働時間の把握や簡便な労働時間管理の方法を示すなど、ルールを明確化したところであり、本ガイドラインの内容を分かりやすく紹介したパンフレットや労働時間の申告の際に活用できる様式例について丁寧に周知を行う。

また、複数就業者に関するセーフティネットの見直しとして、

－65 歳以上の者の雇用保険の適用について、本人の申出を起点として２つの事業所の労働時間を合算して適用する制度の試行
－労災保険給付について、非災害発生事業場の賃金額も合算して算定するとともに、複数就業者の就業先の業務上の負荷を総合的に評価して労災認定すること

を内容とする 2020 年に成立した雇用保険法等の一部を改正する法律について、事業主や労働者に広く周知を行う。

ⅱ）エッセンシャルワーカー等の就業環境の整備

・医療・介護関係者、清掃、公共交通、運輸・物流・電力・ガス・水道等、社会を支えるエッセンシャルワーカー等が安心して働くことができる就業環境の整備を進める。

ⅲ）70 歳までの就業機会の確保等

①70 歳までの就業機会確保

・2021 年４月から、改正高年齢者雇用安定法が施行され、70 歳までの就業機会の確保のための措置（定年廃止、70 歳までの定年延長、70 歳までの継続雇用制度、創業支援等措置（70 歳まで継続的に業務委託契約を締結する制度、70 歳まで社会貢献活動に継続的に従事できる制度）の導入のいずれか）を講ずることが企業の努力義務とされたことを踏まえ、事業主や労働者に広くその内容の周知を図る。

②働き方の多様化や高齢期の長期化・就労拡大に伴う年金制度の見直し

・2020 年に成立した年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律に基づき、短時間労働者に対する被用者保険の適用拡大、自分で選択可能となっている年金受給開始時期についての上限の 70 歳から 75 歳への引上げ、在職老齢年金制度についての支給停止とならない範囲の拡大、私的年金（確定拠出年金）の加入可能年齢の引上げ等について、順次、円滑に施行する。

ⅳ）生産性を最大限に発揮できる働き方に向けた支援

①長時間労働の是正をはじめとした働く環境の整備

・2019 年４月から大企業、2020 年４月から中小企業に対して適用された時間外労働の上限規制について、引き続き適切な施行に努める。あわせて、2024 年４月からの建設業や医師等への適用に向けて、相談体制の充実や制度の周知徹底、適用猶予期間においても、必要な法整備を含め、時間外労働の削減や労働者の健康確保のための取組を行うよ

う、働きかけや支援を行うなど、円滑な法の適用に向けた取組を行う。
・2020年４月から順次施行された「同一労働同一賃金」（パートタイム・有期雇用労働法、労働者派遣法）について、引き続き、着実な履行確保を図るとともに、働き方改革推進支援センターにおいて中小企業・小規模事業者等に対する相談支援を行う。
・改正労働施策総合推進法、改正男女雇用機会均等法等により、事業主に対してパワーハラスメント防止のための雇用管理上の措置義務が設けられたほか、セクシュアルハラスメント等の防止対策が強化された。パワーハラスメント防止のための雇用管理上の措置義務に関しては、中小事業主については2022年４月より施行されることを踏まえ、中小事業主等が適切に措置を講ずることができるよう周知啓発や専門家による企業の取組支援などを行う。

②人的資本情報の「見える化」の推進

・企業へ経営環境の変化に応じた人材戦略の構築を促し、持続的な企業価値を向上させる観点から、経営陣、取締役会、機関投資家等が果たすべき役割を明確化した「人材版伊藤レポート」[2]や、非財務情報や人的資本の開示に関する国際的な議論なども踏まえ、関係省庁が連携し、企業の人的資本に関する「情報の見える化」の促進や機関投資家等への情報発信を一層推進する。あわせて、多様な人材の活躍、従業員の働きやすい環境整備等に関する企業の取組を見える化する仕組みを省庁横断的に構築し、企業の取組をより一層促す。さらに、2021年６月のコーポレートガバナンス・コードの改訂も受け、人的資本への投資も含め、経営資源の配分に対する取締役会の実効的な監督や、分かりやすく具体的な開示を促進する。

③賃金

・民需主導で早期の経済回復を図るため、賃上げの原資となる企業の付加価値創出力の強化、雇用増や賃上げなど所得拡大を促す税制措置等により、賃上げの流れの継続に取り組む。我が国の労働分配率は長年にわたり低下傾向にあり、さらに感染症の影響で賃金格差が広がる中で、格差是正には最低賃金の引き上げが不可欠である。感染症の影響を受けて厳しい業況の企業に配慮しつつ、雇用維持との両立を図りながら賃上げしやすい環境を整備するため、生産性向上等に取り組む中小企業への支援強化、下請取引の適正化、金融支援等に一層取り組み

[2] 持続的な企業価値の向上と人的資本に関する研究会報告書（2020年９月30日）

つつ、最低賃金について、感染症下でも最低賃金を引き上げてきた諸外国の取組も参考にして、感染症拡大前に我が国で引き上げてきた実績[3]を踏まえて、地域間格差にも配慮しながら、より早期に全国加重平均1,000円とすることを目指し、本年の引上げに取り組む。

・賃金の資金移動業者の口座への支払について、賃金の確実な支払等の労働者保護が図られるよう、資金移動業者が破綻した場合に十分な額が早期に労働者に支払われる保証制度等のスキームを構築しつつ、労使団体と協議の上、2021年度できるだけ早期の制度化を図る。あわせて、諸外国の事例も参考にしつつ、マネー・ロンダリング等についてリスクに応じたモニタリングを行う。

（４）女性・外国人・中途採用者の登用などの多様性の推進

成長戦略実行計画に基づき、同計画に記載する施策のほか、以下の具体的施策を講ずる。

ｉ）女性活躍の更なる拡大

・改正女性活躍推進法により、2022年４月から、一般事業主行動計画の策定及び情報公表の義務の対象が常時雇用する労働者101人以上の事業主まで拡大されることを踏まえ、その円滑な施行に向けて、中小企業等が着実に女性活躍の取組を行うよう、都道府県労働局と地方公共団体の連携を推進しながら、改正内容の周知徹底や企業向け相談対応・個別訪問等の支援を行う。あわせて、「第５次男女共同参画基本計画」（令和２年 12 月 25 日閣議決定）等に基づき、地域女性活躍推進交付金により、女性のデジタル技能の学び直し・教育訓練や当該技能を活かした再就職・転職の支援、女性リーダー育成ハンドブックを活用した女性役員候補者の育成等、地方公共団体が行う女性活躍の取組を更に強力に支援・推進する。

・「第５次男女共同参画基本計画」に盛り込まれた女性の登用・採用目標（58項目）の達成に向けた取組を推進する。また、企業の女性活躍の要素を投資判断に考慮するジェンダー投資について、2020年度に取りまとめた「ジェンダー投資に関する調査研究報告書」を企業経営者や

---

[3] 「経済財政運営と改革の基本方針2016」（平成28年６月２日閣議決定）において「最低賃金については、年率３％程度を目途として、名目GDP成長率にも配慮しつつ引き上げ、全国加重平均が1000円となることを目指す」と記載。それ以降、最低賃金額の全国加重平均は対前年比で、2016年3.1%、2017年3.0%、2018年3.1%、2019年3.1%と引上げられている。なお、2020年は、0.1%の引上げとなった。

機関投資家等に周知することで、女性活躍の取組推進を促す。また、女性役員となる人材の確保に向け、地域や民間における取組の推進や、女性リーダー人材バンクの充実と更なる活用を図る。

・人生 100 年時代において、多様な選択ができる社会を構築するため、新規就業支援を図る「官民連携プラットフォーム」の設置・活用促進や、大学、男女共同参画センター、企業等の連携による女性のキャリアアップを総合的に支援するモデル構築の推進、地方公共団体が NPO 等と連携して行う、様々な課題や困難を抱える女性のニーズに寄り添った取組への支援等を通じ、子育て中や子育てが一段落した世代の女性を含む、多様な女性の労働市場への再参入を推進する。

・保育の受け皿整備について、できるだけ早く待機児童の解消を目指すとともに、女性の就業率の上昇に対応するため、「新子育て安心プラン」（2020 年 12 月 21 日公表）に基づき、2021 年度から 2024 年度までの４年間で約 14 万人分の保育の受け皿を整備する。

・仕事と子育ての両立に資するよう、企業主導型ベビーシッター利用者支援事業により利用料金の一部を支援するとともに、2021 年夏に本事業の申請手続等のデジタル化を行い利用者の利便性を向上する。

・「新・放課後子ども総合プラン」に基づき、放課後児童クラブの更なる整備を着実に進める。さらに、就業の有無等様々な子育て家庭の多様なニーズに対応する子育てを支援するため、地域子育て支援拠点の設置の更なる促進や多機能化等を進める。

・女性が出産後もキャリアを継続することができるよう、男性の育児・家事への参加を促し、育児・家事の負担が女性に偏っている現状の是正を図る。具体的には、出生直後の休業の取得を促進する新たな枠組みを導入するとともに、本人又は配偶者の妊娠・出産の申出をした個別の労働者に対する休業制度の周知の措置や、研修・相談窓口の設置等の職場環境の整備等について事業主に義務付けること、男性の育児休業取得率の公表を促進すること等を内容とする育児・介護休業法等の改正法が 2021 年６月に成立したことから、その円滑な施行を図る。

・IT 分野をはじめとした理工系分野において、女性の身近なロールモデルを創出するとともに、本分野の女性教員の割合を向上する取組を進める。学校推薦型選抜や総合型選抜に女子を対象とする枠の設定やオープンキャンパスの実施、女子学生向けの STEAM 教育拠点の整備等の総合的な支援策を講ずることにより、地方大学を含めた理工系学部における女子学生の割合の向上を促す。

ii）高度外国人材の受入促進

（留学生等の国内就職促進及び就職後の活躍促進のための政府横断的な取組）

・高度外国人材活躍推進プラットフォームにおいて、2021 年度中に経済団体の協力による外国人材の採用に意欲のある企業情報の拡充など「高度外国人材活躍推進ポータルサイト」の更なる充実を図るとともに、関係省庁連携による就職マッチングイベントや企業及び支援者向けウェブセミナーを開催するほか、海外の高度人材に向けた情報発信を一層強化する。

・日本人社員と外国籍社員の職場における効果的なコミュニケーションを促すために作成した動画教材・手引き（2021 年４月公表）の企業等への周知・活用を関係省庁連携の下、働きかける。

・大学とハローワークの留学生就職支援協定の締結を促進し、2021 年度中に両者による取組の好事例・ノウハウ等の横展開を通じて、全国の大学・関係機関等とハローワークの留学生支援を強化する。

・外国人の在留を支援する関係行政機関等が集約されている「外国人在留支援センター」（2020 年７月開所）において、高度外国人材の国内就職促進や活躍促進に係る支援を含めた効果的・効率的な在留支援を行う。

・独立行政法人国際協力機構（JICA）において、2021 年度中に国内拠点等で多文化共生に係るセミナーを開催するなど、国内企業、地方自治体等による外国人材の受入れ拡大・円滑化を支援する。

（教育プログラム等の充実）

・外国人留学生関連施策について、新型コロナウイルス感染拡大による影響及び技術流出防止対策とのバランスに留意しつつ、受入れの質の一層の向上を図るため、留学生就職促進教育プログラム認定制度に基づき、2021 年秋頃までに認定を開始し、2026 年度末を目途に 50 以上の教育拠点での認定を目指す。また、受入教育機関における適切な在籍管理の徹底、遠隔・オンラインも活用した教育の提供や情報発信、帰国留学生とのネットワーク強化などを実施・推進する。

・日本語教育の推進に関する法律等に基づき、日本語教師の能力等を証明する新たな資格や日本語教育機関の水準の維持・向上を図るための仕組みについて、2022 年通常国会での法案提出も視野に、2021 年度中に検討を進める。

・外国人の子供に対する日本語指導等の支援体制の充実を図り高等学校段階において日本語の個別指導を教育課程に位置付ける制度の 2023 年度からの円滑な導入を目指す。

・外国人の子供の就学機会の確保のため、2025 年度までに全ての外国人

の子供の就学状況を一体的に管理・把握できるようにするとともに、専ら外国人の子供の教育を目的としている施設（いわゆる「外国人学校」）に通う子供たちの健康管理の在り方に関し、2021 年中を目途に検討を行う。

・専修学校の留学生に対して、来日前からの入学予定校でのオンライン授業の実施や企業等とより密接に連携した就職支援体制整備などの取組を通じ、留学生の確保から国内企業への就職まで総合的に受け入れるモデルを 2023 年度までに構築する。

・外国人材が来日直後から円滑に生活や就労ができ、受入企業や地域に馴染みやすい環境を整えるため、日本語専門家派遣による研修等を通じた諸外国における日本語教師の育成や、助成事業を通じた日本語教育機関の活動の支援、適切な教材や評価方法の開発・提供により、来日前の日本語学習環境の整備を推進する。また、現地の関係機関とも協力した日本文化発信事業等により、海外における日本文化理解の促進及び外国人材の来日意欲の喚起を図る。

（入国・在留管理制度等の見直し）

・外国人起業活動促進事業や在留資格の「特定活動」に本邦の大学等を卒業した外国人による我が国での起業活動を追加した措置について、起業成功事例等を関係機関などで共有し、外国人による起業を促進する。

・新型コロナウイルス感染症対応の一環として、引き続き、留学生を含め帰国が困難となった外国人に関する在留期間の更新や在留資格の変更等を柔軟に認めるとともに、必要に応じて、資格外活動許可を付与する。

・外国人の受入状況等を正確かつ継続的に把握するため、2021 年４月に一部機能の運用を開始した受入機関データベースシステムについて、2022 年３月末までに開発を完了し、受入機関単位での在籍者情報管理等を行う運用を開始する。

・在留申請手続において更なる利便性の向上や手続の非対面・非接触化の推進のため、2022 年春から外国人本人によるオンライン申請を可能とするほか、「日本人の配偶者等」などの在留資格に係る申請をオンライン申請の対象に追加する。

・外国人等の利便性向上や上陸審査手続・在留審査手続の円滑化の観点から、2022 年度からの在留資格認定証明書の電磁的方法による交付及び、2023 年度からの在留手続や特定登録者カードの交付などに係る手数料の電子納付を検討する。

ⅲ）中途採用・経験者採用の促進

・中途採用・経験者採用の拡大を図るため、企業側においては、採用制度及び評価・報酬制度の見直しに取り組む必要がある。政府としては、2021 年４月施行の改正労働施策総合推進法に基づく、常時雇用する労働者数 301 人以上の大企業に対する正規雇用労働者の採用者数に占める中途採用者数の割合の定期的な公表の義務付けについて、その内容を周知するなど、円滑な施行を図る。あわせて、中途採用を拡大させた企業を助成する中途採用等支援助成金の周知を図る。

・学生の学修環境の確保を前提に、採用と大学教育の未来に関する産学協議会の提言及びその進捗等を踏まえ、今後の時代にふさわしい学生と企業の就職・採用活動の在り方について、「インターンシップの推進に当たっての基本的考え方」の見直しも含め、対応の方向性について、着実に検討を進める。

ⅳ）企業組織の変革の推進

・日本企業は、成長の基盤として多様性を包摂する組織へと変貌し、迅速で柔軟な意思決定ができるような企業組織に変革することが必要である。このため、2021 年夏までに「企業組織の変革に関する研究会」で検討結果を取りまとめ、日本企業が取り組むべき具体的なアクションリストを示し、経営者の理解と参画・協働を得ながら、企業組織の変革のムーブメントをひき起こす。これにより、経営者の生え抜き比率の低減や専門家の執行役員（CxO）への登用、各国のクォータ制度の導入例を踏まえた女性・若者等の多様な人材の執行役員・取締役への登用、サバティカル休暇やスタートアップへの出向、復職条件付き退職等を活用した「他流試合」の奨励、役員報酬の開示基準を上位３人とすることによる報酬インセンティブの導入等の企業組織の変革に向けた取組を促進する。

（５）人事評価制度の見直しなど若い世代の雇用環境の安定化

成長戦略実行計画に基づき、具体的施策を講ずる。

（６）労働移動の円滑化

成長戦略実行計画に基づき、同計画に記載する施策のほか、以下の具体的施策を講ずる。

ⅰ）雇用の維持と労働移動の円滑化

・雇用調整助成金の特例措置等については、引き続き、感染が拡大している地域・特に業況が厳しい企業に配慮しつつ、雇用情勢を見極めながら段階的に縮減していく。
・新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、大企業への雇用維持支援策の強化の一環として、大企業でシフト制等の勤務形態で働く労働者が休業手当を受け取れない場合に、休業支援金・給付金の対象とする。
・新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、在籍型出向により労働者の雇用を維持する場合に、産業雇用安定助成金により出向元と出向先の双方の事業主に対して助成を行う。
・労働力の産業間、企業間移動の円滑化に寄与するため、出向・移籍による失業なき労働移動に関する情報提供・相談等を行う産業雇用安定センターによるマッチング体制を強化する。
・新型コロナウイルス感染症の影響により離職を余儀なくされた労働者であって、就労経験のない職業に就くことを希望する者を試行雇用する事業主の負担を軽減し、異なる分野への円滑な移動を支援する。
・職業訓練の訓練期間や訓練内容について、短期間の訓練やオンライン受講を始めとする多様化・柔軟化を行い、利用しやすい制度とするとともに、ハローワークにおいて、離職者、休業者等に職業訓練の情報提供や受講斡旋、職業訓練の成果を踏まえた就職支援などを実施する。
・労働移動支援助成金の早期雇入れ支援コースにおいて成長企業へ再就職する場合に助成額の加算を行う。
・労働者協同組合により、多様な就労の機会を創出するとともに、地域における多様な需要に応じた事業が行われることを促進する労働者協同組合法について、円滑な施行を図る。
・スタートアップの経営人材についてヒアリングやアンケート調査を実施するとともに、2021 年度は、スタートアップの成長に寄与する人材を効率的・効果的にマッチングする好連携の創出を支援し、またその中で得られた知見や事例を成果として取りまとめて公表することで、民間市場で広く成果が活用され、スタートアップへの人材流動の大規模化かつ加速化を目指す。

ⅱ）リカレント教育の推進

（大学・専門学校等学校におけるリカレントの推進）

・社会人向けの実践的なプログラムの開発・拡充やリカレント教育を支

える専門人材の育成、リカレント教育推進のための情報発信等の学習基盤に関する整備に向けた取組を実施することで、産学連携による社会のニーズに即したICTスキルの習得のためのプログラムなど、大学や専門学校等における実践的なプログラムを充実する。

・価値創造人材の育成の取組を行うとともに、ウィズ・ポストコロナ時代を見据えた雇用対策パッケージを踏まえ、非正規雇用労働者・失業者、希望する就職ができていない若者等の支援として、全国の大学等を中心とした連携体制において、即効性があり、かつ質の高いリカレントプログラムの発掘・開発を進める。

（企業や職業訓練機関におけるリカレントの推進）

・教育訓練給付における IT 分野の講座充実に向けた関係府省の連携の推進や職業訓練（離職者訓練、在職者訓練）のデジタル関連分野への重点化等により、第四次産業革命などデジタル技術の進展を踏まえたニーズに応じた人材育成を強化する。

・労働者の主体的な学び直しをしやすくするため、教育訓練給付制度におけるオンラインや土日・夜間の講座の充実を図るとともに、学び直しに関するポータルサイトとの連携を強化する等により、教育訓練給付の対象講座等に関する情報発信を強化し、制度の利用を促進する。

・労働者が主体的に学ぶための時間を確保できるよう、企業における教育訓練休暇制度や教育訓練短時間勤務制度、残業免除制度等の普及を促進する。

・オンラインや土日・夜間も含めて労働者がジョブ・カードを活用したキャリアコンサルティングを利用しやすい環境整備に取り組むとともに、長期にわたるキャリア形成の促進のため、企業内におけるキャリアコンサルティング（セルフ・キャリアドック）の導入支援やマイナポータルとの連携を含むジョブ・カードのデジタル化を推進する。

・「生産性向上人材育成支援センター」において、特に AI、データサイエンス等の産業界のニーズの大きい分野で、大学と連携した新規講座の開設などの取組を行う。

・公的職業訓練について、IT 理解・活用力を習得する訓練を実施するとともに、産業界や地域から求められる人材ニーズに即した訓練コースの設定や訓練コースの柔軟化・多様化を推進する。また、訓練内容の高度化や効率的な訓練実施のため、ICT 導入に向けた検討を行い、速やかに結論を得る。

（価値創造性人材の育成）

・大企業に勤務している 20 代から 30 代前半の社会人に対して、創造性を磨き直し、ステップアップするためのリカレント教育の機会を提供

するため、2021 年度より「大学等における価値創造人材育成拠点の形成事業」及び「大企業等人材による新規事業創造促進事業」を実施し、個人の内面や顧客ニーズに基づく創造的な発想をビジネスにつなぐ教育プログラムを開発するとともに、実践する大学等の拠点を早急に構築するため、集中的かつ中長期にわたる支援を行う。
・これらの教育プログラムの在校生や卒業生をはじめ、個々の創造性をビジネスの現場で発揮するための環境整備についても検討する。

ⅲ）主体的なキャリア形成を支える環境整備

・職業興味検査・価値観検査による適職検索機能などを追加し、2021 年２月にリニューアルした職業情報提供サイト「日本版 O-NET」や、「職業能力診断ツール」について、求職者の就職活動や企業の採用活動等を支援する観点から、両者の連携に加え、ハローワークインターネットサービスなど、既存のシステムとも連携を図ること等により、円滑に職業情報の把握や求人情報の検索等を行える有機的なシステム構築を目指す。
・解雇無効時の金銭救済制度について、2021 年度中を目途に、法技術的な論点についての専門的な検討の取りまとめを行い、その結果も踏まえて、労働政策審議会の最終的な結論を得て、所要の制度的措置を講ずる。

（７）ギガスクール構想の推進による個別最適な学びや協働的な学びの充実

成長戦略実行計画に基づき、同計画に記載する施策のほか、以下の具体的施策を講ずる。

ⅰ）初等中等教育段階における Society5.0 時代に向けた人材育成

・小学校 35 人学級の計画的な整備やその効果検証等を踏まえ、中学校を含め、学校の望ましい指導体制の在り方の検討を進めるとともに、小学校高学年における教科担任制の推進や教師の養成・採用・研修等の在り方の検討、ICT による校務改善や多様な支援スタッフの充実等働き方改革の推進を図る。
・初等中等教育において、義務教育段階の全学年の児童生徒１人１台端末や高速大容量の校内通信ネットワークをはじめとした学校 ICT 環境について、2022 年度までに端末の家庭への持ち帰りを含めて十分に活用できる環境の整備を図る。あわせて、教員の質の向上、ICT 活用の

ための人的体制の整備等必要な支援を講ずる。

・さらに、学校施設についても、新しい学びに対応した質的整備と安全で安心な教育環境の確保を一体的に推進し、学校規模の適正化・適正配置や地域活性化にもつながる複合化・共用化を推進する観点から、各自治体における部局横断的な実行計画の策定を推進するとともに、長寿命化改修等を通じ、必要な支援を講ずる。加えて、2021 年度中に令和の時代にふさわしい学校施設のビジョン・モデルを示し、優良事例の更なる横展開等の支援を講ずる。

・初等中等教育における大学等の教育資源や教育・学術研究における活用等も含め、将来的に希望する全ての自治体や学校が「SINET」を利用できるよう準備を進め、2021 年度に試験的な実施を行う。また、2020 年２月に策定した「未来の学び」構築パッケージに基づき、時間・距離の制約のない個別最適で効果的な学び・指導を実現するため、5G 活用モデルの普及を行う。

・教育データの利活用に関する有識者会議の提言等を踏まえ、データの標準化等、教育データの継続的な利活用を見据えた取組を加速する。

・児童生徒１人１台環境が整備されることを踏まえ、デジタル教科書については全国規模で実証的な研究を行いつつ、普及促進を図る。また、今後の教科書制度の在り方やデジタル教材との連携等について、実証研究の成果を踏まえ、小学校用教科書の改訂年度である 2024 年度と中学校用教科書の改訂年度である 2025 年度を見据え、検討を行う。

・授業目的公衆送信補償金制度について、2021 年度からの本格実施を受けて、補償金負担の軽減のために必要な支援を実施し、オンデマンド形式など ICT を活用した教育での著作物利用の円滑化を図る。

・「情報活用能力」の育成に向けて、教員の指導力向上に資する調査研究や情報活用能力の定量的測定のための調査等を行う。また、教師の養成・研修・免許の在り方等の検討状況を踏まえつつ、高等学校で 2024 年度までに社会の多様な人材も含め ICT に精通した人材の１校１名以上の登用を目指す。さらに、Society5.0 に対応した高い指導力を有する教員の養成を先導するフラッグシップ大学について 2021 年度中に公募を行い、2022 年度より取組を開始する。

・先端的教育ソフトウェア導入実証事業（EdTech 導入補助金）等の取組を踏まえた AI による効果的な学習等を実現する EdTech の開発や、学習ログ等の教育データが児童生徒の学びや教員の指導等に効果的に活用されるよう好事例を創出・収集し、全国への展開を図る。

・2020 年度に構築した STEAM ライブラリーの教育コンテンツについて充実を図る。あわせて、Society5.0 時代に必要な課題解決力や探究力

育成のため、STEAM ライブラリーの活用を含めモデルプランの提示や全国への周知を進める。また、デジタル社会に特に重要となる非認知能力向上に資する体験活動を推進する。

・2021 年６月に策定した「在外教育施設未来戦略 2030」を踏まえ、ポストコロナにおける日本企業のグローバル展開の基盤としての在外教育施設の指導体制の充実や ICT 利活用促進に向けた環境整備を図るとともに、グローバル人材・教師育成のための機能強化に向けた教育改革の支援を充実する。

ⅱ）大学等における Society5.0 時代に向けた人材育成

・新型コロナウイルス感染症の感染拡大の中でも大学等での学びを継続するため、学生等へ必要な支援を行うとともに、「新たな日常」における質の保障を前提とした高等教育システムにおいて、教育再生実行会議の提言[4]等を踏まえ、学修管理システム（LMS）や遠隔・オンライン教育の活用等教育のデジタル化を進めるとともにデータ駆動型の教育への転換を図り、個別最適な学修を実現していくなど Well-being を踏まえた新たな大学教育の構築に向けた必要な検討と環境整備を進める。

・大きな影響を受けている高校生段階からの留学生交流や大学等の国際化の取組再開・継続を支援するとともに、教育再生実行会議の議論も踏まえ、国際的な動向を見据えながら、「新たな日常」における高等教育のグローバル戦略の再構築に向けた検討を行い、2021 年度中を目途に一定の結論を得る。

・デジタル人材の育成のため、数理・データサイエンス・AI のモデルカリキュラムを踏まえた教材等を全国の大学及び高等専門学校に展開し、リテラシーレベルに加え、文理を問わず自らの専門分野へ応用する基礎力の習得を進めるとともに、教えられるトップ人材層育成に向けた国際競争力のある分野横断型の博士課程教育プログラムの創設、人文社会系大学院教育におけるダブルメジャーを促進する。さらに、データサイエンス教育や統計学に関する専門教員の早期育成体制等を整備し、着実に実施していく。加えて、カリキュラムへの数理・データサイエンス・AI 教育の導入など取組状況を考慮し、大学・高専に対する運営費交付金や私学助成金等の重点化を通じた積極的な支援を行う。

・大学及び高等専門学校における産業界のニーズを踏まえた数理・デー

[4] 「ポストコロナ期における新たな学びの在り方について（第十二次提言）」（令和３年６月３日教育再生実行会議）

タサイエンス・AI の優れた教育プログラムを認定する制度を構築し、応用基礎レベルについて 2021 年度中に運用を開始するとともに、大学・専修学校等において数理・データサイエンス・AI 分野等を中心とした産学連携プログラムの開発等を進める。

・Society5.0時代を支える幅広い教養と深い専門性を持った人材育成を実現するための教育プログラムの構築や、世界をけん引する博士人材を育成するための最高水準の教育力・研究力を結集した学位プログラムの構築について、2021 年度から実施する中間評価の評価結果等も踏まえ、産業界等からのニーズを踏まえた人材育成の取組を一層加速する。

・Society5.0 時代に必要な学力を評価するため、思考力・判断力・表現力等を発揮して解くことなどを重視する大学入学共通テストを着実に実施していく。また、当該テストにおいて「情報」を 2024 年度から出題することについて検討を行い、2021 年度中に結論を得るとともに、将来的な CBT 活用の在り方について検討を進める。

iii）産業界における Society5.0 時代に向けた人材育成・活用

・「未踏事業」において、今後実用化が見込まれる次世代の情報処理技術を活用しイノベーションを創出する人材を育成するための新たな取組について 2023 年度からの開始を目指し検討を進める。

・サイバーセキュリティ人材について、企業と人材のマッチングの促進のため、求められる職務・役割と必要となる技能・資格等の明確化・普及促進に取り組むとともに、情報系・制御系に精通した重要インフラ・産業基盤等の中核人材の育成・地方展開を図る。また、地域におけるセキュリティ人材やサイバー攻撃解析を行う高度人材の育成、教育機関等が活用可能なサイバー演習実施基盤の構築、行政機関等の情報システム担当者を対象とする「実践的サイバー防御演習」の実施に取り組む。

・ICT 分野における地球規模での産業創出に向け、異能（Inno）vation ネットワーク等を通じ、破壊的イノベーションに挑戦する人材を発掘するとともに、世界への展開を視野に入れ、野心的な技術課題への挑戦を支援する。

・地域で子供たちがプログラミング等の ICT スキルを学ぶ機会を提供する「地域 ICT クラブ」について、好事例の共有や全国的なネットワークの構築などにより更なる普及促進を図る。

・技能五輪国際大会において、幅広い産業分野の中核技能人材が、世界レベルの技能競技に参加するに当たって、海外訓練及び国内合同訓練

等を通じた技能の強化を支援するとともに、大会の広報・周知を通じて技能尊重の機運の醸成を図る。

・Society5.0 において、全ての国民が必要とする ICT スキルを大人になっても生涯にわたり継続的に学べるよう、引き続き環境整備を行う。

（８）全世代型社会保障改革の方針の実施

成長戦略実行計画に基づき、具体的施策を講ずる。

５．経済安全保障の確保と集中投資

（１）経済安全保障政策の推進

ⅰ）経済安全保障の観点からの技術優越性の確保

成長戦略実行計画に基づき、具体的施策を講ずる。

ⅱ）基幹インフラ・サプライチェーンに係る脅威の低減・自律性の向上

成長戦略実行計画に基づき、同計画に記載する施策のほか、以下の具体的施策を講ずる。

・新型コロナウイルスの感染拡大の中で我が国サプライチェーンの脆弱性が顕在化したことから、生産拠点の集中度が高い製品・部素材や、国民が健康な生活を営む上で必要な物資について、日本企業の海外での生産設備の導入支援を引き続き実施するとともに、これまでに実施した設備の導入支援等に係る事業のフォローアップを行う。また、日豪印 ASEAN の産官学による「サプライチェーン強靱化フォーラム」や日豪印の経済大臣間の協力枠組みである「サプライチェーン強靱化イニシアティブ」(SCRI) 等を活用しながら、デジタル技術を用いたサプライチェーンの可視化を促進することなどにより、域内のサプライチェーン強靱化と産業競争力強化をともに図り、地域大の経済成長につなげる。

ⅲ）経済安全保障の強化推進に向けた中長期的な資金拠出等を確保する枠組みの検討

成長戦略実行計画に基づき、具体的施策を講ずる。

（２）先端半導体技術の開発・製造立地推進

成長戦略実行計画に基づき、同計画に記載する施策のほか、以下の具体的施策を講ずる。

・デジタル化の進展、世界的な半導体需給のひっ迫、経済安全保障など、デジタル産業・インフラ・半導体を取り巻く環境は変化している。Society5.0 実現には、時代の変化を捉え、社会・経済活動の基盤である半導体・デジタル産業の競争力を高めることが必要である。日本が

抱える多くの課題の解決を図り、持続的に成長していく社会を作るため、「半導体・デジタル産業戦略」を実行する。

・デジタル化・電化社会を実現するために、5G、ポスト5G、データセンター等の情報通信インフラや、自動運転、ロボティクスなどに使用される先端ロジック半導体及び省エネ性能の高い高性能半導体の設計・技術開発を支援する。また、我が国の強みである半導体製造装置・素材技術を磨き上げ、海外の先端半導体ファウンドリとの国内共同開発に取り組む。同時に、メモリ、センサ、パワー等の半導体の国内製造基盤強化やサプライチェーンの強靱化に取り組む。

（３）次世代データセンターの最適配置の推進

成長戦略実行計画に基づき、具体的施策を講ずる。

（４）電池の次世代技術開発・製造立地推進

成長戦略実行計画に基づき、同計画に記載する施策のほか、以下の具体的施策を講ずる。

・電池の原材料にもなるリチウムについて、海水等から回収する基盤技術の確立に向け検討する。

（５）レアアース等の重要技術・物資のサプライチェーン

成長戦略実行計画に基づき、具体的施策を講ずる。

（６）ものづくり基盤の強化

成長戦略実行計画に基づき、具体的施策を講ずる。

６．ウィズコロナ・ポストコロナの世界における我が国企業のダイナミズムの復活～スタートアップを生み出し、かつ、その規模を拡大する環境の整備

（１）新規株式公開（IPO）における価格設定プロセスの見直し

成長戦略実行計画に基づき、具体的施策を講ずる。

（２）SPAC（特別買収目的会社）制度の検討

成長戦略実行計画に基づき、具体的施策を講ずる。

（３）私募取引の活性化に向けた環境整備

成長戦略実行計画に基づき、具体的施策を講ずる。

（４）スタートアップと大企業の取引適正化のための競争政策の推進

成長戦略実行計画に基づき、具体的施策を講ずる。

（５）スタートアップのエコシステム形成に向けた包括的支援

成長戦略実行計画に基づき、同計画に記載する施策のほか、以下の具体的施策を講ずる。

・スタートアップ企業の創出を通じた社会課題解決のため、「イノベーション・エコシステム形成パッケージ」を 2021 年度中に取りまとめ、これに基づき、スタートアップ支援機関連携協定（通称 Plus）の枠組みも活用しつつ、スタートアップ・エコシステム拠点都市におけるスタートアップ企業の海外展開や起業家育成、新たな日本版 SBIR 制度による研究開発や成果の社会実装等の自治体、大学、民間等による取組を一気通貫で推進する。
・新型コロナウイルス感染症の拡大の影響を受けて、スタートアップ企業と事業会社によるオープン・イノベーションが弱まることのないよう、イノベーションの担い手となるスタートアップ企業への多様な資金の供給を、環境整備等を通じて促進し、成長につなげていく。
・2021 年度中に、VC や人材紹介会社等によるコンソーシアムを設置し、経営人材に求められる要件の整理をするとともに、スタートアップ企

業への経営人材の円滑な移動を実現する効率的・効果的な方策を検討する。また、大企業等の社員が辞職せずに所属企業から資本が独立したスタートアップ企業を起業し、その企業への出向等を通じて行う新規事業開発（出向起業）等を支援する。

・J-Startup プログラムについて、2021 年度中にスタートアップ企業を 30 から 50 社追加するとともに、各地域への展開を通じ、地方公共団体と連携して地域の有望スタートアップ企業を重点的に支援する。

・独立行政法人中小企業基盤整備機構において、2021 年度半ばから資金調達の円滑化や有望資産の再活用によるスタートアップ企業の再挑戦支援ができるようにし、コロナ禍の影響等によって事業継続が困難になったスタートアップ企業等を支援する。

・我が国の有望なスタートアップ企業を海外に宣伝し、海外からの投資呼び込み等につなげるため、世界最大級のテクノロジーカンファレンス「Web Summit」を 2022 年から東京で開催する。

・アントレプレナーシップを有する人材の育成のため、スタートアップ・エコシステム拠点都市のコンソーシアムに参画する機関において、2025 年度までにアントレプレナーシップ教育プログラムを実施し、その事例を集約して全国に展開する。また、地方大学を含むスタートアップ・エコシステムの形成支援を通じて、アントレプレナーシップ人材育成とスタートアップ企業創出を一体的に推進する体制の強化を進める。

７．事業再構築・事業再生の環境整備

（１）大企業・中堅企業の事業再構築・事業再生の環境整備

ⅰ）資本性資金の供給強化及び優先株の引受け推進

成長戦略実行計画に基づき、具体的施策を講ずる。

ⅱ）私的整理等の利便性の拡大のための法制面の検討

成長戦略実行計画に基づき、具体的施策を講ずる。

（２）中小企業の事業再構築・事業再生の環境整備

ⅰ）中小企業の私的整理等のガイドライン

成長戦略実行計画に基づき、具体的施策を講ずる。

ⅱ）個人破産への対応

成長戦略実行計画に基づき、同計画に記載する施策のほか、以下の具体的施策を講ずる。

・ベンチャー企業等不動産等の有形資産を持たない事業者であっても経営者保証に依存せずに資金調達ができるとともに、金融機関が企業の事業継続や発展を支えながら、経営改善支援等に注力できる環境を整備するため、海外の制度・実務等も参考に、のれんや知的財産等の無形資産を含む事業全体を対象とする新たな担保制度について、利便性確保の方法や他の債権者の保護等に留意しつつ、検討する。

ⅲ）金融機関等の取組

成長戦略実行計画に基づき、具体的施策を講ずる。

（３）企業の収益力の回復

成長戦略実行計画に基づき、具体的施策を講ずる。

８．新たな成長に向けた競争政策等の在り方

（１）規制改革の推進

成長戦略実行計画に基づき、以下の具体的施策を講ずる。

ｉ）国家戦略特区の推進

国家戦略特区制度については、引き続き、岩盤規制改革に集中的に取り組む。また、規制の特例措置の活用から一定期間が経過し、特段の弊害のない特区の成果については全国展開に向けた検討を重点的に進めるなど、特区の規制の特例措置の全国展開を加速化させる。

①更なる規制改革事項

（企業の農地取得特例）

・養父市において活用されている「法人農地取得事業」については、政府として、当該事業に関する特例制度のニーズと問題点の調査を特区区域以外においても 2021 年度中に実施し、その結果に基づき全国への適用拡大について調整し、早期に必要な法案の提出を行う。

（農地の適切な利用を促進するための施策）

・本格化する人口減少を踏まえ、各地域において農業経営を行う者を確保するとともに、農地の適切な利用を促進するための施策の在り方について、農業法人が円滑に資金調達を行い農業経営を発展させていくための方策を含め、幅広く検討し、2021 年度中に結論を得て、必要に応じて所要の措置を講ずる。

（「農泊」推進のための簡易宿泊施設の設置促進等）

・農山漁村地域に宿泊し、滞在中に豊かな地域資源を活用した食事や体験等を楽しむ「農泊」を推進することを含め、農山漁村発イノベーションに必要な施設の整備を行う場合には、農業上の土地利用との調和を図りつつ、迅速な手続きを進めることを可能とするため、2021 年度内に結論を得て、所要の措置を講ずる。

（高速 PLC を活用したインフラ点検の実証手続きの簡素化）

・屋外において独立電源を利用し、配管内（地表・地中にあるものに限る。）又は水中のロボットと制御装置間の電力線で高速 PLC（広帯域電力線搬送通信）を活用する実証実験の電波法上の許可申請に当たり、混信発生時の迅速な対処等の措置が適切に講じられる場合、予備実験の不要化等、実験用設備の迅速な設置許可への対応について、2021 年度中に結論を得る。

（外国人エンジニアの就労円滑化によるイノベーションの促進）

・外国人エンジニアの雇用促進による産業の国際競争力の強化を目的として、自治体が認定した企業に就労する外国人エンジニアが一定の要件を満たす場合に在留資格認定証明書交付申請の審査期間を短縮することについて、2021 年度中に結論を得る。

（看護系人材の活用による待機児童解消の促進）

・０歳児が４人以上在籍する保育所及び認定こども園においては看護師等を１人に限って保育士とみなせるところ、保育現場における看護師等の更なる活用による待機児童解消の促進を目的に、０歳児の在籍人数にかかわらず、看護師が１人で保育しないことを要件に看護師等を１人に限って保育士とみなせることとすることについて、保育の質の確保に留意しつつ、2021 年度内に検討し、結論を得る。

②国家戦略特区における規制の特例措置の全国展開

国家戦略特区における規制の特例措置は、国家戦略特別区域基本方針（平成 26 年２月 25 日閣議決定、令和２年 10 月 30 日一部変更）において、「活用から一定期間が経過し、特段の弊害のない特区の成果については、全国展開に向けた検討を重点的に進めるなど、全国展開を加速化させる」こととされている。これを踏まえ、まずは下記の項目について、2021 年度中に全国展開の実施又は検討を行うとともに、それ以外の項目についても可能なものから順次進めていく。

（保安林の指定の解除手続き期間の短縮）

・一定の要件を備えている場合に、保安林の指定の解除手続期間を短縮できる特例について、2021 年内を目途に全国展開を実施する。

（特定実験試験局制度の特例）

・本特例措置の全国展開として、本特例創設後に、実証実験における周波数利用に係る免許手続きを簡略化するため整備された全国制度ではカバーされていない周波数の今後の利用ニーズに全国的に対応するため、規制所管省庁において、一般の免許申請制度等に係る事前調整を円滑かつ迅速に進めるための運用体制を 2021 年度中に整備する。

（日本語教育機関卒業後の就職活動期間の延長）

・優秀な外国人の日本企業就職の促進を図るため、海外の大学等を卒業し、関係地方公共団体から認定された本邦の適正な日本語教育機関に入学した外国人留学生が、卒業後も就職活動の継続を希望する場合、一定の要件の下で、継続就職活動のための在留資格を最大１年間認める特例の全国展開について、2021 年度できるだけ早期に実現する。

（高度人材ポイント制に係る特別加算の項目新設）

・高度外国人材の受入れを積極的に推進するため、出入国管理上の優遇

措置を講ずる「高度人材ポイント制」において、地方公共団体が創業を支援する企業等に就労する外国人に対して、特別加算を実施する特例の全国展開について、2021 年度中に結論を得る。

（道の駅の設置者の民間拡大）

・「道の駅」の設置主体を、市町村との協定の締結等を前提に、市町村又はそれに代わり得る公的主体に限らず、民間事業者に拡大することを可能とする特例措置の全国展開について、2021 年度中に結論を得る。

（農家民宿等の宿泊事業者による旅行商品の企画・提供の解除）

・観光庁長官が実施する研修を終了した者について、地域のニーズに応じて国内旅行業務取扱管理者試験の試験科目を一部免除することを可能とする特例について、地域限定旅行業者の実態調査や関係業界からのヒアリングを行いつつ、地域限定旅行業務取扱管理者試験の運用を見直すことについて、2021 年中に結論を得る。

（空港アクセスの改善に向けたバス関連規制の緩和）

・ニーズに迅速かつ柔軟に対応した空港アクセスの充実を図る観点から、国家戦略特区内の空港を発着する空港アクセスバスについては、運賃設定の際の上限認可を届出とし、運行計画設定の際の届出期間を短縮する（30 日前→ 7 日前）ことを可能とする特例について、2021 年度内に全国展開を実施する。

（エリアマネジメントの民間開放（道路の占用基準の緩和））

・国際的な活動拠点の形成に資する多言語看板、ベンチ、上屋、オープンカフェ等の占用許可に係る余地要件（道路の敷地外に余地が無いためやむを得ない場合のみ許可）の適用を除外することを可能とする特例について、歩行者利便増進道路制度の運用状況も検証した上で、本特例措置の全国展開について 2021 年中に結論を得る。

（航空法の高さ制限に係る特例）

・建物ごとの個別審査となっている航空法に基づく高さ制限について、一定の高さをエリア一体の目安として提示した上で、具体的に検討された地区計画と並行して迅速な承認に向けた手続を取ることについて、2021 年の夏までに全国展開を実施する。

（障害者雇用に係る雇用率算定の特例）

・障害者雇用率の通算が可能となる組合について、有限責任事業組合（LLP）を対象に追加する特例の全国展開について、労働政策審議会障害者雇用分科会において検討を行い、2021 年度中に結論を得る。

（病床規制の特例による病床の新設・増床の容認）

・世界最高水準の高度の医療を提供する事業を実施する医療機関から病院の開設・増床の許可申請があった場合、都道府県は、当該事業に必

要な病床数を既存の基準病床数に加えて得た数を、基準病床数とみなして許可できる特例の全国展開について、2021 年度中に検討し、結論を得る。

（「地域限定保育士」の創設及び多様な主体による地域限定保育士試験の実施）

・保育士不足解消のため、登録日から３年間は事業実施区域内でのみ有効となる地域限定保育士の資格を付与する特例措置及び株式会社を含む多様な法人を地域限定保育士試験の指定試験機関として活用可能とする特例措置の全国展開について、法制上の整理を含め 2021 年度中に検討し、結論を得る。

ⅱ）サンドボックス制度の活用

（制度の恒久化）

新技術等実証制度（規制のサンドボックス制度）は、AI、IoT、ビッグデータ、ブロックチェーン、デジタル化、自動化・自律化、遠隔化、デジタルプラットフォームの提供など革新的な技術やビジネスモデルの実証について、期間や参加者を限定し、参加者の同意を得ること等により、既存の規制の適用を受けることなく、「まずやってみる」ことを許容し、実証で得られた情報を活用して、規制改革や新技術等の迅速な社会実装を実現するものである。生産性向上特別措置法に基づき、2018 年６月から 2021 年４月までに、フィンテック、ヘルスケア、モビリティ、IoT、不動産等の分野で、20 件 139 者が認定を受け、その後の法令の見直し、特例措置の整備、解釈の明確化、円滑な事業化等につながっている。

こうした実績を踏まえ、新技術等実証制度の恒久化に向けた所要の措置を講じつつ、引き続き、当該制度の積極的な活用を図る。

（今後、規制の在り方を検討する主な実証）

主務大臣は、実証を踏まえて、規制の在り方を検討し、その結果に基づいて必要な法制上の措置等を講ずる。また、法に定める評価委員会において、フォローアップを行う。

・実証の結果等を踏まえ、構造や外観に関する一定の要件を満たすペダル付「原動機付自転車」が、原動機の力を使うことなく自転車と同様にペダルを用いて人の力により運転する状態に切り替えたときは、道路交通法上の「自転車」として取り扱うこととされた。製品の製造・販売の状況を踏まえつつ、当該解釈を、通知の発出により明らかにする。

・販売機を用いて非対面で一般用医薬品を販売する実証の結果を踏まえて、規制の在り方について検討を加え、その結果に基づき、必要な法制上の措置その他の措置を講ずる。

（２）競争政策のリデザイン

ⅰ）公正取引委員会の唱導の強化

成長戦略実行計画に基づき、具体的施策を講ずる。

ⅱ）公正取引委員会の体制及び執行の強化

成長戦略実行計画に基づき、具体的施策を講ずる。

９．足腰の強い中小企業の構築

（１）中小企業の事業継続と事業再構築への支援

成長戦略実行計画に基づき、以下の具体的施策を講ずる。

ｉ）事業継続（事業承継・引継ぎ・再生等）の支援

・事業承継・引継ぎ支援センターによる事業承継・引継ぎのワンストップ支援が 2021 年４月から開始されたことを契機に、本センターの人材強化や域内外の民間事業者等との連携強化を行うとともに、2021 年度及び 2022 年度に事業承継診断を抜本的に見直し、これを通じたプッシュ型事業承継支援や後継者不在の中小企業と他者とのマッチング等による事業承継・引継ぎの一体的な支援を強化する。

・法人版・個人版事業承継税制や中小企業の経営資源の集約化に資する税制の活用促進も含め、新型コロナウイルス感染症の影響下においても円滑な事業承継・引継ぎが進むよう、M&A を含む事業承継について集中的な広報を実施する。

・2021 年度から、定期的な情報交換や研修、優良事例の横展開等を通じて、事業承継・引継ぎ支援センターと中小企業再生支援協議会を連携させ、スポンサー型再生を円滑に実施する体制を各地域に整備する。

・事業承継や事業引継ぎに伴う転廃業に必要となる費用の支援に加え、M&A を追求してもなお転廃業を選択せざるを得ない場合に早期に専門的な相談や支援が受けられるよう、専門機関等と連携しつつ、経営資源の引継ぎへの事業承継・引継ぎ支援センターによる切れ目のない支援を行う。

・新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者の資金繰り支援のため、中小企業再生支援協議会において、窓口相談、既往債務に係る最長１年間の元金返済猶予要請、並びに既往債務に新規融資を含めた関係金融機関調整の上での資金繰り計画の策定支援（新型コロナ特例リスケジュール支援）を行う。

・中小企業再生支援協議会において、事業者の希望に応じて事業再生支援専門家を紹介する取組を 2021 年度中に開始する。また、事業再生支援体制の強化に向け、事業再生支援の専門家育成等を検討する。

・経営者保証に依存しない融資の促進を図るため、中小事業者や金融機関等に対する「経営者保証に関するガイドライン」や「事業承継時の経営者保証解除に向けた総合的な対策」等の周知を引き続き行う。また、金融機関の経営者保証徴求に関するデータ等の活用や事業者の経営者保証に関するニーズに対する円滑な支援が実施できるように、事

業承継・引継ぎ支援センター内の業務フローの見直し等を行い、事業承継・引継ぎ支援センターと外部機関等との連携を一層強化する。

ⅱ）事業再構築への支援

・新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ中小企業の設備投資・IT 導入・販路開拓等を支援する中小企業生産性革命推進事業について、生産性の向上に加え、感染拡大の抑制を図るビジネスについて重点的に支援を行う。このうち、ものづくり補助金においては付加価値額年率 3.0%増、IT 導入補助金においては、労働生産性年率 3.0%増を達成する事業計画の策定を引き続き求める。
・新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業者に対して、金融機関が継続的に伴走支援を実施すること等を条件に信用保証料を大幅に引き下げる「伴走支援型特別保証制度」等により、中小企業者の経営支援等を進める。
・日本政策金融公庫等が、新分野展開、業態転換等に向けた設備投資の適用利率を引き下げ、事業再構築等に必要な資金繰りを支援する。
・地域金融機関と政府系金融機関、官民連携ファンド等において、資本性劣後ローンの積極的な活用を含め資本性資金の供給を推進する。
・引き続き、DBJ の特定投資業務等を活用して、地域金融機関等との共同ファンド等を通じたノウハウの共有や人材育成等を行うとともに、事業承継ファンドへの LP 出資等を行うことで、地域の中堅・中小企業の事業転換・事業承継等による成長を促進する。
・株式会社地域経済活性化支援機構（REVIC）が新型コロナウイルス感染症の影響で財務基盤が悪化した地域の主たる中堅・中小企業等の経営改善等のため、事業再生の枠組みを活用した支援や地域金融機関と連携したファンドを通じた資本性資金の供給等を進める。
・地方の中堅企業等による都市部の若者人材の採用を促進するため、採用戦略の策定からデジタル求人ツールの活用、リモート面接の実施までの一連の採用プロセスにおける最適な手法を 2021 年に実証した上で、得られる結果も踏まえて、都市から地方への人材マッチング市場の拡大に向けた普及策を講ずる。
・新型コロナウイルス感染症の影響が拡大する中、地域の中小企業・小規模事業者の成長・生産性向上と地域金融機関の持続可能なビジネスモデル構築の両立に向け、「先導的人材マッチング事業」を継続するほか、2020 年度にトライアル実施している「事業者支援ノウハウ共有サイト」の本格稼働や、「Re:ing/SUM（Regional Banking Summit）」における地域金融機関の特徴的な事例の発掘等を通じて、事業者支援体制

を強化する。
・買い物弱者対策や高齢者見守りなど、地域住民にとって必要不可欠なサービスを持続的に提供するため、2021 年度中に地域内外の組織が連携する体制構築の検討を深めた上で、全国で新たに 10 程度の連携体制を構築するとともに、複数の地域に共通する地域・社会課題を抽出し、ビジネスの手法を活用してその解決を図る取組を促進する。
・事業者支援を全国でかつ同時に進めるため、関係省庁において AI や ICT を活用した能率的で効果的な支援の方法や業種等ごとの共通的で典型的な事業再生の手法等の研究を行う。
・地域の核となる企業・産業の育成を推進するため、地域金融機関による地域の創業・事業展開・事業承継の支援を促す。

（２）中小企業の成長を通じた労働生産性の向上

成長戦略実行計画に基づき、以下の具体的施策を講ずる。

ｉ）中堅・中小企業の海外展開支援

（販路開拓支援・人材・金融面の支援）

・新型コロナウイルス感染症拡大のため海外との販売チャネル作り等が難しくなっていることを踏まえ、新輸出大国コンソーシアムや中小企業海外展開現地支援プラットフォームを通じて海外現地での支援を拡充する。
・デジタルマーケティング情報を踏まえた商品改良や EC サイト上での PR 手法の改善、独立行政法人日本貿易振興機構（JETRO）の海外 EC サイトに設置する「ジャパンモール」への出展や EC 事業者のニーズに沿った商品提案の支援などを通じて EC やオンライン商談などを活用する支援を強化する。
・中小企業の海外展開の成功率や取引の継続率の大幅な向上を図るため、JAPAN ブランド育成支援等事業により、現地の市場開拓に精通し支援ノウハウ・実績のある民間支援事業者との連携を前提とした中小企業の海外展開支援を行う。
・中堅・中小企業の海外展開が自律的に拡大する仕組みの構築を目的として、民間事業者による越境 EC 事業や SDGs 分野での新事業創出といった新たなビジネスモデルの実証を支援する。

（海外進出支援）

・新型コロナウイルス感染症の拡大により海外現地での契約関係や労働関係でのトラブルが増加する中、国際的な人の往来が制限されている

ことから、在外公館における弁護士を活用した企業支援やインフラアドバイザーを活用した支援を推進する。また、進出先国の人権状況・水準の向上のための取組を含め、日本企業の現地での一層の人権尊重に資する取組を行う。

・中堅・中小企業が海外進出を検討する際に取引先候補の情報収集に役立つよう、株式会社日本貿易保険（NEXI）が 2021 年１月に開始した特定国・特定セクターの海外商社（バイヤー）情報一覧を無料で提供するサービスを周知する。

・国際仲裁の活性化に向け、国連国際商取引法委員会（UNCITRAL）の最新の国際仲裁モデル法に対応するため、仲裁廷が発令する暫定保全措置に執行力を付与し得るものとするなど仲裁法改正に向けた検討について 2021 年度中に結論を出すとともに、最先端の ICT を備えた仲裁専用施設を活用しながら、人材育成、広報・意識啓発等を進める。

ⅱ）規模拡大を通じた労働生産性の向上

・連携の在り方の見直しも含め、M&A 支援機関との連携を強化するとともに、業務の標準化や人材育成を進めることで、「事業承継・引継ぎ支援センター」の機能強化を図る。

・事業承継・引継ぎ後の設備投資・販路開拓等の新たな取組や事業引継ぎ時の専門家の活用費用や表明保証保険の保険料等を支援する事業承継・引継ぎ補助金等について、中小企業の更なる利便性向上を図る。

・後継者不在の中小企業の経営資源等を活用しつつ、リスクやコストを抑えた創業を促すため、事業承継・引継ぎ補助金も活用しながら、他者の経営資源を引き継いで行う創業（経営資源引継ぎ型創業）を支援する。

・M&A を経営戦略の一部として捉え、M&A 後の経営統合も含めた一体的な取組が促されるよう、M&A 後の経営統合（PMI）の在り方に関する指針を 2021 年度中に策定する。

・サーチファンド等の新たな投資分野への取組の促進等、中小企業経営力強化支援ファンドの活用を含め、中小企業向けファンドの裾野の拡大に向けた取組を進める。

・中小企業を当事者とする M&A の譲渡価格や手数料等の相場観を形成するとともに、M&A に関する知識や経験が十分でない中小企業においても M&A 支援機関からの提案等の妥当性を判断できるよう、2021 年度に企業価値評価ツールの提供に向けた試行的取組を進めるとともに、他の M&A 支援機関から意見を求めるセカンドオピニオンの取組を支援する。

・2021 年度中に事業承継・引継ぎ補助金と連携した M&A 支援機関の登録制度の創設をすることにより、民間仲介業者等による自主規制団体の創設と併せて、中小企業が M&A に関する適切な支援を受けられる環境を整備する。
・国立研究開発法人産業技術総合研究所（産総研）と都道府県の公設試験研究機関（公設試）が適切な連携・役割分担の下で、中小・中堅企業等における生産性向上や企業間連携につながるデジタル化等を支援すべく、2020 年度に開始した産総研と公設試等の連携による中小・中堅企業等への IoT 活用に係る普及啓発・人材育成等の取組を一層推進する。

（３）大企業と中小企業との取引の適正化

ｉ）下請取引の適正化

成長戦略実行計画に基づき、同計画に記載する施策のほか、以下の具体的施策を講ずる。

・独占禁止法及び下請代金支払遅延等防止法の執行について、公正取引委員会の執行体制強化を検討する。中小企業庁でも、2022 年度における下請検査官や下請取引Ｇメンの体制強化による中小企業の取引の実態に関する情報収集の強化を検討する。あわせて、中小企業庁と公正取引委員会の連携を強化し、収集した中小企業の声を法執行につなげる体制を強化する。
・改正下請振興法に基づく下請Ｇメンによる調査等を活用し、「振興基準」に基づく業所管大臣による指導・助言等により、取引慣行や商慣行の是正に、関係省庁が連携して取り組む。また、課題を抱える業界による新たな下請ガイドラインや自主行動計画の策定につなげる。
・改正下請振興法に基づき、デジタル技術の活用等による中小企業の強みを活かした取引機会等を創出する事業者を認定する制度を創設するとともに、金融支援等を行うことにより、下請中小企業における従来の取引関係に依存しない新たな取引機会の創出や適正な価格転嫁等による取引の透明化等を図る。

ⅱ）大企業と中小企業の連携促進

成長戦略実行計画に基づき、具体的施策を講ずる。

ⅲ）約束手形の利用の廃止

成長戦略実行計画に基づき、具体的施策を講ずる。

ⅳ）系列を超えた取引拡大

成長戦略実行計画に基づき、具体的施策を講ずる。

（４）地域の中小企業・小規模事業者等への支援

成長戦略実行計画に基づき、同計画に記載する施策のほか、以下の具体的施策を講ずる。

・GoTo 商店街事業は、感染拡大防止策を徹底した上で、今後の感染状況等を踏まえて、実施の取扱いを判断する。
・地域の持続的発展を促進するため、2021 年度に地域の持続的発展のための中小商業者等の機能活性化事業により、中小商業者等が地方公共団体と連携しながら新たな需要の創出につながる魅力的な機能を導入するための実証支援を行う。

（５）官民連携による経営支援の高度化

成長戦略実行計画に基づき、同計画に記載する施策のほか、以下の具体的施策を講ずる。

・各都道府県の「よろず支援拠点」において、中堅企業への成長を促すため、新たに民間も取り込んだ支援機関のネットワークを構築する。そのため、2021 年度に意欲のある中小企業に対する積極的な支援を行うモデル実証拠点を選定し、2022 年度以降、全国へ展開する。

（６）デジタル化を通じた生産性向上

・2021 年度中に AI の実装スキルを持つ人材 600 人の育成や中小企業との協働の仕方の検証をし、AI の実装スキルを持つ人材を介した企業の生産性向上の仕組みを確立するとともに地方大学等を通じて普及させる。
・「AI 導入ガイドブック」（外観検査・需要予測版）の普及を図るとともに、2021 年度中に「AI 導入ガイドブック」の新規テーマを検討し公表

する。

・新型コロナウイルス感染症の影響も踏まえ、中小企業でのテレワーク導入を促進するため、テレワークに資するソフトウェア・通信機器等の導入支援等を行う。

・地域未来牽引企業等の地域企業のデジタル技術を活用した業務・ビジネスモデルの変革を促進するために、各地に産学官金の関係者が一体となって地域企業を支援する枠組みの整備や活動等の支援、デジタル人材の育成等を促進する。

・中小企業庁の全ての行政手続を 2023 年度までに電子化し、中小企業施策の活用状況や施策活用結果など国が保有するデータを民間ビジネスに開放し、中小企業を支援する民間サービス市場の創出と活性化を目指す。

・国が保有する補助金等のデータを民間に開放し中小企業を支援する民間サービスの創出を促すとともに、中小企業向けの経営支援の専門家や支援ビジネス事業者などを巻き込んだコミュニティ形成のため、中小企業の経営相談や新しいビジネスパートナーをオンライン上で見つけられる仕組みを 2022 年度までに構築する。

１０．イノベーションへの投資の強化

（１）リバースイノベーションの推進

成長戦略実行計画に基づき、具体的施策を講ずる。

（２）文理融合の推進

成長戦略実行計画に基づき、同計画に記載する施策のほか、以下の具体的施策を講ずる。

（競争的研究費改革等による研究力の強化）

・人文・社会科学の知と自然科学の知の融合による人間や社会の総合的理解と課題解決に貢献する「総合知」に関して、基本的な考え方やその創出･活用を戦略的に推進する方策を 2021 年度中に取りまとめる。

・基礎研究力の強化に向けて科研費や戦略的創造研究推進事業等の競争的研究費について、研究フェーズと研究者のキャリアステージを踏まえた切れ目ないものにするとともに、優秀な若手の柔軟なステップアップを含む若手支援充実や、実力ある中堅以上の研究者が安定的かつ十分に研究費を確保できるような制度見直し（配分や審査の見直し等）等を 2021 年度から加速する。

・我が国の科学技術・イノベーションにおける国際競争力の維持・強化のため、2021 年度中に科学技術の国際展開に関する戦略を策定し、科研費による国際共同研究や国際プロジェクトへの参画支援、研究者交流の促進などによる国際研究ネットワークの構築を強力に推進する。

・高等教育と連動する若手研究者育成等を加えた新ミッションの下、世界トップレベル研究拠点プログラムに基づき 2021 年度中に整備する新規拠点を含め、国際頭脳循環のハブ拠点形成を計画的・継続的に推進する。

・効果的な科学技術・イノベーション政策の立案のため、政策分析データベース（e-CSTI）の公的研究資金や論文、大学の財務等の連結データを活用し、研究生産性に大きな影響を与える要素を AI により抽出・分析することにより、研究資金と研究成果の関係性分析を高度化する。

（研究の DX の実現）

・研究の DX の実現に向け、AI・データ駆動型研究を推進するため、全国の先端共用設備や大型研究施設も効果的・効率的に活用し、2022 年度からマテリアル、ライフサイエンス、地球環境等多様な分野の研究データを戦略的に収集・共有・活用する取組を強化する。また、実験の

自動化やリモートアクセスが可能な研究施設・設備の整備を引き続き推進する。

・スーパーコンピュータ「富岳」を活用して、2021 年度に新型コロナウイルス感染症等の対策に資する研究や次世代コンピューティング分野の研究を重点的に行う。また、次世代の計算資源について、2021 年度中に、これまでのスーパーコンピュータに係る評価や次世代の計算資源の方向性について検討を行い、それを踏まえた調査研究など必要な取組を速やかに実施する。

・次世代学術研究プラットフォームとして最先端の研究・教育環境を提供するため、超高速・大容量のネットワーク基盤（SINET）と研究データ基盤の一体的運用を 2022 年４月より開始するとともに、その高度化や必要な技術の研究開発を引き続き推進する。

・2023 年度の次世代放射光施設の稼働に向けて、官民地域パートナーシップに基づき着実に整備を進める。

（３）量子技術等の最先端技術の研究開発の加速

成長戦略実行計画に基づき、同計画に記載する施策のほか、以下の具体的施策を講ずる。

・安全・安心の実現のために解決すべき重要な諸課題に対応するため、科学技術の多義性も踏まえ、総合的な安全保障の基盤となる科学技術力を強化する。以下の緊急を要する課題については、順次対応方針を固め、既存事業との整理等を行いつつ、必要な取組を進める。

研究活動の国際化やオープン化に伴う新たなリスクが懸念される中で必要な国際共同研究を進めていくため、「研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対する研究インテグリティの確保に係る対応方針について」（令和３年４月 27 日統合イノベーション戦略推進会議決定）を踏まえ、2021 年度の早期に競争的研究費の関係指針等を改定する。

我が国の技術的優越を確保・維持するため、重要技術の明確化や重要技術分野への資源配分、適切な技術流出対策等を実施する。特に多様な技術流出の実態に応じて段階的かつ適切な技術流出対策を講ずるため、必要な情報収集を行い、制度面も含めた枠組み・体制構築の検討を進める。

我が国及び国民の安全・安心の実現に向けて、戦略的に育成すべき重要技術等に関する政策について提言を行うシンクタンク機能を

2021 年度中に立ち上げ、その状況を踏まえ、本シンクタンク機能を担う組織の 2023 年度目途での設立に向けた検討を進める。あわせて、経済安全保障の強化のため、本シンクタンク機能も活用しつつ、我が国として確保すべき先端的な重要技術について、実用化に向けた強力な支援を行う新たなプロジェクトを創出する。

・新型コロナウイルス感染症による社会経済情勢の変化に対応するため、2021 年秋頃に若手研究者等の発案を活かして新たなムーンショット目標を設定し、2022 年春頃を目途にその達成に向けた研究開発プロジェクトに着手する。また、これを含め、環境、農業、AI、ロボット、量子、健康医療などムーンショット目標の分野において、諸外国との連携強化やターゲットの柔軟な変更等を通じて研究開発プロジェクトを抜本的に強化する。

・次期戦略的イノベーション創造プログラム（SIP）について、「第６期科学技術・イノベーション基本計画」（令和３年３月 26 日閣議決定）に基づき中期的に取り組むべき社会課題を見極め、その解決に向けて総合知を活用しながら府省横断的に取り組む技術開発テーマの調査・検討を進め、2021 年末までに候補を選定する。

・「革新的環境イノベーション戦略」（令和２年１月 21 日統合イノベーション戦略推進会議決定）に基づき過去のストックベースでの CO2 削減（ビヨンド・ゼロ）を可能とする革新的技術の確立を目指し、最先端のバイオ技術等を活用した資源利用、農地・森林・海洋による CO2 吸収・固定技術、セルロースナノファイバー等の高機能素材を活用した製品等の開発を行う。また、産総研等による国際共同研究及び国際連携強化に取り組む。

・「AI 戦略 2021」（令和３年６月 11 日統合イノベーション戦略推進会議決定）に基づき以下の取組を推進するとともに、2021 年内を目途に新しい AI 戦略を策定する。

－深層学習の理論体系や知識融合型 AI 技術、2025 年日本国際博覧会での利用を目指す多言語同時通訳等の研究開発を行う。

－AI のブラックボックス問題解決に向け、説明可能な AI 等の研究開発を、AI 関連中核センター群の連携を検討の上、2021 年度中に開始する。

－AI の信頼性・公平性等の確保に資する政府機関等の取組を 2021 年度中に取りまとめ、政府職員への AI 関連教育を 2021 年度中に試行的に開始する。

・「バイオ戦略フォローアップ」（令和３年６月 11 日統合イノベーション戦略推進会議決定）に基づき、以下の取組を強力に推進する。

－地域バイオコミュニティの公募・認定状況も踏まえ、2021 年度末までに東京圏と関西圏のグローバルバイオコミュニティを公募・認定するとともに、バイオデータの連携や利活用を促進し、市場領域の拡大を加速させる。
－東北メディカル・メガバンク（TMM）計画、バイオバンク・ジャパン（BBJ）及びナショナルセンター・バイオバンクネットワーク（NCBN）の成果を連携・発展させ、大規模ゲノム・データ基盤の構築を推進する。

・「量子技術イノベーション戦略」（令和２年１月 21 日統合イノベーション戦略推進会議決定）に基づき、以下の取組を強力に推進する。
－量子技術による新産業創出を目指す協議会を 2021 年度上期中に設置し、量子コンピューターや量子通信・暗号等の実用化について検討を進める。
－拠点間連携の深化も含め、量子技術イノベーション拠点の活動を本格化するとともに、量子コンピューティング、量子計測・センシング、グローバルな量子暗号通信網の構築に向けた量子通信・暗号等の重要な技術領域の研究開発を強力に推進する。
－2021 年４月の日米首脳共同声明に基づき、2021 年度下期に開催予定の国際シンポジウム（日米欧）等により、量子技術に関する共同研究や研究者交流を通じた国際連携を戦略的に強化する。

・マテリアル革新力を強化するため、「マテリアル革新力強化戦略」（令和３年４月 27 日統合イノベーション戦略推進会議決定）に基づき、以下の取組を強力に推進する。
－マテリアル分野のデータ駆動型研究の推進に向け、良質なデータを取得可能な共用施設・設備の整備や AI 解析機能の実装等を進める。
－脱炭素や資源制約克服等の観点から重点的に取り組む技術課題を具体化し、2022 年度から研究開発を加速する。
－マテリアル分野の競争力の源泉である製造プロセスのデータベース構築に 2022 年度から取り組むとともに、6G 向け電子機器や高性能半導体に必要となる超高性能セラミックスやレジスト等の性能向上に資する基盤技術開発を進める。

・「産業技術ビジョン 2020」（2020 年５月 29 日経済産業省）に基づき、2021 年度中を目途に Society5.0 の基盤となる次世代コンピューティング技術について、産総研を中核に研究開発拠点を整備し、技術戦略を策定の上、研究開発を行う。

・ポストコロナの社会課題解決につながるオープン・イノベーション推進に向けて、地方大学・地方公共団体・企業でビジョンを共有しなが

らバックキャスト型研究開発や成果の社会実装を行う拠点を形成し、2021 年度から地域での持続的な活動の仕組みを構築する。

また、試験研究炉等を使用したラジオアイソトープの製造に取り組む。

（４）大学ファンドの創設などを通じた大学改革

成長戦略実行計画に基づき、同計画に記載する施策のほか、以下の具体的施策を講ずる。

・大学ファンド創設に伴い必要となる制度改革に大学や産業界の意見を適切に反映するため、2021年夏頃までに大学支援フォーラムPEAKSで提言を取りまとめる。
・国立大学法人の会計基準について、第４期中期目標期間へ向けた大学支援フォーラム PEAKS の提言や国立大学法人の戦略的経営実現に向けた検討会議の最終取りまとめ等を踏まえて、2021 年度中に見直しを行う。
・国立大学法人の第４期中期目標期間の運営費交付金の配分ルールについて、世界トップレベルの研究や地方創生のハブ機能等の大学ごとのミッションも踏まえつつ、共通の成果指標について e-CSTI 等も活用し更に客観的・定量的なものとなるよう厳選して見直すなど、よりメリハリある配分を行うべく 2021 年夏頃に見直しの方向性を整理し、2021 年度末までに対応する。
・国立大学法人が自ら獲得した多様な財源の戦略的な積立ての仕組みや目的積立金の次期中期目標期間への繰越しについて検討し、2021 年度中に結論を得る。
・地域の特性やニーズを踏まえた人材育成や研究成果の社会実装、特定分野における世界レベルの研究を行う魅力ある地方大学づくりのため、大学改革と人材育成・研究力向上等のための支援を一体として行う施策について、既存事業の見直しも含め 2021 年度中を目途に検討する。
・ポストコロナを見据えた教育研究に柔軟に対応できるキャンパスの実現に向け、「第５次国立大学法人等施設整備５か年計画」（令和３年３月 31 日文部科学大臣決定）に基づき大学等の環境整備に取り組む。

（博士課程学生・若手研究者等への支援）

・優秀な博士課程学生の処遇向上とキャリアパスの拡大、若手研究者の活躍できる環境整備や研究時間の確保等のため、2020 年度に強化した

博士課程学生支援を着実に進めていく。
・創発的研究に係る研究資金を最長 10 年間継続して支援する創発的研究支援事業による支援を着実に実施するとともに、事業に導入した新たな仕組みの効果等の検証を進め、若手を中心とした研究者が自由で挑戦的な研究に専念できる環境の確保に向けた取組の深化を図る。
・若手研究者と企業とのマッチング機能を民間のノウハウの活用等により 2021 年度から強化するとともに、若手研究者が社会実装の経験を積むためのインターンシップやクロスアポイントメントへの支援等により産業界のニーズの高い人材を育成する。

（５）知的財産戦略の推進

成長戦略実行計画に基づき、同計画に記載する施策のほか、以下の具体的施策を講ずる。

・企業の競争力や収益力を決定付ける要素である人的資本、技術・ノウハウといった知的財産等無形資産の投資・活用の拡大に向けて、2021 年６月のコーポレートガバナンス・コードの改訂や価値協創ガイダンスの改訂を踏まえ、2021 年中に策定予定の無形資産の開示に関するガイドラインにより、企業による無形資産の投資・活用戦略の開示を促すとともに投資家や金融機関等との対話を通じて、企業の無形資産の投資・活用パフォーマンスを見える化し、投融資の判断に反映されるようなメカニズムを構築する。あわせて、専門的な評価・分析を行う専門人材の育成を図る。
・「価値デザイン経営の普及に向けた基本指針」に基づき、経営デザインシートの普及や活用の推進を図る。加えて、企業の知的財産等無形資産の投資・活用戦略の開示補助ツールとしての活用を更に広げる。
・統合イノベーション戦略推進会議標準活用推進タスクフォースを中心に 2021 年度からスマートシティ、ビヨンド 5G、グリーン成長及びスマート農業等省庁横断で重点的に取り組む分野をはじめ標準の戦略的な活用を推進するとともに、標準の開発の加速化支援や調査分析、国際標準の形成に必要な活動への支援等を行う。
・標準の戦略的な活用について、官民で国家戦略・経営戦略上の課題認識を共有するとともに対応策の具体化を図るため、2021 年度に官民連携を推進する会議を開催し、経営戦略として標準活用が進むよう、成功事例・失敗事例を共有するとともに、企業の意識改革や人材育成を促す。

・2021 年度から、民間の標準戦略活動を支援するため、標準活用支援サービスプラットフォームによる、実証用のテストベッドの提供、専門人材の派遣等を開始する。
・2021 年度から、政府の研究開発プロジェクトにおいて、初期段階から経営等におけるオープン＆クローズ戦略を検討し、標準の戦略的活用状況の事後点検を行うことなどにより、標準の戦略的な取組を担保する。
・IoT 化の進展を背景に今後も増加が見込まれる標準必須特許（標準規格の実施に必須の特許）の異業者間ライセンスを巡る紛争について、誠実な交渉態度の明確化等に関する各国裁判例や各国政府の動向等を踏まえ、「標準必須特許のライセンス交渉に関する手引き」の充実化について検討を行い、2021 年度内に結論を得る。また、当事者間で当該紛争の解決を図りやすい取引環境を整備するため、当事者間での情報提供のルール等ライセンス交渉過程の透明性・予見可能性を高める仕組みについて検討を行い、2021 年度内を目途に結論を得る。
・知財創造教育の普及・実践をより推進するため、地域主導型のコンソーシアムにおいて、2021 年度から推進拠点となる学校や普及実践の中核を担う教員を選定する。
・2021 年４月に更新した「インターネット上の海賊版に対する総合的な対策メニュー及び工程表」に基づき、二国間協議等を通じた海賊版対策の国際連携・国際執行の強化、セキュリティ対策ソフトにおけるアクセス抑止機能の導入促進などの総合的な対策を実施する。
・中堅・中小企業の知財活用を図るため、「第２次地域知財活性化行動計画」（2020 年７月策定）に基づき、知財活用のための知財戦略構築をハンズオンで支援するとともに、必要に応じて独立行政法人工業所有権情報・研修館と連携して弁理士等専門家派遣を実施する。
・文化庁は、デジタル技術の進展・普及に伴うコンテンツ市場をめぐる構造変化を踏まえ、著作物の利用円滑化と権利者への適切な対価還元の両立を図るため、過去コンテンツ、UGC、権利者不明著作物を始め、著作権等管理事業者が集中管理していないものを含めた、膨大かつ多種多様な著作物等について、拡大集中許諾制度等を基に、様々な利用場面を想定した、簡素で一元的な権利処理が可能となるような制度の実現を図る。その際、内閣府（知的財産戦略推進事務局）、経済産業省、総務省の協力を得ながら、文化審議会において、クリエイター等の権利者や利用者、事業者等から合意を得つつ 2021 年中に検討の上、結論を得るとともに、2022 年度に所要の措置を講ずる。
・コンテンツ制作従事者等が適正な利益を得られるよう、2021 年度中に、

製作取引適正化及び就業環境の改善のためのガイドラインの周知や遵守状況調査に取り組むとともに、映画産業については、取引の適正化等に向けた認定制度等の仕組みを構築する。

（６）未来社会の実験場としての 2025 年日本国際博覧会

成長戦略実行計画に基づき、以下の具体的施策を講ずる。

・「いのち輝く未来社会のデザイン」をテーマに、2025 年日本国際博覧会（大阪・関西万博）を新型コロナウイルス感染症克服後の社会の在り方を提示する場とするとともに、新たな技術やシステムを実証し、Society5.0 を体感できる「People's Living Lab （未来社会の実験場)」とする。具体的には、大阪・関西万博の内容を充実させるべく、以下の取組を進める。あわせて、こうした取組を進める上で阻害要因となる規制があれば、規制の見直しを積極的に進めていく。
－2050 年カーボンニュートラルの実現に向けて、ネガティブエミッション技術、次世代型太陽電池、カーボンリサイクル、水素・アンモニア発電、農林水産業の CO2 ゼロエミッション化などイノベーションによる持続可能な食料システム構築といった革新的技術の利活用モデルを世界に発信するとともに、会場において、エネルギーについては再生可能エネルギーや水素・アンモニアのほか、分散型エネルギーや省エネルギー・環境関連技術を活用していく。
－空飛ぶクルマの移動体験を含めた陸海空におけるモビリティ技術や宇宙開発及びそれを支える食料生産システム、海洋科学技術、AI による実用レベルの「多言語同時通訳」、ビヨンド 5G(いわゆる 6G)、超省力的なスマート農業技術体系、次世代ロボット等、日本の最先端技術を世界に発信するための取組を進める。
－日本の伝統的な文化や最先端技術等を用いた各種アート・デザインやポップカルチャー、和食・食文化・日本産食材・酒造り等について、日本の魅力を世界に発信し、訪日プロモーションを推進する。
・外国人来訪者の受入れに向けて税関・出入国管理・検疫体制の強化に取り組むとともに、来場者や運営関係者の安全・円滑な輸送に加え、開催後の大阪・関西の成長基盤になるような交通インフラの機能強化、会場周辺のインフラ整備等を実施し、広域でのアクセス向上、地域の安全性や魅力の向上等を進める。
・在外公館はじめオールジャパンで参加招請活動を実施し世界各国からの参加・出展を確保するとともに、「世界一安全な日本」の実現に向け

た取組やセキュリティ確保のための対策を進める。

（７）福島における新たな産業の創出

成長戦略実行計画に基づき、以下の具体的施策を講ずる。

・「福島新エネ社会構想」（2021 年２月改定）に基づき、風力発電を始めとする再エネの更なる導入拡大や研究開発拠点機能の強化、水素イノベーション拠点の創出や水素社会のモデル構築を推進するとともに、環境省と福島県が締結した連携協力協定（2020 年８月）の下、未来志向まちづくりを推進する。
・ドローン、「空飛ぶクルマ」等の社会実装に向けて、次世代モビリティの開発・実証や制度整備・運用の拠点とすべく福島ロボットテストフィールドでの試験飛行等の環境整備を図るとともに、2021 年度までに関係機関と緊密な連携の下、ドローンの新技術基準や災害時の運用ガイドラインを整備するほか、福島浜通りでの実用化開発を支援する。

１１．コーポレートガバナンス改革

成長戦略実行計画に基づき、同計画に記載する施策のほか、以下の具体的施策を講ずる。

・ハイブリッド型バーチャル株主総会の更なる浸透及び改正産業競争力強化法に基づくバーチャルオンリー型株主総会の利用の促進を図るなど、株主総会プロセスにおける電子的手段の活用を促し、企業と投資家の対話環境の整備に取り組む。
・自社株を対価とするM&Aの普及を図るため、改正会社法により創設された株式交付、2021年度税制改正において措置された株式交付に関する株式の譲渡損益の課税繰延、改正産業競争力強化法に基づく株式買取請求の適用除外といった一連の制度改正について周知し、制度の活用を促進する。
・東京証券取引所の市場構造改革に関し、2021年６月のコーポレートガバナンス・コード等の改訂を踏まえた上場会社による市場選択手続等の所要の制度整備を進め、併せて現在、東証一部上場の全銘柄と一致している東証株価指数（TOPIX）を市場区分から切り離し、2022 年４月に新たな区分・指数に移行する。
・家計の安定的な資産形成に向け、年齢層別のデジタルコンテンツ作成など、ICT も活用して金融経済教育を推進するほか、つみたてNISAの普及や新しい NISA制度の 2024 年の導入に向けた周知・広報、金融機関における電子手続の導入推進に向けた取組を行い、長期積立分散投資の定着や金融リテラシー向上を図る。特に、2022年４月からの成年年齢引下げを見据え、若年層の金融リテラシー向上を図る。
・DBJ が特定投資業務等を活用し、地域金融機関との共同投資や民間ファンドへの出資等を行い、責任ある投資家としてコーポレートガバナンス強化に引き続き貢献していく。また、VCやサーチファンドへのLP出資等を通じて、民間リスクマネー供給や民間投資人材の育成を強化し、成長資金市場のエコシステム構築を促進する。このほか、官民ファンドについて、「新経済・財政再生計画改革工程表 2020」に基づき策定された改善目標・計画等による具体的な取組を着実に進める。
・金融審議会において、上場企業と投資家との建設的な対話等に資する開示制度の在り方について、サステナビリティやガバナンスに関する開示を含め幅広く関係者の意見を聞きながら総合的に検討する。
・我が国において使用される会計基準の品質向上を図るため、日本基準の高品質化に取り組むとともに、IFRSに関する今後のプロジェクトの

協議等において我が国の考え方を IFRS に反映する努力を強化することを含め、我が国企業の IFRS への移行を容易にするための更なる取組を進めることにより IFRS の任意適用企業の拡大を促進する。さらに、国際会計人材を育成し、国際的な基準策定等に参画する。

・会計監査の信頼性確保の観点から、監査法人等における品質管理に係る基準の見直し、非監査業務の在り方、IT 活用の一層の推進について、検討を行い、2021 年度中に一定の結論を得る。

・消費者志向経営について、市場での資金調達の円滑化に向け ESG 投資等の考え方を踏まえた客観的な評価基準や制度の在り方について検討し、2021 年度内を目途に結論を得る。

１２．重要分野における取組

（１）ワクチンの国内での開発・生産

成長戦略実行計画に基づき、以下の具体的施策を講ずる。

・「ワクチン開発・生産体制強化戦略」（令和３年６月１日閣議決定）に基づき、政府が一体となって必要な体制を再構築し、長期継続的に取り組む国家戦略として以下の取組を行う。また、そのために必要な取組の財源を安定的に確保する。

－ワクチンに関する研究強化の観点から、臨床及び産業界と連携し、分野横断的な研究や新規モダリティの活用を行うこれまでにない世界トップレベルの研究開発フラッグシップ拠点を形成し、BSL4 施設などシナジー効果が期待できる特徴的な拠点及び当該フラッグシップ拠点の研究基盤を活用・強化・維持する。また、戦略性を持った研究費のファンディング機能の強化を行うため、産業界の研究開発状況、国内外の新規モダリティの動向を踏まえ、ワクチン実用化に向け政府と一体となって戦略的な研究費配分を行う体制を国立研究開発法人日本医療研究開発機構（AMED）に新設する。

－ワクチンに関する開発強化の観点から、治験環境の整備・拡充のため、生物統計家等の雇用促進等による臨床研究中核病院等の体制整備、臨床研究中核病院の緊急時治験協力の要件化と治験病床等の平時からの確保や、アジア国際共同治験環境の充実を行う。また、薬事承認プロセスの迅速化のための体制・基準整備として、新たな感染症に備えて、あらかじめ臨床試験の枠組みに関する手順を作成するとともに、緊急事態に特別に使用を認めるための制度の在り方を検討し、今後、新型コロナウイルスの感染拡大の収拾に目途が立ち、政府全体における緊急事態の対処に係る議論が行われる中で、2021 年中に方向性について結論を得る。

－ワクチンに関する生産体制強化、産業育成の観点から、ワクチン製造拠点の整備のため、ワクチンとバイオ医薬品の両用性（デュアルユース）とする施設整備等を行うとともに、創薬ベンチャーの育成のため優良ベンチャーの発掘・育成等による創薬ベンチャーエコシステム全体の底上げを行う。また、ワクチン開発・製造産業の育成・振興については、新たな感染症発生時の国によるワクチン買上げなど国内でのワクチン供給が円滑に進むよう検討することや、開発に成功したワクチンについて、国際的枠組みを通じた世界的供給や途上国の支援ニーズ等に応じた ODA の活用等を検討するとともに、ワ

クチン開発企業支援、原材料の国産化、備蓄等を担う体制を厚生労働省に構築する。

－喫緊の新型コロナウイルス感染症への対応として、薬事承認はICMRA（薬事規制当局国際連携組織）の議論を踏まえ、コンセンサスを先取りし、検証試験を開始・速やかに完了できるよう支援することや、国産ワクチンの検証試験の推進のため、治験実施医療機関の参加促進等を行う。

（２）医薬品産業の成長戦略

成長戦略実行計画に基づき、同計画に記載する施策のほか、以下の具体的施策を講ずる。

ｉ）ライフサイエンスの強化、国際展開

（ライフサイエンスの強化）

・「健康・医療戦略」（令和３年４月９日閣議決定）等に基づく、多様な疾患に柔軟かつ機動的に対応できる、モダリティ等を軸とした「統合プロジェクト」の下、基礎から実用化まで一貫した研究開発を推進する。

・新型コロナウイルス感染症への対応として、検査体制・治療体制の強化を進めるとともに、治療薬・ワクチンの開発を抜本的に強化するため、国立感染症研究所と国立国際医療研究センターの連携によるデータバンクの整備等を推進する。

・2021 年度末までに東京圏と関西圏のグローバルバイオコミュニティを形成し、アカデミア・製薬企業・ベンチャー・ベンチャーキャピタル等における連携を促進する。

・プログラム医療機器の実用化を促進するため、医薬品医療機器等法に基づく承認審査の迅速化を図る。具体的には、プログラム医療機器の萌芽的シーズを早期に把握しその特性を踏まえた審査の考え方を2021 年度中を目途に整理・公表するとともに、革新的なプログラム医療機器を指定し優先審査の対象とする制度等、プログラム医療機器の特性を踏まえた新たな承認審査制度の導入に向けて検討を進め、2021 年度中を目途に結論を得る。

・2020 年度に創設した医工連携イノベーション推進事業等に基づき、学会との連携、若手研究支援者への支援、ベンチャー支援等を強化し、医療機器・ヘルスケアサービス等への新規参入を促進する。また、医療系ベンチャー・トータルサポート事業（MEDISO）により、医療系ベ

ンチャーの薬事申請や事業計画の相談対応等の支援を実施するとともに、InnoHub（Healthcare Innovation Hub）により、ライフサイエンス分野における産学官の国内外ネットワークを強化する。

・我が国で先進的に研究開発を行う重粒子線がん治療装置について、2021年度から着手する画期的な小型化・高度化のための基本設計を踏まえ、普及展開に向けた取組を推進する。

・DBJの特定投資業務の一環として2021年３月に設置した「DBJイノベーション・ライフサイエンスファンド」を活用し、新型コロナウイルス感染症の拡大を受けて更に重要性を増している、ライフサイエンス（特に創薬・バイオ）産業の競争力強化・イノベーション促進に資する取組に対する資本性資金の供給を、より一層強化する。

・輸送・連結が可能で、診療等の医療施設として活用できる医療コンテナに関し、大規模自然災害発生時等の緊急時における機動的な医療提供や平時における過疎地域・離島などでの巡回診療及び各種イベント等に活用できるよう検討を進める。

（国際展開）

・「アジア健康構想」及び「アフリカ健康構想」の下、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）達成への貢献を視野に、我が国のヘルスケア関連産業の国際展開を推進する。特に、我が国企業が関わる形でのICTを活用した「スマート・ヘルスケア」の実現のため、感染症対策を含むソフトインフラの整備に取り組む。また、医薬品・医療機器産業の振興とともに、国産ワクチンの実用化にも資するため、ワクチン開発・生産体制強化戦略とも連携し、「『アジア医薬品・医療機器規制調和グランドデザイン』実行戦略」（令和２年７月14日健康・医療戦略推進本部決定）に基づくアジアにおける医薬品・医療機器等の規制調和と臨床開発体制の充実に向けた国内外の国際治験体制整備をより一層推進する。

・引き続き新型コロナウイルス感染症関連施策との整合を図りつつ、メディカル・エクセレンス・ジャパン（MEJ）やJETRO等を中核とした医療の国際展開、ジャパン・インターナショナル・ホスピタルズ（JIH）等による医療インバウンドの着実な実施に努め、「訪日外国人に対する適切な医療等の確保に向けた総合対策」も踏まえつつ、我が国の医療の国際的対応能力を向上させる。

・国際的に脅威となる感染症対策について、国際的な枠組みであるCOVAXファシリティを含むACTアクセラレータへの貢献をはじめとする治療・診断・ワクチンの開発・普及や戦略的な国際共同研究等を早急かつ強力に推進するとともに、東京オリンピック・パラリンピック競技

大会に向けた発生動向調査・検査体制・医療体制の強化等を推進する。
・ポストコロナを見据え、今後、各国で需要が高まる医療・ヘルスケア製品・サービスの国際展開を推進する。また、予防・健康づくり等の取組を含む健康経営の普及、日本の医療・介護の取組を参考にした制度の導入促進等に取り組む。
・国際会議等を通じ、UHC の推進や国際的な感染症危機対応における日本の国際的地位を高めるとともに、二国間支援、世界保健機関(WHO)、グローバル・ファンド、ユニットエイド (Unitaid)、グローバルヘルス技術振興基金 (GHIT Fund)、Gavi ワクチンアライアンス、感染症流行対策イノベーション連合 (CEPI)、世界銀行グループ、アジア開発銀行、国連児童基金 (UNICEF) 等への支援を通じ、他国との連携強化を行う。あわせて、人獣共通の感染症も含めた感染症対策の観点から、産学官が連携し世界の人材資金技術を惹きつけるためのグローバルハブの検討や、将来の緊急事態にも対応できる体制について検討する。また、ワンヘルスアプローチによる薬剤耐性 (AMR) 対策を推進する。加えて、国際感染症等対応人材の育成や国際機関等への派遣を強化する。
・新型コロナウイルス感染症の世界的対応を踏まえ、政府としての司令塔機能を強化してグローバルヘルスに関する戦略を 2022 年６月までに策定し、UHC 達成に向けた支援に取り組むとともに、官民合わせた関係資金の拡充を目指す。

ⅱ）データヘルス、健康・医療・介護の DX

今回の新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、必要な人が広く検査や治療を受けられること及び迅速にデータを収集・解析することの重要性が改めて認識された。技術革新を活かして、費用対効果の高い形で、医療・福祉分野における個々の政策を、国民の健康増進や、医療・介護の質・生産性の向上、現場の働き方改革につながるよう、一層スピード感をもって「全体最適」な形で推進する。

①データヘルス（健康・医療・介護でのデータ利活用）の推進
（オンライン資格確認）

・医療機関及び薬局が、患者の直近の資格情報等を直ちに確認できる「オンライン資格確認」の本格運用を 2021 年 10 月までに開始する。あわせて、医療機関及び薬局のシステム整備を着実に進め、2023 年３月末までに概ね全ての医療機関及び薬局へのシステムの導入を目指す。

（医療機関等における健康・医療情報の連携・活用）

・レセプトに基づく薬剤情報や特定健診情報といった患者の保健医療情報を全国の医療機関等が確認できる仕組みについては、特定健診情報は遅くとも 2021 年 10 月までに、また、薬剤情報についても同月から確認できるようにする。さらに、手術の情報など対象となる情報を拡大し、2022 年夏を目途に確認できるようにする。
・電子カルテ情報及び交換方式の標準化については、2020 年 12 月に医療現場の有用性を考慮し、技術の発展に対応できるような国際的なデータ連携仕様等に基づいた、HL7FHIR の規格を用いることを検討することとされたことを踏まえ、医療情報化支援基金の活用等により、実務的な調整・設計を踏まえた標準化や中小規模の医療機関を含めた電子カルテの導入を促進するため、具体的な方策について結論を得る。
・オンライン資格確認等システムを基盤とした電子処方箋の仕組みについて、実施時における検証も含め、安全かつ正確な運用に向けた環境整備を行い、2022 年度から運用開始する。

（医療・介護情報の連携・活用）

・ICT を活用した医療・介護連携を進めるため、医療機関と介護事業所間において、入退院時に患者の医療・介護情報を共有する標準仕様の作成を進めるとともに、その他の医療・介護連携の必要性や ICT 活用の可能性等の検討を踏まえ、必要に応じた標準仕様の作成・普及等を推進する。

（PHR の推進）

・個人の健診や服薬履歴等を本人や家族が一元的に把握し、日常生活改善や必要に応じた受診、医療現場での正確なコミュニケーションに役立てるため、PHR（Personal Health Record）を引き続き推進する。
・マイナポータル等を通じた個人へのデータ提供について、予防接種歴、乳幼児健診等情報に加え、特定健診情報は遅くとも 2021 年 10 月までに、薬剤情報についても同月から開始することを目指す。その他の健診・検診情報については、2020 年夏に策定した「データヘルス集中改革プラン」に基づき、地方公共団体等への支援など、実現に向けた環境整備を行い、2022 年を目途に電子化・標準化された形での提供の開始を目指す。
・PHR サービスの利活用の促進に向けて、2021 年 4 月に取りまとめた「民間 PHR 事業者による健診等情報の取扱いに関する基本的指針」を普及し、その遵守を求めるとともに、官民連携して、より高いサービス水準を目指すガイドラインを、2022 年末を目標に策定する。また、当該ガイドラインの遵守状況を認定する仕組みなどが整備されるよう、必要な支援を行う。

（健康・医療・介護情報のビッグデータとしての活用）

・国民の健康寿命の延伸や世界最高水準の医療の提供のため、AMEDにおいて、AMEDが支援した研究開発から得られたデータの利活用プラットフォームとして、産学の研究開発において品質管理されたデータを安全・安心かつ効率的に利活用するための仕組みについて検討し、早期の運用開始を目指す。

・レセプト情報・特定健診等情報データベース（NDB）や介護保険総合データベース（介護DB）等の医療・介護情報の連結精度向上のため、オンライン資格確認等システムを基盤として、社会保険診療報酬支払基金等が被保険者番号の履歴情報を活用し、正確な連結に必要な情報を安全性を担保しつつ提供できるようにするための仕組みについて、2022年３月からの運用開始を目指す。

・エビデンスに基づく医療政策を立案するため、国民の保険診療情報等を蓄積しているNDBの有効活用を推進することが重要であることから、NDB を用いて研究を行う研究者が、患者の個人の特定はされないことを前提として、地域、所得階層、医療機関、薬局の属性に関する分析をできるようにする。具体的には、患者の郵便番号及び所得階層情報（高額療養費の自己負担限度額に係る適用区分）をレセプト情報へ付記するとともに、医療機関・薬局の属性が分かるコードの提供を認めるようにする。

・NDB を用いて研究を行う研究者の利便性を考慮し、提供の申出から提供までに要する時間を極力短くするよう NDB の改修を行うとともに、新型コロナウイルス感染症や医療扶助、難病などの実態についても研究・分析をできるようにするため、公費レコードも提供できるようにする。あわせて、研究者がより迅速にNDBデータを研究・分析できる環境を実現するため、パブリッククラウドで操作できる医療介護連結解析基盤を政府で構築する。

・医療分野の研究開発における医療情報の利活用を推進するため、次世代医療基盤法について、認定事業者の事業運営のための環境の整備に取り組むとともに、2023年度中に施行状況を踏まえ、認定事業者による仮名化情報の取扱い等の在り方を検討する。

②ICT、ロボット、AI等の医療・介護現場での技術活用の促進

（オンライン医療の推進）

・関係学会や事業者等とも協力し、オンライン診療の安全性・有効性に係るデータの収集や事例の実態把握を進めるとともに、今回の新型コロナウイルス感染症の感染拡大に際しての時限的措置において明ら

かとなった課題や患者の利便性等を踏まえ、恒久化の内容について、具体的なエビデンスに基づき、検討を行う。初診の取扱い等も含めた時限的措置の恒久的な枠組みについては、2021 年夏を目途に時限的措置の実績も踏まえて、その骨格を取りまとめた上で、同年秋を目途に「オンライン診療の適切な実施に関する指針」を改定する。

・次期診療報酬改定に向けて、オンライン診療の普及状況を調査・検証し、安全性・有効性が確認された疾患については、オンライン診療料の対象に追加することを検討する。また、2021 年夏を目途に行われるオンライン診療の時限的措置の実績も踏まえた恒久化に向けた検討結果等に基づき、オンライン診療の実施方法や実施体制等の要件の見直しを含むオンライン診療料の必要な見直し等の検討を行い、オンライン診療の適切な普及・促進を図る。

・医師対医師の遠隔医療（DtoD）について、ICT を活用して取り組む際の参考となる情報として「遠隔医療モデル参考書」を作成し、安全かつ効果的な遠隔医療の普及展開を図る。遠隔医療を支えるシステムとして、個人の健康状態等を経時的に非対面・遠隔でも確認できるシステムの開発・普及を促進する。また、遠隔にいる医師でないと実施が困難な手術等への対応を進めるため、高性能・高精度の機器開発と、そうした機器利用の前提となる大容量かつ超低遅延な通信環境整備を促進する。

・オンライン服薬指導については、今回の新型コロナウイルス感染症の感染拡大に際しての時限的措置の実績を踏まえ、2021 年夏を目途に医薬品医療機器等法に基づくルールの見直しの検討を行うとともに、オンライン服薬指導に係る診療報酬の評価の検証を行い、必要な見直しの検討を行う。

（AI 等の技術活用）

・医療従事者の負担軽減及び医療の質の向上等を図るため、AI の開発・利活用を促進するためのプラットフォームを構築する。また、2021 年度から、医工連携しての AI を活用した早期発見・診断技術の開発を強化する。さらに、AI 開発において特定された課題の解消に向け、2020 年６月に作成した「ロードブロック解消に向けた工程表」及び「俯瞰図に基づく AI 開発促進のための工程表」に基づき取り組むとともに、アジア等、海外の医療機関と提携し、本邦で開発された AI 技術等の海外展開や国内外の AI 技術等の集積を目指す。

（ゲノム医療の推進）

・全ゲノム情報等を活用し、引き続きがん・難病等のゲノム医療を推進する。一人一人の治療精度を格段に向上させ、これまで治療法のなか

った患者に新たな治療を提供する観点から、「全ゲノム解析等実行計画」(2019 年 12 月策定) 及び「ロードマップ 2021」(2021 年 6 月策定) に基づき、解析を進める。解析においては、まず、2023 年度までに主要なバイオバンクの検体や今後提供される新たな検体を活用し、がん・難病を合わせて最大約 10 万症例近くを解析対象として、研究利用が可能なものを精査した上で実施する。がんについては罹患数の多いがん・難治性がん、希少がん、遺伝性がんを対象に、難病については、単一遺伝子性疾患、多因子性疾患、診断困難な疾患を対象とする。

・解析の進捗状況を踏まえて、2021 年度中に中間的な論点整理を行い、人材育成、体制整備・費用負担の考え方、倫理的・法的・社会的な課題への対応等の課題について洗い出しを行い、2024 年度以降も見据えたスムーズな解析や患者還元を実施できる体制を整えるとともに、全ゲノム解析等により得られたゲノム情報と臨床情報とを集積し、産学の関係者が幅広く創薬や治療法の開発等に活用できる体制を整備する。

（医療機器におけるサイバーセキュリティの確保）

・国境を超えて行われる医療機器に対するサイバー攻撃への対策を一層強化するため、国際医療機器規制当局者フォーラム（IMDRF）等の国際的な枠組みでの活動を踏まえて、サイバー攻撃に対する国際的な耐性基準等の技術要件、医療機関における医療機器導入時のサイバーセキュリティ対策に関する手引き等を整備し、集団的な防衛対策を講ずる。また、国際基準を本邦の医療機器に関する承認審査や市販後の調査等の基準に導入することで国内メーカーの国際競争力の向上を図る。

・医療機関等のシステム体系に応じた医療機器のサイバーセキュリティに係る開発目標及び評価基準を策定し、2022 年度中にガイドラインを取りまとめて医療機器の製造販売においてサイバーセキュリティの水準を一層高めるとともに、独立行政法人医薬品医療機器総合機構（PMDA）等における許認可等において、医療機器のサイバーセキュリティを確認することができる体制を構築する。

・医療機器へのサイバー攻撃により生じた国内外のインシデント、アクシデント事例を速やかに収集・評価できる体制を構築し、サイバー対策を講じた医療機器の開発や医療機器を用いる際の医療機関等における体制整備の強化等の促進のため、サイバーセキュリティ対策の向上に資する情報発信やガイドライン等の作成を行う。

（科学的介護の実現）

・自立支援等の効果が科学的に裏付けられた介護を実現するため、2020 年度から運用を開始した高齢者の状態、ケアの内容等の情報などのデ

ータを収集・分析するデータベース（LIFE）の情報等を用いた本格的な分析を実施し、次期からの介護報酬改定の議論に活用するとともに、その検証結果に基づき評価及び適正化を行う。また、取得したデータについては、介護事業所に提供するほか、介護サービスのベストプラクティスの策定などのケアの質の向上等につながるような取組を進める。さらに、高齢者の自立支援や重度化防止等の取組を促すようなインセンティブが働くようアウトカム評価に係る検討を行う。

（ロボット・センサー等の開発・導入）

・2040 年までに、主要な疾患を予防・克服し 100 歳まで健康不安なく人生を楽しむためのサステナブルな医療・介護システムを実現するため、挑戦的な研究開発を推進し、先端技術の速やかな社会実装を加速する。また、国民が自分の健康状態を自ら把握できるよう、評価手法の開発等を推進する。

・介護分野における業務効率化に効果的なテクノロジーの普及に向けて、2020 年８月に構築した介護ロボットの開発・実証・普及のプラットフォームにおいて、試行実証施設でのケアの提供モデルを構築し、介護現場での実証を行うとともに、効果の確認が得られたモデルを全国に普及・促進する。

・地域医療介護総合確保基金を活用した介護ロボットや ICT の導入支援を進めるとともに、介護現場での大規模実証や介護ロボットの導入の効果実証等から得られたエビデンスデータを蓄積・分析し、次期からの介護報酬改定等での評価につなげる。あわせて、障害福祉分野における介護ロボットや ICT の導入についても、介護分野での状況を踏まえて取組を進める。

③医療・介護現場の組織改革等

・医師等の働き方改革を進めるため、労務管理の徹底やタスクシフティング等の推進、医師の労働時間短縮等の業務効率化に資する ICT 等の活用方策の横展開等により、医療機関のマネジメント改革を推進する。また、医療機関を検索できる医療情報ネットの抜本的な見直し、緊急時の相談ダイヤルの周知・啓発、先進・優良事例の横展開等個人の行動変容につながる取組を強化する。

・コロナ禍で顕在化した感染症等の社会的ニーズに対応可能な医療人材不足の解消のため、大学医学部における医師養成課程の見直しとともに、教育プログラムの見直しを推進する。

・介護職員の負担軽減を図り、質の高い介護サービスを提供するため、介護ロボットの普及・ICT 化について、地域医療介護総合確保基金を

活用した支援を行う。その際、介護現場の業務の効率化・生産性向上の取組と一体として推進すべく、「生産性向上ガイドライン」を活用し、介護現場への実効的な普及を図る。

－介護サービスの質の維持・向上の観点から、都道府県版「介護現場革新会議」の開催や 2019・2020 年度に実施したパイロット事業の横展開を進め、地域に応じた介護現場の業務効率化の取組を支援する。

－介護現場の働き方改革の観点から、多様な働き方を可能にする効率的な勤務管理機能の実装のため、介護施設における Wi-Fi 環境の整備や、介護現場へのタブレットの導入を強力に推進するとともに、2021 年３月に取りまとめた効率的な勤務管理機能に係る項目の整合化・標準化の結論を踏まえて、勤務管理機能の整合化・標準化を推進する。

・文書量の削減に向けた取組について、介護分野では、社会保障審議会介護分野の文書に係る負担軽減に関する専門委員会の中間取りまとめ（2019 年 12 月）を踏まえた文書等の簡素化・標準的な様式例の整備及び ICT 等の活用の見直しの方向性の結論を踏まえ、順次必要な対応を行う。医療分野や福祉分野でも、各分野の特性を踏まえ、文書量削減、標準化などの取組を順次進める。

・地域医療介護総合確保基金を活用し、「介護助手」などの多様な人材の活用や兼業・副業等の多様な働き方の実践を支援するなど、介護人材確保に総合的に取り組む。

ⅲ）疾病・介護の予防

人生 100 年時代の安心の基盤である「健康」は、国民にその重要性が一層深く認識されるようになっており、全世代型社会保障の構築に向けた改革を進めていくためにも、エビデンスに基づく予防・健康づくりの取組を引き続き促進する。

（予防・健康づくりのインセンティブ強化等）

・全国健康保険協会における予防・健康事業の取組状況に応じた都道府県支部ごとの保険料率のインセンティブ措置について、成果指標拡大や配分基準のメリハリ強化等を検討し、2021 年度中に一定の結論を得る。

・各医療保険における保険者に対するインセンティブ措置の各評価指標や配点の見直しにおいては、各医療保険における被保険者の性質を考慮しつつ、予防・健康づくりの取組がより一層強化されるよう、徹底した PDCA サイクルを通じ、配点のメリハリを強化するなどの適切な

指標の見直しを行う。

・自然に健康になれる持続可能な食環境づくりの推進に向けた検討会をはじめとする産学官やこれらの共同体などの様々な主体と連携した検討体制の下で、効果的な減塩アプローチ等に関するエビデンスの収集・分析を含む総合的な施策について、「栄養サミット」のコミットメントとすることやアジア諸国等への国際展開も視野に入れた検討を引き続き進める。

・化学物質等が子どもの健康･成長発達等に与える影響を解明するため、エコチル調査等を着実に進めるとともに、その成果の効果的な社会還元のための方針を 2021 年度中に検討し、リスクの低減に向けた国民の行動を促す取組を推進する。

（疾病の早期発見に向けた取組の強化）

・エビデンスが確立された各種健診・検診の受診率の向上に向けて、ライフスタイルとニーズに合わせた受診環境の整備等の好事例の横展開を進めるとともに、保険者等に対する適切な予防健康事業の実施を促進するための大規模実証の結果を踏まえ、効果的な受診勧奨の方策を検討する。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による健診・検診の受診控えの原因調査の結果を踏まえ、新型コロナウイルス感染症に対応した健診・検診実施に向けた対応策を検討する。

・がんの早期発見・早期治療の仕組みを確立し、５年生存率の劇的な改善を達成するため、難治性がん等について、リキッドバイオプシー等、血液や唾液等による簡便で低侵襲な検査方法や治療法の開発を推進する。また、ナッジ理論等を活用した検診受診率向上に向けた取組の影響分析を行い、その結果を踏まえた検診受診率向上の取組を検討する。リスクに応じた検診については、実現に資する科学的根拠の集積・分析を推進する。

・がんの早期発見の観点から、乳がん、食道がん、大腸がんなど罹患数の多いがんについて、簡便で高精度かつ短時間で検査可能ながん検出技術を早急に確立するため、実証実験を実施し、その結果を踏まえ、がん検出技術の実用化を推進する。また、AIを活用した画像解析等を通じ、診断精度の改善・向上を推進する。

・全身の健康にもつながる歯周病などの歯科疾患対策を強化するため、現在 10 歳刻みで行われている歯科健診（検診）の機会の拡大等について、歯科健康診査推進等事業などによる検証の結果を踏まえて検討し、2021 年度までに歯科健診（検診）の実施方法等の見直しの方向性について結論を得る。あわせて、歯科健診（検診）の受診率向上を図りつつ、健診（検診）結果に基づき必要な受診を促す実効的な取組や、

口腔の健康と全身の健康の関連に係るエビデンスを収集・分析するとともに、医科歯科連携を推進する。

（保険者・企業の連携、健康経営・健康投資・健康サービスの促進）

・企業・保険者連携での予防・健康づくり（「コラボヘルス」）の取組を一層深化させるため、健康スコアリングレポートについて、2021 年度から、現行の保険者単位のレポートに加え、健保組合、国家公務員共済組合について事業主単位でも実施するなど、健保組合や事業主への働きかけを強化する。

・健康経営に取り組む企業が、資本市場や労働市場等において評価される仕組みを構築するために、健康経営の評価結果の開示等に係る環境整備を進め、2022 年前半から、500 社以上の取組について、評価結果の概要を経済産業省ホームページで公表する。

・コロナ禍におけるメンタルヘルス不調の増加等に対応するため、2021 年度から、職域でのメンタルヘルスの向上のための取組に関する実証事業を開始し、エビデンスの収集・分析に取り組む。

・生理や更年期などの女性特有の悩みについて、先進的な技術を用いた製品・サービスにより対応するフェムテック[5]の推進に取り組む。特に、女性特有のライフイベントに起因する望まない離職を防ぐため、フェムテック製品・サービスの利活用を促す仕組み作りを 2021 年度から支援する。

・東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機とした「beyond2020 マイベストプログラム」（平成 30 年 12 月 21 日 2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた文化を通じた機運醸成策に関する関係府省庁等連絡・連携会議決定）について、レガシーを創出するべく、大会終了後 2021 年度末までに成果を公表して、国民の健康増進を推進する。

・保険者や地方公共団体等の予防健康事業における活用につなげるため、データ等を活用した予防・健康づくりの健康増進効果等に関するエビデンスを確認・蓄積するための実証事業を引き続き実施する。その結果を踏まえ、保険者等による適切な予防・健康づくりのための取組を促進する。

・一定の品質が確保されたヘルスケアサービスの流通構造の構築に向けた環境整備を進めるため、業界や業界横断の自主的なガイドライン等の整備を支援し、2025 年度までに 1,000 企業・団体等が使用することを実現する。

---

[5] Female（女性）と Technology（技術）からなる造語。

（介護予防のインセンティブ強化）

・介護保険の保険者や都道府県に対する保険者機能強化推進交付金及び介護保険保険者努力支援交付金の 2022 年度評価指標について、アウトカム指標の強化や、地域差の縮減を見据えた自立支援・重度化防止・介護費用の適正化に関する市町村の取組につながる指標を評価する方向に制度を重点化・簡素化することも含め、必要な見直しを行う。

・75 歳以上の高齢者に対する保健事業について、後期高齢者医療の保険者インセンティブ措置を活用し、フレイル対策を含めきめ細かな支援を充実させる。

（認知症の総合的な施策の強化）

・「共生」と「予防」を柱とした総合的な認知症施策を、「認知症施策推進大綱」（令和元年６月 18 日認知症施策推進関係閣僚会議決定）に基づき、推進するとともに、日本認知症官民協議会と連携し、認知症バリアフリーの取組を進める。認知症の予防法の確立に向け、薬剤治験に即応できる体制を 2021 年度までに構築するなど、研究開発を強化する。また、認知症分野における官民連携での予防の評価指標・手法の確立を 2022 年度までに目指す。さらに、認知症との共生社会の実現に向け、2022 年度までに当事者が主体的に関与し製品開発を行う仕組みの運用を目指す。

（３）海洋

成長戦略実行計画に基づき、同計画に記載する施策のほか、以下の具体的施策を講ずる。

・海洋情報の収集能力及び集約・共有体制の強化を図るとともに国際連携・協力を推進し、海洋状況把握の能力強化を図る。

・我が国の排他的経済水域（EEZ）の利活用や安全安心確保に不可欠な海洋観測技術の高度化・効率化のため、「第６期科学技術・イノベーション基本計画」を踏まえ、自律型無人探査機（AUV）や海底光ファイバケーブル等を活用した無人海洋観測システムの開発を推進する。

・海運業・造船業、洋上風力産業等我が国海洋産業の国際競争力強化のため、造船所における DX、舶用工業を含めたサプライチェーン横断的な企業間連携・協業等の事業再編等による造船業の生産性向上等を図る。

・「自由で開かれたインド太平洋」をはじめ開かれ安定した海洋秩序を維持し、資源の安定的な確保、グローバル・サプライチェーンの維持

等に資するよう、シーレーン沿岸国等に対して、官公庁船を含む船舶や港湾整備・運営等インフラの輸出とともに海上保安能力向上支援の強化等を行う。

・新たな内航海運への変革のため、荷主等との取引環境改善や経営・運航の効率化、船員の働き方改革等に向けて、必要な法令整備と 2021 年度中の取引適正化に向けたガイドラインの整備等を行う。

・海洋状況表示システム（海しる）の利便性向上と国や地方公共団体、海運・水産・資源開発等海洋関係事業者間での海のデータの共有・活用のため、2022 年度までに海のデータ連携を着実に進める環境整備に向けて、以下の取組を一体的に進める。

－海のデータ利用者のデータ要望受付機能を活用し、「海しる」の海水温や海流等のリアルタイム情報等を充実させる。

－API 連携やデータ標準化に関するルールを利用者の意見を踏まえ見直す。

－海のデータやニーズを有する民間団体・地方公共団体とのネットワーク構築、官民関係者が参加するフォーラム開催、「海しる」へのデータ登録の働きかけを行う。

・気候変動などの地球規模課題への対応や北極域の利活用に貢献するため、2026 年頃までに北極域研究船の建造を確実に行うとともに、第３回北極科学大臣会合[6]で採択された共同声明を踏まえ、北極域の観測・研究や研究人材の育成を引き続き実施し、各国との国際連携・協力等に取り組む。

・沿岸・離島地域における海域利活用の課題解決のため、小型無人ボート（ASV）や、いわゆる海のドローンとして活用が期待される AUV、遠隔操作型無人潜水機（ROV）といった海の次世代モビリティの活用を促進する。2021 年度には、現地での実証を行うほか、具体的な利活用や事業化につながる環境整備等を進める。

（４）宇宙

成長戦略実行計画に基づき、同計画に記載する施策のほか、以下の具体的施策を講ずる。

「宇宙基本計画」（令和２年６月 30 日閣議決定）に基づき、以下の

[6] 北極科学大臣会合（ASM）は、北極域研究に取り組む国々や先住民団体等との連携を強化するため、米国の呼びかけにより第１回を 2016 年に開催。第３回会合は 2021 年５月に、アジア初となる我が国において、日本とアイスランドの共催により開催した。

施策を通じて、宇宙開発や利用の拡大を図る。

- 各省連携による衛星開発・実証プラットフォームの下、将来のニーズを踏まえ、出口戦略を明確化しつつ、衛星のデジタル化や小型衛星コンステレーション関連の要素技術、量子暗号通信等の基盤技術開発・高頻度の実証を行うとともに、気象衛星、地球観測衛星等の衛星開発を推進する。
- 準天頂衛星システムについて、持続的な測位が可能となる７機体制の2023 年度目途の構築に向けた５～７号機及び地上設備の開発・整備を着実に行うとともに、持続測位能力を維持・向上するために必要な後継機の開発に着手する。また、電子基準点網の機能向上と安定した運用による高品質なデータ提供等を着実に実現する。あわせて、これらの基盤を活用し、農業、交通・物流、建設等多様な分野で実証事業を進め、社会実装を加速する。
- 情報収集衛星について、10 機体制の確立により即時性・即応性の向上を図るとともに、機能を拡充・強化し、情報の質の向上を図る。
- 防災・減災、国土強靱化、農業のスマート化等に向けて地理空間情報を高度に活用するＧ空間社会を実現するため、次期地理空間情報活用推進基本計画を 2021 年度末までに策定する。
- 宇宙安全保障や宇宙科学・探査のための先端技術開発を強化するとともに、AI 等の最先端の知見を取り込みながら、新産業創出等をけん引する専門人材の育成を進めつつ、開発成果の産業分野への転用を図る。
- 宇宙旅行や小型衛星の空中発射等への活用が期待されるサブオービタル飛行[7]について、2020 年代前半に事業化を目指す民間企業の動向を踏まえ、新たな宇宙ビジネスを展開するための制度環境整備を進める。また、民間事業者等による月面を含めた宇宙空間の資源探査・開発等についての必要な制度整備を検討する。
- スペースデブリ対策について、民間企業と連携し、デブリ除去技術の実証に向けた研究開発に取り組むとともに、軌道利用の国際的なルール作りに向け、2021 年度中を目途に我が国の中長期的な取組方針の策定を目指す。

（５）PPP/PFI の推進強化

[7] 宇宙活動法では、高度 100km 以上への人工衛星の打ち上げしか規制対象としておらず、サブオービタル飛行（100km 程度の飛行）については、同法の適用対象外とされている。他方、航空法もサブオービタル飛行のように高度 100 ㎞程度を飛行する機体を想定した規制となっていないため、適用対象外であり、サブオービタル飛行についての新しい制度整備が必要。

成長戦略実行計画に基づき、同計画に記載する施策のほか、以下の具体的施策を講ずる。

「PPP/PFI 推進アクションプラン（令和３年改定版）」（令和３年６月 18 日民間資金等活用事業推進会議決定）の公共施設等運営事業（コンセッション）重点分野（空港、上下水道、道路、文教施設、公営住宅、クルーズ船向け旅客ターミナル施設、MICE 施設、公営水力発電及び工業用水道）の数値目標達成に向けた取組を推進する。また、樹木採取権制度の活用を推進する。さらに、行政の財政コストを抑えながら、民間のノウハウ等を活用し、社会的課題の解決や行政の効率化等を実現する仕組みである PFS（Pay For Success、成果連動型民間委託契約方式）の活用と普及を促進する。

また、利用料金の生じないインフラにおける指標連動方式について、先進的な国内の事例や海外の制度を調査・整理し、これらの結果に基づき、活用方法を記載した実用的なガイドラインを 2021 年度中を目途に策定する。また、当該方式の活用を検討する国の機関及び地方自治体を募り、2022 年度までに 10 件以上の可能性調査を実施し、案件形成を進める。

（公共施設等運営事業重点分野及び樹木採取権制度の取組推進等）

・新型コロナウイルス感染症により公共施設等運営事業への多大な影響が発生していること等への対応の検討を行う。その結果も踏まえつつ、PFI 法について、事業者がより効率的な運営ができるよう公共施設等運営事業者が施設の「維持管理」に限らず、当該事業に密接に関連する「建設」、「製造」、「改修」を実施することを可能とする等のため、2022 年の通常国会に改正法案の提出を図る。

・空港の公共施設等運営事業について、新型コロナウイルス感染症の影響等を踏まえ、その目的や仕組みの検証を 2021 年度中に実施する。

・上下水道事業の案件各々の経営状況やサービスレベル、持続可能性を横並びで比較するベンチマーキングの仕組みについて、諸外国における制度についての調査結果も踏まえ、我が国における導入の可否を検討する。

・樹木採取権制度について、2022 年度からの具体的な樹木採取区の指定等の実施に向け、大型製材工場が必要とする原木消費量である 10 万㎥を地域で安定供給するために必要な国有林野からの供給量及び樹木採取権の存続期間を、マーケットサウンディングを踏まえて検討する。

（成果連動型民間委託契約方式の普及促進）

・PFS 事業を実施する地方公共団体を対象に、より高い成果創出時に必要となる委託費の成果連動部分等について複数年にわたる補助を行うとともに、評価の専門機関が当該 PFS 事業に必要な成果評価を支援する事業を、2021 年度から実施する。また、本事業を通じて、地方公共団体が実施する PFS 事業に対する国の支援の在り方を検証し、その充実に取り組む。
・地方公共団体、サービス提供者、中間支援組織、大学等の評価機関、資金提供者等、PFS 事業の関係者間の連携、情報共有を促すため、2021 年に「PFS 官民連携プラットフォーム」を創設する。
・PFS 事業の案件形成を円滑に進めるため、PFS 事業実施効果としての社会的コスト（公的費用）の削減額の算出方法について、国内外の先行事例等の調査研究を行い、その算出に必要なデータの整備・提供を行う。

（６）国際金融センターの実現

成長戦略実行計画に基づき、同計画に記載する施策のほか、以下の具体的施策を講ずる。

・非上場株式等の発行・流通市場の活性化等に関する見直しや、取引所及び取引所を介さず売買する私設取引システム（PTS）での顧客の注文を金融機関が執行する方針に関する規制の見直しを図る。加えて、投資家保護や公正な取引の確保を前提にしつつ、オークション方式に関して PTS から取引所への移行基準を緩和する等の制度の見直しを検討する。
・国際金融センターの確立に向けた税制措置の周知・普及に努めるとともに、期限のある措置については、対象期間の中途において、当該措置の効果等の検証を行い、必要に応じて見直しを検討する。
・海外の資産運用会社に加え、主として顧客対応を英語で行う証券業・銀行業の新規外国事業者に対しても、事前相談、登録・免許審査及び監督等を英語で行う。
・縦割りを打破した官民一体での金融創業支援ネットワークを構築し、関連施策や拠点開設・生活に役立つ情報を発信する。在外公館等とも連携し、プロモーションを行う。

（７）対日直接投資の促進

成長戦略実行計画に基づき、同計画に記載する施策のほか、以下の具体的施策を講ずる。

・日本企業とアジア等外国企業・スタートアップの協業・M&A を促進するビジネスプラットフォーム「Japan Innovation Bridge（略称 J-Bridge)」において、特にグリーン、デジタル分野でのインバウンド及びアウトバウンドのマッチングを強化するため、海外拠点を拡充する。これにより、国内外の優れた技術やビジネス手法を取り入れた新しいビジネスモデルを創出する。
・地域への外国企業誘致の軸となるキーコンセプト作りや誘致戦略の高度化を支援する「地域ブランディング強化支援事業」を新たに開始する。
・「地域への対日直接投資カンファレンス（Regional Business Conference）事業」において、オンラインの活用による地方公共団体・地元企業・大学と外国企業との事前マッチングを強化する。
・大学を中核とする国際的なスタートアップ・エコシステム拠点都市を形成し、海外人材（教員・研究者、起業家等）や海外スタートアップ、投資家の集積を一体的・統合的に促進する。
・外国企業トップや我が国の関係閣僚等が参加する Japan Business Conference を開催し、我が国の開かれたビジネス環境や「2050 年カーボンニュートラル」への取組等を積極的に世界に発信する。
・機械翻訳の活用を含め法令の翻訳体制の整備を通じて、翻訳法令の公開の迅速化及びその内容の充実に向けた取組を進める。
・法人設立関連システム等について、費用対効果を考慮した上で、次回システム刷新時に合わせて英語でも対応を行うことを原則とすべきである。
・法人設立関連手続に関しては、
－2021 年度中に、英語申請ガイドの作成、書式見本の作成等を行う。
－オンライン申請手続については、2021 年度中に設立登記申請時の手続で利用される登記情報システムなどに自動翻訳システムを付すことを検討し結論を得る。
　なお、手続代行を担う士業等と連携し、登記申請後の労働基準監督署、ハローワーク及び年金事務所への設立届出の円滑な提出を可能とする。

（８）個別分野の制度改革

ｉ）自動配送ロボットの制度整備

成長戦略実行計画に基づき、具体的施策を講ずる。

ii）電動キックボードの制度整備

成長戦略実行計画に基づき、同計画に記載する施策のほか、以下の具体的施策を講ずる。

・成長戦略実行計画に基づく取組を進めるほか、交通ルールに係る制度の見直しを踏まえ、通行環境や車体の安全性の確保等を検討する。

iii）ドローン等の制度整備

成長戦略実行計画に基づき、同計画に記載する施策のほか、以下の具体的施策を講ずる。

（ドローンの社会実装）

・少子高齢化、過疎化、担い手不足など我が国が抱える諸課題の克服に向け、2022 年度中にドローンの有人地帯での目視外飛行（レベル４）を可能とする制度を実現する。その際、円滑な制度運用に必要な体制やシステムの整備等を行う。また、ドローンのより効率的な飛行に向けた運航管理の在り方を検討する。これらの取組と併せて、物流、災害対応、インフラ・プラントの維持点検等の分野での実用化・普及により、日々の暮らしがより安全・安心で、快適・便利なものになったと実感できるようにする。さらに、ドローンが我が国の未来を支える重要な分野であるとの認識の下、戦略的自律性・不可欠性の観点も含め、要素技術の開発、機体の性能評価手法の開発・国際標準化など、技術的な面からも産業育成を図っていく。

（レベル４の実現）

・2022 年度中にレベル４を可能とする制度を実現するため、機体の安全性を認証する制度及び操縦者の技能を証明する制度等の施行に必要となる要件を整理し、これらの制度の実効性確保のため、検査、試験及び講習を担う民間機関に求める要件を策定する。

・2022 年夏頃の登録制度の施行に向けて、2021 年夏までに遠隔で登録記号を識別するためのリモート ID の技術規格を策定・公表するとともに、2021 年度中に発信情報の入力システムを整備する。

・飛行に係る手続の負担軽減、迅速化を図るため、2022 年度中に航空法

関係の各種申請システム間の機能連携を実現する。また、航空法や電波法に基づく手続の民間サービスを活用したオンライン化・ワンストップ化を推進する。さらに、その他の各種法令手続も、必要性を整理の上オンライン化・ワンストップ化のための連携の在り方を検討する。

（日々の暮らしへの貢献）

・離島や山間部等におけるラストワンマイル配送網の維持等の物流課題のドローン活用による解決に向けた各種ドローンサービスの実用化のため、2021 年夏頃に「ドローンを活用した荷物等配送に関するガイドライン」を改定するなど必要な措置を講じて、事業採算性確保に向けた手法や安全対策等を整理するとともに、医薬品の適正な取扱いを明確化する。

・災害時の迅速かつ効果的な被災状況の把握、避難誘導、捜索等のため、ドローンの活用事例を収集し、2021 年に設置する「防災×テクノロジー官民連携プラットフォーム」等を通じ、導入・横展開を促進する。

（技術開発の推進）

・安全・安心なドローンの技術開発を 2021 年の市場投入を目標に進め、国内外での活用等を促進する。2021 年度に災害時の緊急物資輸送に向けて大積載量のドローンを開発する。2025 年までにカーボンニュートラルやサプライチェーン確保に資する更なる大積載量や長距離飛行等を実現するドローン技術を開発する。ドローンの農業での高度利用に向けて、高いセキュリティ機能を備えた農業向け高性能ドローンとデータを有効活用するデータ駆動型栽培管理技術等ドローン利用技術を一体的に開発し、2023 年度までに実用化する。

・2022 年度から 2024 年度を目処に、レベル４の機体や更なる省人化につながる多数機運航に係る性能評価手法を開発する。

（「空飛ぶクルマ」の実現）

・2023 年度からの「空飛ぶクルマ」の事業開始を目指し、「空の移動革命に向けたロードマップ」に基づき、機体や運航の安全基準、操縦者の技能証明基準などの制度整備を引き続き検討し、2021 年度中に同ロードマップを改訂する。また、自動・自律飛行技術や運航管理・安全技術等の開発を本格化させ、2025 年の大阪・関西万博での「空飛ぶクルマ」の世界発信に向けて、2023 年以降、大阪周辺の水上部等での飛行実証を行う。

ⅳ）キャッシュレスの環境整備

成長戦略実行計画に基づき、以下の具体的施策を講ずる。

・2019 年３月に公正取引委員会が公表した「クレジットカードに関する取引実態調査報告書」のインターチェンジフィーに係る対応状況のフォローアップとともに、経済産業省における議論の深化や公正取引委員会によるオンアス取引やインターチェンジフィー等に関する実態調査等を通じ、手数料に係るコストの更なる透明化を図り、業界内の競争を促していく。

（９）フィンテック／金融

・金融機関が、能動的に顧客の事業・財務状況を確認し、顧客に寄り添った資金繰り支援を継続するとともに、政府系金融機関や地域の支援機関等とも連携し、コロナ後も見据えた経営改善・事業再生支援等の取組を進めるよう、引き続き促す。

・コロナ禍における企業の財務や資金調達の状況等について、業種や地域などの切り口で、粒度の細かいデータ分析を行い、その結果を活かした金融機関との対話等を通じて企業への金融面での支援を促す。そうした金融行政におけるデータ分析の高度化のため、データの収集、管理、活用に係る枠組み・ルール整備、データ分析に係る人材育成に取り組む。

・2021 年度中に、キャッシュレス決済導入による店舗等のメリットの定量的な見える化を実現する調査実証等を行う。

・決済サービスの競争促進・相互運用性確保による利用者利便の向上のため、2022 年度中を目途とするノンバンク決済サービス事業者への全銀システムの参加資格拡大に向けた検討について着実な進展を図るとともに、多頻度小口決済を想定した低コストの新しい資金決済システムの構築に関して、中長期的な観点からの議論を継続しつつ、2022 年度早期の稼働を目指している小口決済インフラ構想の取組をフォローする。全銀システムの参加資格拡大に関しては、決済の安全性確保の観点から、決済システムに接続する事業者に対するモニタリング等の必要な対応を行う。

・中央銀行デジタル通貨（CBDC）については、日本銀行において現在実施している基本機能に関する概念実証に続いて 2022 年度中までに周辺機能に関する概念実証を行うなど、引き続き各国と連携しつつ検討を行う。

・金融機関、スタートアップを含むテクノロジー企業等の動向の情報収集や、ブロックチェーン技術に関する国際ネットワーク（Blockchain Governance Initiative Network：BGIN）の活動への積極的貢献を通

じ、金融におけるデジタル・イノベーションを推進する。

・我が国における金融業界全体のマネー・ロンダリング及びテロ資金供与に関する対応を高度化していくため、検査要員の確保等の検査・監督体制の強化、政府広報の活用等による利用者への周知等を進めるとともに、共同システムの実用化及び関連する規制・監督上の所要の措置を検討・実施する。

・金融機関が保有する顧客情報等の機微情報について、外部委託先を含むリスク管理態勢等の実態を把握しより深度ある検証を実施するため、モニタリング体制を強化する。

・サイバー脅威動向に関する情報収集・分析能力の向上と金融機関への情報発信、セミナー等の開催により、情報共有体制を強化する。また、金融業界横断的なサイバー演習について、中小金融機関や資金移動業者等の参加拡大を図るとともに、海外の演習事例も参考に高度化を図り、業界全体のオペレーショナルレジリエンスを強化する。

（10）インフラ、防災・交通・物流・都市の課題解決

感染症等による社会経済情勢の変化にも対応し、経済成長を支えるため、高規格道路、整備新幹線、リニア中央新幹線などの高速交通ネットワーク、国際拠点空港、国際コンテナ・バルク戦略港湾等の早期整備・活用を通じた産業インフラの機能強化を図る。また、激甚化・頻発化する水災害、切迫化する大規模地震[8]災害、いつ起こるか分からない火山災害から国民の命と暮らしを守ることは国の重大な責務であり、「防災・減災、国土強靱化新時代」を切り拓くため、デジタル化・スマート化を図りつつ、国・地方自治体をはじめ関係者が一致団結し総力を挙げ、ハード・ソフト一体となった取組を強力に推進する。加えて、第四次産業革命の新技術を活用して「賢く投資・賢く使う」戦略的インフラマネジメントやコンパクト・プラス・ネットワークの取組を進め、生産性・利便性向上、民間投資の喚起などのインフラのストック効果が最大限発揮される取組を進める。

ｉ）インフラの整備・維持管理

・建設現場の生産性を向上させるため、2021 年度中に ICT 建設機械認定制度の創設や ICT 施工の導入促進に必要な基準類の整備を行うことにより、中小建設企業による ICT 施工の利活用環境を充実させるとともに、プレキャスト製品等の工法・材料の導入拡大や海外展開の推進な

[8] 南海トラフ地震、首都直下地震、日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震等（これらに起因する津波を含む。）。

どによって、i-Constructionの推進に取り組む。

・インフラ分野の DX を推進するため、パワーアシストスーツの導入促進、３次元データ等の受発注者間における共有、ローカル 5G を活用した無人化施工の促進等についてのアクションプランを 2021 年度中に策定する。

・「建築分野におけるBIMの標準ワークフローとその活用方策に関するガイドライン（第１版）」（令和２年３月 31 日建築BIM推進会議決定）に基づき、官民等が発注する建築設計・工事等にBIMを試行的に導入し、コスト削減・生産性向上等の効果検証や、運用上の課題抽出を行い、その結果を踏まえ、2021年度中にガイドラインの改定に向けた検討を行う。

・処遇改善、働き方改革等を踏まえた担い手確保を図るとともに、公共工事の円滑な施工確保を図るため、2021年度は全ての市町村で「平準化統一フォーマット」の普及を図るなど、施工時期の平準化や工期の適正化等を推進する。また、建設技能者に適切に賃金が支払われる市場構造の構築のため、建設キャリアアップシステムを活用し、2021年度中に建設企業の施工能力の見える化や職種別の賃金目安の設定、標準見積書の改定などを行う。

・建設業許可等手続の 2022 年度までの電子申請化・他機関システムとのバックオフィス連携やICT技術の活用状況を踏まえた技術者制度の合理化等による生産性向上に取り組む。

・データ利活用による民間投資や研究投資、技術開発を誘発させるため、「国土交通データプラットフォーム」について、要素技術の一般化や実装を進め、国土交通省以外のデータとの連携拡大に取り組む。

・インフラメンテナンスの効率化を図るため、新技術やデータの利活用、包括的民間委託等を円滑に導入できる仕組みを 2024 年度までに検討するとともに、官民の技術マッチング等を図るためインフラメンテナンス国民会議の機能を強化する。また、道路施設について、早期・緊急の措置が必要と判定された橋梁等の位置図、施設数を 2021 年度までに公表する。

・道路橋やトンネルに活用可能な新技術の導入を促進するため、必要な基準類の整備を迅速化する。また、道路施設点検に活用可能な新技術のカタログを拡充するとともに、2024年度からの道路施設の３巡目点検に向けて定期点検要領を改正する。

・デジタルツインの実現に不可欠な３次元地図について、作成基準類を2023年度までに整備するとともに、その基盤となる建物等を含む３次元点群データについて、2025年度までに都市部を中心に3.8万㎢を先

行整備する。
・砂防施設のメンテナンスの効率化を図るため、水中部を含めた施設状態が把握できるグリーンレーザー搭載型UAV等を活用し、得られたデータから施設変状を自動解析するAI解析技術を取り入れた新たな維持管理手法を2021年度中に開発する。

ⅱ）防災・災害対応

・上流・下流や本川・支川の流域全体を俯瞰し、あらゆる関係者が協働して治水対策を行う「流域治水」を推進するため、全国の河川において「流域治水プロジェクト」を策定し、戦後最大規模洪水等に対して概ね20～30年間で浸水被害を軽減する。また、流域治水関連法に基づき、水防災に対応したまちづくり、住まい方の工夫、国有地の活用も含めた雨水貯留対策の強化、リスク情報空白域の解消等を推進し、「流域治水」の実効性を高める。
・既存ダムの洪水調節機能強化を進めるため、ダムの流域に着目した雨量予測技術の開発等の気象予測精度向上、AIを活用したダムの操作・判断支援のための技術開発、利水ダム等の事前の放流量増加のための施設改良等に取り組む。また、2021年より、全国の二級水系においても事前放流の運用を拡大するとともに、利水ダム等の洪水調節機能の向上を図るための法定協議会を設置する。
・河川管理の高度化・効率化のため、ドローン・画像解析技術等を活用した河川巡視のガイドラインを2021年度中に作成するとともに、航空レーザ測量等で得られた３次元点群データを堤防の変状把握等に活用する。
・豪雨災害対策のため、2021年度から線状降水帯に関する「顕著な大雨に関する気象情報」を発信するほか、１日半先までの河川の予測水位を災害対応へ試行的に活用するとともに、次期気象衛星や次世代スーパーコンピュータなどの最新技術の導入、気象防災アドバイザーの拡充、更なる洪水予測の高度化及び地域防災支援の強化を進める。加えて、高潮・高波予測の精度向上のため、AI動画解析による越波検知技術を導入し、予測と観測結果の比較検証を行う。NICTが研究開発してきた災害時の被災者救援や二次災害防止等に貢献するテラヘルツ波等によるセンシング技術について、その活用に向けた検討を行う。
・気象サービスの効率性、効果性を高めるため、クラウド技術を活用したデータ共有環境を構築するとともに、IoTや観測機器の最新技術を気象サービスにおいて活用可能とする等の制度の見直しについて2021年度中に検討し、所要の制度的措置を図る。

・災害対応での先進技術の導入促進に向け、地方自治体等と技術を有する民間企業等のマッチングを図るウェブサイトを 2021 年度中に整備するとともに、先進事例の創出を促進するため、2022 年度に実証を行う。
・発災直後の迅速な救命・救助活動等災害対応に必要な情報項目や、その取得方法等を 2021 年度中に検討するとともに、当該整理を踏まえた情報集約・活用のための新たなシステムの構築に向けた検討や、早期の被害推計・把握に必要な技術の実証を 2022 年度に行う。
・災害時の円滑な人流・物流確保のため、無電柱化推進計画に基づき、電柱倒壊のリスクがある市街地等の緊急輸送道路における無電柱化を推進する。また、重要な道路上にある踏切道について、踏切道改良促進法に基づき、災害時の管理の方法を定めるべき踏切道を 2025 年度までに 500 か所程度指定し、道路利用者への遮断情報提供や、優先開放する等の措置を実施する。さらに、道の駅の防災機能強化を図るため、防災拠点自動車駐車場の指定や BCP 策定等を進める。

ⅲ）交通・物流

・「ヒトを支援する AI ターミナル」の実現に向け、港湾において対面や紙面で求めている確認・手続について、非接触で効率的に行えるよう、顔認証技術の導入やコンテナダメージチェックの効率化を進めるとともに、2021 年４月に横浜港での本格運用を開始した新・港湾情報システム（CONPAS）の他港への展開等を進める。また、民間事業者間の港湾物流手続を電子化するプラットフォームである「サイバーポート」と輸出入・港湾関連情報処理システム（NACCS）との直接連携等を行うとともに、港湾行政手続情報や港湾施設情報の電子化を 2022 年度中に行う。
・災害からの速やかな復旧・復興や、トラックドライバーが不足する中での迅速かつ円滑な物流の実現、高速道路における自動運転の政府目標も見据え、高規格道路のミッシングリンクの解消や暫定２車線区間の４車線化、高規格道路と代替機能を発揮する直轄国道とのダブルネットワークの強化等を推進するとともに、三大都市圏環状道路等の整備推進や空港、港湾等へのアクセスの強化など規格の高い道路ネットワークの強化を図る。
・ダブル連結トラックの利用促進や駐車マス不足対策として、SA・PA の駐車マスの拡充や駐車予約システムを導入するとともに、高速道路外の休憩施設等の活用を推進する。
・道路の安全・安心な通行の確保と高度なサービス提供を目指し、以下

のような取組を進め、道路システムのDXを推進する。

－ETC専用化等を都市部は５年、地方部は10年程度で概成を目指すほか、高速バスロケーションシステムの活用や民間企業へのETC2.0データの提供、「通れるマップ」の活用等平常時・災害時ともETC2.0データの官民連携での利活用を進める。

－特殊車両の新たな通行制度を2022年から運用を開始し、登録を受けた特殊車両が即時に通行可能となるシステムを整備するほか、自動重量計測装置や車載型荷重計測装置等のICTを活用した効果的な過積載対策を進める。

－道路占用物件の位置情報を３次元化し占用申請者が容易に位置を確認できるよう、2022年度までに道路占用システムの改修の検討に着手するほか、特定車両停留施設における停留許可申請手続のオンライン化の検討に着手する。

－国管理道路の３次元データを2025年度までに取得するほか、道路に関する各種データをAPIにより共有するとともに民間へデータを部分公開する。

－画像解析技術を活用した交通障害自動検知システムの全国展開を図るほか、道路パトロール車両に搭載したカメラ画像をリアルタイムで共有するとともに、2025年度までに緊急輸送道路（１次）のリアルタイム監視が必要な区間のうち約５割についてCCTVカメラの設置を完了する。

－交通需要マネジメント（TDM）による渋滞解消を目指す箇所を2021年度中に選定し、テレワークの普及等による渋滞状況の変化をビッグデータを活用して分析する。

－除雪車の操作技術者不足に対応するため、ICT除雪技術導入の実証実験を実施し、2026年度より全国展開を図る。

・現下の低金利状況も活用し、高規格道路、リニア中央新幹線などの高速交通ネットワークに加え、空港、主要な都市鉄道ネットワーク等の早期整備を図る。

・物流分野のDXとして、サプライチェーン全体の輸送効率化等のため、関係事業者の連携による自動化・省人化のためのAI・IoTを活用した機器・システム導入を促進し、2021年度中に物流・商流データ基盤を活用する取組の社会実装に着手する。また、2021年度中に産官学による物流に係るパレットや伝票等の標準化の検討の場を立ち上げ、具体的検証を開始し、官民連携による高度物流人材の育成・確保のためのシンポジウムを開催する。

・トラック輸送での働き方改革の実現や輸送効率化を図るため、「ホワ

イト物流」推進運動等取引環境の適正化に取り組み、2021 年度から IT 点呼の活用について高度な IT 機器等の使用を条件に活用可能な営業所を拡大するための制度整備を検討するとともに、2021 年度中にリモートで効率的なトラック配車管理を行う先進的な取組について調査し、最適配車の実現に向けたベストプラクティスを周知する。

・災害時も念頭に輸送の迅速化・効率化のため、2021 年度中に、複数ドライバーが長距離輸送を分担する中継輸送の在り方等についての指針を策定するとともに、国・地方公共団体・指定公共機関間で最適ルートや輸送状況等の情報共有ができる緊急支援物資輸送プラットフォームを構築する。

ⅳ）都市の競争力向上

・地域経済の活性化や多様な働き方・暮らし方の実現に向けたコンパクトでゆとりとにぎわいあるウォーカブルなまちづくりを推進するため、都市インフラや民間施設の利活用とデジタル技術の活用等について検討し、2022 年中に所要の制度的措置を講ずる。また、都市の国際競争力強化や脱炭素型まちづくり等に向け、環境に配慮した優良な民間都市開発事業への支援や駅まち空間の再構築等を推進する。

・まちづくりの DX を目指し、3D 都市モデル（PLATEAU）等のデジタル技術やデータを官民の多様な主体が駆使し、モビリティや防災等の多様な都市サービスを提供する環境を整備するため、ユースケース開発や取組の全国展開を推進する。特に、全国各都市の 3D 都市モデルのオープンデータ化を 2021 年度中に実施する。

・我が国の不動産投資市場における更なる ESG 投資促進のため、気候変動リスク対応に関する情報開示の促進等を行うとともに、我が国の実情を踏まえた社会課題（S）分野に係る情報開示の在り方について検討する。2021 年度に開示の参考となる項目の在り方をまとめ、2022 年度中に、不動産分野の社会課題対応に関する情報開示についての基礎的な参考資料（ガイダンス）を作成する。

・建築基準法令について、木材利用の推進、既存建築物の有効活用、新たな日常に対応した施設の立地円滑化等に向け、2021 年中に基準の合理化等を検討し、2022 年から所要の制度的措置を講ずる。

・道路のユニバーサルデザイン化を推進するため、道路の移動等円滑化に関するガイドラインを 2021 年度末までに取りまとめるほか、新モビリティや技術進展を踏まえ、今後の課題や技術活用策を整理し、基準の見直し等について検討する。

・道路空間に 5G 通信環境を構築し、車載カメラ等高解像度画像による

道路管理の高度化の実現性と有効性を検証するため、2021 年度中に官民連携による実証実験に着手する。

・地域の賑わいを創出するため、歩行者利便増進道路（ほこみち）制度の普及を図るほか、道路に求められる多様なニーズに応えるため、2021 年度中に各道路での機能分担を整理するとともに、各道路の柔軟な使い分け等の方策について取りまとめ、新たな基準や制度の必要性を検討する。

（11）モビリティ

ｉ）自動運転の社会実装

（自動運転の普及・促進）

・2022 年度目途に限定地域で、遠隔監視者１人での３台以上の車両の同時走行を可能とするため、引き続き技術開発・実証を行うとともに、遠隔監視者の関与の在り方等について結論を得て、2022 年度のできるだけ早期に必要な制度整備を行う。

・公道での地域限定型の無人自動運転移動サービスについて、2021 年度中に実証に資するガイドラインを策定し、2025 年を目途に 40 か所以上の地域で、2030 年までに全国 100 か所以上で実現する。

・高速道路上での自動運転車や車線維持支援などの先進技術を搭載する自動車の走行環境構築に向け、2021 年から官民連携による路車協調に係る実証等を行い、その結果を踏まえ、レベル４自動運転に必要な自動運転車等への情報提供システムの仕様を策定する。

・市街地での混在交通などの複雑な走行環境でのレベル４自動運転の実現に向け、2021 年度から研究開発から実証実験、標準化、事業化まで一貫して進める産学官研究機関による国際連携拠点を構築する。また、路車間・車車間通信を用いたシステムによる自動運転について、事業モデルやデータ連携スキームの構築等の環境整備を検討し、2025 年度目途に実施する。

・2021 年度末までに中山間地域の道の駅等における拠点間の自動運転サービスを５か所以上の地域で開始する。

・空港地上支援業務の更なる省力化・自動化に向け、2025 年までに空港の制限区域内でレベル４自動運転を導入するため、2021 年度から成田空港でレベル４自動運転の導入実証実験を開始し、技術的な検証を行うとともに、必要となるインフラや運用ルールを検討し、2024 年までに指針・ガイダンスの改正等を行う。

・2025 年までに自動運航船を実用化するため、2021 年度中に安全運航に関する考え方を整理したガイドラインの策定や国際基準化をリー

ドするための国際提案を行い、関係法令の見直しに着手する。また、船舶運航等のデジタル化のため、2025 年以降の自動運航船の積極的な活用に向けた遠隔監視技術の技術基準の策定、技術力の確保等を行う。

（国際基準策定）

・既に実用化されたレベル３の成果を踏まえ、レベル４自動運転技術とその安全性評価手法について、国際標準化の取組と連携し、国連自動車基準調和世界フォーラム（WP29）での国際基準の策定を主導する。

・コネクテッドカーについて、2022 年度中に高度な自動運転や災害時の運転者への情報提供等が可能な車載通信装置の性能要件に関して国際的な議論を主導するための取組を検討し、制度的対応を含め、結論を得る。

ii）日本版 MaaS の推進

（地域におけるモビリティサービス）

・スマートモビリティチャレンジ推進協議会での MaaS 導入・普及の取組を推進し、医療と連携した MaaS の実証結果を踏まえ、2021 年度から、自動車を活用してオンライン診療を行う場合の課題や事例を整理し、普及を図る。

・MaaS の社会実装のため、AI を活用して効率的に配車する AI オンデマンド交通の導入、公共交通へのキャッシュレス決済の導入等新モビリティサービスを推進するための基盤整備を行う。

（新しいまちづくりとモビリティ）

・超小型モビリティやパーソナルモビリティ、シェアサイクル等新たなモビリティサービスの利便性向上等に資する道路の多様な利用に向けて、2021 年度中に新たなモビリティの走行空間の確保、歩道や路肩の駐車スペースの設置等道路の機能分担や柔軟な利活用に関するガイドラインを策定する。

・シェアサイクルの普及促進のため、サイクルポート設置場所確保や IT 活用による事業運営の効率化、公共交通と連携した検索・予約・決済サービスの拡大による利便性向上等に資するガイドラインを 2021 年度目途に取りまとめる。また、自転車の交通量増に対応するため、都市部を中心に整備計画を策定し、自転車通行空間を整備する。

iii）モビリティの DX、次世代技術の社会実装

・安全運転サポート車（サポカー）について、2021 年 11 月から段階的に衝突被害軽減ブレーキの国際基準への準拠が義務化されることも踏まえ、高性能センサ等を用いたより高度な安全運転支援技術の導

入・普及を検討し、実現可能なものから順次実施する。また、高齢運転者の交通事故防止のため、サポカーの利用実態の把握分析等をし、官民連携による普及啓発を強化する。

・国土交通省は、現行のタクシーメーターと代替可能なソフトメーターの導入に向けた制度設計を進める。具体的には、2021 年３月に設置した「ソフトメーターの導入に向けた検討会」において正確性の担保を始めとする残課題を精査し、2021 年中に結論を得る。なお、ソフトメーターが具備すべき機能やその活用に関しては、配車アプリ事業者等の参画も得つつ検討し、輸送等のデータを活用したタクシーサービスの高度化に取り組む。

・国土交通省は、2021 年から変動運賃制度の在り方について検討を進め、結論を得次第速やかに措置する。その際、海外の実態調査や実車による実証、利用者の意向把握等を丁寧に行う。また、地域・曜日・時間帯・天候等、様々なケースにおける需給やマッチングデータ等を取得し、配車アプリ事業者等の参画も得てエビデンスに基づく議論を行う。加えて、公共交通機関として利用者の理解が得られる、妥当な変動幅となるよう留意する。

・国土交通省は、隣接敷地・近距離の営業所と車庫間でのみ認められている現行の IT 点呼を、2021 年中に IT 技術の進展を踏まえて遠距離を含む営業所間でも実施できるよう拡大する等、運行管理の高度化を進める。具体的には、2021 年３月に設置した「運行管理高度化検討会」における実証実験を通じて、IT 点呼の対象拡大に向けた機器の性能要件の設定や、自動点呼の導入に向けた点呼支援機器の認定制度の構築を行う。

(12) ロボット技術の社会実装

・施設管理、小売、飲食、食品等のサービス分野での業務の遠隔化・省人化・無人化の実現に向け、ユーザー視点でのロボット開発やデータ連携、通信、施設設計等に係る規格化・標準化を進める。2021 年度は、施設管理の分野で、エレベーターとロボット間の通信連携規格を策定する。

・将来の我が国のロボット、IoT の技術基盤づくりに向けて、高校生、高専生、大学生等のロボットに関する学習・教育に資するロボットコンテスト実施を地域の取組を含めて支援する。

・未来ロボティクスエンジニア育成協議会は、2021 年度中に、教員・学生を対象とするロボット実習、高等専門学校やポリテクカレッジ、ポリテクセンターの教育カリキュラム策定等への支援を行う。

・世界のロボット技術が結集し、社会実装と研究開発を促進するアワード型の競技等を行う「World Robot Summit」を愛知県国際展示場及び福島ロボットテストフィールドにおいて2021年度に開催する。

１３．地方創生

（１）観光立国の実現

成長戦略実行計画に基づき、以下の具体的施策を講ずる。

観光関連産業には全国で約 900 万人の方が従事し、地方経済を支える重要な役割を果たしている。新型コロナウイルス感染症の拡大以降、国内外の観光需要は大幅に減少し、観光産業は深刻な影響を受けており、雇用の維持と事業の継続が極めて重要となっているため、まずは、金融支援や雇用調整助成金等の支援策を実施していく。この際、地方運輸局等により、事業者へプッシュ型で支援策を届けていく。

GoTo トラベル事業は、今後の感染状況等を踏まえて、取扱いを判断することとし、まずは宿泊施設・観光地等での感染拡大防止策を徹底した上で、地域観光事業支援を実施する。また、ワーケーション等の普及により旅行需要の平準化を図り、混雑や密を低減させる。

観光需要の回復に備えて、観光産業の体質強化が急務であり、短期集中で、宿泊施設・観光地を再生し、地域全体で魅力と収益力の向上に取り組む。

コロナ禍でも、我が国の「自然」「気候」「文化」「食」といった魅力は何ら失われていない。これらの観光資源をフル活用し、国内観光客による地域の魅力の再発見や単価向上・長期滞在を実現する。さらに、観光地等の受入環境整備を着実に実施し、国内外の感染状況等を見極めた上でのインバウンドの段階的復活に向けた取組を推進する。観光は成長戦略の柱、地方創生の切り札であり、官民一丸となって観光立国を実現する。

ｉ）感染拡大防止の徹底、国内需要の回復、観光産業の再生

・宿泊施設、旅行業者、貸切バス等の観光・交通事業者に業種別ガイドラインの徹底を要請しつつ、感染拡大防止策の導入を支援するとともに、旅行者への「新しい旅のエチケット」の周知徹底などにより、安全で安心な旅のスタイルの定着を図る。

・GoTo トラベル事業は、今後の感染状況等を踏まえて、取扱いを判断することとし、まずは地域観光事業支援を実施する。

・宿泊施設・観光地の再生のため、宿泊施設、飲食店、土産物店等の地域の観光施設全体が上質な滞在環境等を実現できるよう施設の高付加価値化や、街中に残る廃屋の撤去に係る国による補助を中心に、日本公庫等の融資も活用し、全国 100 程度の地域で支援する。

・宿泊施設・旅行業の飲食・交通等との連携等の新たなビジネス展開による収益多角化、DX の推進、泊食分離、事業統合、所有と経営の分離等による生産性向上や、インバウンド対応等を、専門家の派遣等を通じて支援する。この際、中核・実務人材の育成に取り組むとともに、副業・兼業人材の活用を進め、都心部の IT 人材等の異業種人材と観光産業のマッチングを行う。
・旅行需要の平準化のため、経済団体とも連携し、積極的な休暇取得を促進する。ワーケーション、ブレジャー、サテライトオフィスの活用を促進すべく、企業と地域の双方の環境整備を行うモデル事業を実施する。特に子供連れに対応した環境を整備するため、自治体と観光事業者の連携を支援する。さらに、時と場所が分散される「分散型旅行」を促進するキャンペーンを官民連携で実施し、旅行需要を平準化する。
・近隣観光（いわゆるマイクロツーリズム）を促進するため、地域の観光資源を磨き上げ、地域の魅力の再発見につながるような取組を支援する。また、官民一体となって安心・安全な修学旅行等のための環境づくりを支援するとともに、学びの意義があるコンテンツ創出を支援すること等により、修学旅行等の着実な実施を実現する。

ⅱ）魅力ある観光地域とコンテンツ造成

・地域内の縦割りを打破し、地域に根ざした様々な観光関連事業者等が連携し、地域に眠る観光資源を発掘し、磨き上げる取組を支援する。
・アドベンチャーツーリズム推進のため、ガイド等の人材育成・確保と併せて発掘・磨き上げを行った観光コンテンツを、海外に売り込む。
・我が国ならではのスノーリゾートを形成するため、スキー場のインフラ整備等とベースタウンの磨き上げ、アフターコンテンツの充実など地域全体を磨き上げる。
・国立公園満喫プロジェクトの取組を全国の国立公園へ展開し、改正自然公園法等による自然体験活動の促進、廃屋撤去等の景観改善、民間活力の導入等を進め、滞在環境を上質化する。
・全国 400 か所程度の文化観光拠点・地域の整備に向け、文化観光推進法に基づく取組や日本遺産全体の底上げ等の支援を実施するとともに、文化施設・文化資源の高付加価値化を促進する。三の丸尚蔵館に収蔵されている皇室ゆかりの美術品等の積極的な貸出しや地方の博物館等での展覧会開催等による地方展開を実施し収蔵品の公開拡充を進めるほか、「日本博」の全国展開及び国内外への発信、博物館等の観光活用を促進する。
・古民家・社寺・城等の歴史的資源の宿泊施設等へのコンバージョン等

を促進するため、保有する自治体等へ専門家を派遣し、宿泊施設への改修等を支援しつつ、地域の担い手の発掘・支援、地域へのノウハウの提供を行い、周辺の古民家・社寺等の面的な活用も進める。また、農泊を起点にした農山漁村体験等を満喫できるコンテンツや、アウトドア、武道、アーバン等のスポーツを活かしたコンテンツも造成する。

・自治体等が保有する観光施設等について、民間活力導入等による収益力や魅力向上等を図る場合の施設改修や、これらを活用した観光コンテンツの造成を支援する。

・地域ならではの食材活用や料理のより魅力的な提供、ベジタリアン・ヴィーガン対応、土産物の磨き上げ等を進めるとともに、食・食文化、日本産酒類を活用したインバウンド向けのコンテンツ造成や情報発信に取り組む。

・先端技術による観光資源の磨き上げや観光コンテンツの造成、観光客の行動に関するデータ等を活用した観光地経営の高度化など、観光サービスの DX に資する取組を推進する。

・観光地や国立公園、文化財、文化施設、公共交通機関・空港等における多言語対応、無料 Wi-Fi の整備、キャッシュレス化、バリアフリー化、CIQ の体制整備、空港地上支援業務・保安の体制強化等、快適に旅行できる受入環境を整備する。

・観光地域づくり法人（DMO）等による観光客のデータ収集・分析を支援し、地域のマーケティング能力、リピーター獲得能力を向上させる。また、観光コンテンツを旅行商品として流通させるため、オンラインでの旅行商品の流通環境整備の取組を支援する。

・上質なサービスを求める観光客を取り込むべく、人材育成、コンテンツ造成、ビジネスジェットの利用改善、訪日プロモーション等に取り組むとともに、上質な宿泊施設の開発促進のため、デベロッパーやホテル運営会社等と自治体のマッチング等を行う。

・航空・空港の支援施策パッケージ等により、2030 年の訪日外国人旅行者数 6,000 万人の目標達成に不可欠な航空会社・空港会社等の設備投資等を支援するとともに、航空イノベーションの推進や空港等の機能強化を図る。

・感染拡大防止策を徹底しつつ、クルーズ船の安全運航支援や寄港地観光の充実等、クルーズを安心して楽しめる環境整備を推進する。

iii）インバウンド等の段階的復活

・日本政府観光局（JNTO）等を通じて我が国の安心・安全への取組に関する情報を発信するとともに、国内外の感染状況等を見極めながら、

小規模分散型パッケージツアーを試行的に実施することで、訪日観光客と受入地域の双方にとって安心・安全な旅行環境の整備を目指す。
・JNTO のデジタルマーケティングの活用等により、当面はリピーター等の訪日意欲の高い層の確実な取り込みや、我が国の多様な魅力の発信や地域との連携等を通じた地方への誘客を強化する。
・アウトバウンドの段階的復活に向けては、学校が安全に海外修学旅行を実施できるようガイドラインを作成するなど、官民が連携して安心・安全なアウトバウンドのための環境整備に必要な取組を検討する。

（２）農林水産業の成長産業化による活力ある農山漁村の実現

成長戦略実行計画に基づき、以下の具体的施策を講ずる。

我が国農林水産業が人口減少に伴う国内市場の縮小や農林漁業者の減少・高齢化の進行に直面する中、TPP11 や地域的な包括的経済連携（RCEP）協定等の経済連携協定等により構築された巨大な海外市場を最大限活用できる体制を整えていかなければならない。

また、地球規模の気候変動対応や生物多様性の確保等の世界的規模での課題やコロナ禍で高まる国民の食への関心や健康志向等への対応が大きな課題となる中、我が国農林水産業及び食品産業にとって、これらの課題に適切に対応することが、その持続的発展を確保する上でより重要となっている。

このための改革を強力に進めることにより、農林水産業を地域をリードする成長産業とし、地域の所得を向上させ、活力ある農山漁村の実現を図る。

ｉ）輸出促進等「新たなマーケット」の創出

①農林水産物・食品の輸出の促進

「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」（令和２年 12 月 15 日農林水産業・地域の活力創造本部決定）に基づき、重点品目ごとの輸出額の目標達成のため、27 の重点品目と 1,200 以上の輸出産地・事業者の重点的な支援として、以下の取組を行う。

（官民一体となった海外での販売力の強化）

・海外での販売力強化を図るため、生産から輸出までの業界関係者を代表して輸出のための規格の策定やナショナルブランドの構築、共同のマーケティング等を行う品目団体等の組織化・活動強化・財源の在り方、品目団体と在外公館、JETRO、日本食品海外プロモーションセンタ

ー（JFOODO）との連携強化のためのプラットフォームの形成や現地アドバイザーの設置等について、諸外国の例も踏まえつつ、2021 年度中に、農林水産物・食品輸出促進法の改正も含めた対応策を検討する。

・2021 年度中に、家庭内食の需要に応じた日本産食材を活用した調理動画の SNS による発信、日本食・食文化を疑似体験できるバーチャルトリップの実施のほか、2025 年までに、輸出重点品目の輸出先国（５か国程度）を主なターゲットに民間の越境 EC サイトでの地域産品の販売強化策を検討する。

（マーケット・インの発想で輸出にチャレンジする農林水産業者の後押し）

・輸出先国・地域のニーズに対応した産品の生産を行う輸出産地における輸出事業計画の策定を通じて、支援の充実を図るとともに、稼げる輸出ビジネスを目指し、重点市場と輸出産地をつなぐ戦略的サプライチェーンを構築する。地域の加工食品の輸出の後押しのため、輸出先国の規制に対応する設備投資、地域の食品事業者が連携して行う市場調査、販路開拓、商品開発等を推進するとともに、輸出物流の構築のため、港湾、空港の利活用、集荷等の拠点となる物流施設の整備、海外におけるコールドチェーン拠点整備・確保等を推進することとし、金融支援や税制措置等の活用も含め、農林水産物・食品輸出促進法の改正などの対応策を検討する。

・輸出産地を掘り起こし育成するため、農林水産物・食品輸出プロジェクト（GFP）により、2020 年度の農林水産業者への輸出診断等による輸出拡大の優良事例の横展開を図るなど、輸出に取り組む事業者の熟度に応じてきめ細かいサポートを行う。

・豚熱、鳥インフルエンザの発生や輸出先国による輸入規制の強化等農林水産物・食品の輸出特有のリスクの軽減のために必要な、融資、保証等の支援について、2021 年度中に農林水産物・食品輸出促進法の改正も含めた対応策を検討する。

・日本産酒類の一層の輸出拡大を図るため、オンライン商談会の実施、地理的表示（GI）の普及・活用、品質劣化防止等の技術的課題の解決やブランド価値向上のための支援等に取り組む。また、日本酒、焼酎・泡盛などの文化資源について、ユネスコ無形文化遺産への登録を目指す。

（省庁の垣根を越え政府一体として輸出の障害を克服）

・農林水産物・食品輸出促進法に基づき、海外の食品安全等の規制に対し、規制の緩和・撤廃に向けた輸出先国・地域との協議や、輸出先国・地域の基準に適合した施設の認定加速化（2025 年までに米国、EU、香

港等向け牛肉処理施設を 25 施設に、米国向け水産加工施設を 760 施設に、EU 向け水産加工施設を 135 施設とするなど）等を、政府が一体となって推進する。また、農林水産物・食品輸出促進法に基づき適合施設の認定を行う登録認定機関を 2021 年度中に６機関以上とするなどにより認定体制を強化し、認定施設の積極的な拡大を図る。

・輸出手続の一層の円滑化に向け、2020 年から多くの輸出証明書で運用開始した申請・交付のワンストップ・システムについて、2021 年度中に全ての輸出証明書でできるようにするとともに、手数料納付のオンライン化を検討する。

・改正種苗法による登録品種の海外持出制限について、2021 年９月末までに、公的機関が開発した既登録品種の９割以上の制限を完了するとともに、海外での品種登録の促進、侵害を監視し対抗する体制整備を進め、シャインマスカット等の日本の優良品種を保護する。

・更なる輸出拡大の後押しや海外における多様な稼ぎ方の創出のため、日本産品の正しい評価の普及といったマーケットメイクに取り組むとともに、2022 年度までに、食産業の海外展開の段階ごとの課題に応じた対応策を検討する。

・政府内に輸出専門人材を育成し、国内外の官民の関係者とネットワークを構築する。

②加工・業務用野菜の国産シェアの拡大

・国内で供給される加工・業務用野菜は、輸入割合が高いことから、国産への切替えを進め、2025 年度までに国産の加工・業務用野菜の出荷量を 127 万トンまで増加させることを目指す。2021 年度に、実需者の国産ニーズがあり農業機械の全面利用によりコスト削減効果の高い生産体系が確立されている品目を重点推進品目として定め、国産野菜の生産拡大のため、水田を活用した新たな産地の育成、産地における一次加工施設の整備等を行う。

③新事業分野の開拓

・食分野の新しい技術及びその技術を活用したビジネスであるフードテックの事業化を推進するため、フードテック官民協議会において、2022 年度までにフードテック推進ビジョンとロードマップを策定するとともに、改正農業法人投資円滑化法に基づく投資スキームを活用し、その事業活動に対し資金供給の促進を図る。

・大豆ミート食品が正当に評価されるよう、2022 年までに、消費者に含有率の多寡がわかりやすい名称（定義）等の標準となる JAS を制定す

る。
・市場規模が拡大している介護食品（スマイルケア食等）、漢方薬原料の薬用作物、健康寿命の延伸に資する新たな機能性食品について、健康志向の消費者の視点を重視した、農林水産業・食品産業と医療・福祉が融合した研究等を推進する。また、研究開発された薬用作物（シャクヤク等）の生産技術の産地導入を進め、需給情報の共有や契約栽培に向けた生産者と実需者のマッチングを推進する。
・自動車用内外装材の強化樹脂等プラスチックの代替利用として、木材を原料とする新素材である改質リグニンやセルロースナノファイバー等の製品化に向けた研究開発・実証・社会実装を進め、2026 年度以降の市場創出を目指す。

ⅱ）農業の生産基盤の強化

①生産基盤の確保・強化

（人口減少に対応した生産性の向上、人材の育成等）

農業の成長産業化や所得の増大を進めていく上で、生産基盤である農地について、健全性を図りながら、持続性をもって最大限利用されるよう、以下の取組を一体的に進める。
・農地の集積等のために重要な人・農地プランについて、ルールとして継続的に取り組むべきものとして法定化を含めて位置付けることとし、農地の集約化に重点を置いて、地域が目指すべき将来の具体的な農地利用の姿（「目標地図」）を明確化する。
・人・農地プランの「目標地図」の実現に向けて、農地中間管理機構（農地バンク）を軸として、関係機関の側からの働きかけ等を行い、体系的に貸借を、農作業受委託も含めて強力に促進する措置を講ずる。
・将来の地域農業を担う若い新規就農者の確保・育成を図るため、農業の魅力の発信、農地の取得等のきめ細かな支援を実施するとともに、広域での人材マッチングを進める。
・経営感覚を持った意欲ある農業者を育成するため、農業者の経営管理能力の向上のための取組を充実させるとともに、ターゲットを明確にした上での関係機関による農業経営の法人化の積極的な働きかけ等推進体制の見直しを行う。
・地域に根差した農地所有適格法人が、地元の信頼を得ながら実績を上げ、さらに農業の成長産業化に取り組もうとする場合、農業関係者による農地等に係る決定権の確保や農村現場の懸念払拭措置を講じた上で、出資による資金調達を柔軟に行えるようにする。
・放牧や鳥獣緩衝帯、有機農業を含む持続可能な農地（土地）利用の仕

組みや新たな農村ビジネスの展開を大胆に進めるための仕組みを検討する。

（米政策改革）

・担い手の米の生産コストを 2023 年産で約 9,600 円/60 kgまで引き下げるという目標を実現し、国内外の新規需要の開拓につなげる。具体的には、農地の集積・集約化による分散錯圃の解消・連坦化や、生産資材価格の引下げ等による生産資材費の低減を推進しつつ、特に、2021 年度からは、技術実証や先進事例の横展開を通じた直播等の低コスト生産技術の全国展開やスマート農業機械の導入・シェアリングを促進する。

・農業経営者が自らの経営判断に基づき作物を選択できるよう、きめ細かい情報提供や水田フル活用に向けた支援を行うなどにより、2025 年度までに 500 の高収益作物産地の創出等、米政策改革の定着を図る。

・米・麦・大豆の作付けの団地化等を行うモデル産地を、2023 年度までに、主産地の道県のほぼ全てに創出する。

・米の検査・流通におけるデジタル化に向け、現行の農産物検査規格とは別に、機械鑑定を前提とした規格を策定し、2022 年産米の検査から適用する。また、スマートフードチェーンを活用した民間主導での JAS を 2023 年産米からの活用を目指して制定する。

（生産基盤の強化）

・2025 年度までに農業委員に占める女性割合を 30%、農業協同組合の役員に占める女性割合を 15%にすること等を目指し、2021 年度に女性農業者が能力を発揮して活躍しやすい環境整備を行うとともに、女性が職業として農業を選択しやすい環境整備の施策を行う。

・農協改革について、農協において組合員との対話を通じて自己改革を実践するためのサイクルを構築し、農協の自己改革を不断に進め、農業者の所得向上に向けた取組を継続・強化する。

・農業競争力強化支援法に基づき、農業資材の卸売・小売事業を含む農業生産関連事業者に対して、化学農薬・化学肥料の使用量の低減等の政策の方向性を周知しながら、資材・流通業界の再編などを進める。

・国産畜産物の安定供給と輸出拡大を図るため、和牛の増頭に加え、労働力不足に対応する省力化機械の導入や新規就農者の施設整備などの投資への支援等により、畜産の生産基盤を強化する。また、規模拡大等に伴う畜舎建設のコスト削減に資する畜舎に関する建築基準法の特例制度について、特例活用のメリットも含め、農業者への周知を図る。

・土地改良について、コスト低減を図りつつ、高収益作物等需要の見込

まれる作物への転換やスマート農業の実装等のための農地の大区画化、水田の汎用化等を推進するとともに、ため池工事特措法に基づき、2025 年度までに緊急性の高い防災重点農業用ため池の防災対策に着手するほか、農業水利施設等の強靭化対策や田んぼダムの取組拡大の加速化、ICT 水管理等のインフラ管理の省力化・高度化を実現するとともにスマート農業の実装等にも資する情報通信環境の整備等を推進する。

・意欲ある都市農業者による都市農地の保全と有効活用のため、都市農地貸借法の活用による貸借面積を 2024 年度までに 255ha とする目標達成に向けて、同法を活用した都市農業者による経営規模拡大や多角化の取組事例を 2021 年度中に取りまとめ、周知を行う。

（新たな仕組みの構築）

・「みどりの食料システム戦略」による持続可能な食料システムの構築に向け、調達、生産から消費に至るまでの各工程における各主体の行動変容や民間投資の拡大を促すための政策的な仕組みについて、2021 年度中に検討し、所要の措置を講ずる。

②食品産業の生産性向上、家庭と農業との結びつきの強化

・人手不足が課題である食品産業の生産性向上に向け、省人化・自動化技術の導入やデジタル化、食品流通の合理化・高度化、３分の１ルールやリードタイム（発注から納品までの期間）等の商慣行の見直しを推進する。

・地域の社会課題解決と経済性が両立する持続可能なビジネスモデルの創出に向け、2021 年度から新たに、地域の中核的な食品企業を中心に観光、金融等の多様な事業者が参画し、コロナ禍による観光需要の大幅な減少に対応した長期保存技術を活用する郷土料理の新商品の開発・販売等の取組を促進する。

・新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中、外食事業者団体が策定した「外食業の事業継続のためのガイドライン」への対応を含む「新たな日常」への対応や、設備投資なく新たに宅配業務に参入できるデリバリー専門シェア型厨房である「ゴーストキッチン」やフードデリバリーの取組等に加え、外食業における既存店舗の改装・再編、新規出店を通じた業態転換についても支援する。

・新型コロナウイルス感染症による影響を受け、厳しい経営環境に置かれている中堅外食事業者等に対して、資金調達が円滑に行われるよう、債務保証により信用力を強化するとともに、「新たな日常」に対応した事業展開を促す。

・コロナ禍で増えた家庭内での調理に関し、SNS を通じたレシピ提供やそれと関連する食材提供ビジネスと国内農業生産者との提携強化を検討する。
・GoTo イート事業は、これまで地域経済の底上げに貢献しており、感染拡大防止策を徹底した上で、今後の感染状況等を踏まえて、都道府県が実施の取扱いを判断する。

ⅲ）林業の成長産業化

2050 年カーボンニュートラルも見据え、CO2 吸収・排出削減にもつながる林業・木材産業の成長産業化を促進する。

・森林経営管理制度を担う市町村の体制強化に向け、市町村の人材確保に必要な技術者情報の提供や、市町村を支援する都道府県等の技術者の養成のための各種研修を実施する。市町村を支援する協議会等の設立事例も含め全国の制度運用の先進的な取組事例を収集・分析し、横展開を図る。これにより、2023 年度末までに、私有人工林が所在する市町村のほぼ全てで、森林所有者に対する意向調査を踏まえた市町村への経営管理権の設定など森林経営管理制度に関する取組が実施されるようにする。
・民有林での森林経営管理制度の要となる林業経営者の育成のため、安定的な事業量を確保する観点から、国有林野管理経営法に基づき、2022 年度までに樹木採取区を全国で 10 か所程度パイロット的に指定するとともに、大規模なものも含め、2022 年度からの樹木採取区の指定等に向け、マーケットサウンディングを踏まえ検討する。
・長期に持続的経営が可能な林業経営体の確保・育成に向け、2022 年度から、ドローン等のスマート技術や事業量の確保、再造林の実施体制の整備等を通じた経営力の強化と労働安全の確保に一体的に取り組むモデル的な経営体を育成し、横展開を進める。
・製材工場等の大規模化への対応や木材製品の輸出促進のため、改正森林組合法に基づき、森林組合間の販売事業の新たな連携手法の活用を促進し、森林組合による販売ロットの拡大を図る。
・伐採と造林の一貫作業、成長の早いエリートツリー等の低密度植栽、下刈り省略等の取組を進めるとともに、2022 年度から改正間伐等特措法に基づく特定植栽促進区域への再造林を促進することにより、伐採後の確実な再造林の実施と造林未済地の解消を図る。また、エリートツリー等の苗木について、2030 年までに林業用苗木の供給量の３割にすることを目指す。さらに、植樹等の国民参加の森林づくりを進める。
・非住宅建築物等における木材利用を促進するため、木材利用に取り組

む民間企業のネットワークの構築や消費者への普及啓発への支援を行うとともに、中大規模建築物における木材需要の創出や利用拡大に向けた環境整備のため、木質耐火部材、CLT、JAS 構造材等の技術開発や普及を推進する。

・2025 年までに林産物の輸出額を 718 億円とする目標実現のため、製材、合板等付加価値の高い木材製品の輸出拡大に向け、川上・川下が連携する輸出産地を育成する。

ⅳ）水産業の成長産業化

（新たな資源管理の推進）

・2021 年度から資源評価対象魚種を 200 種程度に拡大し、資源評価に必要なデータの収集を行うとともに、MSY（最大持続生産量）ベースの資源評価を実施し、2021 年度中に評価結果を順次公表する。

・TAC（漁獲可能量）対象魚種について、MSY の実現を目標とした管理を基本とし、2023 年度を目途に漁獲量ベースで８割まで拡大する。

・大中型まき網漁業等について改正漁業法に基づく IQ（個別割当）による資源管理を 2021 年７月から開始するとともに、その他の大臣許可漁業について 2022 年度漁期からの IQ による資源管理の導入に向けて協議を進める。

・昨今のイカ、サンマ、サケ等の不漁問題を踏まえ、資源状況の中長期的な低迷や地球環境問題への対応等の課題に対応するため、特定の魚種だけでなく複数の魚種を漁獲できるようなマルチな漁業の導入も見据え、漁獲対象種・漁法の複数化や操業形態の協業化等、リスクの分散・順応により環境変化に弾力的に対応できる操業体制・経営構造について検討し、2021 年度末を目途に、結論を得る。

・改正瀬戸内海環境保全特別措置法の施行に向け、不足する窒素・リン等栄養塩類と生産性が低下しているイカナゴ、ノリ等水産資源との関係解明等を進め、2023 年度までに湾灘協議会等に対し栄養塩類供給の管理方策を提案する。

（養殖業の成長産業化）

世界では、養殖の生産量が生産量全体の約５割を占める一方、日本では２割程度にとどまっている。養殖は、気候変動や諸外国船の操業等の影響を受けやすい天然水産資源と異なり、定質・定量・定価格で定時の生産をしやすく、遠隔自動給餌等様々なスマート技術と親和性が高いことから、こうした技術も十分活用しながら、以下の取組を一体的に進め、プロダクト・アウト型からマーケット・イン型への転換を図り、輸出の大幅な拡大も視野に、養殖の成長産業化を推進する。

・戦略的養殖品目である、ブリとマダイについて、2030 年の輸出額目標（ブリ 1,600 億円、マダイ 600 億円）及び生産目標（ブリ 24 万トン、マダイ 11 万トン）の実現に向けて、段階的に生産量の増加を図る。
・そのため、遠隔自動給餌システムを活用した大規模な沖合養殖の導入や、浮消波堤等による養殖に適した静穏海域の確保、漁港機能の再編・集約による陸上養殖に向けた漁港用地の効率的な活用、地域の地熱や風力などの利用によるコスト削減などに取り組む。また、餌代が生産コストの６割以上を占めることを踏まえ、科学的データに基づき、成長効率が高く魚粉に替わり大豆等を用いた低コストの配合飼料の開発を推進する。さらに、天然資源に依存しない人工種苗を用いた完全養殖の、ブリやクロマグロでの実現に向け、研究開発を推進する。
・改正漁業法に基づき、漁場の適切かつ有効利用を図る観点から、養殖業への新規参入を進めるため、改正農業法人投資円滑化法による投資スキームを活用するほか、不動産担保に頼らない事業性評価による資金調達の推進のため、養殖業事業性評価ガイドラインを地域金融機関等へ周知する。
・2022 年度までに、養殖経営体のタイプ別（産地事業者協業タイプ、一社統合企業タイプなど）に、モデルとなる経営体の創出を図る。
・養殖業の魚病対策の迅速化を図るため、2021 年度中に、養殖魚のオンライン診療の推進や、魚病に詳しい獣医師リストの活用の促進、養殖業者のニーズ等を踏まえた水産用医薬品の使用基準の見直しを行う。

ｖ）農山漁村における農林水産業以外の多様な分野との連携を通じた新たなビジネスの創出等

・農山漁村での所得と雇用機会の確保のため、活用可能な地域資源を発掘し磨き上げた上で、観光・健康医療等他分野と組み合わせ、新たな価値を創出する取組である「農山漁村発イノベーション」について、モデル事例を 2025 年度までに 300 事例創出するとともに、コロナ禍に伴う田園回帰や多様な働き方への関心の高まりを踏まえ、人の流れの受皿となる農村地域づくり事業体の創出、動画や SNS を活用した農山漁村の魅力発信により、世代やジェンダーを超えた多様な人材の農山漁村への集結を促進する。
・魅力ある農泊等に向けて、古民家等を活用した魅力的な宿泊施設の整備や、食・景観等農山漁村の多様な地域資源を活用した魅力的な観光コンテンツの磨き上げを図ることにより農山漁村の関係人口の拡大を図る。
・鳥獣被害対策を引き続き強化し、農業被害を一層低減するため、都道

府県による広域的な捕獲や農業者等の多様な者の参画を促すとともに、ICT による捕獲技術の高度化等を進める。また、ジビエ利用量を2025 年度に 2019 年度比で倍増の 4,000 トンまで拡大させるため、動画等を活用したプロモーションや、衛生管理の高度化、処理加工施設と流通販売関係者が連携したジビエ利用拡大の取組を推進する。

・日本型直接支払制度について、各集落の将来像を定める集落戦略の策定を、2022 年度まで集中的に推進するとともに、棚田の保全や中山間地の特色を活かした農産物の付加価値化や複合経営の導入等の多様な取組を推進する。

・農福連携について、2024 年度までに取組主体を 3,000 創出するとの目標達成に向け、農林水産業・福祉双方のニーズのマッチング、専門人材の育成、障害者等の農林水産業に関する技術習得支援等を推進するとともに、2021 年度に優良事例の表彰を行い、全国的に推進する。また、林福連携により、きのこ栽培や木材加工を中心に障害者の特性に応じた雇用促進等を図るとともに、福祉関係者と地域関係者が連携して行う付加価値の高い地域材製品の開発等の取組を支援し、その取組の横展開を図る。

・森林空間を健康、観光、教育、スポーツ等の多様な分野で活用する「森林サービス産業」に取り組もうとする山村地域を、モデル地域として設定し、課題解決への助言等の支援を行うとともに、産学官からなるプラットフォーム等を通じて優良事例等の横展開を行い、2022 年度までに、30 地域以上での森林サービス産業を創出する。

・漁村での経済活動を強化し、地域の雇用や所得の向上を図るため、水産物の販売・加工、漁業体験、釣り、渚泊など海の関連産業である「海業」に取り組む地区を、2021 年度中に新たに 10 地区程度創出するとともに、漁港用地等の再編・整備、漁協や民間事業者による漁港利用の促進策の検討を行い、取組地区の更なる拡大を図る。

（３）地域金融機関の基盤強化

成長戦略実行計画に基づき、具体的施策を講ずる。

（４）地域企業のための経営人材マッチング促進

成長戦略実行計画に基づき、具体的施策を講ずる。

（５）地方創生に資するテレワークの推進など都会から地方への人の流れ

の拡大

成長戦略実行計画に基づき、同計画に記載する施策のほか、以下の具体的施策を講ずる。

・地域における新たな人材の確保に向け、取組事例の横展開等を通じて2021年度に創設した「地域プロジェクトマネージャー」の導入を後押しするとともに、同じく2021年度に創設した「地域おこし協力隊インターン」や、「おためし地域おこし協力隊」の周知を通じた応募者の裾野の拡大等により、「地域おこし協力隊」を一層推進する。
・地域産業の担い手となる学生等の奨学金返還支援に関する地方公共団体の取組の更なる拡大や支援制度の活用の推進のため、独立行政法人日本学生支援機構等と連携し、広報活動を強化する等積極的に情報発信を行い、若者の地方への流れを推進する。

（６）地域公共交通の活性化

成長戦略実行計画に基づき、同計画に記載する施策のほか、以下の具体的施策を講ずる。

・ポストコロナ時代も見据え、行政と民間が一体となった地域公共交通サービスの維持・活性化のため、公共交通事業者の新技術の活用を通じた収益性向上の取組等を支援する。また、2024年度までに1,200件以上の地域公共交通計画が作成されるよう地方公共団体を支援し、同計画に基づく路線・ダイヤ・運賃の見直し等利用者目線での公共交通サービスの改善を促進する。あわせて、カーボンニュートラルの実現に向け、新たな技術を活用したCO2排出の少ない輸送システムの導入を推進する。

（７）スーパーシティ構想等の推進

成長戦略実行計画に基づき、同計画に記載する施策のほか、以下の具体的施策を講ずる。

大胆な規制改革と複数分野のデータ連携による先端的なサービスの提供により、未来の生活を先行実現するスーパーシティ構想を強力に推進する。

・デジタル社会の実現や「新たな生活様式」に寄与する観点からも、大胆な規制改革と複数分野のデータ連携による先端的なサービスの提供により、未来の生活を先行実現するスーパーシティ構想の早期実現に向け着実に取り組む。具体的には、スーパーシティの区域指定に関する専門調査会及び国家戦略特別区域諮問会議での審議を経て区域を指定した上で、指定後速やかに、区域ごとに、区域会議において規制改革を含む基本構想の作成を行う。

（８）地域づくり人材の確保

成長戦略実行計画に基づき、具体的施策を講ずる。

（９）土地政策

成長戦略実行計画に基づき、以下の具体的施策を講ずる。

・「所有者不明土地等対策の推進に関する基本方針」（令和３年６月７日所有者不明土地等対策の推進のための関係閣僚会議決定）等に基づき管理不全土地・低未利用土地の利活用・管理を図るための仕組み等、所有者不明土地特措法の見直しに向けた必要な検討を進め、2022 年通常国会への必要な法案の提出とともに支援策の充実等を図る。また、関係機関の定員の確保も含め、民事基本法制の見直しに係る新制度の導入準備及び隣地所有者不明土地の表示登記を円滑化する仕組みの導入を図るとともに、新たな日常にも対応する調査手法を活用した地籍調査等を推進する。

（10）スポーツ産業の未来開拓

新型コロナウイルス感染症の感染拡大が長期化していることにより、スポーツ活動が大きく影響を受けている。スポーツを未来につなげるため、足元では感染症対策に万全を講ずるとともに、引き続きスポーツ団体の経営力強化等の基盤的取組を着実に推進する。さらには、ウィズコロナ、アフターコロナを見据え、コロナ禍においても収益を生むことを目指すスポーツ団体の新たな取組への挑戦を積極的に支援する。また、東京オリンピック・パラリンピック競技大会等に向けて、国際競技力の強化を図りつつ、様々な関連施策の効果的・効率的な実施に取り組み、大会終了後に「スポーツ・レガシー」として結果が残るよう、国民のスポーツ実施の振興や、スポーツを活用したまち

づくりのための施策等を推進する。

ｉ）ウィズコロナ、ポストコロナにおけるスポーツの成長産業化

・「スポーツ団体ガバナンスコード」に基づき実施される統括団体（公益財団法人日本スポーツ協会、公益財団法人日本オリンピック委員会及び公益財団法人日本障がい者スポーツ協会）による中央競技団体に対する適合性審査の結果を踏まえ、統括団体、中央競技団体に対する助言等を行うとともに、スポーツ団体に対する一層のガバナンス強化策を検討する。

・中央競技団体の経営基盤の強化を図るため、各団体の団体規模等に応じた普及戦略モデルの構築や各団体に共通する事務業務の共同化に向けた調査を行うとともに、各団体が有する経営力強化に係る知見やノウハウを共有するための全国会議を 2021 年度中に２回程度開催する。また、「新たな日常」に積極的に対応した事業計画のような、先進的な事業計画を策定する中央競技団体に対しては、最長４年後までの計画の具体化を支援する。

・スポーツ分野と他産業との融合による新事業創出と社会課題の解決を目的とする「スポーツオープンイノベーションプラットフォーム（SOIP)」の構築をより一層促進するため、スポーツ団体と他産業の融合による事業化を支援する「アクセラレーションプログラム」、スポーツ・他産業の価値高度化や社会課題の解決等に取り組んだ先進的な取組を表彰する「スポーツオープンイノベーションコンテスト（SOIC)」、国内外の最新のトレンドに関する情報発信を行うカンファレンスを開催する。さらに、2021 年度からはスポーツビジネスの好事例を収集し、SOIP により創出された我が国発の先端事例等の紹介と併せて海外展示会の出展等を行う。

・最新のデジタル技術を活用してスポーツコンテンツを作成・配信するなど、コロナ禍においても収益につながる新たな取組に対する支援を行う。

・スポーツ市場規模について分野別推移や国際比較、コロナ禍における影響分析等を行うとともに、DX の進行等の環境変化も踏まえ、スポーツ産業の資金循環システムの強化について検討を行い、2021 年度中にウィズコロナ・ポストコロナにおけるスポーツ産業の自立的な成長に向けた戦略を策定する。

・プロスポーツ等の大規模スポーツイベントがコロナ禍においても安心・安全に実施されるよう、試合運営時に様々な技術を活用して会場内の密となりやすい場所の把握や、人流の解析、効果的な分散退場の

実施などを行い、得られた知見を更なる感染症対策に活用する取組等を支援する。

ii）スポーツを核とした地域活性化

・「新たな日常」における国民のスポーツ実施を官民で連携して促進していくため、「Sport in Life プロジェクト」において設置するコンソーシアムの加盟団体数の拡大や団体間の連携促進を図り、2020 年度に収集した好事例を横展開する等、多様な形でのスポーツ機会の提供を推進するほか、東京オリンピック・パラリンピック競技大会開催の機運を活かし、大会後の「Sport in Life」のムーブメントづくりに向けて国民参加型のキャンペーン等を展開する。

・多様な世代が集う交流拠点としてのスタジアム・アリーナの重要性を踏まえ、2025 年までに 20 拠点を整備するとともに、本拠点や拠点候補も含めたスタジアム・アリーナ間の連携体制を新たに構築し、スタジアム・アリーナの一層の機能強化を図る。

・地域のプロスポーツチームと企業、大学等が連携して取り組むまちづくりや高付加価値サービスの創出を促す「地域版 SOIP」の構築を促進するため、2021 年度中に 3 地域程度においてアクセラレーションプログラム等を支援して先進事例の形成を行う。さらに、「地域版 SOIP」の横展開を目的とした地域版 SOIP 構築に係る手引きを 2021 年度に作成し公表する。

・地域のスポーツ環境の確保・充実に向けて、地方自治体、民間事業者等の連携による地域の学校体育施設の有効活用に関するモデル事例の形成を支援し、2021 年度中にその成果を取りまとめて公表するとともに、スポーツをする人がスポーツ施設を利用しやすいように、「ここスポ」等地域のスポーツ施設に関わるスポーツサイトの充実とサイト間の連携を図る。

・大学スポーツを振興するため、一般社団法人大学スポーツ協会が 2021 年度中に新たに進める安全安心ガイドライン認証制度の事業とも連携・協力し、大学スポーツにおける安全安心の確保のための取組を推進するとともに、地元の大学スポーツを活用した地域振興を推進し、2021 年度中にその成果を取りまとめて公表する。

・ホストタウン等の取組を担う団体を「地域スポーツコミッション」へ発展させる取組を引き続き支援するとともに、2021 年度から「地域スポーツコミッション」の経営の多角化に向けた取組を支援し、その成果を取りまとめて公表する。また、障害者を含む住民が運動・スポーツを習慣化するためのスポーツ行政と医療の連携体制の構築や、新型

コロナウイルス感染症の影響により運動・スポーツ不足となった高齢者等が安心・安全に運動・スポーツを再開できる環境の整備を進める。
・コロナ禍でも実施可能なアウトドアスポーツや、ポストコロナを見据え、日本発祥の武道を活かした体験プログラムやコンテンツ整備等に取り組み、2021 年度中に「地域スポーツコミッション」等が行うスポーツツーリズム等の取組を複数支援し、その成果を取りまとめて公表する。

（11）文化芸術資源を活用した経済活性化

ｉ）「文化芸術推進基本計画」及び「文化経済戦略」の推進

・文化芸術の固有の意義と価値を尊重しつつ、文化芸術による経済好循環を加速する。
・文化芸術活動を通じた希望の灯が光り輝き続けるよう、アーティスト等の育成や発表の機会の確保、継続的な活動基盤の強化及びICTを活用した鑑賞者獲得のための取組等を支援することで、コロナ禍の影響を受けた文化芸術関係団体等を支え、継続的な文化芸術の創造・発展・継承に必要な基盤を整備するとともに、2021年度から新たにフリーランスの芸術家を含む文化芸術関係者の活動実態の把握や、事業環境の改善に向けた取組を進める。
・感染拡大防止と社会活動を両立しつつ、需要喚起を図ることを目的とするGoToイベント事業については、感染拡大防止策を徹底した上で、今後の感染状況等を踏まえて、実施の取扱いを判断する。あわせて、ポストコロナを見据え、国内での公演開催について、先進技術を活用した公演の収益の多様化・強靭化など、収益基盤の強化を図る取組を推進する。
・日本の美を体現する大型プロジェクト「日本博」や、国際文化芸術発信拠点の形成など「国際文化交流の祭典の実施の推進に関する基本計画」（平成31年３月29日閣議決定）に基づく取組を進め、国家ブランディングの確立を図る。
・文化芸術界、経済界及び行政の３者が対話する場である「文産官連携会議」等を活用し、文化芸術資源・関連技術を利用した企業文化の変革やイノベーション創出を進め、文化芸術への投資と経済成長の好循環を構築する。特に、我が国アート市場の国際拠点化・活性化の実現に向けて、2021年度からは、新たに国際的なアートフェア・オークションの国内誘致や、海外市場の顧客を取り込むための環境整備を図る。
・東京国立博物館など各国立博物館の成果の横展開等、全国の博物館において、「新たな日常」に対応した先端技術を駆使した日本文化の魅

力発信や収蔵品の活用促進、学芸員の資質向上を図る。2020年開館の国立アイヌ民族博物館においても、ウィズコロナ時代に対応した動画コンテンツの充実を図るなど、アイヌ文化等の理解促進の取組を着実に進める。日本芸術文化振興会について、文化観光の推進に資するため関係機関等と連携して国立劇場の再整備等に向けた検討を進めるなど、ナショナルセンターとしての機能の強化等の検討を進める。

・マンガ、アニメ及びゲーム等、我が国の優れたメディア芸術の創造及び発信を促進するため、メディア芸術祭の開催及び若手クリエイターの創作活動の支援、世界的フェスティバルとの連携による海外発信を行うとともに、作品のアーカイブ化等のための情報拠点の整備を図る。また日本映画の振興のため、映画製作等の創造活動の促進や国内外への発信、若手の人材育成等を行う。

ⅱ）文化芸術資源を核とした地域活性化

・「日本博」や「beyond2020プログラム」、及びこれらの成果等を踏まえた文化プログラムを全国展開するとともに、多様な日本食・食文化を含む幅広い日本文化のブランド力の向上や、芸術家間や文化施設間の国際文化交流の促進等を通じて、国内外へ日本の文化芸術の発信を強化する。

・地域活性化の核となる地域の文化施設の機能強化を推進するため、2021年より、制度面での対応も含め、博物館等関連施策の見直しに向けた検討を行う。

・文化資源を中核とする観光拠点・地域を400か所程度整備するため、文化観光推進法に基づく文化観光拠点・地域の整備の促進や、日本遺産等の文化資源の魅力向上や発信強化を行うとともに、文化財保存活用地域計画の認定・作成支援等を推進する。また、美術館や博物館等の文化施設について、ポストコロナを見据えたインバウンド対応等の受入環境整備をはじめとする観光活用に向けた取組を促進する。

・地域の文化施設や文化資源等について、文化観光資源としての高付加価値化や地域の食文化の振興を図るとともに、民間資金の活用を含めた取組等により、地域の中核となる文化財の戦略的な保存・活用サイクルの形成を促進する。また、改正文化財保護法を契機とし、無形の文化財等の調査・登録を加速させつつ、伝統行事等の地域の文化遺産や生活文化の継承等の取組を進めるとともに、文化財を確実に次世代へ継承するため、適切な周期での修理やそれに必要な技術者、材料・用具等の確保、防災・防犯対策等の取組を計画的に行う。

・新型コロナウイルス感染症の影響等を受けた文化芸術団体による鑑賞

教室など子供たちの文化芸術体験活動の更なる充実や、学校等での芸術教育の推進を図るとともに、障害者の文化芸術活動への支援や継続的に文化芸術に親しむ環境の整備を進める。

１４．新たな国際競争環境下における活力ある日本経済の実現

（１）自由で公正なルールに基づく国際経済体制の主導

成長戦略実行計画に基づき、同計画に記載する施策のほか、以下の具体的施策を講ずる。

ｉ）多角的貿易体制の維持・強化

・新型コロナウイルス感染症を受けた力強い経済回復及びグローバル・サプライチェーンの強靭化等リスクに強い国際経済体制の構築のため、第 12 回 WTO 閣僚会議（MC12）に向けて、医療関連物資等の貿易制限措置の抑制、電子商取引や貿易と気候変動を始めとする新しい分野や、公平な競争条件確保のためのルール作り、紛争解決手続改革、通報強化･透明性向上を含めた WTO 改革を有志国と連携しながら進める。

・デジタル分野のルール作りを主導すべく、各国と連携しつつ、交渉体制の強化を含め取組を加速する。特に、電子商取引に関する WTO 有志国間交渉について、高い水準の成果を可能な限り多くの WTO 加盟国とともに得ることを目指すとともに、第 12 回 WTO 閣僚会議（MC12）までに実質的進捗を達成する。

ii）経済連携交渉、投資関連協定

・RCEP 協定の早期発効及びその確実な履行の確保に取り組むとともに、TPP11 協定については、2021 年の TPP 委員会議長国として、着実な実施及び拡大に向けた議論を主導していく。また、その他の経済連携交渉についても、戦略的観点を踏まえながら、スピード感を持って推進する。国内では EPA の利活用促進に取り組み、その一環として、相手国の制度等を考慮しつつ、原産地証明書等のデジタル化を含む貿易に係るビジネス環境の整備を推進する。

・投資関連協定については、2016 年に発表した「投資関連協定の締結促進等投資環境整備に向けたアクションプラン」において 100 の国・地域という目標値が設定されたことを踏まえつつ、今後の投資先としての潜在力の開拓や他国の投資家と比較して劣後しないビジネス環境の整備等に向け、引き続き戦略的観点及び質の確保の観点を考慮した取組を進める。現在交渉中の協定については、様々な外交機会も活用しつつ、引き続き早期妥結に取り組む。また、交渉に当たっては、可能な限り高いレベルの質の確保に努める。新規の投資関連協定については、我が国経済界の具体的ニーズや相手国の投資協定に関する方針を踏まえながら、交渉開始に向けた努力を行う。その際、今後の投資

先として潜在性を有する国との交渉開始の可能性につき、中南米及びアフリカを中心に検討する。また、締結済み協定の更なる利活用促進に向け、投資関連協定に関する積極的な情報発信に努める。

ⅲ）DFFT のための国際ルール作り

・2019 年６月の G20 大阪サミットで合意された「データ・フリー・フロー・ウィズ・トラスト（DFFT）」の考えを実現するため、グローバルなデータガバナンスの基盤となる国際的なルール作りを推進する。そのため、我が国の国際データ戦略の方向性に基づき、貿易、データ利活用の環境、プライバシー、セキュリティ、信頼性、インフラ等の各分野における取組を推進することで、データがもたらす新たな価値の創出につなげていく。

・人々がデータに自由にアクセスする権利を守るため、「自由で開かれたひとつのインターネット空間」の維持を求める有志国を中心とした国際連携の強化やインターネット・ガバナンスの強化に向けた国内外のマルチステークホルダーの包摂を図り、2023 年に我が国が主催するインターネット・ガバナンス・フォーラム（IGF）に向けて、国際的議論をリードする。

・信頼性のある個人データの流通に関する国際的な枠組みの構築に向け、日米欧三極による対話を推進しつつ、個人データの流通に対する新たなリスクであるデータローカライゼーションや無制限なガバメントアクセスを OECD プライバシーガイドラインで規律するため、データローカライゼーションの論点に係る議論を進めるとともに、ガバメントアクセスに係る高次の原則策定に向けた議論を主導する。

ポストコロナを見据え、高まるグリーンやデジタルへの関心等も念頭に、貿易に関する政策の進捗を測る新たな KPI を検討する。

（２）基本的価値を共有する同志国との協力拡大

成長戦略実行計画に基づき、具体的施策を講ずる。

（３）日本企業の国際展開支援

ⅰ）インフラシステム海外展開

これまでインフラシステム輸出による経済成長の実現のため、2013 年に策定した「インフラシステム輸出戦略」（旧戦略）に基づき各種施策を推進してきた。昨今のインフラ海外展開を取り巻く環境の変化を

踏まえ、インフラ海外展開の目的を a）カーボンニュートラル、デジタル変革への対応を通じた経済成長の実現、b）展開国の社会課題解決・SDGs 達成への貢献、c)「自由で開かれたインド太平洋」の実現等外交課題への対応を３本柱とする「インフラシステム海外展開戦略 2025」（新戦略、2020 年 12 月）及び「ポストコロナを見据えた新戦略の着実な推進に向けた取組方針」（2021 年６月）に基づき各種施策を推進していく。

（具体的な対応）

・新型コロナウイルス感染症による環境変化に迅速に対応する。公的金融機関・国際開発金融機関等の各機能も活用しながら、引き続き中断案件等への対応を継続する他、展開国のニーズに応じた医療・保健・公衆衛生分野での国際協力やサプライチェーンの強靭化に向けた支援に取り組む。

・2050 年カーボンニュートラルの実現に向け、脱炭素移行政策誘導型インフラ輸出支援も推進しながら、日本の優れた技術の活用に向けた共同開発・実証や海外インフラプロジェクトの組成支援を通じて海外市場の獲得に取り組む。また、JBIC ポストコロナ成長ファシリティや ODA も活用しつつ、脱炭素技術を有する日本企業の国際競争力強化や販路開拓について支援する。あわせて、防災・気象分野等のインフラシステムの海外展開を推進する。

・デジタル技術によるインフラの整備・維持管理・運営の高度化、インフラからの取得データを活用するサービスを含むデジタルソリューションの展開等を図る案件形成やこれを支える FS・実証の積極的な活用、「デジタル海外展開プラットフォーム」を活用する日本企業への支援の拡充、我が国技術・制度の国際標準化の取組等パートナー国と連携した 5G をはじめ安全・安心で信頼性の高い ICT インフラの戦略的な海外展開に取り組み、スマートシティや MaaS などの交通ソフトインフラ、医療健康・防災・農業等の分野における ICT 利活用モデルのインフラシステムの海外展開を推進する。

・地域内の連結性の向上等に資する港湾、空港、鉄道等の整備・運営、これら港湾等にアクセスする道路の整備、官公庁船の海外展開等を推進する。

・開放性、透明性、経済性、債務持続可能性等を含む「質の高いインフラ投資に関する G20 原則」等の普及・実践のため、公的金融機関・国際開発金融機関等も活用し、質の高い案件の組成に取り組むほか、人材育成の取組を強化する。また、在外公館でインフラプロジェクト専門官による現地プロジェクトの情報収集・集約・分析を行い、専門性

強化のため、アドバイザー、弁護士等を活用する。さらに、各国の法制度の構築や運用・改善及び人材育成を支える法務人材派遣を含む各国の法制度整備支援を進める。

・PPP を含む日本企業の海外展開、脱炭素を含む環境対応、外国政府等とのパートナーシップ構築、SDGs 達成等のため、公的金融機関・国際開発金融機関、官民ファンド等を利活用する。NEXI は LEAD イニシアティブを通じて積極的な案件組成を促す。

ⅱ）SDGs の推進や友好国・地域の経済社会開発促進を通じた日本企業のビジネス展開

（「自由で開かれたインド太平洋」の実現に資する連結性強化）

・インド太平洋地域で質の高いインフラ整備により連結性を強化し、自由で開かれた同地域の開発を促進するとともに、同地域での日本企業の事業展開を後押しする。具体的には、ASEAN 地域については、「日 ASEAN連結性イニシアティブ」、「対ASEAN海外投融資イニシアティブ」、「メコン SDGs 出融資パートナーシップ」、「日 ASEAN 経済強靭化アクションプラン」等により、地域内外の結節点となる主要な道路、鉄道、港湾、空港等のインフラ整備を推進し、経済発展を支える人材の育成やネットワークの強化を図るとともに、危機に強い経済構築のための産業協力を実施する。太平洋島しょ国についても、第９回太平洋・島サミットで議論される予定の気候変動やインフラ整備等の取組を推進する。インドについては、「日印産業競争力パートナーシップ」を通じて、日本企業の展開を後押しし、産業競争力強化を図る。これらの取組の基盤となる在外公館を含む外交実施体制の整備を推進する。

（第８回アフリカ開発会議（TICAD8）に向けたアフリカ開発支援）

・2022 年にチュニジアで開催予定の TICAD8 に向け、ポストコロナを見据えたアフリカの開発を官民双方で力強く後押ししながら、SDGs ビジネスを含む日本企業のアフリカ展開を推進し、日本企業のビジネスチャンスを拡大する。そのため、「アフリカビジネス協議会」での議論も踏まえ、「日アフリカ官民経済フォーラム」、「官民合同ミッション」等の場を活用しながら、JICA、JETRO、民間企業の密接な連携を図る。あわせて、ODA も活用しつつ、アフリカの産業人材育成、ビジネス環境整備に引き続き取り組む。

（中小企業・SDGs ビジネス支援事業の推進）

・JICA が行う「中小企業・SDGs ビジネス支援事業」により、途上国の開発ニーズと日本企業の優れた製品、技術等をマッチングさせるため、ODA を活用して、企業による現地事情や市場調査等の支援を行うこと

で、中小企業の海外展開と途上国の開発の双方に貢献する。

（STI for SDGs の取組加速化）

・「SDGs のための科学技術イノベーション（STI for SDGs）」を推進するため、世界銀行への拠出を通じてケニアの STI for SDGs ロードマップの作成をインドと連携しつつ支援する。また、国連開発計画（UNDP）への拠出を通じてインド等における社会課題解決のために日本の科学技術やイノベーションのノウハウの活用について検討を行う。さらに、途上国等での事業創造促進を目的とした STI for SDGs プラットフォームにおいて、SDGs に係る具体的な問題をテーマに日本の企業等が取り組む方法について実証調査を行う。

（４）クールジャパン等

・新型コロナウイルス感染症により甚大な被害を受けた飲食、観光、文化・芸術、イベント・エンターテインメント等のクールジャパン（CJ）関連分野を支え、その存続の確保や更なる発展に向け、必要な対策を着実に実施する。

・「CJ 戦略」（令和元年９月３日知的財産戦略本部決定）を再構築し、CJ 戦略会議等を通じて関係省庁の連携を図り、観光、食、文化、アート、国立公園、老舗、地域等の個別分野の魅力の深堀り、分野間連携の強化、インバウンドと輸出の好循環の構築を行い、CJ の取組を推進する。

・日本に対する世界の人々の興味関心を維持し、新たな日本ファンを開拓するため、発信内容の精査やストーリー化の工夫、デジタル時代にふさわしい手段や日本博等のプロジェクトの活用により、国全体の発信力を強化する。また、新たなビジネスモデルの確立に向けて、社会のデジタル化・オンライン化の加速も踏まえ、リアルとオンラインの最適な組合せによる取組などを支援する。

・コンテンツ産業や文化芸術関連産業の持続的発展のために、海外市場への展開も念頭に、人材育成や制作に係る取引の適正化、就業環境等の向上に向けて必要な対応を検討する。また、2021 年度よりコンテンツの製作・流通工程の効率化に資するシステムの開発・実証を一層進め、様々な業界と連携しながら、システムの普及を図る。

・放送コンテンツの海外展開に関し、動画配信の伸長等、急速な環境変化に関する分析・対応策の検討を行うとともに、これによる地域を含めた日本の魅力の発信を推進する。また、海外放送局への番組の無償提供の取組等を進める。

・外国映像作品のロケ誘致に関し、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う撮影状況や公開状況を踏まえつつ、人材育成を通じた映像産業振

興、地域活性化やインバウンド増加など、その効果について検証し、財政支援を含めた持続的なロケ誘致策について結論を得る。

・日本産酒類の一層の輸出拡大を図るため、オンライン等を活用した認知度向上や販路拡大、ブランド化・酒蔵ツーリズムに関する酒類事業者の取組を積極的に支援するとともに、地理的表示（GI）の普及・活用、高付加価値化に向けた技術支援等に取り組む。また、日本酒、焼酎・泡盛などの文化資源について、ユネスコ無形文化遺産への登録を目指す。

・ｅスポーツの地域活性化や共生社会実現への貢献、教育・社会福祉における利活用等の社会的意義も踏まえ、ｅスポーツの健全かつ多面的な発展のため、必要な環境整備を図る。

・日本の魅力を輸出やインバウンドの促進につなげるため、在外公館、ジャパン・ハウス、国際交流基金、JETRO、JNTO 等の機関の海外拠点を活用する。また、株式会社海外需要開拓支援機構の資金供給等を活用する。

・「CJ 官民連携プラットフォーム」について、幅広い関係者の連携を確保するため、構成員による活動を活性化するとともに、ネットワーク化機能やリサーチ機能を強化し、より組織的な活動へ発展させる。

・SDGs 実現やグリーン社会の構築に向け、グリーンインフラを実装した日本モデル等を発信する機会とするため、2027 年横浜において開催を目指す国際園芸博覧会の実現に向けた準備を推進する。

【別添】

成長戦略フォローアップ
工程表

※ 成長戦略フォローアップの参考資料として、各政策分野における主要施策について、2021年度から当面３年間と2024年度以降の実施スケジュール及び担当大臣を整理したもの。施策群ごとに達成すべき成果目標（KPI）を設定する。

1．新たな成長の原動力となるデジタル化への集中投資・実装とその環境整備
（1）デジタル庁を中心としたデジタル化の推進　ｉ）国民目線のデジタル・ガバメントの推進

2021年度	2022年度	2023年度	2024年度～	担当大臣	KPI
予算編成 税制改正要望 / 秋～年末 / 通常国会					
国民目線のデジタル・ガバメントの推進					
政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）の全政府機関等での利用 統一的なセキュリティ要求基準に基づき安全性が評価されたクラウドサービスの継続的な登録・更新 本制度の運用状況を踏まえた、統一的なセキュリティ要求基準等の見直し				【内閣総理大臣（情報通信技術（IT）政策担当大臣、サイバーセキュリティ戦略本部に関する事務を担当する国務大臣）、総務大臣、経済産業大臣】	・政府情報システムのクラウド化等により、2021年度までを目途に運用コスト（※）を約1,200億円圧縮する （※2013年度時点で運用されていた政府情報システムに係る運用コストに限る） ・2020年度時点での政府情報システムの運用等経費及び整備経費のうちのシステム改修に係る経費を、2025年度までに3割削減することを目指す
「公共安全LTE」の安定性・信頼性を確保するための技術的検討 基本機能の先行的な運用を開始	運用の本格化			【内閣総理大臣（内閣府特命担当大臣（防災）、国家公安委員会委員長）、総務大臣、厚生労働大臣、国土交通大臣、防衛大臣】	
「デジタル・ガバメント実行計画」に基づく各種施策の推進 情報システム関係予算の一括要求の範囲の拡大 クラウドサービス利用の徹底等を含めた政府情報システムの一元的なプロジェクト管理の強化・拡大				【内閣総理大臣（情報通信技術（IT）政策担当大臣）、総務大臣、財務大臣】	
国家公務員のテレワーク環境の整備、行政におけるネットワーク環境の再構築				【内閣総理大臣（情報通信技術（IT）政策担当大臣）】	
政府情報システムの調達における契約締結前の技術的対話を可能とする調達・契約方法の試行運用 （試行運用の結果を踏まえ本格運用を検討）				【内閣総理大臣（情報通信技術（IT）政策担当大臣）、総務大臣、財務大臣】	

ｉ）国民目線のデジタル・ガバメントの推進

2021年度	2022年度	2023年度	2024年度～	担当大臣	KPI
予算編成 税制改正要望 / 秋～年末 / 通常国会					
法人デジタルプラットフォームの整備				【内閣総理大臣（情報通信技術（IT）政策担当大臣）、経済産業大臣】	• 2030年までに、世界銀行のビジネス環境ランキングにおいて、日本がG20で1位になる • 2030年までに、世界経済フォーラムの国際競争力ランキングにおいて、日本が1位になる
手続負担を軽減しワンストップ・ワンスオンリー化を進める取組として、共通認証システムである「GビズID」の利便性向上やIDの普及加速化を行う					
補助金申請システム「Jグランツ」の改善を2022年度まで継続的に進め、ユーザー・インターフェース、ユーザー・エクスペリエンスの改善やバックオフィス業務システムとも連携を進める	「Jグランツ」の普及、拡大				
「Gビズコネクト」を通じてバックオフィスでの情報連携を推進し、データ入力の手間を削減する					
年間手続件数の比較的少ない行政手続のオンライン化を推進するため、ローコードツールを用いたシステム開発を行うための環境整備を進める				【内閣総理大臣（情報通信技術（IT）政策担当大臣、内閣府特命担当大臣（マイナンバー制度））、総務大臣、法務大臣、財務大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣】	
法人設立ワンストップサービスについて、起業時に本サービスが一般的に利用されるよう広報活動を行う					
商業登記電子証明書について、金融業界の手続における利用促進など、本電子証明書の利用が法人の本人確認をデジタル完結させる手段として一般的に利用されるよう広報活動を行う	更なる取組の検討・実施			【内閣総理大臣（情報通信技術（IT）政策担当大臣）、法務大臣】	
2021年度中に、利便性の向上策や無償化の可否を検討する。あわせて、クラウド化に向けた検討を行う	費用対効果も踏まえつつ、2025年度までの可能な限り早期に新規システムの運用開始を目指す				
2021年度中に設立後の法人の実質的支配者の把握に寄与する制度を導入する				【法務大臣】	

ｉ）国民目線のデジタル・ガバメントの推進

2021年度	2022年度	2023年度	2024年度～	担当大臣	KPI
予算編成 税制改正要望 / 秋～年末 / 通常国会					
年末調整・所得税の確定申告手続 マイナポータルを活用した医療費通知データの連携に向けた環境整備 → 医療費通知データについて、2022年２月を目途に実現 公的年金等の源泉徴収票及び社会保険料控除証明書（国民年金保険料）データの連携に向けた環境整備 → 2022年10月以降に送付する公的年金等の源泉徴収票及び社会保険料控除証明書（国民年金保険料）のデータについては、2023年１月から実現 ふるさと納税の寄附金控除証明書データについては、2021年度以降に取得し、自動入力可能とする → 検討結果を踏まえた措置を講ずる その他の控除・収入関係のデータについても、2025年度までに、順次マイナポータルから取得できるようにする				【総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣】	• 2030年までに、世界銀行のビジネス環境ランキングにおいて、日本がG20で１位になる
地方税共通納税システムの対象税目拡充 個人住民税の利子割・配当割・株式等譲渡所得割を対象税目に追加し、金融機関等の特別徴収義務者が行う申告・納税の電子化に向けた環境整備 → 2021年10月より個人住民税の利子割・配当割・株式等譲渡所得割に関する金融機関等の特別徴収義務者が行う申告・納税の電子化の実現 固定資産税、都市計画税、自動車税の種別割及び軽自動車税の種別割について納税の電子化に向けた環境整備 → 2023年度以後、固定資産税、都市計画税、自動車税の種別割及び軽自動車税の種別割について納税の電子化の実現				【総務大臣】	

ｉ）国民目線のデジタル・ガバメントの推進

2021年度	2022年度	2023年度	2024年度～	担当大臣	KPI
予算編成 税制改正要望	秋～年末	通常国会			
※司法府の自律的判断を尊重					
国民の司法アクセスの確保に配慮しつつ、オンライン申立て、訴訟記録の電子化等を実現するため、民事訴訟法等の改正法案の提出を図る				【法務大臣】	• 2030年までに、世界銀行のビジネス環境ランキングにおいて、日本がG20で1位になる
現行家事事件手続法の下でのウェブ会議を活用した非対面での運用について一部の家裁本庁で試行	状況を見ながら他の家裁への順次拡大の検討				
家事事件手続及び民事保全、執行、倒産手続等については、既に開始したIT化の検討を継続し、一定の結論を得る					
AIを活用したデータベース化の実現のために具体的な課題や方策を検討	民事判決情報の利活用に向けた取組を推進				
IT化先進国の法制・運用の調査を行いつつ、2021年3月に立ち上げた「刑事手続における情報通信技術の活用に関する検討会」において、令状等の書類発受、捜査・公判での各手続等のオンライン化に係る法制化の検討を早急に進め、取りまとめる	十分な情報セキュリティの確保を前提に、より一層迅速で質の高い刑事手続を実現するため、システム構築を含めたIT基盤の整備を進める			【内閣総理大臣（情報通信技術（IT）政策担当大臣、国家公安委員会委員長）、法務大臣】	
民事司法制度改革推進に関する関係府省庁連絡会議の取りまとめに基づき、ITに関する状況を踏まえ、国民の司法アクセスの確保に配慮しつつ、訴状等の書面をオンライン提出に一本化する全面オンライン化を司法府の取組を含め段階的に実現				【法務大臣】	
その過程において、弁護士・司法書士等の士業者に限りオンライン提出の義務化を検討					
本人訴訟に関して、日本司法支援センターによる書面の電子化等のIT支援や法的助言も含めた支援の内容を引き続き検討する。日本弁護士連合会や日本司法書士会連合会等が行う取組の検討も期待	IT化の範囲や導入されるシステム等の具体的内容等を踏まえて検討				
訴訟記録を書面から電子に一本化する全面電子化を実現					

ｉ）国民目線のデジタル・ガバメントの推進

2021年度	2022年度	2023年度	2024年度～	担当大臣	KPI
予算編成 税制改正要望 / 秋～年末 / 通常国会 ※司法府の自律的判断を尊重 オンライン申立ての優遇措置（書面を提出した際の電子化手数料徴収を含む）等のオンライン申立ての利用促進策を検討 現行の民事訴訟法の下での争点整理手続におけるウェブ会議等を活用した非対面での運用について地裁支部での順次開始 2022年中の民事訴訟法等の改正を前提に、早ければ2022年度中に、非対面での争点整理手続の運用拡大、非対面での和解期日等の運用開始 現行民事訴訟法の下での準備書面等の電子提出の運用について、2021年度中に一部の庁での速やかな運用開始を目指す 民事訴訟法等の改正を前提としたオンライン申立ての本格実施に関しては、法制審議会の調査審議と並行してシステム開発に向けた検討や規則改正のための検討を実施した上で、IT化の全体計画の策定のための取組を進める 当事者等による電子提出等、一部について先行した運用開始の検討 本人訴訟への裁判所でのIT支援の検討、利用者目線で使いやすい事件管理システムの構築及びIT化による統計事務の効率化を前提にした司法統計の充実 計画的かつ適正迅速な裁判を実現するための運用改善の検討 民事訴訟手続のIT化に際して、審理期間の上限設定を含む特別な民事訴訟手続を設けることの当否を検討	状況を見ながら高裁等での順次拡大の検討 早ければ2023年度からの非対面での口頭弁論期日の運用開始 電子提出の利用の普及促進	2025年度中に当事者による電子提出等の本格的な利用に向けた運用開始を目指す 2025年度中に記録の電子化、訴状の電子送達及び手数料の電子納付の運用開始	【法務大臣】	• 2030年までに、世界銀行のビジネス環境ランキングにおいて、日本がG20で1位になる

ｉ）国民目線のデジタル・ガバメントの推進

2021年度	2022年度	2023年度	2024年度～	担当大臣	KPI
予算編成 税制改正要望 / 秋～年末 / 通常国会					
AI技術の活用可能性やADR機関に対する研修支援の在り方などの検討を進め、ODRを身近な司法インフラとするための基本方針を策定	基本方針に基づきODRの普及に向けた取組を推進			【法務大臣】	• 2030年までに、世界銀行のビジネス環境ランキングにおいて、日本がG20で1位になる
下請かけこみ寺でのオンライン相談を実施				【経済産業大臣】	
離婚後の養育費、面会交流の取決め、履行確保の場面におけるオンラインでの非対面・遠隔での相談・ODRサービスについて、自治体と連携した実証的調査研究（モデル事業）を実施				【法務大臣】	
「新しい生活様式」における海外事業者等とのインターネット取引トラブルなどの増加に対応するため、国民生活センター・越境消費者センター（CCJ）において、三者間通訳サービス等によるあっせんなどに取り組む				【内閣総理大臣（内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全担当））】	
すでに導入しているチャットボットの機能向上などを図り、CCJの相談処理体制の強化を推進					
不動産関連情報・サービスのデジタル化				【総務大臣、法務大臣】	
固定資産評価額の証明書の取得・提出の慣行をなくす観点から市町村から法務局への評価額通知のオンライン提供の拡大推進を図る	更なる取組の検討・実施				

ｉ）国民目線のデジタル・ガバメントの推進

2021年度	2022年度	2023年度	2024年度～	担当大臣	KPI
予算編成 税制改正要望 秋～年末 通常国会 乳幼児の定期予防接種の予診票のデジタル化 民間による電子的な予診票を利用可能とするため、2021年度中できるだけ早期に、本人（保護者）及び医師が従来求められていた署名に代えて、同意ボタンやチェックボックスにチェックを入れるなど簡易な確認方法により行うことができるという考え方を整理・公開 先行対応可能な市区町村から統一された予診票のデジタル化を順次実現 自治体業務（対象者への予防接種の周知、予防接種記録、医療機関との間の請求支払など）のシステム標準化の支援については、2025年度までに実現する自治体システム標準化対象の17業務の１つとなっている予防接種台帳システムを含む健康管理システムにおいて、優先順位を上げて対応				【内閣総理大臣（経済再生担当大臣、情報通信技術（IT）政策担当大臣、内閣府特命担当大臣（規制改革））、厚生労働大臣】	• 政府情報システムのクラウド化等により、2021年度までを目途に運用コスト（※）を約1,200億円圧縮する（※2013年度時点で運用されていた政府情報システムに係る運用コストに限る） • 2020年度時点での政府情報システムの運用等経費及び整備経費のうちのシステム改修に係る経費を、2025年度までに3割削減することを目指す

ⅱ）デジタル社会の共通基盤の整備

2021年度	2022年度	2023年度	2024年度～	担当大臣	KPI

予算編成 税制改正要望　秋～年末　通常国会

デジタル社会の共通基盤の整備（マイナンバー制度）

社会保障・税・災害の3分野以外におけるマイナンバーを利用した情報連携及び、行政事務全般（治安、外交等を除く）における機関別符号のみを利用した情報連携について、2021年度に検討

2022年の通常国会に法律案を提出

システム改修、情報連携の実施

【内閣総理大臣（内閣府特命担当大臣（マイナンバー制度））】

マイナンバー付き公金受取口座の登録・利用の仕組み等の創設

緊急時の給付金の給付事務へのマイナンバー利用開始

施行準備（政省令、システム対応等）

マイナポータルからの登録開始

順次金融機関からの登録開始

各種事務での登録口座情報の利用開始

預貯金付番を円滑に進める仕組み（相続・災害時のサービスを含む）の創設

施行準備（政省令、システム対応等）

新たな制度による円滑な付番開始

相続時等のサービス開始

※付番の状況を踏まえ更なる検討を行う

【内閣総理大臣（内閣府特命担当大臣（金融、マイナンバー制度））、財務大臣、総務大臣、農林水産大臣】

- 政府情報システムのクラウド化等により、2021年度までを目途に運用コスト（※）を約1,200億円圧縮する（※2013年度時点で運用されていた政府情報システムに係る運用コストに限る）
- 2020年度時点での政府情報システムの運用等経費及び整備経費のうちのシステム改修に係る経費を、2025年度までに3割削減することを目指す

ⅱ）デジタル社会の共通基盤の整備

2021年度	2022年度	2023年度	2024年度～	担当大臣	KPI
予算編成 税制改正要望 / 秋～年末 / 通常国会					
マイナポータルなどのユーザー・インターフェース、ユーザー・エクスペリエンスの最適化として、2021年度までに利用者（国民）の満足度（分かりやすい、操作しやすい、時間がかからない等）、業務で利用する地方公共団体等の満足度（操作しやすい、不備案件が少ない、業務システムと連携しやすい等）を抜本的に改善・最大化	継続的な点検・改善の実施			【内閣総理大臣（情報通信技術（IT）政策担当大臣、内閣府特命担当大臣（マイナンバー制度））】	• 政府情報システムのクラウド化等により、2021年度までを目途に運用コスト（※）を約1,200億円圧縮する（※2013年度時点で運用されていた政府情報システムに係る運用コストに限る） • 2020年度時点での政府情報システムの運用等経費及び整備経費のうちのシステム改修に係る経費を、2025年度までに3割削減することを目指す
優先的な取組が求められる医師、歯科医師、看護師等の約30の社会保障等に係る国家資格におけるマイナンバーを活用した住民基本台帳ネットワークシステム及び情報提供ネットワークシステムとの連携等				【内閣総理大臣（情報通信技術（IT）政策担当大臣、内閣府特命担当大臣（マイナンバー制度））、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣】	
各種免許・国家資格等の範囲等に関する調査・研究を実施	資格管理者等が共同利用できる資格情報連携等に関するシステムの設計・開発・構築		2024年度よりデジタル化を開始		
警察庁及び都道府県警察の運転免許の管理等を行うシステムを2024年度末までに警察庁の共通基盤上に集約し、運転免許証とマイナンバーカードの一体化について、2024年度末に開始する			一体化開始	【内閣総理大臣（情報通信技術（IT）政策担当大臣、国家公安委員会委員長）、総務大臣】	
在留カードとマイナンバーカードの一体化について、2021年中に結論を得る	法律案を2022年の通常国会に提出	政省令等の整備・システム改修	2025年度から一体化したカードの交付を開始	【内閣総理大臣（内閣府特命担当大臣（マイナンバー制度））、総務大臣、法務大臣】	

ⅱ）デジタル社会の共通基盤の整備

2021年度（予算編成 税制改正要望／秋～年末／通常国会）	2022年度	2023年度	2024年度～	担当大臣	KPI
マイナンバーカードの2024年度中の国外での継続利用の開始に向け、在外公館でのマイナンバーカードの交付等の検討を進める。また、開始に伴い、マイナンバーを活用した海外在留邦人に対する円滑な領事業務の在り方の検討を進める			検討結果を踏まえ必要な措置を講ずる	【内閣総理大臣（内閣府特命担当大臣（マイナンバー制度））、総務大臣、外務大臣】	• 政府情報システムのクラウド化等により、2021年度までを目途に運用コスト（※）を約1,200億円圧縮する（※2013年度時点で運用されていた政府情報システムに係る運用コストに限る） • 2020年度時点での政府情報システムの運用等経費及び整備経費のうちのシステム改修に係る経費を、2025年度までに3割削減することを目指す
旅券（パスポート）の申請について、2022年度からオンラインによる申請が可能となるよう検討		2022年度からオンラインによる申請を可能とし、その際にマイナポータルを利用し、マイナンバーカードの公的認証機能を活用する		【内閣総理大臣（情報通信技術（IT）政策担当大臣、内閣府特命担当大臣（マイナンバー制度））、総務大臣、法務大臣、外務大臣】	
マイナポータルを利用し、2024年度までに、法務省が構築する戸籍情報連携システムにより提供される戸籍電子証明書を利用した戸籍謄抄本の添付の省略を検討する			検討結果を踏まえ必要な措置を講ずる		
養育費の支払確保策として、マイナンバー制度の活用の可能性について検討を行い、検討結果を踏まえ必要な措置を講ずる				【内閣総理大臣（内閣府特命担当大臣（マイナンバー制度））、法務大臣】	
デジタル化による利便性の向上を国民が早期に享受できるよう、2022年度末を目指して、原則、全地方公共団体で、特に国民の利便性向上に資する手続について、マイナポータルを活用し、マイナンバーカードを用いてオンライン手続を可能にする		その他手続のオンライン化		【内閣総理大臣（情報通信技術（IT）政策担当大臣、内閣府特命担当大臣（マイナンバー制度））、総務大臣】	

ⅱ）デジタル社会の共通基盤の整備

2021年度	2022年度	2023年度	2024年度～	担当大臣	KPI
予算編成 税制改正要望 秋～年末 通常国会					
2020年度から実施しているマイナポイント事業の基盤を有効活用して、2021年度末までに複数の地方公共団体においてモデル事業を実施し、各地方公共団体が多様なポイント給付事業を行うことができる基盤を構築する	各地方公共団体が多様なポイント給付事業に活用しうる基盤の整備・提供			【総務大臣】	• 政府情報システムのクラウド化等により、2021年度までを目途に運用コスト（※）を約1,200億円圧縮する（※2013年度時点で運用されていた政府情報システムに係る運用コストに限る） • 2020年度時点での政府情報システムの運用等経費及び整備経費のうちのシステム改修に係る経費を、2025年度までに3割削減することを目指す
マイナンバーカードの電子証明書のスマートフォンへの搭載の実現に向けて、2021年度末までに技術検証・システム設計を行う。また、暗証番号によらずに生体認証を活用する方策について検討を進めるほか、マイナンバーカードの券面情報を正確に入力する機能など、マイナンバーカードの他の機能についても、関係する国際標準規格との相互運用性の確保など様々な課題を整理した上で、スマートフォンへの搭載方法について検討する	マイナンバーカードの電子証明書のスマートフォンへの搭載を開始			【総務大臣】	
公的個人認証サービスと紐付けられた民間事業者のIDの利活用に関する課題と対応を整理し、普及を促進する					
自動車検査登録手続について、業務改革を徹底の上、マイナンバーカードの利活用を含めたデジタル技術の活用による国民の利便性向上及び業務の効率化を実現するため、2021年度初めから実施している業務フロー改善調査の検討結果も踏まえ、制度整備やシステム改修等を実施	制度整備やシステム改修等が整い次第、新たな業務フローを順次導入			【国土交通大臣】	

ⅱ）デジタル社会の共通基盤の整備

2021年度	2022年度	2023年度	2024年度～	担当大臣	KPI
予算編成 税制改正要望 / 秋～年末 / 通常国会					・2022年度末までにAI・RPAなどの革新的ビッグデータ処理技術を活用する地域数を500とすることを目指す
デジタル社会の共通基盤の整備（国・地方を通じたデジタル基盤の標準化等の推進）					
地方公共団体の情報システム（基幹系システム）の統一・標準化の推進 ガバメントクラウド上に構築された標準準拠システムへの円滑な移行 先行事業を通じた検証 デジタル基盤改革支援基金等による支援の実施 標準仕様策定・仕様の調整 （データ要件・連携要件等、17業務の機能要件）				【内閣総理大臣（情報通信技術（IT）政策担当大臣、内閣府特命担当大臣（少子化対策））、総務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣】	
オープンデータの普及・促進 官民ラウンドテーブルの検討・開催及びフォローアップ				【内閣総理大臣（情報通信技術（IT）政策担当大臣、国家公安委員会委員長）、総務大臣、法務大臣、財務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、防衛大臣】	
地方公共団体の取組を促す研修の実施や推奨データセットの拡大				【内閣総理大臣（情報通信技術（IT）政策担当大臣）】	
オープンデータの一元的な提供に向けたDATA.GO.JPとe-Govの統合に向けた検討	統合の実現			【内閣総理大臣（情報通信技術（IT）政策担当大臣）、総務大臣】	

ⅱ）デジタル社会の共通基盤の整備

2021年度	2022年度	2023年度	2024年度～	担当大臣	KPI
予算編成 税制改正要望 / 秋～年末 / 通常国会					・2022年度末までにAI・RPAなどの革新的ビッグデータ処理技術を活用する地域数を500とすることを目指す
2020年12月に改定を行った「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」に基づき、地方公共団体の適正なセキュリティ対策の徹底を促進				【内閣総理大臣（情報通信技術（IT）政策担当大臣）、総務大臣】	
地方公共団体の業務システムの標準化・共通化を踏まえ、「三層の対策」の抜本的見直しを含めた新たなセキュリティ対策の在り方を検討					
地方公共団体の内部環境からのパブリッククラウドの利用について、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）の運用状況等を踏まえ、必要なセキュリティ対策を検討					
「（仮称）自治体DX推進手順書」を提示				【総務大臣】	
複数の地方公共団体によるクラウドAIサービスの共同利用が可能となる環境の整備				【内閣総理大臣（情報通信技術（IT）政策担当大臣）、総務大臣】	

ⅲ）包括的データ戦略の推進と準公共分野等における共通基盤の整備

2021年度	2022年度	2023年度	2024年度～	担当大臣	KPI
予算編成 税制改正要望 秋～年末 通常国会 **包括的データ戦略の推進と準公共分野等における共通基盤の整備（データ戦略）** データ戦略の推進 ・ガバメントクラウド、ガバメントネットワーク、ベース・レジストリなど官民がDXを進める上で共通基盤となるインフラの整備・運用 ・各府省・地方公共団体にサービス提供を行うとともに、民間事業者のサービスと連携し、プラットフォームとしての行政の実現 健康・医療・介護、教育、防災等におけるプラットフォームの実装を目指す 各分野における政策課題の特定 産業分野におけるデータ連携の促進 各分野において、データ連携に関する基本的な考え方を取りまとめる				【内閣総理大臣（情報通信技術（IT）政策担当大臣）】 【内閣総理大臣（経済再生担当大臣、情報通信技術（IT）政策担当大臣、内閣府特命担当大臣（科学技術政策、海洋））、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣】	• 政府情報システムのクラウド化等により、2021年度までを目途に運用コスト（※）を約1,200億円圧縮する（※2013年度時点で運用されていた政府情報システムに係る運用コストに限る） • 2020年度時点での政府情報システムの運用等経費及び整備経費のうちのシステム改修に係る経費を、2025年度までに3割削減することを目指す • 2030年度までにDX関連市場における日本企業の売上高20兆円超えを目指す

iii）包括的データ戦略の推進と準公共分野等における共通基盤の整備

2021年度		2022年度	2023年度	2024年度～	担当大臣	KPI
予算編成 税制改正要望	秋～年末	通常国会				
バイオ					【内閣総理大臣（健康・医療戦略の事務を担当する国務大臣、情報通信技術（IT）政策担当大臣、内閣府特命担当大臣（知的財産戦略、科学技術政策））、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、環境大臣】	• 2030年度までにDX関連市場における日本企業の売上高20兆円超えを目指す
「バイオデータ連携・利活用に関するガイドライン（仮称）」の中間取りまとめ	研究開発プロジェクトも活用した実証によるガイドラインの策定					
マテリアル					【内閣総理大臣（内閣府特命担当大臣（科学技術政策））、経済産業大臣】	
プロセスデータの整備方針を策定		・プロセスデータ取得基盤の整備 ・シミュレーションツールの構築及びその精度向上・普及				
先端的な共用設備の提供体制を構築し、AI解析機能の実装によりデータ中核拠点に集約される良質なデータを基軸にした研究開発を推進					【内閣総理大臣（内閣府特命担当大臣（科学技術政策））、文部科学大臣】	
全国6つのデータハブを中心とするデータ創出・共用体制の構築		データ中核拠点にAI解析機能を実装し、2025年度からの本格運用に向け、データを一元的に利活用するシステムの試験運用を開始				
国費研究データに係る優先領域と保管形式の考え方を整理						

ⅲ）包括的データ戦略の推進と準公共分野等における共通基盤の整備

2021年度	2022年度	2023年度	2024年度～	担当大臣	KPI
予算編成 税制改正要望 / 秋～年末 / 通常国会					• 2030年度までにDX関連市場における日本企業の売上高20兆円超えを目指す
宇宙					
衛星データの利用拡大や新たなビジネス創出の促進				【内閣総理大臣（内閣府特命担当大臣（宇宙政策））、経済産業大臣】	
Tellus（テルース）での衛星データの利用・分析等の拡充	衛星データの利用・分析等の更なる拡充を検討				
国際標準に基づくAPIでの衛星データの提供と利用を推進					
	ユーザー向けのハンズオントレーニングやコンテストの実施				
	地方公共団体等が有する地理空間情報とのデータ連携				
	ユーザーと連携したニーズベースのアプリ開発実証				
欧州コペルニクスとのデータ連携に向けた調整					

iii）包括的データ戦略の推進と準公共分野等における共通基盤の整備

2021年度	2022年度	2023年度	2024年度～	担当大臣	KPI
予算編成 税制改正要望 / 秋～年末 / 通常国会					• 2030年度までにDX関連市場における日本企業の売上高20兆円超えを目指す
農業					
「農業分野におけるオープンAPI整備に関するガイドライン」に基づき農機データの連携・共有を推進				【農林水産大臣】	
農業データ連携基盤の活用促進と運営体制の強化に向けた検討を進め、生産から販売・消費までのデータ連携を実現するスマートフードチェーンを構築		スマートフードチェーンの社会実装を推進		【農林水産大臣】	
林業					
林業・木材産業分野におけるデータ連携の促進				【農林水産大臣】	
ICT生産管理システムの標準仕様の作成	標準仕様に準拠したICT生産管理システムの導入促進				
サプライチェーンでの需給や合法性確認等データをシステム共有する取組の加速化					
水産業					
水産業データ連携基盤に基づき水産分野のデータ連携・共有を推進するとともに、データポリシーの確立やデータ標準化を推進				【農林水産大臣】	
水産分野のデータ契約ガイドラインを策定					

iii）包括的データ戦略の推進と準公共分野等における共通基盤の整備

2021年度		2022年度	2023年度	2024年度～	担当大臣	KPI
予算編成 税制改正要望	秋～年末	通常国会				
不動産						• 2030年度までにDX関連市場における日本企業の売上高20兆円超えを目指す
不動産IDに係るルール整備に向けた検討		不動産IDに係るルール運用 （ルール整備ができた一部の不動産・取引から運用を開始することや、試行運用を行いルールの内容の検証等を行うことも検討）			【国土交通大臣】	
港湾						
「サイバーポート」 港湾物流分野の第1次運用・利用促進・機能改善・NACCSとの直接連携等 港湾管理分野・港湾インフラ分野の設計・構築		テスト・システム稼働	社会実装	3分野間のデータ連携 3分野一体での運用体制の確立 運営方針・料金等の検討・運用体制に係る検討・準備・調整等	【内閣総理大臣（情報通信技術（IT）政策担当大臣）、財務大臣、国土交通大臣】	
海洋						
海のデータに関するAPI連携やデータの標準化に関するルールの見直し		海のデータ連携を着実に進める環境を整備	更なる取組の推進		【内閣総理大臣（情報通信技術（IT）政策担当大臣、内閣府特命担当大臣（海洋政策））、文部科学大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣】	
海のデータに関するAPIの試行版の公開及び機能改善		正式版の公開				

ⅲ）包括的データ戦略の推進と準公共分野等における共通基盤の整備

2021年度	2022年度	2023年度	2024年度～	担当大臣	KPI
予算編成 税制改正要望 / 秋～年末 / 通常国会					
インフラ 連携型インフラデータプラットフォームの構築 共通ルールやツール等の基本的な枠組みの概略検討 ユースケース実証のモデル事業の実施 関係機関参画による運営体制構築準備	運営体制の構築とインフラ分野の関係機関参画によるデータ連携の実装に着手		インフラデータプラットフォーム間の連携及び主要他分野とのデータ連携を推進	【内閣総理大臣（内閣府特命担当大臣（科学技術政策））】	・2030年度までにDX関連市場における日本企業の売上高20兆円超えを目指す
製造 製造現場の価値あるデータの最大限の活用 データの単位や表現方法等データ品質の改善活動の開始 企業間でのデータ流通の仕組みの実運用の開始	引き続き、データの単位や表現方法等データ品質の改善活動に取り組む 企業間でのデータ流通の仕組みを導入し、製造現場の価値あるデータの最大限の活用を目指す			【経済産業大臣】	• 製造業の労働生産性について年間2%を上回る向上 • 2025年までに、個別機械の稼働状況について見える化を行い、プロセス改善等に取り組んでいる、あるいはその計画がある企業等の割合を40%以上とする

ⅲ）包括的データ戦略の推進と準公共分野等における共通基盤の整備

2021年度	2022年度	2023年度	2024年度～	担当大臣	KPI
予算編成 税制改正要望 秋～年末 通常国会					
MaaS 公共交通における混雑状況等のMaaS関連データの提供等、MaaSの社会実装を推進するため、「MaaS関連データの連携に関するガイドライン」に基づくMaaS関連データの連携・利活用を推進				【経済産業大臣、国土交通大臣】	• 2030年度までにDX関連市場における日本企業の売上高20兆円超えを目指す

ⅲ）包括的データ戦略の推進と準公共分野等における共通基盤の整備

2021年度	2022年度	2023年度	2024年度～	担当大臣	KPI
予算編成 税制改正要望 秋～年末 通常国会					
包括的データ戦略の推進と準公共分野等における共通基盤の整備（準公共分野等における共通基盤の整備）					
健康・医療・介護、教育、防災等の準公共分野や、契約・決済等の業種を超えたシステム間連携が必要な相互連携分野について、 ①社会課題の抽出や実現すべきサービスの設定 ②必要なデータ標準の策定やデータ取扱いルール・システムの整備 ③運用責任者の特定やビジネスモデルの具体化等を一気通貫で支援するためのプログラムの創設を検討	支援プログラムによる準公共分野や相互連携分野のデジタル化、データ連携の支援			【内閣総理大臣（情報通信技術（IT）政策担当大臣）】	・政府情報システムのクラウド化等により、2021年度までを目途に運用コスト（※）を約1,200億円圧縮する （※2013年度時点で運用されていた政府情報システムに係る運用コストに限る） ・2020年度時点での政府情報システムの運用等経費及び整備経費のうちのシステム改修に係る経費を、2025年度までに3割削減することを目指す

ⅳ）デジタル人材の育成

2021年度	2022年度	2023年度	2024年度～	担当大臣	KPI
予算編成 税制改正要望 / 秋～年末 / 通常国会					
デジタル人材の育成 DXの推進を支える人材育成のため、デジタル人材育成プラットフォームを整備するとともに、産学官金を巻き込んだ地域包括DX推進拠点を全国でネットワーク化し、DX成功例の創出や人材育成に資するDXプロジェクトを実施				【内閣総理大臣（情報通信技術(IT)政策担当大臣）、経済産業大臣、文部科学大臣】	• 2030年度までにDX関連市場における日本企業の売上高20兆円超えを目指す
民間企業や地方公共団体等と連携したオンラインによる行政手続やサービスの利用方法等に関する助言・相談等の支援を全国で本格実施 障害関連データの共有プラットフォームの運用、ICT機器・サービスのアクセシビリティ確保に関する自己評価の仕組みの普及促進				【総務大臣】	
デジタル改革をけん引する人材を確保するため、ITスキルに係る民間の評価基準を活用して採用を円滑に進める等、優秀な人材が民間、自治体、政府を行き来しながらキャリアを積める環境の整備を進める ・国家公務員採用総合職試験に設けられる新たな試験区分「デジタル」の合格者の積極的な採用 ・国・地方の職員に対する研修の充実・強化、キャリアパスの設定促進など行政機関におけるデジタル人材の育成 ・レベルの高いデジタル人材が企業に供給・活用され、企業のデジタルケイパビリティを向上させるべく、デジタル人材を育成・確保				【内閣総理大臣（情報通信技術（IT）政策担当大臣）、総務大臣、経済産業大臣】	

（2）5Gの早期全国展開、ポスト5Gの推進、いわゆる6G（ビヨンド5G）の推進
ｉ）安心安全な5G・ローカル5Gやポスト5Gの推進

2021年度	2022年度	2023年度	2024年度～	担当大臣	KPI
予算編成 税制改正要望 / 秋～年末 / 通常国会					• 2023年度までにほぼ全てのエリアに5G基盤を展開する
安心安全な5G・ローカル5Gやポスト5Gの推進					
低遅延や多数同時接続が可能となる全国5G・ローカル5Gについて、5G法に基づき、サイバーセキュリティやオープン性を確保しつつ整備を推進				【総務大臣、経済産業大臣】	
サイバーセキュリティやオープン性が確保される等一定の5G設備に係る投資について、税額控除又は特別償却等ができる措置					
5GなどのICTインフラについて、全国的な整備を着実に推進				【総務大臣】	
携帯電話等エリア整備事業の推進、インフラシェアリングを活用した基地局整備の促進等、官民の役割分担を踏まえた支援の実施					
5G整備計画の加速					
新幹線トンネルの携帯電話不感地帯の解消					
在来線トンネルの携帯電話不感地帯の解消					
ローカル5G等の開発実証によるソリューション事例の創出に取り組むとともに、5Gを活用したソリューション事例を多くの企業等において提供・利用しやすい仕組みの検討					

ｉ）安心安全な5G・ローカル5Gやポスト5Gの推進

2021年度	2022年度	2023年度	2024年度～	担当大臣	KPI
予算編成 税制改正要望 / 秋～年末 / 通常国会					• 2023年度までにほぼ全てのエリアに5G基盤を展開する
ポスト5Gなどの基盤インフラに関して、O-RAN、vRANを始めとする各要素技術や先端半導体の製造技術の開発に取り組む				【総務大臣、経済産業大臣】	
5GとMECに関するデバイス・システム・アプリケーションの開発を行い、社会実装に向けた導入を支援					
光ファイバ及び携帯電話のいずれも利用できない地域を解消				【総務大臣】	
高度無線環境整備推進事業等により光ファイバ整備を推進するとともに、地方公共団体が保有する光ファイバの高度化の支援やブロードバンド基盤の担い手に関して「公」から「民」への移行の推進に取り組む					
ブロードバンドのユニバーサルサービス化に向けた検討 → 左記の結果を踏まえ、所要の措置を講ずる					
工場のワイヤレス化の推進					
工場内の無線通信を高信頼化する技術等の確立					
工場内の無線通信の遅延保証を行う技術等の確立					
上記技術の国際標準化活動について、研究開発と一体的に実施					

ｉ）安心安全な5G・ローカル5Gやポスト5Gの推進

2021年度	2022年度	2023年度	2024年度～	担当大臣	KPI
予算編成 税制改正要望 / 秋～年末 / 通常国会					• 2023年度までにほぼ全てのエリアに5G基盤を展開する
インターネットの混雑緩和や品質確保 インターネットトラヒック増の対応に係るガイドラインの策定 大規模かつ突発的なトラヒックに関する情報を事前共有する仕組みの実証 東京・大阪に集中するIXの地域分散の推進 インターネットの接続の改善に係る利用者への啓発活動 ブロードバンドの品質計測手法の確立 左記の継続的な見直し				【総務大臣】	
G7各国等と連携したオープン化、ベンダーの多様化によるセキュリティと強靭性の確保 我が国企業の5Gに係る製品・システムの海外展開の推進				【総務大臣、経済産業大臣】	
日米首脳会談での合意を踏まえた「グローバル・デジタル連結性パートナーシップ」の立ち上げ 日米による第三国連携や多国間の枠組みでの連携				【総務大臣】	

ⅱ）いわゆる6G（ビヨンド5G）の推進

2021年度	2022年度	2023年度	2024年度～	担当大臣	KPI
予算編成 税制改正要望 / 秋～年末 / 通常国会					• 2023年度までにほぼ全てのエリアに5G基盤を展開する
いわゆる6G（ビヨンド5G）の推進					
「ビヨンド5G」の推進				【総務大臣】	
研究開発基金及びテストベッド等の共用施設・設備を活用したテラヘルツ波等高周波の利用技術やマルチコアなどの高速大容量の光ネットワーク技術等の研究開発					
ビヨンド5G研究開発への電波利用料の活用の検討					
「Beyond 5G推進コンソーシアム」の活用					
今後注力すべき分野の分析、知見の共有					
国外のビヨンド5G推進団体とのMOCの締結等による国際的な連携体制の構築					
「Beyond 5G新経営戦略センター」を核として、知財の取得や国際標準化に向けた取組を戦略的に推進					
国際標準化活動を研究開発の初期段階から推進するため、戦略的パートナーである国・地域の研究機関との国際共同研究を実施					
ビヨンド5Gに関する標準の戦略的な活用に向けた省庁横断的な取組について、統合イノベーション戦略推進会議標準活用推進タスクフォースと連携して推進				【内閣総理大臣（内閣府特命担当大臣（知的財産戦略））、総務大臣】	
実験用無線局免許の取得・変更手続の大幅な緩和等の見直し				【総務大臣】	

ⅱ）いわゆる6G（ビヨンド5G）の推進

2021年度	2022年度	2023年度	2024年度～	担当大臣	KPI
予算編成 税制改正要望 秋～年末 通常国会 電波模擬システム（日本版コロッセオ）の開発及び整備 日本版コロッセオの利用方策の実証 ユーザー向けの検証環境の開発及び一部開放 HAPSなどの研究開発の推進 通信トラヒック及び消費電力の急激な増大に対応するための光伝送技術等の実用化。基幹網及びアクセス網の伝送速度を現状の100倍にする技術の確立を目指す				【総務大臣】	• 2023年度までにほぼ全てのエリアに5G基盤を展開する

（3）携帯電話料金の低廉化

2021年度	2022年度	2023年度	2024年度～	担当大臣	KPI
予算編成 税制改正要望 秋～年末 通常国会 利用者の理解と合理的な選択を助けるための情報提供の強化や環境の整備、乗換えを妨げる様々な障壁の引下げを推進するとともに、事業者間取引の適正化など公正な競争環境の整備を進める				【内閣総理大臣（公正取引委員会に関する事務を担当する内閣府特命担当大臣、内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全））、総務大臣】	・2023年度までにほぼ全てのエリアに5G基盤を展開する

（4）デジタルプラットフォーム取引透明化法の着実な執行とデジタル広告市場の透明化・公正化のためのルール整備

2021年度	2022年度	2023年度	2024年度～	担当大臣	KPI
予算編成 税制改正要望 秋～年末 通常国会					
デジタル広告市場の最終的な競争状況の評価 デジタル広告市場のルール整備 法制的な検討を行い、デジタル・プラットフォーム取引透明化法に対象追加 電気通信事業における個人情報保護に関するガイドラインの見直し デジタル市場全体に影響を与えるOS等の構造的な競争状況の評価				【内閣総理大臣（経済再生担当大臣、公正取引委員会に関する事務を担当する内閣府特命担当大臣、内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全）、個人情報保護委員会に関する事務を担当する内閣府特命担当大臣）、総務大臣、経済産業大臣】	• 企業価値又は時価総額が10億ドル以上となる、未上場ベンチャー企業（ユニコーン）又は上場ベンチャー企業を2025年度までに50社創出 • 2030年度までにDX関連市場における日本企業の売上高20兆円超えを目指す
デジタル市場競争本部において、①デジタル市場の競争状況の評価、②プラットフォームビジネスについてのルール整備、独占禁止法、個人情報保護などの課題の調査・提言、③デジタル市場の活性化に向けた提言、④G7、G20などの国際的枠組みの活用によるルールづくりへの参画等				【内閣総理大臣（経済再生担当大臣、公正取引委員会に関する事務を担当する内閣府特命担当大臣）、総務大臣、経済産業大臣、外務大臣】	

（4）デジタルプラットフォーム取引透明化法の着実な執行とデジタル広告市場の透明化・公正化のためのルール整備

2021年度	2022年度	2023年度	2024年度～	担当大臣	KPI
予算編成 税制改正要望 / 秋～年末 / 通常国会					
デジタル・プラットフォーム取引透明化法に基づき 、相談窓口や各種実態調査を通じた課題把握やデジタル技術を用いた取引モニタリング等を進め、規制対象事業者による取引の透明性・公正性向上に向けた自主的な取組を促す				【内閣総理大臣（経済再生担当大臣、公正取引委員会に関する事務を担当する内閣府特命担当大臣）、総務大臣、経済産業大臣】	• 企業価値又は時価総額が10億ドル以上となる、未上場ベンチャー企業（ユニコーン）又は上場ベンチャー企業を2025年度までに50社創出 • 2030年度までにDX関連市場における日本企業の売上高20兆円超えを目指す
デジタル市場における競争促進の観点から、反競争的行為への厳正・的確な対処、実態調査の継続的な実施、海外競争当局との連携などに取り組むとともに、外部人材活用を含めた専門的知見に係る人的基盤の整備など、デジタル・経済分析・審査情報解析分野における公正取引委員会の体制を強化する				【内閣総理大臣（公正取引委員会に関する事務を担当する内閣府特命担当大臣）】	
改定された企業結合ガイドライン等の適切な運用					
民間事業者、国の行政機関及び独立行政法人等における個人情報の取扱いに係る一元的な監視・監督体制の構築				【内閣総理大臣（個人情報保護委員会に関する事務を担当する内閣府特命担当大臣）】	
地方公共団体における個人情報の取扱いも含めた一元的な監視・監督体制の構築					

（4）デジタルプラットフォーム取引透明化法の着実な執行とデジタル広告市場の透明化・公正化のためのルール整備

2021年度	2022年度	2023年度	2024年度～	担当大臣	KPI
予算編成 税制改正要望 秋～年末 通常国会 ・取引デジタルプラットフォームを利用する消費者の利益の保護に関する法律に基づき、官民協議会の円滑な立ち上げのための準備会合を開催 ・取引デジタルプラットフォーム提供者が講ずべき措置等に係る指針等の具体案を公表 取引デジタルプラットフォームを利用する消費者の利益の保護に関する法律の施行に向けて必要な体制の整備 アフィリエイト広告に係る景品表示法の適用等に関する考え方や不当表示の未然防止等のための取組を検討し、一定の結論を得る				【内閣総理大臣（内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全））】	• 企業価値又は時価総額が10億ドル以上となる、未上場ベンチャー企業（ユニコーン）又は上場ベンチャー企業を2025年度までに50社創出 • 2030年度までにDX関連市場における日本企業の売上高20兆円超えを目指す

（4）デジタルプラットフォーム取引透明化法の着実な執行とデジタル広告市場の透明化・公正化のためのルール整備

2021年度	2022年度	2023年度	2024年度～	担当大臣	KPI
予算編成 税制改正要望 秋～年末 情報銀行によるデータの加工・仲介・分析機能の強化に向けた環境整備、個人が複数の情報銀行を利用する場合の情報銀行間の情報連携等に関するルール整備	通常国会 自治体・地域事業者とのデータ連携や情報銀行をハブとしたデータポータビリティの実現に向けた検討	必要な認定指針の見直し		【内閣総理大臣（情報通信技術（IT）政策担当大臣、個人情報保護委員会に関する事務を担当する内閣府特命担当大臣）、総務大臣、経済産業大臣】	• 企業価値又は時価総額が10億ドル以上となる、未上場ベンチャー企業（ユニコーン）又は上場ベンチャー企業を2025年度までに50社創出 • 2030年度までにDX関連市場における日本企業の売上高20兆円超えを目指す
情報銀行における要配慮個人情報の取扱いに係る検討や提供先第三者の選定基準の明確化等の認定指針の見直し				【内閣総理大臣（情報通信技術（IT）政策担当大臣）、総務大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣】	
情報銀行のビジネスモデル、認定スキームについて、国際標準化の推進					
データポータビリティやAPI開放に向けた課題整理を踏まえた必要な措置				【内閣総理大臣（経済再生担当大臣、公正取引委員会に関する事務を担当する内閣府特命担当大臣）、総務大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣】	
個別分野におけるデータポータビリティの確保に向けた検討					
「放送受信者等の個人情報保護に関するガイドライン」を2022年４月１日までに改正	ガイドラインの解釈に資する事例を取りまとめ			【総務大臣】	
地域の実情を踏まえたネット配信と放送番組の視聴データの活用の仕組みの構築に向け、伝送方式に応じた最適な配信基盤や受信環境の在り方の検討					

（4）デジタルプラットフォーム取引透明化法の着実な執行とデジタル広告市場の透明化・公正化のためのルール整備

2021年度	2022年度	2023年度	2024年度～	担当大臣	KPI
予算編成 税制改正要望 / 秋～年末 / 通常国会					
インターネット上の誹謗中傷やフェイクニュース、偽情報に関し、プラットフォーム事業者による対応状況に係るモニタリング・効果検証を実施 評価結果について中間取りまとめ				【総務大臣】	• 企業価値又は時価総額が10億ドル以上となる、未上場ベンチャー企業（ユニコーン）又は上場ベンチャー企業を2025年度までに50社創出 • 2030年度までにDX関連市場における日本企業の売上高20兆円超えを目指す
プラットフォームサービスに係る通信端末の位置情報、端末ID、クッキー、インターネット上の行動履歴等の利用者情報の適切な取扱いを確保するために、プラットフォーム事業者の利用者情報の取扱いの状況のモニタリング・効果検証を実施 「電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン」等の見直し	見直した「電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン」等の適用				
ホワイトペーパー1.0公表 「Trusted Web」の実現 技術仕様の詳細の検討 技術者による試作や企業の実装の推進				【内閣総理大臣（経済再生担当大臣、情報通信技術(IT)政策担当大臣）、総務大臣、経済産業大臣】	

（5）デジタル技術を踏まえた規制の再検討

2021年度	2022年度	2023年度	2024年度～	担当大臣	KPI
予算編成 税制改正要望 秋～年末 通常国会 **モビリティ分野** 自動車の完成検査について、実証事業の結果、AI等を活用した検査が可能と考えられる検査項目が整理されたことを踏まえ、こうした項目について、現在完成検査員が行っている検査をAI等で代替することが可能となるよう、制度改正を行う 国が自動車メーカーに対して行っている型式指定監査について、2020年度の検討結果を踏まえ、検査データのセキュリティ確保等の観点から更なる検討を行う	遠隔からの監査を可能とするシステムを構築することができれば、制度を見直す			【経済産業大臣、国土交通大臣】	・企業価値又は時価総額が10億ドル以上となる、未上場ベンチャー企業（ユニコーン）又は上場ベンチャー企業を2025年度までに50社創出

（5）デジタル技術を踏まえた規制の再検討

2021年度	2022年度	2023年度	2024年度～	担当大臣	KPI
予算編成 税制改正要望 / 秋～年末	通常国会				
フィンテック／金融分野					• 企業価値又は時価総額が10億ドル以上となる、未上場ベンチャー企業（ユニコーン）又は上場ベンチャー企業を2025年度までに50社創出
プロ投資家対応について、実証事業の結果、投資家としての能力と関連性のある項目が特定された。これを踏まえ、プロ投資家の要件の弾力化に向けて2021年度中に制度改正を行う				【内閣総理大臣（内閣府特命担当大臣（金融））、経済産業大臣】	
金融商品販売における高齢顧客対応について、実証事業の結果、投資家としての能力と関連性のある項目が特定された。これを踏まえ、投資家の能力や状況に応じた柔軟な顧客対応に向けた制度改正について2021年度中に結論を得る					
現状、各金融機関が個別に取り組む、マネー・ロンダリングに関する疑わしい取引の検知や制裁対象者の照合といった業務を効率化していくため、各社が共同で取り組む業務プロセスの構築やAIを活用したシステムの開発に向け実証事業を実施した。今後、実証事業の提言を踏まえ、共同化プラットフォームにおいて、取引情報の活用及び共有を円滑に行えるよう、共同化プラットフォームの運営・ガバナンスや規制・監督上の位置付けの明確化を図る					
建築分野					
建築基準法に基づく建築物の外壁の調査について、一級建築士等によるテストハンマーを使って打診する方法と比較して、赤外線装置を搭載したドローンを用いて、同等ないしそれ以上の精度で問題箇所を検出する性能を確認できれば、規制をドローン活用でも代替可能とするよう見直す				【経済産業大臣、国土交通大臣】	
上記に係る実証事業を実施	実証事業の結果を踏まえ、必要な取組を実施				

（5）デジタル技術を踏まえた規制の再検討

2021年度	2022年度	2023年度	2024年度～	担当大臣	KPI
予算編成 税制改正要望 / 秋～年末 / 通常国会					
スマート保安 電力、都市ガス、高圧ガス、液化石油ガスの分野において、テクノロジーを活用しつつ自立的に高度な保安を確保できる事業者については、行政の適切な監査・監督の下に、画一的な個別・事前規制によらず、自己管理型を基本とした事業者の保安力に応じた規制体系へ移行することを許容し、手続き・検査の在り方を見直す。このため、2021年通常国会での関連法案の提出を念頭に、検討を進める				【経済産業大臣】	• 企業価値又は時価総額が10億ドル以上となる、未上場ベンチャー企業（ユニコーン）又は上場ベンチャー企業を2025年度までに50社創出
労働安全衛生法の規制対象であるボイラーについて、2021年３月に、開放検査周期を最長12年に延長したことについて周知を図る				【厚生労働大臣】	
検査周期を設備の状態により管理する手法（CBM）や事業者による自主的な検査の導入に向け、適用可能な技術の把握やその信頼性の担保といった技術的課題、必要となる組織体制や客観性等公正さの担保といった体制的課題について、2021年度中に対応を検討し結論を得る					
労働安全衛生法上の電子機器等の活用に関する防爆規制について、2021年２月に示した電子機器等を活用する場合における危険エリアの判断基準の周知を図る					
防爆エリアにおける非防爆ポータブル機器の持ち込み規制の見直しに向けて、検定制度によらない安全確保措置の在り方について、2022年までを目途に議論が進められているIECにおける動向を踏まえつつ、対応を検討し結論を得る					

（6）ブロックチェーン等の新しいデジタル技術の活用

2021年度	2022年度	2023年度	2024年度～	担当大臣	KPI
予算編成 税制改正要望 秋～年末 通常国会 **ブロックチェーン等の新しいデジタル技術の活用** ブロックチェーン技術等の効果的な活用に向けた課題整理・方策検討のための議論の推進 （官民による検討会の実施等） 順次、必要な施策の検討・推進				【内閣総理大臣（情報通信技術（IT）政策担当大臣）、経済産業大臣、環境大臣】	・2030年度までにDX関連市場における日本企業の売上高20兆円超えを目指す
非代替性トークン（NFT）やセキュリティトークンに関する事業環境の整備を行う				【内閣総理大臣（内閣府特命担当大臣（金融））】	

（7）スマート農林水産業ｉ）スマート農業の推進

2021年度	2022年度	2023年度	2024年度～	担当大臣	KPI
予算編成 税制改正要望 / 秋～年末	通常国会				
スマート農業の推進					• 2025年までに農業の担い手のほぼ全てがデータを活用した農業を実践
実証プロジェクトで収集した農業経営データを基に、農研機構を中心に農業者が利用しやすい形で経営診断を行うシステムを開発する	スマート農業の本格的な現場実装を着実に進める環境の整備	経営診断システムについて、品目を随時追加する等内容の充実を図る		【農林水産大臣】	
実証プロジェクトの中で、農産物の付加価値向上や地域活性化にもつなげていけるよう、流通・消費者も含めたスマート商流の取組を行う					
生産から販売・消費までのデータ連携を実現するスマートフードチェーンプラットフォームを構築。このスマートフードチェーンの社会実装を進めるため、事業者へのインセンティブ付与や消費者への価値訴求を図るフードチェーン情報公表JAS（仮称）の策定について検討		フードチェーン情報公表JAS（仮称）を含め、スマートフードチェーンの利用拡大を推進			
野菜・果樹等について、地場メーカー、農業者、大学、スタートアップ企業、地域金融機関等による地域コンソーシアムの組成を促し、地域のニーズに応じた改良等の可能性も含め、効果的な社会実装につながる汎用性の高い技術の研究開発等の取組を推進				【内閣総理大臣（内閣府特命担当大臣（金融））、農林水産大臣】	

ｉ）スマート農業の推進

2021年度	2022年度	2023年度	2024年度～	担当大臣	KPI
予算編成 税制改正要望 / 秋～年末 / 通常国会					
スマート農業の推進					• 2025年までに農業の担い手のほぼ全てがデータを活用した農業を実践
農地集積等が進んだ地域については、担い手に対するスマート農業機械の導入支援などを通じて、引き続きスマート農業の実装を後押しする。加えて、スマート農業のメリットを感じにくい、農地の集積等が進んでいない産地において、農地の集積・集約化を促進しつつ、スマート農業産地の形成・創出に取り組み、生産性向上を促す				【農林水産大臣】	
各産地のビジネスモデルに関するコンサルテーション機能を担う情報発信拠点を形成する 実証プロジェクト実施地区の取組事例や多様な農業支援サービス事業者が持つ技術情報などを一元的に集積する民間主体の全国規模の協議会の設立を図る 情報発信拠点におけるコンサルティングや協議会における優良事例の全国展開に向けた取組等					
減農薬・減化学肥料による環境保全や大幅な省力化などの効果があるスマート農業技術の導入を促進する仕組みについて検討		スマート農業機械の導入状況を見極めながら、必要に応じて仕組みを見直しつつ、具体的な措置を講ずる			
自動走行農業機械に適した農地の大区画化やICT水管理施設等の整備を推進 ICTを活用した農業農村整備で取得した座標データから、自動走行農機やドローンの自動運転用の地図を作成し活用する手法を整備					

スマート農業の本格的な現場実装を着実に進める環境の整備

ｉ）スマート農業の推進

2021年度	2022年度	2023年度	2024年度～	担当大臣	KPI
予算編成 税制改正要望 / 秋～年末 / 通常国会					• 2025年までに農業の担い手のほぼ全てがデータを活用した農業を実践
スマート農業の推進 農村における通信環境の整備のために必要となる調査方法や整備手法等をまとめたガイドラインを策定 農村周辺での通信環境整備のため、農林水産省の関連事業と総務省の関連事業を効果的に活用 農林水産省と総務省の間で、連絡会議を設置 スマート農林水産業を加速化する必要性についての危機感、農林水産業の各分野・地域横断的な課題、各分野における取組の進捗状況などを共有し、民間会社の協力も得ながら解決に向けた対応策を検討 スマート農業研修の充実 全道府県立農業大学校においてスマート農業をカリキュラム化 農業普及指導員が、農業者や農業支援サービス事業者からの相談に対応する体制を構築する スマート農業の本格的な現場実装を着実に進める環境の整備				【総務大臣、農林水産大臣】 【農林水産大臣】	

ｉ）スマート農業の推進

2021年度	2022年度	2023年度	2024年度～	担当大臣	KPI
予算編成 税制改正要望 / 秋～年末	通常国会				
スマート農業の推進					• 2025年までに農業の担い手のほぼ全てがデータを活用した農業を実践
農業高校（林業関係学科を含む）に関して、新高等学校学習指導要領が実施される2022年度に向けて、農林水産省等が作成する教育コンテンツの活用等によりアクティブな学習を前倒しして実施する学校の増加を促す		スマート農林業に関する学習内容が盛り込まれた新高等学校学習指導要領の実施（※年次進行で実施）		【文部科学大臣、農林水産大臣】	
農業高校へのスマート農業機械等の導入の支援に加えて、授業や現場実習における、外部人材の活用					
高校教員の更なる指導力向上のための研修の充実及び参画の促進					
農林水産省と文部科学省の間で、連絡会議を設置		スマート農林水産業を加速化させることの必要性について認識を共有し、スマート農林水産業に精通した人材の育成を推進			
地域コンソーシアムの組成を促す。その際、特に大きな役割が期待される地方大学と地域金融機関の参画を積極的に促す。また、地域コンソーシアムの取組は、民間主体の協議会に集積し、併せて全国への情報発信を図る				【内閣総理大臣（内閣府特命担当大臣（金融））、文部科学大臣、農林水産大臣】	
国立大学改革の一環として、地方貢献に資するため、スマート農林水産業等の推進に向けて、地方国立大学における人材供給や研究開発を促進				【文部科学大臣】	
スマート技術の活用やそれらに対する目利きに関する研修の実施など、株式会社日本政策金融公庫と地域金融機関の連携体制を一層強化する				【内閣総理大臣（内閣府特命担当大臣（金融））、農林水産大臣】	

スマート農業の本格的な現場実装を着実に進める環境の整備

ｉ）スマート農業の推進

2021年度	2022年度	2023年度	2024年度～	担当大臣	KPI
予算編成 税制改正要望 / 秋～年末 / 通常国会					
農業支援サービスの育成・活動環境整備					
改正農業法人投資円滑化法の施行準備 → 改正農業法人投資円滑化法に基づく投資スキームを活用				【農林水産大臣】	• 2025年までに農業の担い手のほぼ全てがデータを活用した農業を実践 • 2025年までに農業支援サービスの利用を希望する農業の担い手の8割以上が実際に利用できている
株式会社日本政策金融公庫の資金融資等の活用					
新規就農に向けた情報や求人情報をワンストップで提供しているポータルサイトで、農業支援サービス事業者の求人情報も提供する また、この求人情報を各都道府県の技術力豊かな高等専門学校にも提供し、エンジニアなど農業以外の分野から人材を確保する				【文部科学大臣、農林水産大臣】	
農業支援サービス事業者のサービス情報が登録され、農業者が手軽に検索・比較できるポータルサイトを立ち上げるとともに、農業支援サービス事業者間の情報交換を行える場を設置		ポータルサイトを活用した農業支援サービス事業の育成、普及		【農林水産大臣】	
地域とのつながりが乏しい農業支援サービス事業者が各地域に円滑に参入できるよう、地方公共団体等が行う農業者とのマッチングを促進					
地方公共団体等による参入支援の取組や農業支援サービス事業者の活動による具体的な成果を、スマート農業新サービス創出プラットフォームの民間企業や研究機関等と共有する					
農業支援サービス事業者への農研機構の専門家の活用に向けた情報提供体制について検討					
ドローン等を活用した病害虫発生量等の情報収集手法の確立		地域での実証	新しい病害虫発生予察		
AI等を活用した病害虫発生予測技術の開発					
農地区画データ情報（筆ポリゴン）について、農地関連情報の重ね合わせによる現状分析・評価、対応方策の検討等の実証事業で得られた成果の提供や区画データの品質向上など、更なる活用促進に向けた環境整備を図る					

スマート農業の本格的な現場実装を着実に進める環境の整備

ⅱ）スマート林業の推進

2021年度	2022年度	2023年度	2024年度～	担当大臣	KPI
予算編成 税制改正要望 秋～年末 通常国会 林業イノベーションハブセンターの設置 先端技術の導入促進のための技術探索等 上記の成果を活用した技術開発方針の策定・事業化支援 林業の伐採・運搬、造林等の作業を遠隔・自動で行う機械の開発・実証 伐採や運搬を遠隔操作で行う林業機械の開発・実証 伐採や運搬を自動で行う林業機械の開発・実証 造林用機械の自動化技術の開発・実証 ドローン・GPSによる苗木運搬システムの開発・実証 無線通信技術等の開発・実証 スマート林業機械の実用化に合わせ、必要な安全性ガイドラインを整備 林業支援サービスのための新たな機械等の研究開発・実証 独自技術を持つ異分野人材とのオープンイノベーションにより、林業に関心を持つベンチャーへの投資を誘発・促進 森林資源情報の整備・公開 都道府県森林クラウドの導入 レーザ計測の実施とその計測成果・国有林の森林資源情報の森林クラウドへの掲載 民有林・国有林の森林資源情報を一体的に公開する仕組みの検討 森林資源情報の公開 全国でのスマート林業のモデル的な導入に向け、国有林のフィールドも活用しつつ取組を推進 実践事例の分析・提供、技術モデルの提示			スマート林業等の本格的な現場実装を着実に進める環境の整備 スマート林業のほぼ全ての意欲と能力のある林業経営者への定着に向け推進	【農林水産大臣】	• 2028年までに、私有人工林に由来する林業・木材産業の付加価値額を2015年実績から倍増させる

ⅱ）スマート林業の推進

2021年度	2022年度	2023年度	2024年度～	担当大臣	KPI
予算編成 税制改正要望 秋～年末 スマート林業のカリキュラム化 全林業大学校でのスマート林業のカリキュラム化に向け、スマート林業等の事例集の作成や教職員への研修等を実施	通常国会 農業高校（林業関係学科を含む）に関して、新高等学校学習指導要領が2022年度に実施されることを踏まえ、農林水産省等が作成する教育コンテンツの活用等によりアクティブな学習を実施する学校の増加を促す スマート農林業に関する学習内容が盛り込まれた新高等学校学習指導要領の実施 （※年次進行で実施）		スマート林業等の本格的な現場実装を着実に進める環境の整備 スマート林業のほぼ全ての意欲と能力のある林業経営者への定着に向け推進	【農林水産大臣】 【文部科学大臣、農林水産大臣】	• 2028年までに、私有人工林に由来する林業・木材産業の付加価値額を2015年実績から倍増させる
全都道府県でのスマート林業の相談体制構築等に向け、林業普及指導員への研修を実施				【農林水産大臣】	
スマート林業の説明会・マッチングミーティングの全国・ブロック別での実施		都道府県単位での実施の推進			

iii）スマート水産業の推進

2021年度	2022年度	2023年度	2024年度～	担当大臣	KPI
予算編成 税制改正要望 / 秋～年末 / 通常国会					
資源評価の対象魚種拡大と高度化のため、産地市場・漁協の情報収集等の体制を整備 200市場を目途に体制を構築	400市場以上に拡大し、情報収集を開始	スマート水産業の本格的な現場実装を着実に進める環境の整備	新たな実施体制に基づく資源評価の本格実施	【農林水産大臣】	• 農林水産物・食品の輸出額を、2025年までに2兆円、2030年までに5兆円とすることを目指す
水揚げ価格情報を船上で確認できるシステムや、船上から漁獲情報を産地市場関係者と共有するためのシステムの導入を促進					
漁海況予測の開発・実証 沖合・遠洋漁船が精度の高い漁海況情報を活用できる漁海況予測システムの開発・実証（1,000隻以上が活用）			普及・利用拡大		
沿岸漁業で7日先までの漁海況予測情報の提供の取組を10都道府県以上で実施	全国の沿岸漁業者等に普及、観測網拡大				
養殖業へのスマート技術の活用 赤潮発生予測情報の活用を10か所以上の養殖海域で実施	更なる対象海域の拡大				
個別の海域での養殖生産力の推定サービス、いかだの最適配置提案サービスなどの漁業支援サービスの活用を促進					
革新的な技術を開発するため、産官学金からなるプラットフォームを構築					
ICTを活用し、生産から流通・加工・販売までの関係者が連携する、コロナ禍での魚食ニーズも踏まえた、水産バリューチェーンの優良事例の分析を行い、情報発信					
衛星コンステレーションを用いた通信サービスの利用に必要な制度整備				【総務大臣】	
・水産大学校におけるスマート水産業のカリキュラム化を実施 ・漁業の既就業者向けの短期スマート研修を充実 ・全水産試験場でのスマート水産業の相談体制構築に向け、水産試験場職員への研修を行う				【農林水産大臣】	
大学や企業等の専門家によるアクティブな出前授業を活用した学習が実施される水産高校の増加を促す	スマート水産業に関する学習内容が盛り込まれた新高等学校学習指導要領の実施（※年次進行で実施）			【文部科学大臣、農林水産大臣】	

（8）企業等におけるDXの推進

2021年度	2022年度	2023年度	2024年度～	担当大臣	KPI
予算編成 税制改正要望 / 秋～年末 / 通常国会					• 2030年度までにDX関連市場における日本企業の売上高20兆円超えを目指す
DX銘柄の選定公表・デジタルガバナンス・コードの基本的事項に対応する企業を国が認定する制度（DX認定制度）の普及促進				【経済産業大臣】	
	デジタルガバナンス・コードの見直し				
個別企業のDXの取組状況の評価を行う上で有効な業種別のリファレンスシナリオの策定					
非上場企業や中堅・中小企業が適切にDXを進められるよう、リファレンスシナリオの策定、優良企業選定等の実施					
企業がDXによりグローバルで競争力のあるデジタル技術の提供主体となるために必要な要素の取りまとめ					
水道情報活用システムの展開と知見の取りまとめ				【厚生労働大臣、経済産業大臣】	
上水道事業向けの水道情報活用システムについて、全国の水道事業体に対し導入支援の実施					
他の社会インフラへの展開、導入促進				【経済産業大臣】	
共通プラットフォームを構築するための技術的支援					
組込みソフトウェア等の技術を活用した低遅延サービスの基盤構築					

（8）企業等におけるDXの推進

2021年度	2022年度	2023年度	2024年度～	担当大臣	KPI
予算編成 税制改正要望 / 秋～年末 / 通常国会					
サプライチェーン寸断リスクなどに対応するための企業変革力（ダイナミック・ケイパビリティ）を強化する 無線通信技術の製造現場での本格活用に資する技術開発支援に着手する	引き続き、無線通信技術の製造現場での本格活用に資する技術開発や先行事例の創出に取り組む			【総務大臣、経済産業大臣】	• 2030年度までにDX関連市場における日本企業の売上高20兆円超えを目指す
「デジタルアーキテクチャ・デザインセンター」を中心として、複数の事業者間等でのデータの連携・活用を促進するための基盤となる共通技術仕様（アーキテクチャ）について、設計を行う デジタル庁をはじめとした各府省等からの依頼に基づき、先導的プロジェクトを進め、一定の成果を得る				【内閣総理大臣（情報通信技術（IT）政策担当大臣）、経済産業大臣】	
協調領域における産業データの共有・連携事例の拡大 重点分野におけるプラットフォームの構築及びAI活用 データ連携に必要な標準やアーキテクチャの整備				【経済産業大臣】	

（8）企業等におけるDXの推進

2021年度	2022年度	2023年度	2024年度～	担当大臣	KPI
予算編成 税制改正要望 / 秋～年末 / 通常国会					• 2030年度までにDX関連市場における日本企業の売上高20兆円超えを目指す
データやIoT機器等のセキュリティ対策、ソフトウェアの管理策などの分野横断的な対応が求められる事項についてのガイドライン等の整備 SBOM(Software Bill of Materials)の日本における活用に向けた実証 産業分野別ガイドラインの整備 末端の制御系システム等のセキュリティに関する基本的な方向性の取りまとめの推進		ガイドライン・基本的な方向性等を踏まえた更なる対応の検討		【経済産業大臣】	
「Proven in Japan」の実現に向けた、評価の仕組みの確立やガイドラインの整備、検証基盤の構築 セキュリティ検証を担う事業者の信頼性の可視化、我が国のセキュリティ検証ビジネスの発展に資する取組の検討、方向性の取りまとめ	更なる取組の検討、拡大			【経済産業大臣】	
中小企業のセキュリティ確保に向けた、相談窓口や相談後の対応等の支援の仕組みの実証を踏まえた、民間サービスの創出・全国的な展開の推進					

（8）企業等におけるDXの推進

2021年度	2022年度	2023年度	2024年度～	担当大臣	KPI
予算編成 税制改正要望 / 秋～年末 / 通常国会					
シェアリングエコノミーの推進 シェアワーカー及びシェア事業者認証制度の普及促進 防災分野のモデル連携協定を基に、地方公共団体の協定締結の促進。災害発生時等のシェア事業者向けの実施マニュアル等の作成 シェアリングシティ推進協議会と連携し、公共サービスとしての新たな活用モデルの検討・提示 日本発のシェアリングエコノミーモデルの国際標準化の推進				【内閣総理大臣（情報通信技術（IT）政策担当大臣、内閣府特命担当大臣（防災））、経済産業大臣】	• 2030年度までにDX関連市場における日本企業の売上高20兆円超えを目指す
実空間における位置情報を統一的な基準の下で表現する「空間ID」の整備 技術的な実装方式や管理について検討し、「空間ID」の運用に関するガイドラインを策定		「空間ID」の標準化		【内閣総理大臣（情報通信技術（IT）政策担当大臣）、経済産業大臣、国土交通大臣】	
権利情報データベースやブロックチェーン技術等を活用した、インターネット同時配信等に係る放送コンテンツの権利処理の円滑化、効率化のための仕組みの整備				【総務大臣、文部科学大臣】	
ローカル局を含む放送局、製作会社等が、多様で良質なコンテンツを効率的・安定的に配信し、個人属性に応じたコンテンツの視聴等を可能とするコンテンツ・プラットフォームの実現を促す				【総務大臣】	
地域でのIoT実装等の支援				【総務大臣、経済産業大臣】	

（8）企業等におけるDXの推進

2021年度	2022年度	2023年度	2024年度～	担当大臣	KPI
予算編成 税制改正要望 秋～年末 通常国会 Lアラート高度化システムの利用拡大 4K・8K放送の高度化や映像配信サービスの技術検証や技術仕様の策定等 8K技術等の産業横断的な基盤としての確立・活用 8K技術を活用した内視鏡の遠隔医療での活用を可能とするシステムの開発				【総務大臣】	• 避難場所・避難所や、観光案内所、博物館、文化財、自然公園等の防災拠点等について、2021年度までに約３万箇所のWi-Fi環境の整備を目指す • 2021年度末までに地域の防災力を高めるLアラート高度化システムを、25の都道府県に導入する

（9）サイバーセキュリティの確保

2021年度	2022年度	2023年度	2024年度～	担当大臣	KPI
予算編成 税制改正要望 / 秋～年末	通常国会				
「サイバーセキュリティ戦略」の策定	DX with Cybersecurityの推進に向けた必要な取組等の着実な推進 NISCの体制を強化しつつ、デジタル庁 が整備・運用するシステムを含めて国の行政機関等のシステムに対するサイバーセキュリティ対策を強化するための監査等の実施			【内閣総理大臣（情報通信技術（IT）政策担当大臣、サイバーセキュリティ戦略本部に関する事務を担当する国務大臣、東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会担当大臣、国家公安委員会委員長）、総務大臣、外務大臣、経済産業大臣、防衛大臣】	• 2025年までに、情報処理安全確保支援士登録数3万人超を目指す
我が国独自にサイバーセキュリティ情報を国内で収集・生成・提供するためのシステム基盤の構築	サイバーセキュリティ情報の収集・生成・提供 情報を活用した製品検証環境や演習環境の試験運用 国産製品の開発や人材育成の促進 システム基盤の産学への開放			【総務大臣】	
5Gを含むシステム等に組み込まれた不正な機能や脆弱性（ぜいじゃくせい）を効率的に検出する技術開発・検証の実施	成果を踏まえた対応策の重要インフラ事業者等への浸透				
適切なセキュリティ対策に取り組む中小企業とサプライチェーン・サイバーセキュリティ・コンソーシアムに参画する大企業・業界団体との取引の促進 サプライチェーン・サイバーセキュリティ・コンソーシアムと連携し、中小企業向けセキュリティサービスの普及や各地域でのセキュリティ・コミュニティ形成、産学官連携等中小企業を含むサプライチェーン全体でのセキュリティ対策の促進に必要な取組を整理し、取りまとめる				【経済産業大臣】	

（9）サイバーセキュリティの確保

2021年度	2022年度	2023年度	2024年度～	担当大臣	KPI
予算編成 税制改正要望 / 秋～年末 / 通常国会					
トラストサービスの推進 eIDAS 等の諸外国との十分性認定を見据えた日EU間の制度比較等の調査・検討を実施	検討結果を踏まえた取組の推進			【内閣総理大臣（情報通信技術（IT）政策担当大臣）、総務大臣、法務大臣、経済産業大臣】	
タイムスタンプについて、国による認定制度を適切かつ確実に運用するとともに、2021年度中に電子文書の送受信・保存に関する法令において有効な手段となるよう、その利用の拡大に向けた施策を実施					
eシールについて、民間の認定制度として実施する場合の在り方について2021年度中に指針を策定	左記を踏まえ、利用の拡大に向けた施策を実施				
電子署名について、技術や運用の動向を踏まえた検討を行い、技術基準の見直しなどの取組を実施					
上記の取組状況を踏まえ、民間の保存書類の電子化を含めトラスト基盤を検討する					
オンライン本人確認手法の普及促進 デジタル空間での安全・安心な民間取引等において必要となる本人確認手法について、公的個人認証サービスの利用促進に加え、2021年中に有識者検討会を立ち上げ、安全性や信頼性等に配慮しつつ具体的な課題と方向性を整理する	結果も踏まえ簡便な手法の一つであるeKYC等を用いた本人確認手法の普及を促進			【総務大臣】	

２．グリーン分野の成長
（１）2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略

2021年度	2022年度	2023年度	2024年度～	担当大臣	KPI
予算編成 税制改正要望 秋～年末 通常国会 **2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略** 「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」に基づき、成長が期待される重要分野ごとに高い目標を設定し、関係省庁が一体となり予算、税、金融、規制改革・標準化、国際連携などあらゆる政策を総動員し、取組を進める				【内閣総理大臣（内閣府特命担当大臣（金融）、内閣府特命担当大臣（科学技術政策））、総務大臣、外務大臣、財務大臣、文部科学大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣】	• 2030年度までに運転開始されている一般海域の洋上風力発電事業を5区域以上とする • 電力会社は、各社のスマートメーター導入計画に沿って、2024年度までに全世帯・全事務所へのスマートメーターの導入を目指す • 2030年までに定置用蓄電池の市場規模を800億円以上にする • 2020年までに系統用蓄電池のコストを半分以下に（2.3万円/kWh以下） • 家庭用燃料電池（エネファーム）は、2030年頃までのユーザー負担額が5年で投資回収可能な金額の実現を通じて、2030年までに530万台の普及を目指す • 商用水素ステーションを2025年度までに320か所程度整備する • 2025年までに、窒化ガリウムを用いた次世代パワーエレクトロニクスの製品化とともに、その他の次世代材料・新構造の次世代パワーエレクトロニクス技術の確立を目指す • 2030年までに乗用車の新車販売に占める次世代自動車の割合を5～7割とすることを目指す 【補助指標】 EV・PHV：乗用車の新車販売に占める割合を2030年までに2～3割とすることを目指す FCV：乗用車の新車販売に占める割合を2030年までに最大で3％程度とすることを目指す • 2030年の新築住宅及び新築建築物について平均でZEH、ZEBの実現を目指す 【補助指標】 ・新築住宅の平均エネルギー消費量を対2013年度比で、2025年度▲25%とし、2020年にハウスメーカー等の新築注文戸建住宅の過半数をネット・ゼロ・エネルギー・ハウス化する ・新築建築物の平均エネルギー消費量を対2013年度比で、2025年度▲18%とし、2020年に新築公共建築物等でネットゼロエネルギービルの実現を目指す

（2）カーボンプライシング

2021年度	2022年度	2023年度	2024年度～	担当大臣	KPI
予算編成 税制改正要望 秋～年末 通常国会					
カーボンプライシング カーボンプライシングなどの市場メカニズムを用いる経済的手法は、産業競争力強化やイノベーション、投資促進につながるよう成長に資するものについて躊躇なく取り組む 我が国における炭素削減価値が取引できる市場（クレジット市場）の厚みが増すための取組を講ずる Jクレジットや非化石証書等、炭素削減価値を有するクレジットに関する既存制度を見直し、自主的かつ市場ベースでのカーボンプライシングを促進 炭素税、排出量取引について、負担の在り方にも考慮しつつプライシングと財源効果両面で投資の促進につながり、成長に資する制度設計ができるかどうか、専門的・技術的議論を進める。その際、現下の経済情勢や代替手段の有無等、国際的な動向や我が国の事情、先行する自治体の取組、産業の国際競争力への影響等を踏まえるものとする 自由貿易の旗手としての指導力を存分に発揮しつつ、これと温暖化対策と両立する公正な国際ルールづくりを主導する。 その際、炭素国境調整措置に関する我が国としての基本的考え方を整理した上で、EU等の議論の動向にも注視し戦略的に対応する				【経済産業大臣、環境大臣】	

（3）カーボンニュートラル市場への内外の民間資金の呼び込み
ⅰ）円滑な資金供給に向けた基盤整備 ⅱ）グリーンボンド等の取引の環境整備

2021年度	2022年度	2023年度	2024年度～	担当大臣	KPI
予算編成 税制改正要望 / 秋～年末 / 通常国会					
円滑な資金供給に向けた基盤整備					
円滑な資金供給に向けた環境整備を図る観点から必要なガイドラインを作成する					
グリーンボンドガイドラインについて、発行手続等を検討し、改訂する				【環境大臣】	
ソーシャルボンドについてガイドラインを策定する				【内閣総理大臣（内閣府特命担当大臣（金融））】	
社会的課題解決に関する具体的な指標等を幅広く例示する文書の策定を検討する					
鉄鋼、化学、製紙・パルプ、セメント、電力、ガス、石油等の多排出産業のトランジションのための分野別ロードマップ策定やアジアの移行支援を進める				【内閣総理大臣（内閣府特命担当大臣（金融））、経済産業大臣、環境大臣】	
アジア等新興国の移行支援を進めるため、国内の基本指針をベースにアジア版トランジション・ファイナンスの考え方の策定・普及を推進する					
企業年金等の機関投資家におけるスチュワードシップ・コードの受入れ、責任投資原則（PRI）への署名、TCFD（気候関連財務情報開示タスクフォース:Task Force on Climate-related Financial Disclosures）の提言に沿った開示などの強化を促し、運用戦略の情報開示を求める				【内閣総理大臣（内閣府特命担当大臣（金融））、厚生労働大臣】	
グリーンボンド等の取引の環境整備					
グリーンボンド等の取引が活発に行われるグリーン国際金融センターの実現を目指す					
金融実務からみて利便性が高い情報基盤の整備を図る				【内閣総理大臣（内閣府特命担当大臣（金融））】	
グリーンボンド等の適格性を評価する民間の認証枠組みの構築や評価機関の育成を後押しする				【内閣総理大臣（内閣府特命担当大臣（金融））、環境大臣】	
ESG等に関する外部評価手法が必ずしも明らかでないなどの意見があることを踏まえ、透明性やガバナンス等ESG評価機関の在り方を検証する					
投資家保護の観点から、ESG関連投資信託について、商品特性の明確化や組成・販売時での環境的・社会的効果等の適切な説明を促す				【内閣総理大臣（内閣府特命担当大臣（金融））】	

ⅲ）サステナビリティに関する開示の充実　ⅳ）金融機関による融資先支援と官民連携

2021年度	2022年度	2023年度	2024年度～	担当大臣	KPI
予算編成 税制改正要望 / 秋～年末	通常国会				
サステナビリティに関する開示の充実					
コーポレートガバナンス・コード等を通じて、プライム市場（2022年４月の東証の市場再編後、時価総額が大きく、より高いガバナンス水準を備える企業が上場する市場）上場企業等に対して、TCFD等の国際的枠組みに基づく開示の質と量の充実を促す				【内閣総理大臣（内閣府特命担当大臣（金融））】	
国際基準の策定に日本として戦略的に参加 国際基準の策定に関して、国際会計基準（IFRS）財団における気候変動を含むサステナビリティについての比較可能で整合性の取れた開示の枠組みの策定の動きに、意見発信を含め日本として積極的に参画する				【内閣総理大臣（内閣府特命担当大臣（金融））、経済産業大臣、環境大臣】	
TCFDガイダンスの業種追加や事例拡充等を行うとともに、グリーン投資ガイダンスにトランジション・ファイナンスを盛り込み、シナリオ分析の高度化も図りつつ2021年開催を予定している次のTCFDサミットやCOP26において世界に発信する 左記を踏まえ、必要な取組・検討の実施				【内閣総理大臣（内閣府特命担当大臣（金融））、経済産業大臣、環境大臣】	
不動産分野における気候変動リスク対応に関する情報開示の促進等	不動産分野におけるESG投資促進のための更なる検討			【国土交通大臣】	
CO2削減量が大きいイノベーションに取り組む企業への民間資金の供給を促す仕組み（ゼロエミ・チャレンジ）を引き続き促進する ゼロエミ・チャレンジを2021年度中に改訂し、更なる民間資金の呼び込みを図る				【経済産業大臣、環境大臣】	
金融機関による融資先支援と官民連携					
金融機関と事業者との積極的な対話やこれに基づく投融資を促進 金融機関の気候変動リスク管理の向上を図るため、2021年度中を目途に、金融監督当局によるガイダンスの策定を行う				【内閣総理大臣（内閣府特命担当大臣（金融））】	
地域金融機関への取組支援として、関係省庁は、関係自治体と連携しつつ、各種の情報提供やノウハウ共有を行う				【内閣総理大臣（内閣府特命担当大臣（金融））、環境大臣】	
グリーンイノベーション基金、株式会社日本政策投資銀行（DBJ）のグリーン投資促進ファンド等の公的資金を呼び水に、企業と金融機関の対話等の促進を通じて、民間資金の動員を促す				【内閣総理大臣（内閣府特命担当大臣（金融））、財務大臣、経済産業大臣】	

（4）地域脱炭素ロードマップ

2021年度	2022年度	2023年度	2024年度～	担当大臣	KPI
予算編成 税制改正要望 秋～年末 通常国会					
地域の取組に対する継続的・包括的な支援 人材派遣・育成、情報・技術の共有、必要な資金の確保のため、先行地域をはじめとする地域の脱炭素への移行の取組を継続的・包括的に支援するスキームを構築する				【内閣総理大臣（内閣府特命担当大臣（地方創生））、総務大臣、文部科学大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣】	• 2030年までに少なくとも100か所以上の先行地域において脱炭素を実現する
ライフスタイルイノベーション 製品・サービスのCO2排出量の「見える化」を進め、それをベースとした脱炭素（カーボンゼロ）型の製品・サービスの積極的な選択を促すインセンティブ付与や、ナッジの社会実装、アンバサダー等を活用した国民運動を展開する 移動の脱炭素化を推進するために、生活・事業面において、動く蓄電池として再エネ電力と組み合わせたEV/PHEV/FCVの導入促進や、電動車を使いやすい地域づくりを進める					
脱炭素に向けたルールのイノベーション 改正温対法の施行準備	改正温対法に基づき、環境保全や円滑な地域合意形成を図りつつ、再エネ導入の数値目標やそれを踏まえた促進区域の設定を促すとともに、同区域において地域共生・裨益型の再エネを促進する				
風力発電促進等のための環境アセスメントの最適化の検討、科学調査実施による地域共生型の地熱発電の開発加速化、住宅・建築物分野の対策強化に向けた制度的対応等に取り組む					

（5）循環経済への移行とビジネス主導の国際展開・国際協力、その他

2021年度	2022年度	2023年度	2024年度～	担当大臣	KPI
予算編成 税制改正要望 / 秋～年末 / 通常国会					
プラスチック資源循環戦略・循環経済に関する取組					
プラスチック資源循環促進法整備 → 法律に基づく環境配慮設計指針の策定 → 左記指針に即した設計の製品をグリーン購入法で率先調達し需要を喚起 業界ごとの環境配慮設計の標準化を促進				【経済産業大臣、環境大臣】	• 2030年までに、サーキュラーエコノミー関連ビジネスの市場規模を、現在の約50兆円から80兆円以上にすることを目指す
事業者・自治体の資源循環体制の構築、リサイクルの高度化や代替素材の研究開発・普及の促進					
2021年１月に策定した循環経済へのファイナンスを促すためのガイダンスのグローバルな活用に向けて国内外に訴求 → 左記の取組等を踏まえ、必要な取組・検討の実施					
次世代リサイクル等の革新技術の社会実装やデジタル技術を活用した循環ビジネスの創生を支援する					
サービサイジング、シェアリング、リユース、リマニュファクチャリングなどの2R型ビジネスモデルの確立・普及の促進と3Rの認知向上・行動喚起を促進					
グローバルな産業界・金融界等が規範とする内外共通の循環経済原則の策定を国際的に提唱					
日本経済団体連合会と関係省庁により発足した「循環経済パートナーシップ」を通じた官民連携の強化					
気候変動COP26等の国際会議において、日本企業の優れた取組事例の国際発信					
プラスチックの3Rの推進、代替素材技術の開発促進等				【内閣総理大臣（内閣府特命担当大臣（科学技術政策）、内閣府特命担当大臣（海洋政策）、内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全）、国家公安委員会委員長）、総務大臣、外務大臣、財務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣】	
プラスチック資源循環戦略、海洋プラスチックごみ対策アクションプラン及び海岸漂着物対策推進法に基づく基本方針を踏まえ、プラスチックごみの回収・適正処理の徹底や3R、海洋生分解性プラスチックなどの代替素材のイノベーション、途上国の能力強化、実態把握・科学的知見の集積等を講ずる					
海洋生分解性プラスチックなどのプラスチック代替素材技術の開発を促進し、世界のマーケット獲得につながるよう強力に支援					

（5）循環経済への移行とビジネス主導の国際展開・国際協力、その他

2021年度	2022年度	2023年度	2024年度～	担当大臣	KPI
予算編成 税制改正要望 / 秋～年末 / 通常国会					
循環産業の国際展開の推進 アジア諸国を中心とした廃棄物分野の国際協力（協力覚書や政策対話）の継続的推進 発注・契約のノウハウを持つ機関の派遣を含め、循環産業の国際展開を支援 省エネ型資源循環システムのアジア展開に向け、制度構築と技術導入をパッケージで支援 アジア・太平洋地域における廃棄物分野の情報整備や知見の共有 アフリカのきれいな街プラットフォーム下での都市廃棄物に関する各国の知見・経験の共有、人材育成等				【経済産業大臣、環境大臣】	• 焼却設備、リサイクル設備、浄化槽等の輸出額を2020年度実績から2025年度までに3割程度増加させることを目指す
革新的資源循環（3R）関連ビジネス 2018年6月に策定した第四次循環型社会形成推進基本計画において、新たに設定した資源生産性の2025年度目標達成に向けて、ビッグデータ、AI、IoTなどのデジタル技術を活用した革新的な資源循環（3R）関連ビジネス（廃棄ロス削減支援サービス、静脈物流の効率化、廃棄物選別工程の高効率化等）の創成・普及に向け、天然資源投入量、廃棄物発生量、二酸化炭素排出量等の削減や資源生産性の向上などの観点から評価する標準的な手法を整備				【経済産業大臣、環境大臣】	
大阪ブルー・オーシャン・ビジョンの実現に向けた具体的取組である「マリーン・イニシアティブ」に基づき、2023年頃に世界的なデータ集約等を活用した国際展開を進めるとともに、地方公共団体における海洋プラスチックごみ対策の推進を図る			左記の取組等を踏まえ、必要な取組・検討の実施	【外務大臣、環境大臣】	

（5）循環経済への移行とビジネス主導の国際展開・国際協力、その他

2021年度	2022年度	2023年度	2024年度～	担当大臣	KPI
予算編成 税制改正要望 / 秋～年末 / 通常国会					
下水道施設の省エネ技術及び創エネ技術の開発加速化					
省エネリノベーション、下水熱、下水道バイオマスエネルギー及び下水道由来水素に関する技術開発の加速化と導入促進を2025年度まで集中的に取り組む				【国土交通大臣】	
ICT・AI等を活用した下水道施設の効率的な管理～下水道DXの推進～					
データ形式の標準仕様等を策定するとともに、実証等を踏まえて下水道施設の施設情報や維持管理情報等のデータを一元管理する共通プラットフォームを構築し、台帳電子化を促進させる				【国土交通大臣】	
AIを活用した下水処理場における運転管理支援技術の開発・実証を行うとともに、ガイドラインを作成し、普及展開を図る					
下水処理場等の監視制御システムに対して、各社のシステム間に互換性を持たせるICT技術の開発・実証を行うとともに、ガイドラインを作成し、普及展開を図る					
汚水処理事業のリノベーション					
紙オムツの下水道受入検討 法改正を受けた単独浄化槽の転換や浄化槽台帳システム整備などの汚水処理のリノベーション・最適化を推進する				【国土交通大臣、環境大臣】	
国際民間航空機関（ICAO）における国際航空分野の二酸化炭素排出量削減					
国際民間航空機関（ICAO）におけるタスクグループ（日本が提案し設立）で、CO2排出削減の長期目標について、議長国として2022年までの検討を先導する		検討結果に応じ、適切に措置を実施		【国土交通大臣】	

（5）循環経済への移行とビジネス主導の国際展開・国際協力、その他

2021年度	2022年度	2023年度	2024年度～	担当大臣	KPI
予算編成 税制改正要望 / 秋～年末 / 通常国会					
脱炭素技術等の国際展開					
我が国の強みである技術力を活かして新しいビジネスを生み出し、環境性能の高い技術・製品等の国際展開を促進し、我が国が世界をリードしていき、世界の排出削減に最大限貢献していく				【外務大臣、経済産業大臣、環境大臣】	
日本の気候変動対策支援イニシアティブ2018に基づく各種施策の推進					
コ・イノベーションのための環境整備及び脱炭素市場の創造					
公的ファイナンスを活用した案件形成加速化と削減貢献分の見える化					
削減貢献量の見える化を通じ、低炭素製品等の国際的な評価向上や企業への投資呼び込みを促進					
CEFIA（Cleaner Energy Future Initiative for ASEAN。日本主導の官民イニシアティブ）において、2021年度内を目途に、島しょ国における再エネマイクログリッド構築やIoTによる工場設備最適制御等のプロジェクトの立ち上げを目指す				【経済産業大臣、環境大臣】	
パリ協定に基づく二国間クレジット制度（JCM）の活用、都市間連携、相手国の制度構築支援、環境インフラ海外展開プラットフォームにおける案件形成の強化等により、地域的な展開等も視野に、脱炭素・廃棄物処理・リサイクル・生活排水処理分野等の環境インフラの国際展開や脱炭素ドミノを推進する				【外務大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣】	
2021年度に日本が主導して構築する「アジアCCUSネットワーク」を通じて、CCUS実証で得た知見・技術のアジア展開を目指すとともに、東南アジア初となる大規模CCUS実証事業を2022年度に開始すべく、JCMの活用を見据えた実現可能性調査を進める				【経済産業大臣】	

（5）循環経済への移行とビジネス主導の国際展開・国際協力、その他

2021年度	2022年度	2023年度	2024年度～	担当大臣	KPI
予算編成 税制改正要望 / 秋～年末 / 通常国会					
エネルギー産業の国際展開					
・アジア新興国を中心にエネルギー政策対話を実施 ・インフラ案件のセールス、個別課題の交渉、人材育成・制度整備などの支援				【経済産業大臣】	
APECエネルギー大臣会合で合意した質の高い電力インフラガイドラインのアジア地域等への普及を促進					
エネルギー管理の判断基準の策定・運用能力向上に向けたトレーニングシステムの構築を支援					
最先端の高効率火力発電所の導入に向け、FS支援、専門家派遣・招へいなどの技術協力を実施					
我が国企業の技術力を用いて国際的な脱炭素化に貢献すべく、再生可能エネルギーの海外展開や海外での地熱ポテンシャル調査、海外でのCO2フリー水素製造・サプライチェーン展開、その他脱炭素化に資する最先端ビジネスの組成に向けた取組等を進める					
日本の優れた冷凍空調技術の国際展開					
世界最先端のグリーン冷媒技術の開発や、使用済フロン類を確実に回収する仕組みを強化し、我が国主導で2019年に設立したフルオロカーボンイニシアティブ等を通じ、それらの国際展開を推進する				【経済産業大臣、環境大臣】	
オゾン層保護法に基づき、代替フロンの製造・輸入を規制					
改正フロン排出抑制法に基づき、フロン類のライフサイクル全体を通した排出抑制を目的とした対策を推進					
冷凍冷蔵分野では世界トップクラスの省エネ性能を有する我が国の脱フロン型の自然冷媒機器の導入を促進					

（5）循環経済への移行とビジネス主導の国際展開・国際協力、その他

2021年度	2022年度	2023年度	2024年度～	担当大臣	KPI
予算編成 税制改正要望 / 秋～年末 / 通常国会					
国内外の石炭火力の見直し、CCUS/カーボンリサイクルの促進 内外一体で脱炭素社会の実現に取り組むため、国内の非効率石炭火力のフェードアウトに取り組み、石炭火力輸出支援について「インフラシステム海外展開戦略2025」（令和2年12月10日経協インフラ戦略会議決定）における新たな方針に基づき対応していくとともに、カーボンリサイクルに関する研究開発の推進及び国際連携強化 二酸化炭素回収・利用・貯留（CCUS）やカーボンリサイクルについて、2022年度までに広島県大崎上島での実証研究拠点の整備、北海道苫小牧でのCCUSプロセス実証、バイオマス・廃棄物由来の排ガス、大気からの分離回収・利用の研究開発・実証等を進める				【内閣総理大臣（内閣府特命担当大臣（科学技術政策））、外務大臣、財務大臣、文部科学大臣、経済産業大臣、環境大臣】	・海洋エネルギー・鉱物資源開発計画に基づき、 メタンハイドレートについては2023年から2027年の間に、民間企業が主導する商業化に向けたプロジェクトが開始されることを目指す 海底熱水鉱床については2023～2027年度以降に、民間企業が参画する商業化に向けたプロジェクトが開始されることを目指す
アジアCCUSネットワークの設立、アジア地域でのCCUS事業の促進 ASEAN/東アジア域でのCCUS活用に向けた環境整備や知見を共有するプラットフォームを設立することで、アジアでの脱炭素化に貢献する。各種会合や貯留ポテンシャル、経済及び法制度に関する調査の実施により、アジアでのCCUS事業の促進を進める				【経済産業大臣】	
国産資源開発の推進 メタンハイドレート等の国産資源開発の推進を行う 砂層型メタンハイドレート： 長期生産技術の開発や陸上産出試験、日本周辺海域での探査・試掘、海域環境調査等を実施 表層型メタンハイドレート： 回収技術の調査研究の成果を評価し、回収・生産技術の研究開発や海底状況調査、海域環境調査等を実施 方向性の確認・見直し 海洋産出試験等の実施 三次元物理探査船「たんさ」の活用により、2028年度までに概ね50,000平方キロメートルの物理探査を行うことで資源探査能力の獲得を目指す 日本周辺における有望な地質構造への機動的な試掘の実施				【経済産業大臣】 【内閣総理大臣（内閣府特命担当大臣（海洋政策）、内閣府特命担当大臣（科学技術政策））、文部科学大臣、経済産業大臣、国土交通大臣】	
海底熱水鉱床、レアアース泥等：資源量調査、生産技術開発等を実施					

（5）循環経済への移行とビジネス主導の国際展開・国際協力、その他

2021年度	2022年度	2023年度	2024年度～	担当大臣	KPI
予算編成 税制改正要望 / 秋～年末 / 通常国会					
新国際資源戦略 新国際資源戦略に基づく資源外交や権益確保、温暖化対策等の取組の強化を行う				【経済産業大臣】	
安定的な資源確保の促進 安定的かつ安価な資源の確保の推進 我が国企業による国内外の継続的な上流開発投資を支援 石油・天然ガス分野及び鉱物資源分野における資源国との関係強化 上流開発と一体となったCCS等脱炭素技術等の技術開発・実証・実装等の促進				【経済産業大臣】	• 2030年に国産を含む石油・天然ガスを合わせた自主開発比率を40%以上とする • 2030年にベースメタルの自給率を80%以上とする
流動性の高いLNG市場の拡大 流動性の高い国際LNG市場の拡大を主導するため、2030年度に日本企業の「外・外取引」を含むLNG取扱量が1億トンとなることを目指し、LNG関連事業に対する金融支援の強化や人材育成等に取り組む				【経済産業大臣】	
二次資源の確保 都市鉱山から有用金属資源を効率的にリサイクルする技術開発を着実に実施		技術開発を着実に実施するとともに、動静脈産業が一体となった戦略的な資源循環システムの構築を検討		【経済産業大臣、環境大臣】	
使用済小型家電の更なる効果的・効率的な回収・処理や東京2020大会都市鉱山メダルの成果も活用した普及啓発を推進	継続的な取組により、小型家電リサイクル制度の循環型社会への定着と循環産業の競争力を強化				

（5）循環経済への移行とビジネス主導の国際展開・国際協力、その他

2021年度	2022年度	2023年度	2024年度～	担当大臣	KPI
予算編成 税制改正要望 / 秋～年末 / 通常国会					
石油コンビナートの競争力強化 石油の有効利用及び製油所の国際競争力強化の観点から、石油コンビナート内の更なる連携を促進するとともに判断基準告示に基づき、国内石油精製業者の残油処理能力を向上				【経済産業大臣】	• 今後10年間（2023年まで）で、アジアでトップクラスの国際競争力をもつコンビナート群を再構築 【補助指標】 • 2021年度末までに、日本全体の減圧蒸留残渣油処理率を7.5%程度まで引き上げる
燃料供給インフラの強靭化と次世代化 カーボンニュートラル社会に向けたSSの経営力向上・経営多角化・デジタル化、総合エネルギー拠点化・省エネルギー化、レジリエンス強化、地域コミュニティ・インフラ化等を推進 燃料供給インフラの効率的な維持と次世代化に向け、新たな燃料供給体制構築や新サービスの創出を実現すべく、セルフSSにおけるAI等による給油許可監視支援の在り方について事業者の協力を得ながら検討を行うとともに、安全を確保しつつ、AI・IoTなどのデジタル新技術が積極的に導入されるよう実証等を実施				【経済産業大臣】	
製油所等における地震・津波対策及び大雨・高潮等対策等の実施を促進 系列BCP格付け審査委員会による格付け審査を継続し、各社の系列BCPを不断に見直す SSの地下タンク入換・大型化等の燃料在庫能力の強化と防災訓練の実施、緊急配送用ローリーの配備 災害時にLPガスの供給拠点となる中核充填所の新設及び機能拡充と防災訓練の実施 需要家側への燃料備蓄（自衛的備蓄）の推進				【経済産業大臣】	

（5）循環経済への移行とビジネス主導の国際展開・国際協力、その他

2021年度	2022年度	2023年度	2024年度～	担当大臣	KPI
予算編成 税制改正要望 / 秋～年末 / 通常国会					
事業者の省エネ・エネルギー転換の推進					
規制と支援の両面で、複数事業者が連携する省エネ取組を推進				【経済産業大臣、国土交通大臣】	• 次世代火力発電に係る技術ロードマップに基づき、2025年度頃までに段階的に次世代火力発電の技術確立を目指す 【補助指標】 • A-USCについて 2020年代の実用化を目指す（発電効率：現状39%程度→改善後46%程度） • IGCCについて、2020年代の実用化を目指す（発電効率：現状39%程度→改善後46%程度） • IGFCについて、2025年度までの技術の確立、2030 年代の実用化を目指す（発電効率：現状 39%程度→改善後 55%程度） • LNG火力について、2020年度頃までに1,700度級ガスタービンの実用化を目指す（発電効率：現状 52%程度→改善後 57%程度）
省エネ法に基づく定期報告書等のデータの企業秘密等に配慮した形でのオープン化の促進					
中小企業等の省エネ設備投資の支援					
業種別エネルギー消費原単位に関して、国際水準等を踏まえた目標を設定し、省エネ取組を推進					
2050年カーボンニュートラル達成に向け、産業・業務部門のベンチマーク目標値の見直し等を通じて、更なる省エネ取組を推進				【経済産業大臣】	
一般消費者への省エネ情報提供に関するガイドライン等の見直しに加え、小売事業者の情報提供の取組を評価する仕組みを検討	エネルギー小売事業者の省エネ情報提供の更なる取組を促進				
需要サイドにおける非化石エネルギー導入拡大に向けた制度の在り方検討					
原子力					
原子力については、可能な限り依存度を低減しつつ、原子力規制委員会によって世界で最も厳しい水準の規制基準に適合すると認められた場合には、立地自治体等関係者の理解と協力を得つつ、原発の再稼働を進める。また、道路整備等による避難経路の確保等を含め、原子力防災体制の構築の着実な推進や、自主的安全性向上の取組を通じて社会的信頼の回復に努める。さらに、人材・技術・産業基盤の強化に着手し、安全性等に優れた炉の追求、廃炉を含めたバックエンド問題の解決に向けた技術開発など、将来に向けた研究開発も推進する。				【内閣総理大臣（内閣府特命担当大臣（原子力防災））、文部科学大臣、経済産業大臣、環境大臣】	
火力発電の高効率化に向けた技術開発等					
A-USC、IGCC 、IGFCの実用化に向けた次世代発電技術開発				【経済産業大臣】	
高効率ガスコンバインドサイクル発電（1,700度級）に係る個別技術の段階的な導入					
発電所運転の高度化・サイバーセキュリティ強化					
AIを用いた発電所運転の高度化、電力分野のサイバーセキュリティ強化				【経済産業大臣】	

（5）循環経済への移行とビジネス主導の国際展開・国際協力、その他

2021年度	2022年度	2023年度	2024年度～	担当大臣	KPI
予算編成 税制改正要望 / 秋～年末 / 通常国会					
電力ネットワークの強靱化 電力ネットワークについては、電力広域機関が全国的な送電網整備のマスタープランを策定し、将来の電源ポテンシャルを踏まえて整備することに併せて、送電網の整備費用の一部を電力料金に上乗せすることを認めることで、電力ネットワークの強靱化を図っていく。あわせて、経済産業大臣が「レベニューキャップ（収入上限）」を承認することを条件に、その枠内であれば、送配電事業者が託送料金を柔軟に変更することができる制度が法律上位置付けられたことを通じて、送配電網の増強や鉄塔の計画的な更新など必要な送配電投資を着実に実施するとともに、コスト効率化にも取り組むよう促す				【経済産業大臣】	・地域間連系線等の増強を後押しするための環境整備を行い、東北東京間連系線の増強（573万kWから1028万kW）については2027年度を、FC（周波数変換設備）の増強（210万kWから300万kWまで）については2027年度を目標に運用開始を目指す。また、北本連系線の増強（90万kWから120万kW）について、2027年度を目標に運用開始を目指す
分散型電源の更なる普及拡大 電源については、分散型電源を束ねて供給力として提供する事業者（アグリゲーター）が法律上位置付けられたことを契機に、分散型電源の更なる普及拡大、真の地産地消型エネルギーシステムの推進を図る					
再生可能エネルギーの最大限の導入 国産エネルギーであり、脱炭素化という国際的な責任を果たすための最大の柱となる再生可能エネルギーについては、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法の改正法の成立により、固定価格買取制度（FIT制度、Feed-in Tariff）に加え、新たに市場価格に一定のプレミアムを上乗せして交付する制度（FIP制度、Feed-in Premium）が創設された（2022年４月施行）。両制度の運用を通じて、国民負担の抑制を図りながら最大限の導入を促す					
マイクロ波無線送電技術の研究開発・実証等 宇宙太陽光発電システム等の要素技術であるマイクロ波無線送電技術の研究開発・実証や他産業への応用等を進める				【文部科学大臣、経済産業大臣】	

（5）循環経済への移行とビジネス主導の国際展開・国際協力、その他

2021年度	2022年度	2023年度	2024年度～	担当大臣	KPI
予算編成 税制改正要望 / 秋～年末 / 通常国会					
地域循環共生圏の創造・ゼロカーボン・シティの促進 地域循環共生圏の具現化と、2050年までのCO2排出実質ゼロ表明自治体（ゼロカーボンシティ）を含めた地方公共団体等を支援するため 、改正温対法に基づく地域脱炭素化促進事業の拡大に向けた地方公共団体の計画策定支援、官民連携で行う地域再エネ事業の実施・運営体制構築支援、地域の再エネ導入に適したエリアの可視化や合意形成の円滑化等の環境整備、初期投資ゼロモデルの活用等による企業・公的機関の再エネ活用の促進、地域再エネを活用した地産地消の分散型エネルギーシステムの構築、地方公共団体実行計画の取組の充実等を進める				【経済産業大臣、環境大臣】	
地域の脱炭素化に向けた社会変革の推進 地域の脱炭素化に向けた社会変革を推進するための分野横断的な研究開発を推進するとともに、各地域における「知の拠点」としての大学等の機能を強化するため大学等間連携を推進				【文部科学大臣、経済産業大臣、環境大臣】	
地域における円滑な風力・太陽光の導入 風力・太陽光の導入促進のため、先進的な取組等について地方公共団体等と情報共有や議論を行う地域協議会の開催及び一般海域利用ルールを定めた再エネ海域利用法の円滑な施行・運用				【内閣総理大臣（内閣府特命担当大臣（海洋政策））、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣】	
バイオマス発電の導入拡大に向けた環境整備 未利用材の安定的・効率的供給による木質バイオマス、下水汚泥などの廃棄物バイオマスなどの発電及び熱利用について、地域の農林業、畜産業等と合わせた多面的導入拡大を図るための環境整備を実施				【農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣】	
ナッジ等による国民運動の展開 ナッジ・ブーストなどの行動インサイトとAI/IoTなど先進技術の融合（BI-Tech）により、個人の価値観に即した働きかけを通じて省エネや再エネ活用の推進等の環境配慮等の行動変容を促す製品・サービス・ライフスタイルのマーケットを拡大				【経済産業大臣、環境大臣】	

（5）循環経済への移行とビジネス主導の国際展開・国際協力、その他

2021年度	2022年度	2023年度	2024年度～	担当大臣	KPI
予算編成 税制改正要望 / 秋～年末 / 通常国会					
J-クレジット制度等における手続電子化やブロックチェーン等を活用した市場創出					
J-クレジット制度等における手続電子化やブロックチェーン等を活用した市場創出を検討し、最速で2022年度からの運用開始を目指す			左記の取組等を踏まえ、必要な取組・検討の実施	【農林水産大臣、経済産業大臣、環境大臣】	
企業経営の脱炭素化の推進					
サプライチェーン全体の排出削減に向け、企業によるパリ協定と整合した目標等の達成のための実行計画策定や中小企業の脱炭素化に資するガイドラインを2021年度中に改定する	2022年度から改正温対法に基づく企業の排出量や削減取組等の更なる見える化や普及啓発活動も通じて幅広い事業者に脱炭素経営の実践を促す			【経済産業大臣、環境大臣】	
気候変動×防災					
「気候変動×防災」の観点で、廃棄物処理施設の地域のエネルギーセンターとしての活用、遊水効果を持つ湿地などの自然生態系を活用した防災・減災の実装、災害等に係る気候変動リスク情報の整備活用、熱中症対策行動計画に基づく熱中症警戒アラートといった情報発信の強化等、地域の「気候変動×レジリエンス」と地域循環共生圏の同時実現等を推進する				【内閣総理大臣（内閣府特命担当大臣（防災））、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣】	
気候変動への適応の推進					
気候変動適応法の下、気候予測、気候変動影響及び適応に係る科学的知見の充実や情報基盤の整備を進めるとともに、気候変動適応計画（2021年度改定予定）に基づき、農林水産業や防災、熱中症対策等に関する適応策を推進し、強靭な地域づくりや適応ビジネスの発展を推進。また、熱中症については、熱中症対策行動計画に基づき、熱中症予防行動の定着を図る				【総務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣】	

（5）循環経済への移行とビジネス主導の国際展開・国際協力、その他

2021年度	2022年度	2023年度	2024年度～	担当大臣	KPI

予算編成
税制改正要望

秋～年末

通常国会

気候変動対策のための観測・予測の充実・利活用促

気候変動対策のための科学的基盤として利活用を進めるため、気象衛星やシミュレーション技術等の高度化により、大気・海洋の観測・予測を充実

継続的、効果的な大気・海洋の観測・予測の実施
日本の気候変動に関する科学的情報の取りまとめ

次世代スーパーコンピュータの整備

次世代スーパーコンピュータの運用

切れ目のない気象衛星観測体制を確実にするため、2022年度までに次期気象衛星の仕様や整備・運用計画を検討する

高密度観測等の最新技術を取り入れた次期気象衛星について、2023年度を目途に製造に着手し、2029年度を目途に運用開始する

【国土交通大臣、文部科学大臣】

グリーン社会の実現に向けた国土交通グリーンチャレンジの推進

国土・都市・地域空間におけるグリーン社会の実現に向け、2030年の運輸・民生部門での排出削減等に向けた緩和策・適応策等に取り組む国土交通グリーンチャレンジをくらし、まちづくり、交通、インフラなど、分野横断・官民連携により推進

【国土交通大臣】

（5）循環経済への移行とビジネス主導の国際展開・国際協力、その他

2021年度	2022年度	2023年度	2024年度～	担当大臣	KPI
予算編成 税制改正要望 / 秋～年末 / 通常国会					
生物多様性に配慮した企業活動の支援 ・TNFD, SBT for Nature, ポスト2020生物多様性枠組等の国際動向も踏まえ、企業所有地等を生物多様性保全に貢献する区域として認定する基準の考え方を取りまとめるとともに、生物多様性保全と経営・投融資に関するガイドラインを策定	・ベストプラクティスの収集 ・ガイドラインの普及 ・左記の取組等を踏まえ、必要な取組・検討の実施			【環境大臣】	
SATOYAMAイニシアティブの推進 生物多様性条約（CBD）COP15を機に、里地・里山・里海の保全を目指すSATOYAMAイニシアティブを推進する 本イニシアティブを踏まえた生物多様性国家戦略が策定されるよう、CBD COP16が開催される2023年頃までに、約120か国の途上国を支援				【環境大臣】	• SATOYAMAイニシアティブを踏まえた生物多様性国家戦略が策定されるよう、2023年頃までに、約120か国の途上国を支援する
ヒアリ等の侵略的外来種の非意図的侵入防止 ヒアリ等の侵略的外来種の非意図的侵入防止に関して、国内の水際対策を継続・強化する CBD COP15において侵略的外来生物の非意図的侵入防止のための国際連携強化を促す CBD COP15の成果を踏まえ、侵略的外来生物の非意図的侵入防止のための新規技術の開発・普及や国際連携強化を進める 対策に関係する主体の連携強化の仕組みの導入				【総務大臣、外務大臣、財務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣】	
環境要因を考慮した統計（グリーンGDP（仮称）など）や指標の研究・整備 カーボンニュートラルの実現に向けて、国連が定める国際基準である環境経済勘定体系(SEEA)や国際機関等による研究に則しつつ、環境要因を考慮した統計（グリーンGDP（仮称）など）や指標に係る研究やその整備を関係省庁が連携して行う				【内閣総理大臣（内閣府特命担当大臣（経済財政政策））、環境大臣】	

4.「人」への投資の強化
（1）フリーランスの保護制度の在り方　（2）テレワークの定着に向けた取組

2021年度	2022年度	2023年度	2024年度～	担当大臣	KPI
予算編成 税制改正要望 / 秋～年末 / 通常国会					
フリーランスの環境整備 ・事業者とフリーランスの取引について、書面での契約のルール化など、法制面の措置を検討 ・フリーランスのセーフティーネットについて検討 ・「フリーランスとして安心して働ける環境を整備するためのガイドライン」の周知 ・フリーランスの取引に関するトラブル等への丁寧な相談対応の実施 ・発注事業者とフリーランスとの取引におけるトラブルに迅速に対応できるよう、独占禁止法や下請代金支払遅延等防止法に基づく執行体制の充実 ・上記ガイドラインの内容を下請振興法に基づく振興基準に反映したことを踏まえ、業所管省庁が業種別の下請ガイドラインを改定し、これに基づいて執行を強化				【内閣総理大臣（経済再生担当大臣、公正取引委員会に関する事務を担当する内閣府特命担当大臣）、厚生労働大臣、経済産業大臣】	• 2022年：転職入職率 9.0%
テレワークの定着に向けた取組 労働時間の把握・管理、健康確保等に関して2021年３月に改定した「テレワークガイドライン」の内容について、分かりやすく紹介したパンフレット等により丁寧に周知 新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止の観点からも、テレワーク相談センターの設置・運営やテレワーク導入に係る助成等による導入支援を強力に推進				【厚生労働大臣】	
多くの企業が新型コロナウイルス感染症対策としてテレワークを経験したことを踏まえ、良質なテレワークの定着・加速に向けて、テレワーク導入企業に対する評価の仕組みについて新たに検討 全国的な導入支援体制の整備、中小企業に対する専門家による無料相談				【総務大臣】	

（3）兼業・副業の解禁や短時間正社員の導入促進などの新しい働き方の実現
ⅰ）兼業・副業の促進 ⅱ）エッセンシャルワーカー等の就業環境の整備

2021年度	2022年度	2023年度	2024年度～	担当大臣	KPI
予算編成 税制改正要望 / 秋～年末 / 通常国会					
兼業・副業の促進					
「副業・兼業の促進に関するガイドライン」の周知により兼業・副業の促進を図る				【厚生労働大臣】	• 2022年：転職入職率 9.0%
「モデル就業規則」の周知に努める				【厚生労働大臣】	
複数就業者のセーフティネットとして、非災害発生事業場の賃金額も合算して給付基礎日額の算定を行う等の労災保険給付や65歳以上の者の本人の申出を起点として2つの事業所の労働時間を合算して適用する雇用保険の適用を内容とする2020年の法改正について広く周知				【厚生労働大臣】	
中小企業の経営課題を解決する副業・兼業等を含む中核人材の確保に向け、商工会議所、地域金融機関やよろず支援拠点等の地域の支援機関が連携する場の創設や支援ノウハウの共有等を通じた、中小企業における中核人材確保のための取組事例の創出と横展開				【経済産業大臣】	
国家公務員の兼業について、公益的活動等を行うための兼業を希望する者が円滑に制度を利用できるよう、明確化した兼業許可基準の更なる周知				【内閣総理大臣（国家公務員制度担当大臣）】	
エッセンシャルワーカー等の就業環境の整備					
医療・介護関係者、清掃、公共交通、運輸・物流・電力・ガス・水道等、社会を支えるエッセンシャルワーカー等が安心して働くことができる就業環境の整備を推進				【内閣総理大臣（新型インフルエンザ等対策特別措置法に関する事務を担当する国務大臣）、法務大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣、国土交通大臣】	

iii）70歳までの就業機会の確保等

2021年度	2022年度	2023年度	2024年度～	担当大臣	KPI
予算編成 税制改正要望 / 秋～年末 / 通常国会					
70歳までの就業機会確保					
2021年４月から施行された改正高年齢者雇用安定法について事業主や労働者に広くその内容を周知するとともに、施行後における就業機会確保の実態の進捗を踏まえて、70歳までの就業機会確保について、企業名公表による担保（いわゆる義務化）のための法改正を検討する				【厚生労働大臣】	• 2025年：65歳～69歳の就業率：51.6%
地方公共団体を中心とした就労促進の取組と地域の企業との連携の推進、シルバー人材センターの機能強化、企業のニーズと高齢者の経験・就業意欲を踏まえたマッチング機能の強化					
高齢期を見据えたキャリア形成支援、リカレント教育の推進、高齢者の安全・健康の確保、能力及び成果を重視する評価・報酬体系構築の支援など、高齢者が能力を発揮し、安心して活躍するための環境を整備。また、女性会員の拡充を含めたシルバー人材センターの機能強化など、中高年齢層の女性の就労支援を推進					
働き方の多様化や高齢期の長期化・就労拡大に伴う年金制度の見直し					
2020年に成立した年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の円滑な施行を図り、長期化する高齢期の経済基盤を充実					

ⅳ）生産性を最大限に発揮できる働き方に向けた支援

2021年度	2022年度	2023年度	2024年度～	担当大臣	KPI
予算編成 税制改正要望 / 秋～年末 / 通常国会					
長時間労働の是正をはじめとした働く環境の整備					
時間外労働時間規制について、適切な施行に努める				【厚生労働大臣】	
2024年４月からの建設業や医師等への適用に向けて、相談体制の充実や制度の周知徹底、適用猶予期間においても、必要な法整備を含め、時間外労働の削減や労働者の健康確保のための取組を行うよう働きかけや支援を行うなど、円滑な法の適用に向けた取組を行う				【厚生労働大臣、国土交通大臣】	• 2022年：不本意非正規雇用労働者の割合10 %以下
人的資本情報の見える化					
「人材版伊藤レポート」 や、非財務情報や人的資本の開示に関する国際的な議論なども踏まえ、関係省庁が連携し、企業の人的資本に関する「情報の見える化」の促進や機関投資家等への情報発信を一層推進				【内閣総理大臣（内閣府特命担当大臣（金融））、経済産業大臣】	
2021年６月のコーポレートガバナンス・コードの改訂も受け、人的資本への投資も含め、経営資源の配分に対する取締役会の実効的な監督や、分かりやすく具体的な開示を促進					

ⅳ）生産性を最大限に発揮できる働き方に向けた支援

2021年度	2022年度	2023年度	2024年度～	担当大臣	KPI
予算編成 税制改正要望 / 秋～年末	通常国会				
雇用形態にかかわらない公正な待遇の確保					
パートタイム・有期雇用労働法、労働者派遣法等の改正法の適切な施行				【厚生労働大臣】	
2021年４月からパートタイム・有期雇用労働法が中小企業にも適用されたことを踏まえ、引き続き働き方改革推進支援センターにおいて中小企業・小規模事業者等に対する相談支援を行うほか、事業主向けの「取組手順書」や業界別の「不合理な待遇差解消のための点検・検討マニュアル」等を活用した支援を実施					
ハラスメント対策の強化					・2022年：不本意非正規雇用労働者の割合10 %以下
労働施策総合推進法、男女雇用機会均等法等の改正により、事業主に対してパワーハラスメント防止のための雇用管理上の措置義務が設けられたことやセクシュアルハラスメント等の防止対策が強化されたことを踏まえ、中小企業等が適切に措置を講ずることができるよう周知啓発や専門家による企業の取組支援などを実施				【厚生労働大臣】	
賃金の資金移動業者の口座への支払					
賃金の資金移動業者の口座への支払について、賃金の確実な支払等の労働者保護が図られるよう、資金移動業者が破綻した場合に十分な額が早期に労働者に支払われる保証制度等のスキームを構築しつつ、労使団体と協議の上、2021年度できるだけ早期の制度化を図る。あわせて、諸外国の事例も参考にしつつ、マネー・ロンダリング等についてリスクに応じたモニタリングを行う	制度の実施			【内閣総理大臣（内閣府特命担当大臣（金融））、厚生労働大臣】	

（4）女性・外国人・中途採用者の登用などの多様性の推進ｉ）女性活躍の更なる拡大

2021年度	2022年度	2023年度	2024年度～	担当大臣	KPI
予算編成 税制改正要望 / 秋～年末 / 通常国会					
改正女性活躍推進法の施行を踏まえた取組の強化					
女性活躍推進法の改正内容の周知徹底や企業向け相談対応・個別訪問等				【内閣総理大臣（内閣府特命担当大臣（男女共同参画））、厚生労働大臣】	• 2022年：東証一部上場企業役員に占める女性の割合12% • 2025年：民間企業の課長相当職に占める女性の割合18%
地域の多様な主体の女性活躍の取組を支援・推進					
ジェンダー投資の推進、女性役員の育成					
上場企業における女性役員登用状況の公表や、女性役員の登用が進んでいない要因の調査、社内取締役に占める女性割合が高い企業の取組の好事例の収集を推進				【内閣総理大臣（内閣府特命担当大臣（男女共同参画））、経済産業大臣】	
企業の女性活躍の要素を投資判断に考慮するジェンダー投資について、2020年度に取りまとめた「ジェンダー投資に関する調査研究報告書」を企業経営者や機関投資家等に周知することで、女性活躍の取組推進を促す					
女性の役員となる人材の確保に向け、女性役員育成研修の実施及び地域や民間における取組を推進するとともに、女性リーダー人材バンクの充実と更なる活用を図る					
ダイバーシティ経営の推進					
女性をはじめ多様な人材の能力を最大限発揮させるダイバーシティ経営について、「ダイバーシティ2.0行動ガイドライン」や企業事例の普及等を通じ、企業における取組を促進				【経済産業大臣】	

ｉ）女性活躍の更なる拡大

2021年度	2022年度	2023年度	2024年度～	担当大臣	KPI
予算編成 税制改正要望 / 秋～年末 / 通常国会					
中高年世代を含む多様な女性の活躍促進、女性の健康支援					
新規就業支援を図る「官民連携プラットフォーム」の設置・活用促進や、キャリアアップを総合的に支援するモデル開発推進、女性のニーズに寄り添って活動しているNPO等の先進的な取組への支援等を通じ、多様な女性の労働市場への再参入を推進				【内閣総理大臣（まち・ひと・しごと創生担当大臣、内閣府特命担当大臣（男女共同参画））、文部科学大臣、厚生労働大臣】	• 2025年：25歳～44歳の女性就業率：82% • 2025年：第１子出産前後の女性の継続就業率：70%
女性特有のがん検診受診のための支援を実施					
保育の受け皿整備、地域における子育て支援の充実					
「新子育て安心プラン」（2020年12月21日公表）に基づき、2021年度から2024年度までの４年間で約14万人分の保育の受け皿を整備				【内閣総理大臣（内閣府特命担当大臣（少子化対策））、厚生労働大臣】	• 2021年度から2024年度末までに約14万人分の保育の受け皿整備 • 2023年度末までに約30万人分の放課後児童クラブの受け皿整備
「新・放課後子ども総合プラン」に基づき、放課後児童クラブの更なる受け皿整備を推進					
地域子育て支援拠点の設置及び多機能化等を促進					
男性の育児休業等の取得促進、育児・家事への参画促進					
女性が出産後もキャリアを継続することができるよう、男性の育児・家事への参加を促し、育児・家事の負担が女性に偏っている現状の是正を図るため、2021年に成立した改正育児・介護休業法の円滑な施行を図る				【厚生労働大臣】	• 2025年：男性の育児休業取得率：30% • 2025年：男性の配偶者の出産直後の休暇取得率：80%

ⅱ）高度外国人材の受入促進

2021年度	2022年度	2023年度	2024年度～	担当大臣	KPI
予算編成 税制改正要望 / 秋～年末 / 通常国会					
留学生等の国内就職促進及び就職後の活躍促進のための政府横断的な取組					
• 高度外国人材活躍推進プラットフォーム（事務局：JETRO）において、「高度外国人材活躍推進ポータルサイト」の更なる充実を図るとともに、関係省庁連携による就職マッチングイベントや企業及び支援者向けウェブセミナーを開催するほか、海外の高度人材に向けた情報発信を一層強化 • 企業が留学生の採用から入社後の活躍まで、それぞれの段階で支援施策を参照できるよう、関係省庁の施策を分かりやすく整理して発信	左記施策の着実な推進			【経済産業大臣】	• 2025年度末までに我が国の高等教育機関を卒業・修了した外国人留学生（国内進学者を除く）のうち我が国での就職者の割合50%を目指す
• 経済団体・企業や大学等に対し、「外国人留学生の採用や入社後の活躍に向けたハンドブック」を踏まえ、多様な日本語能力や専門性に応じた採用選考等の実施や積極的な情報発信を促す • 日本人社員と外国籍社員の職場における効果的なコミュニケーションを促すために作成した動画教材・手引の企業等への周知・活用を関係省庁連携の下、働きかける	左記施策の着実な推進			【経済産業大臣】	• 2022年末までに40,000人の高度外国人材の認定を目指す
大学とハローワークの留学生就職支援協定の締結を促進し、両者による取組の好事例・ノウハウ等の横展開を通じて、全国の大学・関係機関等とハローワークの留学生支援を強化	左記施策の着実な推進			【厚生労働大臣】	
「外国人在留支援センター」において、高度外国人材の国内就職促進や活躍促進に係る支援を含めた効果的・効率的な在留支援	左記施策の着実な推進			【法務大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣】	
JICAにおいて、国内企業、地方自治体等による外国人材の受入れ拡大・円滑化を支援	左記施策の着実な推進			【外務大臣】	

ⅱ）高度外国人材の受入促進

2021年度	2022年度	2023年度	2024年度～	担当大臣	KPI
予算編成 税制改正要望 / 秋～年末 / 通常国会					
教育プログラム等の充実					
外国人留学生関連施策について、新型コロナウイルス感染拡大による影響及び技術流出防止対策とのバランスに留意しつつ、受入れの質の一層の向上を図るため、留学生就職促進教育プログラム認定制度に基づき、2021年秋頃までに認定を開始し、2026年度末を目途に50以上の教育拠点での認定を目指す。また、受入教育機関における適切な在籍管理の徹底、遠隔・オンラインも活用した教育の提供や情報発信、帰国留学生とのネットワーク強化などを実施・推進				【文部科学大臣】	• 2025年度末までに我が国の高等教育機関を卒業・修了した外国人留学生（国内進学者を除く）のうち我が国での就職者の割合50%を目指す • 2022年末までに40,000人の高度外国人材の認定を目指す
日本語教師の能力等を証明する新たな資格や日本語教育機関の水準の維持・向上を図るための仕組みについて、2022年通常国会での法案提出も視野に検討	左記資格の創設・運用			【文部科学大臣】	
外国人の子供に対する日本語指導等の支援体制の充実を図り高等学校段階において日本語の個別指導を教育課程に位置付ける制度の円滑な導入を目指す		左記制度の導入・運用		【文部科学大臣】	
外国人の子供の就学機会の確保のため、2025年度までに全ての外国人の子供の就学状況を一体的に管理・把握できるようにする			左記施策の着実な運用	【文部科学大臣】	
専ら外国人の子供の教育を目的としている施設（いわゆる「外国人学校」）に通う子供たちの健康管理の在り方に関し検討	左記検討を踏まえた施策の着実な実施			【文部科学大臣】	
専修学校の留学生に対して、来日前からの入学予定校でのオンライン授業の実施や企業等とより密接に連携した就職支援体制整備などの取組を通じ、留学生の確保から国内企業への就職まで総合的に受け入れるモデルを構築			左記施策の展開・普及	【文部科学大臣】	
外国人材が来日直後から円滑に生活や就労ができ、受入企業や地域に馴染みやすい環境を整えるため、日本語専門家派遣による研修等を通じた諸外国における日本語教師の育成や、助成事業を通じた日本語教育機関の活動の支援、適切な教材や評価方法の開発・提供により、来日前の日本語学習環境の整備を推進する。また、現地の関係機関とも協力した日本文化発信事業等により、海外における日本文化理解の促進及び外国人材の来日意欲の喚起を図る				【外務大臣】	

ⅱ）高度外国人材の受入促進

2021年度	2022年度	2023年度	2024年度～	担当大臣	KPI
予算編成 税制改正要望 / 秋～年末 / 通常国会					
入国・在留管理制度等の見直し					
外国人起業活動促進事業や在留資格の「特定活動」に本邦の大学等を卒業した外国人による我が国での起業活動を追加した措置について、起業成功事例等を関係機関などで共有し、外国人による起業を促進	左記事業・措置の着実な運用			【法務大臣、経済産業大臣】	• 2025年度末までに我が国の高等教育機関を卒業・修了した外国人留学生（国内進学者を除く）のうち我が国での就職者の割合50%を目指す • 2022年末までに40,000人の高度外国人材の認定を目指す
新型コロナウイルス感染症対応の一環として、引き続き、留学生を含め帰国が困難となった外国人に関する在留期間の更新や在留資格の変更等を柔軟に認めるとともに、必要に応じて、資格外活動許可を付与	必要に応じ左記施策の継続検討			【法務大臣】	
受入機関データベースシステムの開発を完了し、運用を開始	左記データベースの着実な運用			【法務大臣】	
在留申請手続について、2022年春から外国人本人によるオンライン申請を可能とするほか、「日本人の配偶者等」などの在留資格に係る申請をオンライン申請の対象に追加	左記申請の導入・運用			【法務大臣】	
2022年度からの在留資格認定証明書の電磁的方法による交付を検討		左記交付の導入・運用		【法務大臣】	
在留手続や特定登録者カードの交付などに係る手数料の電子納付を検討			左記電子納付の導入・運用	【法務大臣】	

ⅲ）中途採用・経験者採用の促進

2021年度	2022年度	2023年度	2024年度～	担当大臣	KPI
予算編成 税制改正要望 / 秋～年末 / 通常国会					
中途採用・経験者採用の拡大等					
2021年4月施行の改正労働施策総合推進法に基づき、常時雇用する労働者数301人以上の大企業に対する正規雇用労働者の中途採用比率の定期的な公表の義務付けに関し、その内容を周知するなど、円滑な施行を図る				【厚生労働大臣】	• 2022年：転職入職率 9.0%
中途採用・経験者採用協議会で提起された好事例の横展開等により、雇用慣行の変革に向けた運動を展開				【厚生労働大臣、経済産業大臣】	
各企業に対して、採用制度及び評価・報酬制度の見直しを促す					
中途採用等支援助成金等を活用した支援				【厚生労働大臣】	
経営支援機関等による中小企業の中核人材確保に向けた支援を実施				【経済産業大臣】	
多様な選考・採用機会の拡大					
学生の学修環境の確保を前提に、今後の時代にふさわしい学生と企業の就職・採用活動の在り方について、「インターンシップの推進に当たっての基本的な考え方」の見直しも含め、対応の方向性について、着実に検討	検討を踏まえつつ、今後の時代にふさわしい学生と企業の就職・採用活動の在り方を推進			【内閣総理大臣（一億総活躍担当大臣）、文部科学大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣】	
経済界への要請等により「年齢にかかわりない転職・再就職者受入れ促進のための指針」を踏まえた取組を促進し、中途採用の拡大等の状況に応じて見直し				【厚生労働大臣】	
若者雇用促進法に基づく指針を踏まえた、通年採用や秋季採用の導入などの取組を促進					
若者雇用促進法に基づく指針を踏まえた、地域を限定して働ける勤務制度など新卒者等が希望する地域で将来のキャリア展望が描ける募集・採用の仕組みの導入を促進し、地域を限定して働ける勤務制度の導入等の状況に応じて見直しを検討					

（6）労働移動の円滑化ｉ）雇用の維持と労働移動の円滑化

2021年度	2022年度	2023年度	2024年度～	担当大臣	KPI
予算編成 税制改正要望 / 秋～年末 / 通常国会					
雇用の維持と労働移動の円滑化 ・雇用調整助成金の特例措置等については、引き続き、感染が拡大している地域・特に業況が厳しい企業に配慮しつつ、雇用情勢を見極めながら段階的に縮減 ・大企業への雇用維持支援策の強化の一環として、大企業でシフト制等の勤務形態で働く労働者が休業手当を受け取れない場合に、休業支援金・給付金の対象化 ・新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、在籍型出向により労働者の雇用を維持する場合に、産業雇用安定助成金により出向元と出向先の双方の事業主に対して助成 ・新型コロナウイルス感染症の影響により離職を余儀なくされた労働者であって、就労経験のない職業に就くことを希望する者を試行雇用する事業主の負担を軽減し、異なる分野への円滑な移動を支援 ・出向・移籍による失業なき労働移動に関する情報提供・相談等を行う産業雇用安定センターによるマッチング体制を強化 ・労働移動支援助成金の早期雇入れ支援コースにおいて成長企業へ再就職する場合に助成額の加算	・雇用情勢等や実績・効果を踏まえ、必要な対応を検討・実施 ・今後の施策の在り方に反映			【厚生労働大臣】	• 2022年：転職入職率 9.0%
スタートアップの成長に寄与する人材を効率的・効果的にマッチングする好連携の創出を支援	スタートアップへの人材流動の大規模化かつ加速化を推進			【経済産業大臣】	

ⅱ）リカレント教育の推進

2021年度	2022年度	2023年度	2024年度～	担当大臣	KPI
予算編成 税制改正要望 / 秋～年末	通常国会				
大学・専門学校等学校におけるリカレントの推進					
社会人向けの実践的なプログラムの開発・拡充やリカレント教育を支える専門人材の育成、リカレント教育推進のための情報発信等の学習基盤に関する整備に向けた取組を実施				【文部科学大臣】	• 大学・専門学校等での社会人受講者数を2022年度までに100万人とする
企業や職業訓練機関におけるリカレントの推進					
教育訓練給付におけるIT分野の講座充実に向けた関係府省の連携の推進等により、第四次産業革命などデジタル技術の進展を踏まえたニーズに応じた人材育成を強化				【文部科学大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣】	• 2022年：専門実践教育訓練給付の対象講座数を5,000とする
教育訓練給付制度におけるオンラインや土日・夜間の講座の充実を図るとともに、学び直しに関するポータルサイトとの連携を強化する等により、教育訓練給付の対象講座等に関する情報発信を強化し、制度の利用を促進				【文部科学大臣、厚生労働大臣】	
労働者が主体的に学ぶための時間を確保できるよう、企業における教育訓練休暇制度や教育訓練短時間勤務制度、残業免除制度等の普及を促進				【厚生労働大臣】	• 第四次産業革命スキル習得講座認定を受けた講座数を2022年度までに150講座とする
企業内におけるキャリアコンサルティング（セルフ・キャリアドック）の導入支援やマイナポータルとの連携を含むジョブ・カードのデジタル化を推進					
公的職業訓練の訓練内容の高度化や効率的な訓練実施のためのICTの導入に向けた検討を行い、速やかに結論	公的職業訓練における訓練内容の高度化や効率的な訓練実施のためのICTの導入				
価値創造性人材の育成					
「大学等における価値創造人材育成拠点の形成事業」及び「大企業等人材による新規事業創造促進事業」を実施し、個人の内面や顧客ニーズに基づく創造的な発想をビジネスにつなぐ教育プログラムを開発するとともに、実践する大学等の拠点を早急に構築				【文部科学大臣、経済産業大臣】	
教育プログラムの在校生や卒業生をはじめ、個々の創造性をビジネスの現場で発揮するための環境整備について検討				【経済産業大臣】	

iii）主体的なキャリア形成を支える環境整備

2021年度	2022年度	2023年度	2024年度～	担当大臣	KPI
予算編成 税制改正要望 / 秋～年末 / 通常国会					
主体的なキャリア形成を支える環境整備					
職業情報提供サイト「日本版O-NET」について、労働市場の変化に応じて情報の収集・分析・更新や、関連システムとの連携等を行うとともに、コンテンツを更に充実				【厚生労働大臣】	
ホワイトカラー職種に求められる能力を明確化し、効果的なマッチング等につなげるための職業能力診断ツール開発に必要なデータの収集・分析、ツール開発	ツールの活用を通じた、効果的なマッチング等の実施				• 2022年：転職入職率9.0%
労働者がキャリアコンサルティングを受けやすい環境の更なる整備（キャリアコンサルタント登録制度の運用、キャリア形成サポートセンターの運営）					• 大学・専門学校等での社会人受講者数を2022年度までに100万人とする
ジョブ・カードの更なる普及（キャリア形成サポートセンターの運営、周知・広報、新サイトの構築（ジョブ・カードのデジタル化））	ジョブ・カードの更なる普及（キャリア形成サポートセンターの運営、新サイトの運営（ジョブ・カードのデジタル化））				
職業能力開発促進法施行規則の改正を踏まえた新たな養成講習、更新講習、試験等の着実な実施によるキャリアコンサルタントの資質向上の促進					• 2022年：専門実践教育訓練給付の対象講座数を5,000とする
出産・育児等でキャリアを中断した女性の職場復帰、非正規雇用からのキャリアアップ、高等学校等の卒業後に就職した者の大学や専修学校等での学び直しなど、ライフステージに応じたキャリアアップを公的職業訓練や教育訓練給付により支援				【文部科学大臣、厚生労働大臣】	
HRテクノロジーの導入・活用による中小企業の生産性向上等に向けた支援				【経済産業大臣】	
中小企業におけるHRテクノロジーの導入支援や活用事例の周知を行い、同テクノロジーの導入・活用による中小企業における多様な人材の活躍や生産性向上を支援する					
解雇無効時の金銭救済制度の検討				【厚生労働大臣】	
解雇無効時の金銭救済制度について、2021年度中を目途に、法技術的な論点についての専門的な検討の取りまとめ	労働政策審議会の最終的な結論を得て、所要の制度的措置				

ⅲ）主体的なキャリア形成を支える環境整備

2021年度	2022年度	2023年度	2024年度～	担当大臣	KPI
予算編成 税制改正要望 / 秋～年末 / 通常国会					
治療と仕事の両立支援 主治医と企業の連携の中核となり、患者に寄り添い支援する両立支援コーディネーターの育成・配置を一層進めるとともに、「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」等の周知の徹底により、企業・医療機関における支援体制の強化、連携の円滑化を図る 都道府県労働局、労使、自治体、地域の医療機関等で構成される地域両立支援推進チームの取組等を通じて、反復・継続して治療が必要な疾患を抱える労働者に対する、地域における相談支援体制の構築等を進める	治療と仕事の両立支援の状況等を踏まえて見直しを検討			【厚生労働大臣】	
障害者の就労促進 障害者の更なる雇用拡大や働きやすい環境の整備の推進 障害者一人一人の特性に応じた支援の充実・強化 ICTを活用した働き方の導入・定着に向けた施策の検討				【総務大臣、厚生労働大臣】	• 2022年：障害者の実雇用率:2.3%
ソーシャルファームに対する共通の認識を醸成し、社会的な認知度を高めるための取組を推進するとともに、行政上の支援の必要性等について検討し、必要に応じ措置				【法務大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣】	

（7）ギガスクール構想の推進による個別最適な学びや協働的な学びの充実
ｉ）初等中等教育段階におけるSociety5.0時代に向けた人材育成

2021年度	2022年度	2023年度	2024年度～	担当大臣	KPI
予算編成 税制改正要望 秋～年末 通常国会					
初等中等教育段階におけるICT環境整備					
・全ての児童生徒に対して、最新技術を活用した世界最先端の質の高い教育を実現 ・Society5.0時代に対応した初等中等教育段階における教育改革を進め、全ての子供たちの可能性を引き出す「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実を図り、well-beingを実現				【総務大臣、文部科学大臣、経済産業大臣】	• ICTを活用した授業頻度（ほぼ毎日）の割合について、2023年度までに100%を目指す
公立小学校35人学級を2025年度までの5年間で学年進行で計画的に整備するとともに、少人数学級の効果検証等を踏まえ、中学校を含め、学校の望ましい指導体制の在り方を検討					
「教師の養成・採用・研修等の在り方」について検討、成案を得られたものから必要な変革を実施					
統合型校務支援システムの整備などICTによる校務の改善の推進					
学校ICT環境について、端末の家庭への持ち帰りを含めて十分に活用できる環境を整備					
学校施設について、新しい学びに対応した質的整備と安全で安心な教育環境の確保を一体的に推進し、学校規模の適正化・適正配置や複合化・共用化を推進する観点から、自治体における部局横断的な実行計画の策定を推進するとともに、必要な支援を実施				【文部科学大臣】	• 義務教育段階の公立学校のうち学習者用デジタル教科書を整備している学校について、2025年度までに100%を目指す
学校施設のビジョン・モデルを提示	長寿命化改修等を通じ、ビジョン・モデルも踏まえた学校施設整備を支援 優良事例の更なる横展開等				
部局横断的な実行計画のガイドライン等の策定・公表	各自治体における部局横断的な実行計画の策定を推進 部局横断的な実行計画の内容を踏まえ、各自治体における学校施設の個別施設計画の見直し等を推進				
SINETの活用モデルの提示など、導入に向けて、一定規模の学校数が同時接続した場合の技術的検討や運用体制の在り方等に係る実証を通じたトライアル・先行実施、本格運用に向けた体制構築等の準備			本格運用		
教育データの標準化等、教育データの継続的な利活用を見据えた取組を加速					
児童生徒1人1台環境が整備されることを踏まえ、デジタル教科書については全国規模で実証的な研究を行いつつ、普及促進を図る					
今後の教科書制度の在り方やデジタル教材との連携等について、実証研究の成果を踏まえ、小学校用教科書の改訂年度となる2024年度及び中学校用教科書の改訂年度となる2025年度を見据え検討					

ｉ）初等中等教育段階におけるSociety5.0時代に向けた人材育成

2021年度	2022年度	2023年度	2024年度～	担当大臣	KPI
予算編成 税制改正要望 / 秋～年末 / 通常国会					
授業目的公衆送信補償金制度について、補償金負担の軽減のために必要な支援を実施し、ICTを活用した教育での著作物利用を円滑化				【文部科学大臣】	
初等中等教育段階における教育内容の改善					
情報活用能力を定量的に測定するための調査	情報活用能力を定量的に測定するための調査の分析・公表を行い、関係施策の改善に活用			【文部科学大臣】	・ICTを活用した授業頻度（ほぼ毎日）の割合について、2023年度までに100%を目指す
Society5.0に対応した高い指導力を有する教員の養成を先導するフラッグシップ大学の募集	フラッグシップ大学の取組開始				
中学校及び高等学校の教員研修等における教材等の作成・普及					
高等学校における社会の多様な人材も含めICTに精通した人材の登用					
大学進学希望者等を中心に、確率・統計・線形代数等の基盤となる知識を得るための教材の活用を推進					
小学校のプログラミング教育のポータルサイトによる指導事例等の情報提供				【総務大臣、文部科学大臣、経済産業大臣】	
学びの生産性及び質を向上させるため、AIによる効果的な学習等を実現するEdTechの開発や学習ログ等の教育データが児童生徒の学びや教師の指導等に効果的に活用されるよう、好事例を全国の教育委員会、学校等へ展開				【文部科学大臣、経済産業大臣】	
「教育の情報化に関する手引」や指導事例等を作成・公表し、全国の教育委員会、学校等における教員研修で活用					
STEAMライブラリーを充実させるとともに、その活用を含めたモデルプランを提示し、全国の教育委員会、学校等へ展開					

ｉ）初等中等教育段階におけるSociety5.0時代に向けた人材育成

2021年度	2022年度	2023年度	2024年度～	担当大臣	KPI
予算編成 税制改正要望 / 秋～年末 / 通常国会					
女子生徒の理系進路選択の促進 女子生徒等の理系分野への進路選択を促進し、AIを含む先端的な分野等における女性の活躍を推進するため、全国の地方公共団体・学校等における多様なロールモデルの提示、女子生徒を対象とした出前授業、教員に対する情報提供などの取組を実施				【内閣総理大臣（内閣府特命担当大臣（男女共同参画））、文部科学大臣】	
理数系に優れた素質を持つ子供への支援 グローバルサイエンスキャンパスなどの理数系に優れた素質を持つ子供たちの才能の更なる伸長を図る取組を充実するとともに、情報オリンピックなどの科学オリンピックで優秀な成績を収めた高校生などの特に卓越した資質能力を有する者に対し、AIなどの先端分野について学びを進め、更に資質能力を高める機会の提供などの取組を実施				【文部科学大臣】	
グローバルに活躍できる人材の育成 現職教員の英語指導力向上、生徒の英語力の向上状況の把握・検証を通じたPDCAサイクルの構築 国際バカロレアに関し、国内の普及体制（コンソーシアム）を通じ、デュアルランゲージ・ディプロマ・プログラム（日本語DP）の導入促進、大学入試における国際バカロレアの活用促進、国際バカロレア導入に向けた環境整備（教育課程の特例措置、教員の養成・確保等）等を推進 「在外教育施設未来戦略2030」を踏まえ、ポストコロナにおける日本企業のグローバル展開の基盤としての在外教育施設の指導体制の充実やICT利活用促進に向けた環境整備を推進				【文部科学大臣】	• 生徒の英語力について、中学校卒業段階でCEFRのA1レベル相当以上、高等学校卒業段階でCEFRのA2レベル相当以上を達成した中高生の割合を2022年度までに5割以上にする • 国際バカロレア認定校等を2022年度までに200校以上

ⅱ）大学等におけるSociety5.0時代に向けた人材育成

2021年度	2022年度	2023年度	2024年度～	担当大臣	KPI
予算編成 税制改正要望 / 秋～年末 / 通常国会					
大学等におけるAI・データサイエンス人材育成					
大学において、数理・データサイエンス・AIのリテラシーレベルのモデルカリキュラムと教材について、拠点校、協力校を中心とした全国への展開	カリキュラムに数理・データサイエンス・AI教育を導入する大学等を支援			【文部科学大臣】	• 「新たなITパスポート試験」の受験者数を2023年度までに50万人とする
応用基礎レベルのモデルカリキュラムを踏まえた教材の開発、拠点校、協力校を中心とした全国への展開					
博士人材等に対する産業界や海外の大学等と連携した高度なデータサイエンス等のスキルを習得させる研修プログラムの開発・実施、及び全国の大学等への展開					
大学及び高等専門学校における産業界のニーズを踏まえた数理・データサイエンス・AIの優れた教育プログラムを認定する制度の実施（リテラシーレベル）					
大学及び高等専門学校における産業界のニーズを踏まえた数理・データサイエンス・AIの優れた教育プログラムを認定する制度の構築（応用基礎レベル）	大学及び高等専門学校における産業界のニーズを踏まえた数理・データサイエンス・AIの優れた教育プログラムを認定する制度の実施（応用基礎レベル）			【内閣総理大臣（内閣府特命担当大臣（科学技術政策））、文部科学大臣、経済産業大臣】	
専門職大学等におけるAI・IT専門人材の育成を行う学部・学科等において、教育課程連携協議会の構成員や実務家教員の確保等に際して、AI・ITの専門性の高い人材を確保し、実践的な教育が実施できる教育課程等が構築されるよう、産業界の協力を得た取組を実施				【文部科学大臣】	
知識集約型経済を支える人材を育成する大学教育改革					
新型コロナウイルス感染症の中でも大学等における学びを継続するため、学生等に対する必要な支援を行うとともに、「新たな日常」における質の保障を前提とした高等教育システムの在り方について、教育再生実行会議の提言等を踏まえ、学修管理システム（LMS）や遠隔・オンライン教育の活用等など、教育のデジタル化を推進				【文部科学大臣】	
新型コロナウイルス感染症拡大の大きな影響を受けている高校生段階からの留学生交流や大学等の国際化の取組再開・継続を支援するとともに、国際的な動向を見据えながら、今後の高等教育のグローバル戦略の再構築を推進					
各大学において学位プログラムによる教育の実施					
幅広い教養と深い専門性を持った人材育成を実現するための教育プログラムの構築や、世界をけん引する博士人材を育成するための学位プログラムの構築を推進					

ⅱ）大学等におけるSociety5.0時代に向けた人材育成

2021年度	2022年度	2023年度	2024年度～	担当大臣	KPI
予算編成 税制改正要望 / 秋～年末 / 通常国会					
大学入試改革				【文部科学大臣】	• 第四次産業革命スキル習得講座認定を受けた講座数を2022年度までに150講座とする • 「新たなITパスポート試験」の受験者数を2023年度までに50万人とする • 大学・専門学校等での社会人受講者数を2022年度までに100万人とする
大学入学共通テストの着実な実施					
大学入学共通テストにおいて「情報」を出題することについて検討					
大学入学共通テストにおけるCBT活用の検討					
大学等におけるリカレント教育の促進					
大学・専修学校等における数理・データサイエンス分野等を中心とした産学連携プログラムの全国の大学・専修学校等への展開					
大学における実務家教員の育成プログラムの開発、マッチングを行う人材紹介の仕組みの構築を図るとともに、全国の大学へ展開					
リカレント教育の講座情報等を提供するための総合的なポータルサイトの運用、サイトの内容・機能を随時充実					
産官学の協働体制による産学連携教育の具体化				【文部科学大臣、経済産業大臣】	
産官学の協働体制において、課題解決型学習やインターンシップなどの実践的な産学連携教育のノウハウの共有等を推進					
• 産官学の協働体制において、産業界におけるAI・IT分野の人材ニーズを共有し、大学等におけるAI人材の育成に係る取組の充実を図る • 企業等における処遇等につながるポイントや事例等についても共有し、AI・IT分野についての学生や従業員の学びを促進					
産学連携教育に対する企業の協力を引き出し、大学と企業とのマッチングを行うシステムの構築など、産学が連携した教育の仕組み等について、大学や専修学校と産業界、行政等が連携して推進					

ⅱ）大学等におけるSociety5.0時代に向けた人材育成

2021年度	2022年度	2023年度	2024年度～	担当大臣	KPI
予算編成 税制改正要望　秋～年末　通常国会					
インターンシップの推進 中長期の実践的なインターンシップを質・量ともに充実させていくため、官民コンソーシアム等における検討を踏まえつつ、優れた取組を広く全国に普及させるための届出・表彰制度や教育的効果の高いプログラムを構築・運営する専門人材の育成・配置など各大学等や地域における取組を支援 特に、AI分野等において国際的な人材争奪戦が生じている現状やインターンシップの国際的な動向を踏まえ、長期の実践的なインターンシップを通じて、企業から学生に職業や職場に関する情報が適確に提供され、学生が専門性等に相応した適職を選択することに資するという効果が一層引き出されるよう、適切な環境整備を推進				【文部科学大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣】	
AI分野等の留学促進 「トビタテ！留学JAPAN日本代表プログラム」の未来テクノロジー人材枠による成果等も活かしつつ、引き続きグローバルに活躍する人材の育成を推進				【文部科学大臣】	・海外への大学生等の留学を2022年度までに6万人から12万人に倍増
若手研究者への支援等 数学、物理学、情報学等の若手研究者が産業界等におけるAIトップ人材として活躍するため、ポスドクなどの若手研究者に対する主にIT・データ分野での複数年の研究支援制度の実施や、インターンシップや研究資金等の重点配分などによる支援等を実施				【文部科学大臣、経済産業大臣】	

iii）産業界におけるSociety5.0時代に向けた人材育成・活用

2021年度	2022年度	2023年度	2024年度～	担当大臣	KPI
予算編成 税制改正要望 / 秋～年末 / 通常国会					
高度AI人材の発掘・育成					
データサイエンス・AIを応用して中小企業の経営課題等を発見し解決するための実践的な学びの場を提供する課題解決型AI人材育成について、実証の結果等を踏まえた上で、課題解決型学習の国内外への更なる展開等を実施				【経済産業大臣】	• 第四次産業革命スキル習得講座認定を受けた講座数を2022年度までに150講座とする • 「新たなITパスポート試験」の受験者数を2023年度までに50万人とする • 大学・専門学校等での社会人受講者数を2022年度までに100万人とする
「未踏事業」において、今後実用化が見込まれる次世代の情報処理技術を活用しイノベーションを創出する人材を育成するための新たな取組を検討		新たな取組を実施		【経済産業大臣】	
ICT分野における地球規模での産業創出に向け、異能（Inno）vationネットワーク等を通じ、破壊的イノベーションに挑戦する人材を発掘するとともに、世界への展開を視野に入れ、野心的な技術課題への挑戦を支援				【総務大臣】	
企業、大学等における高度AI人材の確保					
・国内外の高度AI人材を積極的に確保するため、クロスアポイントメント制度の普及や大学等における適切な業績評価に基づく年俸制の導入など、幅広い企業や大学・研究機関等において海外と同程度の待遇（報酬）を実現するよう、人事・給与制度の効果的な見直しを促す ・特に、特定国立研究開発法人及び指定国立大学においては、世界最高水準の高度の専門的な知識等を活用する業務に従事し、国際的に卓越した能力を有する役職員の報酬・給与等の特例について積極的な活用を促すなどにより、世界最先端の人材の確保・活用を実現				【内閣総理大臣（内閣府特命担当大臣（科学技術政策））、文部科学大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣】	
海外からAI等の分野も含む優秀な人材を呼び込むため、海外大学への寄附講座開設など日本企業の取組を支援				【経済産業大臣】	
日本での就労・雇用の手続を具体的に示したリーフレット等を活用し、アジアなどの海外現地の高度IT人材と日本企業の双方に対して周知を実施				【厚生労働大臣】	
社会人のAI・ITリテラシーの向上					
新たな試験の普及拡大等による「ITリテラシー」の標準装備の促進				【経済産業大臣】	
キャリアアップ効果の高い講座を対象とした一般教育訓練給付の給付率の引上げを実施したことの周知等				【厚生労働大臣】	

iii）産業界におけるSociety5.0時代に向けた人材育成・活用

2021年度	2022年度	2023年度	2024年度～	担当大臣	KPI
予算編成 税制改正要望 / 秋～年末 / 通常国会					
地域におけるプログラミング教育等の推進					
「地域ICTクラブ」について、好事例を収集・共有するなどして、地域の実情に応じて普及促進				【総務大臣】	• 第四次産業革命スキル習得講座認定を受けた講座数を2022年度までに150講座とする
サイバーセキュリティ人材等の育成					• 「新たなITパスポート試験」の受験者数を2023年度までに50万人とする
サイバーセキュリティ人材について、企業と人材のマッチング促進のため職務・役割と技能・資格等の紐付け、共通言語化された職務・役割ごとに技能の高度化に資する研修等の整理やキャリアパスの見える化等を実施				【経済産業大臣】	
情報系・制御系に精通した重要インフラ・産業基盤等の中核人材育成の地方展開				【経済産業大臣】	
サイバー攻撃解析を行う高度人材や地域におけるセキュリティ人材の育成、サイバー演習実施基盤の構築、行政機関等の情報システム担当者を対象とする「実践的サイバー防御演習」の実施				【総務大臣】	
技能五輪国際大会に参加する人材支援等					
技能五輪国際大会において、幅広い産業分野の中核技能人材が世界レベルの技能競技に参加するに当たって、技能の強化を支援するとともに、大会の広報・周知を通じて技能尊重の機運を醸成				【厚生労働大臣】	

5. 経済安全保障の確保と集中投資
(1)経済安全保障政策の推進

2021年度		2022年度	2023年度	2024年度～	担当大臣	KPI
予算編成 税制改正要望	秋～年末	通常国会				
基幹インフラ・サプライチェーンに係る脅威の低減・自律性の向上						
新型コロナウイルスの感染拡大の中で我が国サプライチェーンの脆弱性が顕在化したことから、生産拠点の集中度が高い製品・部素材や、国民が健康な生活を営む上で必要な物資について、日本企業の海外での生産設備の導入支援を引き続き実施するとともに、これまでに実施した設備の導入支援等に係る事業のフォローアップを行う。また、日豪印ASEANの産官学による「サプライチェーン強靱化フォーラム」や日豪印の経済大臣間の協力枠組みである「サプライチェーン強靱化イニシアティブ」(SCRI)等を活用しながら、デジタル技術を用いたサプライチェーンの可視化を促進すること などにより、域内のサプライチェーン強靱化と産業競争力強化をともに図り、地域大の経済成長につなげる		更なる取組を推進			【外務大臣、経済産業大臣】	• 2030年までに中堅・中小企業等の輸出額及び現地法人売上高の合計額を35.5兆円とする

（2）先端半導体技術の開発・製造立地推進

2021年度	2022年度	2023年度	2024年度～	担当大臣	KPI
予算編成 税制改正要望 / 秋～年末 / 通常国会					• 2030年度までにDX関連市場における日本企業の売上高20兆円超えを目指す
先端半導体技術の開発・製造立地推進					
半導体・デジタル産業戦略の実行				【経済産業大臣】	
先端ロジック半導体及び省エネ性能の高い高性能半導体の設計・技術開発を支援					
我が国の強みである半導体製造装置・素材技術を磨くため、海外の先端半導体ファウンドリとの国内共同開発に取り組む					
半導体の国内製造基盤強化やサプライチェーンの強靱化に取り組む					
革新的AIチップに係るコンピューティング技術の確立					
AIチップ上で動作するソフトウェア開発及びAIアルゴリズムのハードウェア実装に係るコンテストを通じた人材育成					
次世代コンピューティング技術（量子コンピュータ、脳型コンピュータ等）の確立					
次世代コンピューティング技術のユースケースの開拓					

（3）次世代データセンターの最適配置の推進　（4）電池の次世代技術開発・製造立地推進

2021年度	2022年度	2023年度	2024年度～	担当大臣	KPI
予算編成 税制改正要望 / 秋～年末 / 通常国会					• 2030年度までにDX関連市場における日本企業の売上高20兆円超えを目指す
次世代データセンターの最適配置の推進					
デジタル需要・データ通信量の急増に対応するとともに、データ保護や災害に対する強靭性を高めるため、高性能・低消費電力のデータセンターの新規拠点整備、最適配置を推進する				【総務大臣、経済産業大臣】	
地方に分散しているデータセンターを仮想的な巨大クラウドとして一体的に運用する環境の構築				【経済産業大臣】	
海水等からのリチウム回収					
電池の原材料にもなるリチウムについて、海水等から回収する基盤技術を確立に向け検討する				【文部科学大臣】	

6. ウィズコロナ・ポストコロナの世界における我が国企業のダイナミズムの復活～スタートアップを生み出し、かつ、その規模を拡大する環境の整備
（4）スタートアップと大企業の取引適正化のための競争政策の推進（5）スタートアップのエコシステム形成に向けた包括的支援

2021年度		2022年度	2023年度	2024年度～	担当大臣	KPI
予算編成 税制改正要望	秋～年末	通常国会				
スタートアップと大企業の取引適正化のための競争政策の推進						
スタートアップとの事業連携に関する指針の周知徹底を図るとともに、公正取引委員会による法執行を強化					【内閣総理大臣（公正取引委員会に関する事務を担当する内閣府特命担当大臣）、経済産業大臣】	• 企業価値又は時価総額が10億ドル以上となる、未上場ベンチャー企業（ユニコーン）又は上場ベンチャー企業を2025年度までに50社創出
スタートアップ企業と出資者との契約の適正化に向けて、新たなガイドライン案を作成、公表	ガイドラインの周知徹底など、必要な取組を推進					
スタートアップのエコシステム形成に向けた包括的支援						
・新SBIR制度に基づくスタートアップからの政府調達の増大、雇用を増やすスタートアップに対する金融面などの支援、経営者保証ガイドラインの見直し、兼業・副業の促進など、包括的な支援策を立案し、順次実施 ・産業界に対して、新卒時や転職時の選択の幅の拡大を求めることなどを通じ人材の流動化を図る ・スタートアップの柔軟な会社経営を可能とする制度の見直しやレイターステージの資金獲得に係る課題への対応等について、引き続き検討を行う					【内閣総理大臣（経済再生担当大臣、内閣府特命担当大臣（金融）、内閣府特命担当大臣（科学技術政策））、厚生労働大臣、経済産業大臣】	• ベンチャー企業へのVC投資額の対名目GDP比を2022年までに倍増することを目指す • SBIR制度に基づくスタートアップ等への支出を2025年度までに570億円とすることを目指す
イノベーション・エコシステム形成パッケージの取りまとめ		パッケージに基づき、スタートアップ・エコシステム拠点都市における自治体、大学、民間等による取組を一気通貫で推進			【内閣総理大臣（内閣府特命担当大臣（科学技術政策））、文部科学大臣、経済産業大臣】	
スタートアップ企業への多様な資金の供給を、環境整備等を通じて促進					【経済産業大臣】	

（5）スタートアップのエコシステム形成に向けた包括的支援

2021年度	2022年度	2023年度	2024年度～	担当大臣	KPI
予算編成 税制改正要望 / 秋～年末 / 通常国会					
VCや人材紹介会社等によるコンソーシアム設置 経営人材に求められる要件の整理、好事例の発信　等 大企業等の社員が辞職せずスタートアップ企業を起業し、その企業への出向等を通じて行う新規事業開発（出向起業）等を支援				【経済産業大臣】	• 企業価値又は時価総額が10億ドル以上となる、未上場ベンチャー企業（ユニコーン）又は上場ベンチャー企業を2025年度までに50社創出
J-Startup企業の追加 J-Startup企業への支援 J-Startupプログラムの各地域への展開 地域の有望スタートアップ企業の支援	J-Startup企業の更新・継続的支援策の検討			【内閣総理大臣（内閣府特命担当大臣（科学技術政策））、経済産業大臣】	• ベンチャー企業へのVC投資額の対名目GDP比を2022年までに倍増することを目指す
中小企業基盤整備機構によるスタートアップ企業等への支援制度の準備 制度の活用促進 Web Summitの開催準備 Web Summitの開催及びそれを契機とした海外からの投資呼び込み等				【経済産業大臣】	• SBIR制度に基づくスタートアップ等への支出を2025年度までに570億円とすることを目指す
拠点都市コンソーシアムに参画する機関においてアントレプレナーシップ教育プログラムを実施し、その事例を集約して全国展開 スタートアップ・エコシステムの形成支援を通じて、アントレプレナーシップ人材育成とスタートアップ企業創出を一体的に推進する体制を強化				【内閣総理大臣（内閣府特命担当大臣（科学技術政策））、文部科学大臣】	

7. 事業再構築・事業再生の環境整備
(2)中小企業の事業再構築・事業再生の環境整備

2021年度	2022年度	2023年度	2024年度～	担当大臣	KPI
予算編成 税制改正要望 秋～年末 通常国会					
中小企業の債務の状況を踏まえつつ、中小企業の実態を踏まえた事業再生のための私的整理等のガイドラインの策定の検討・周知を行う 中小企業の倒産時に、個人保証を行う経営者が個人破産となるケースが多いことは、中小企業の経営者にとって事業再生の早期決断の阻害要因となっているとの指摘も踏まえ、経営者保証ガイドラインの見直し等の対応措置を検討 事業再生に関わる私的整理等に対する金融機関等の取組を促す施策を検討	新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえつつ、なるべく早期にガイドライン等について適用・取組を開始			【内閣総理大臣(内閣府特命担当大臣(金融))、経済産業大臣】	• 中小企業の従業員一人当たりの付加価値額を今後５年間(2025年まで)で5%向上させる • 中小企業から中堅企業に成長する企業が年400社以上となることを目指す • 中小企業の全要素生産性を今後５年間(2025年まで)で5%向上させる • 開業率が米国・英国レベル(10%台)になることを目指す • 海外への直接輸出または直接投資を行う中小企業の比率を今後５年間(2025年まで)で10%向上させる • サービス産業の労働生産性の伸び率が、2025年までに2.0%となることを目指す
ベンチャー企業等不動産等の有形資産を持たない事業者であっても経営者保証に依存せずに資金調達ができるとともに、金融機関が企業の事業継続や発展を支えながら、経営改善支援等に注力できる環境を整備するため、海外の制度・実務等も参考に、のれんや知的財産等の無形資産を含む事業全体を対象とする新たな担保制度について、利便性確保の方法や他の債権者の保護等に留意しつつ、検討する				【内閣総理大臣(内閣府特命担当大臣(金融)、内閣府特命担当大臣(知的財産戦略))、法務大臣、経済産業大臣】	

8. 新たな成長に向けた競争政策等の在り方
(1)規制改革の推進　ⅰ)国家戦略特区の推進

2021年度	2022年度	2023年度	2024年度～	担当大臣	KPI
予算編成 税制改正要望 / 秋～年末 / 通常国会					
更なる規制改革事項 国家戦略特区区域からの要望等を踏まえ、更なる規制改革事項の追加によって、岩盤規制改革に集中的に取り組む				【内閣総理大臣(内閣府特命担当大臣(地方創生))】	• 2030年までに、世界銀行のビジネス環境ランキングにおいて、日本がG20で1位になる
国家戦略特区における規制の特例措置の全国展開 活用から一定期間が経過し、特段の弊害のない国家戦略特区の成果については、全国展開に向けた検討を重点的に進めるなど、特例措置の全国展開を加速させる				【内閣総理大臣(内閣府特命担当大臣(地方創生))】	

ⅱ）サンドボックス制度の活用

2021年度		2022年度	2023年度	2024年度～	担当大臣	KPI
予算編成 税制改正要望	秋～年末	通常国会				
制度の恒久化						
実績を踏まえ、新技術等実証制度の恒久化に向けた所要の措置を講じつつ、引き続き、当該制度の積極的な活用を図る					【内閣総理大臣（経済再生担当大臣、内閣府特命担当大臣（金融）、内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全）、内閣府特命担当大臣（科学技術政策、宇宙政策）、内閣府特命担当大臣（経済財政政策）、内閣府特命担当大臣（地方創生、規制改革）、公正取引委員会に関する事務を担当する内閣府特命担当大臣、個人情報保護委員会に関する事務を担当する内閣府特命担当大臣、国家公安委員会委員長）、総務大臣、法務大臣、外務大臣、財務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣、防衛大臣】	• 企業価値又は時価総額が10億ドル以上となる、未上場ベンチャー企業（ユニコーン）又は上場ベンチャー企業 を2025年度までに50社創出
今後、規制の在り方を検討する主な実証						
状態が変化するペダル付「原動機付自転車」に関する解釈を、通知の発出により明らかにする					【内閣総理大臣（国家公安委員会委員長）、経済産業大臣】	
販売機を用いて非対面で一般用医薬品を販売する実証の実施		規制の在り方について検討を加え、その結果に基づき、必要な法制上の措置その他の措置を講ずる			【厚生労働大臣、経済産業大臣】	

9. 足腰の強い中小企業の構築
（1）中小企業の事業継続と事業再構築への支援

2021年度	2022年度	2023年度	2024年度～	担当大臣	KPI
予算編成 税制改正要望 / 秋～年末 / 通常国会					
事業継続（事業承継・引継ぎ・再生等）の支援					
事業承継・引継ぎ支援センターによる事業承継・引継ぎのワンストップ支援が2021年4月から開始されたことを契機に、本センターの人材強化や域内外の民間事業者等との連携強化を行うとともに、事業承継診断を抜本的に見直す		見直し後の事業承継診断を通じたプッシュ型事業承継支援や後継者不在の中小企業と他者とのマッチング等による事業承継・引継ぎの一体的な支援を強化する		【経済産業大臣】	• 中小企業の従業員一人当たりの付加価値額を今後５年間（2025年まで）で5%向上させる • 中小企業から中堅企業に成長する企業が年400社以上となることを目指す • 中小企業の全要素生産性を今後５年間(2025年まで)で5%向上させる • 開業率が米国・英国レベル（10%台）になることを目指す • 海外への直接輸出または直接投資を行う中小企業の比率を今後５年間（2025年まで）で10%向上させる • サービス産業の労働生産性の伸び率が、2025年までに2.0%となることを目指す
法人版・個人版事業承継税制や中小企業の経営資源の集約化に資する税制の活用促進も含め、新型コロナウイルス感染症の影響下においても円滑な事業承継・引継ぎが進むよう、M&Aを含む事業承継について集中的な広報を実施する					
定期的な情報交換や研修、優良事例の横展開等を通じて、事業承継・引継ぎ支援センターと中小企業再生支援協議会を連携させ、スポンサー型再生を円滑に実施する体制を各地域に整備する					
事業承継や事業引継ぎに伴う転廃業に必要となる費用の支援に加え、M&Aを追求してもなお転廃業を選択せざるを得ない場合に早期に専門的な相談や支援が受けられるよう、専門機関等と連携しつつ、経営資源の引継ぎへの事業承継・引継ぎ支援センターによる切れ目のない支援を行う					
新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者の資金繰り支援のため、中小企業再生支援協議会において、窓口相談、既往債務に係る最長１年間の元金返済猶予要請、並びに新規融資を含めた関係金融機関調整の上での資金繰り計画の策定支援（新型コロナ特例リスケジュール支援）を行う					
中小企業再生支援協議会において、事業者の希望に応じて事業再生支援専門家を紹介する取組を開始					
事業再生支援体制の強化に向け、事業再生支援の専門家育成等を検討					
経営者保証に依存しない融資の促進を図るため、中小事業者や金融機関等に対する「経営者保証に関するガイドライン」や「事業承継時の経営者保証解除に向けた総合的な対策」等の周知を引き続き行う。また、金融機関の経営者保証徴求に関するデータ等の活用や事業者の経営者保証に関するニーズに対する円滑な支援が実施できるように、事業承継・引継ぎ支援センター内の業務フローの見直し等を行い、事業承継・引継ぎ支援センターと外部機関等との連携を一層強化する				【内閣総理大臣（内閣府特命担当大臣（金融））、財務大臣、経済産業大臣】	

（1）中小企業の事業継続と事業再構築への支援

2021年度	2022年度	2023年度	2024年度～	担当大臣	KPI
予算編成 税制改正要望 / 秋～年末	通常国会				
事業再構築への支援					
積極的に事業再構築に取り組む中小企業を支援するため、事業再構築補助金の不断の見直しを図る	左記の取組等を踏まえ、必要な対応を検討・実施			【経済産業大臣】	• 中小企業の従業員一人当たりの付加価値額を今後５年間（2025年まで）で5%向上させる • 中小企業から中堅企業に成長する企業が年400社以上となることを目指す • 中小企業の全要素生産性を今後５年間(2025年まで)で5%向上させる • 開業率が米国・英国レベル（10%台）になることを目指す • 海外への直接輸出または直接投資を行う中小企業の比率を今後５年間（2025年まで）で10%向上させる • サービス産業の労働生産性の伸び率が、2025年までに2.0%となることを目指す
中小企業生産性革命推進事業について、生産性の向上に加え、感染拡大の抑制を図るビジネスについて重点的に支援を行う。このうち、ものづくり補助金においては付加価値額年率3.0%増、IT導入補助金においては、労働生産性年率3.0%増を達成する事業計画の策定を引き続き求める	左記の取組等を踏まえ、必要な対応を検討・実施				
「伴走支援型特別保証制度」等により、中小企業者の経営支援等を進める	必要に応じ左記施策の継続検討				
株式会社日本政策金融公庫等が、事業再構築等に必要な資金繰りを支援する				【財務大臣、経済産業大臣】	
新分野展開、業態転換等に向けた設備投資の適用利率を引き下げ	必要に応じ左記施策の継続検討				
地域金融機関と政府系金融機関、官民連携ファンド等において、資本性劣後ローンの積極的な活用を含め資本性資金の供給を推進する				【内閣総理大臣（内閣府特命担当大臣（金融））、財務大臣、経済産業大臣】	
DBJの特定投資業務等を活用して、地域金融機関等との共同ファンド等を通じたノウハウの共有や人材育成等を行うとともに、事業承継ファンドへのLP出資等を行うことで、地域の中堅・中小企業の事業転換・事業承継等による成長を促進する				【財務大臣】	

（1）中小企業の事業継続と事業再構築への支援

2021年度		2022年度	2023年度	2024年度～	担当大臣	KPI
予算編成 税制改正要望	秋～年末	通常国会				
地域経済活性化支援機構（REVIC）が新型コロナウイルス感染症の影響で財務基盤が悪化した地域の主たる中堅・中小企業等の経営改善等のため、事業再生の枠組みを活用した支援や地域金融機関と連携したファンドを通じた資本性資金の供給等を進める		左記の取組等を踏まえ、必要な対応を検討・実施			【内閣総理大臣（内閣府特命担当大臣（経済財政政策））】	• 中小企業の従業員一人当たりの付加価値額を今後５年間（2025年まで）で5%向上させる • 中小企業から中堅企業に成長する企業が年400社以上となることを目指す • 中小企業の全要素生産性を今後５年間(2025年まで)で5%向上させる • 開業率が米国・英国レベル（10%台）になることを目指す • 海外への直接輸出または直接投資を行う中小企業の比率を今後５年間（2025年まで）で10%向上させる • サービス産業の労働生産性の伸び率が、2025年までに2.0%となることを目指す
採用戦略の策定からデジタル求人ツールの活用、リモート面接の実施までの一連の採用プロセスにおける最適な手法を実証		実証で得られる結果も踏まえて、都市から地方への人材マッチング市場の拡大に向けた普及策を講ずる			【経済産業大臣】	
「先導的人材マッチング事業」を継続するほか、2020年度にトライアル実施している「事業者支援ノウハウ共有サイト」の本格稼働や、「Re:ing/SUM（Regional Banking Summit）」における地域金融機関の特徴的な事例の発掘等を通じて、事業者支援体制を強化する					【内閣総理大臣（内閣府特命担当大臣（地方創生）、内閣府特命担当大臣（金融））】	
買い物弱者対策や高齢者見守りなど、地域住民にとって必要不可欠なサービスを持続的に提供するため、地域内外の組織が連携する体制構築の検討を深める		全国で新たに10程度の連携体制を構築するとともに、複数の地域に共通する地域・社会課題を抽出し、ビジネスの手法を活用してその解決を図る取組を促進する			【経済産業大臣】	
事業者支援を全国でかつ同時に進めるため、関係省庁においてAIやICTを活用した能率的で効果的な支援の方法や業種等ごとの共通的で典型的な事業再生の手法等の研究を行う					【内閣総理大臣（内閣府特命担当大臣（金融））、経済産業大臣】	
地域の核となる企業・産業の育成を推進するため、地域金融機関による地域の創業・事業展開・事業承継の支援を促す						

（2）中小企業の成長を通じた労働生産性の向上

2021年度（予算編成 税制改正要望／秋～年末／通常国会）	2022年度	2023年度	2024年度～	担当大臣	KPI
中堅・中小企業の海外展開支援					
• 新輸出大国コンソーシアムや中小企業海外展開現地支援プラットフォームを通じて海外現地での支援を拡充 • デジタルマーケティング情報を踏まえた商品改良やECサイト上でのPR手法の改善、独立行政法人日本貿易振興機構（JETRO）の海外ECサイトに設置する「ジャパンモール」への出展やEC事業者のニーズに沿った商品提案の支援などを通じてECやオンライン商談などを活用する支援を強化		更なる取組を推進		【外務大臣、農林水産大臣、経済産業大臣】	• 2030年までに中堅・中小企業等の輸出額及び現地法人売上高の合計額を35.5兆円とする
JAPANブランド育成支援等事業により、現地の市場開拓に精通し支援ノウハウ・実績のある民間支援事業者との連携を前提とした中小企業の海外展開支援を行う				【経済産業大臣】	
民間事業者による越境 EC事業やSDGs分野での新事業創出といった新たなビジネスモデルの実証を支援		更なる取組を推進		【経済産業大臣】	
在外公館における弁護士を活用した企業支援やインフラアドバイザーを活用した支援を推進。また、進出先国の人権状況・水準の向上のための取組を含め、日本企業の現地での一層の人権尊重に資する取組を行う		更なる取組を推進		【外務大臣】	
外務省海外安全ホームページ等において、引き続き、海外における新型コロナウイルス感染症に関する情報や現地治安状況についてきめ細やかに情報発信を行うなど、中堅・中小企業における海外安全対策の支援を含めた領事業務体制の整備を推進する		更なる取組を推進		【外務大臣】	
中堅・中小企業が海外進出を検討する際に取引先候補の情報収集に役立つよう、NEXIが2021年１月に開始した特定国・特定セクターの海外商社（バイヤー）情報一覧を無料で提供するサービスを周知		更なる取組を推進		【経済産業大臣】	
国際仲裁の活性化に向け、国連国際商取引法委員会（UNCITRAL）の最新の国際仲裁モデル法に対応するため、仲裁廷が発令する暫定保全措置に執行力を付与し得るものとするなど仲裁法改正に向けた検討について2021年度中に結論を出すとともに、最先端のICTを備えた仲裁専用施設を活用しながら、人材育成、広報・意識啓発等を進める		更なる取組を推進		【法務大臣、外務大臣、経済産業大臣】	

（2）中小企業の成長を通じた労働生産性の向上

2021年度（予算編成 税制改正要望／秋～年末／通常国会）	2022年度	2023年度	2024年度～	担当大臣	KPI
規模拡大を通じた労働生産性の向上					
連携の在り方の見直しも含め、M&A支援機関との連携を強化するとともに、業務の標準化や人材育成を進めることで、「事業承継・引継ぎ支援センター」の機能強化を図る				【内閣総理大臣（内閣府特命担当大臣（金融））、経済産業大臣】	• 中小企業の従業員一人当たりの付加価値額を今後５年間（2025年まで）で5%向上させる • 中小企業から中堅企業に成長する企業が年400社以上となることを目指す • 中小企業の全要素生産性を今後５年間(2025年まで)で5%向上させる • 開業率が米国・英国レベル（10%台）になることを目指す • 海外への直接輸出または直接投資を行う中小企業の比率を今後５年間（2025年まで）で10%向上させる • サービス産業の労働生産性の伸び率が、2025年までに2.0%となることを目指す
事業承継・引継ぎ後の設備投資・販路開拓等の新たな取組や、事業引継ぎ時の専門家の活用費用や表明保証保険の保険料等を支援する事業承継・引継ぎ補助金等について、中小企業の更なる利便性向上を図る	左記の取組結果を踏まえた上で、必要な措置を検討・実施				
後継者不在の中小企業の経営資源等を活用しつつ、リスクやコストを抑えた創業を促すため、事業承継・引継ぎ補助金も活用しながら、他者の経営資源を引き継いで行う創業（経営資源引継ぎ型創業）を支援する	左記の取組結果を踏まえた上で、必要な措置を検討・実施				
M&Aを経営戦略の一部として捉え、M&A後の経営統合も含めた一体的な取組が促されるよう、M&A後の経営統合（PMI）の在り方に関する指針を策定する				【経済産業大臣】	
サーチファンド等の新たな投資分野への取組の促進等、中小企業経営力強化支援ファンドの活用を含め、中小企業向けファンドの裾野の拡大に向けた取組を進める					
中小企業を当事者とするM&Aの譲渡価格や手数料等の相場観を形成するとともに、M&Aに関する知識や経験が十分でない中小企業においてもM&A支援機関からの提案等の妥当性を判断できるよう、企業価値評価ツールの提供に向けた試行的取組を進めるとともに、他のM&A支援機関から意見を求めるセカンドオピニオンの取組を支援する	左記の取組結果を踏まえた上で、必要な措置を検討・実施				
中小企業がM&Aに関する適切な支援を受けられる環境を整備する					
事業引継ぎ補助金と連携したM&A支援機関の登録制度の創設					
民間仲介業者等による自主規制団体の創設					
国立研究開発法人産業技術総合研究所（産総研）と都道府県の公設試験研究機関（公設試）が適切な連携・役割分担の下で、中小・中堅企業等における生産性向上や企業間連携につながるデジタル化等を支援すべく、2020年度に開始した産総研と公設試等の連携による中小・中堅企業等へのIoT活用に係る普及啓発・人材育成等の取組を一層推進する					
地域未来牽引企業が取り組む、デジタル技術を活用した業務・ビジネスモデルの変革や、国内外への販路拡大、研究開発、生産性向上等に向けた取組を、地域未来投資促進法等の活用を通じて重点的に支援する					

（3）大企業と中小企業との取引の適正化

2021年度	2022年度	2023年度	2024年度～	担当大臣	KPI
予算編成 税制改正要望 / 秋～年末 / 通常国会					
下請取引の適正化					
独占禁止法及び下請代金法の執行について、公正取引委員会の執行体制強化を検討				【内閣総理大臣（公正取引委員会に関する事務を担当する内閣府特命担当大臣）、経済産業大臣】	• 中小企業の従業員一人当たりの付加価値額を今後５年間（2025年まで）で5%向上させる • 中小企業から中堅企業に成長する企業が年400社以上となることを目指す • 中小企業の全要素生産性を今後５年間(2025年まで)で5%向上させる • 開業率が米国・英国レベル（10%台）になることを目指す • 海外への直接輸出または直接投資を行う中小企業の比率を今後５年間（2025年まで）で10%向上させる • サービス産業の労働生産性の伸び率が、2025年までに2.0%となることを目指す
	中小企業庁でも、2022年度における下請検査官や下請取引Gメンの体制強化による中小企業の取引の実態に関する情報収集の強化を検討する。あわせて、中小企業庁と公正取引委員会の連携を強化し、収集した中小企業の声を法執行につなげる体制を強化する				
改正下請振興法に基づく下請Gメンによる調査等を活用し、「振興基準」に基づく業所管大臣による指導・助言等により、取引慣行や商慣行の是正に、関係省庁が連携して取り組む。また、課題を抱える業界による新たな下請ガイドラインや自主行動計画の策定につなげる				【内閣総理大臣（国家公安委員会委員長）、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣】	
改正下請中小企業振興法に基づき、デジタル技術の活用等による中小企業の強みを活かした取引機会等を創出する事業者を認定する制度を創設するとともに、金融支援等を行うことにより、下請中小企業における従来の取引関係に依存しない新たな取引機会の創出や適正な価格転嫁等による取引の透明化等を図る				【経済産業大臣】	
大企業と中小企業の連携促進					
パートナーシップ構築宣言について、官民をあげて周知や働きかけを実施し、2,000社の宣言を目指す				【内閣総理大臣（内閣府特命担当大臣（経済財政政策））、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣】	
宣言の拡大などを通じ、大企業と中小企業の連携強化を図っていく					
約束手形の利用の廃止					
産業界及び金融界による自主行動計画の策定を求める				【内閣総理大臣（内閣府特命担当大臣（金融））、経済産業大臣】	
約束手形の利用の廃止に向けた取組を促進する					
小切手の全面的な電子化を図る					
系列を超えた取引拡大					
電子受発注システムの標準化等を通じて、中小企業のみならず発注側企業等も含めたシステムの利用を促進し、中小企業・小規模事業者の系列を超えた取引拡大を促す				【経済産業大臣】	

（4）地域の中小企業・小規模事業者等への支援　（5）官民連携による経営支援の高度化

2021年度	2022年度	2023年度	2024年度～	担当大臣	KPI
予算編成 税制改正要望 / 秋～年末	通常国会				
地域の中小企業・小規模事業者等への支援					
地域の中小企業、小規模事業者等の生産性の向上を図りつつ、生活に不可欠な機能の確保を図るため、地方自治体と国が連携して、地域づくりの担い手の創出や、中小企業・小規模事業者等による地域コミュニティを支える取組を強化していく				【経済産業大臣】	• 中小企業の従業員一人当たりの付加価値額を今後５年間（2025年まで）で5%向上させる • 中小企業から中堅企業に成長する企業が年400社以上となることを目指す • 中小企業の全要素生産性を今後５年間(2025年まで)で5%向上させる • 開業率が米国・英国レベル（10%台）になることを目指す • 海外への直接輸出または直接投資を行う中小企業の比率を今後５年間（2025年まで）で10%向上させる • サービス産業の労働生産性の伸び率が、2025年までに2.0%となることを目指す
GoTo商店街事業は、感染拡大防止策を徹底した上で、今後の感染状況等を踏まえて、実施の取扱いを判断する				【内閣総理大臣（内閣府特命担当大臣（経済財政政策））、経済産業大臣】	
地域の持続的発展を促進するため、地域の持続的発展のための中小商業者等の機能活性化事業により、中小商業者等が地方公共団体と連携しながら新たな需要の創出につながる魅力的な機能を導入するための実証支援を行う	左記の取組結果を踏まえた上で、必要な措置を検討・実施			【経済産業大臣】	
官民連携による経営支援の高度化					
コロナ禍から立ち上がろうとする事業者が、適切な経営支援を受けられるよう、各地域で民間も含む支援機関のネットワークを構築するとともに、個々の支援機関の専門性等の見える化を図る				【経済産業大臣】	
身近な支援機関である中小企業診断士に求められる専門分野の見える化を進める					
各都道府県の「よろず支援拠点」において、中堅企業への成長を促すため、新たに民間も取り込んだ支援機関のネットワークを構築					
「よろず支援拠点」の中から意欲のある中小企業に対する積極的な支援を行うモデル実証拠点を選定	モデル実証拠点の取組を全国へ展開				

（6）デジタル化を通じた生産性向上

2021年度	2022年度	2023年度	2024年度～	担当大臣	KPI
予算編成 税制改正要望 秋～年末 通常国会					
デジタル化を通じた生産性向上					
AIの実装スキルを持つ人材600人の育成や中小企業との協働の仕方の検証 AIの実装スキルを持つ人材を介した企業の生産性向上の仕組みを確立するとともに地方大学等を通じて普及させる 「AI導入ガイドブック」（外観検査・需要予測版）の普及を図る 「AI導入ガイドブック」の新規テーマを検討し公表				【経済産業大臣】	• 中小企業の従業員一人当たりの付加価値額を今後５年間（2025年まで）で5%向上させる • 中小企業から中堅企業に成長する企業が年400社以上となることを目指す • 中小企業の全要素生産性を今後５年間(2025年まで)で5%向上させる • 開業率が米国・英国レベル（10%台）になることを目指す • 海外への直接輸出または直接投資を行う中小企業の比率を今後５年間（2025年まで）で10%向上させる • サービス産業の労働生産性の伸び率が、2025年までに2.0%となることを目指す
新型コロナウイルス感染症の影響も踏まえ、中小企業でのテレワーク導入を促進するため、テレワークに資するソフトウェア・通信機器等の導入支援等を行う				【厚生労働大臣、経済産業大臣】	
地域未来牽引企業等の地域企業のデジタル技術を活用した業務・ビジネスモデルの変革を促進するために、各地に産学官金の関係者が一体となって地域企業を支援する枠組みの整備や活動等の支援、デジタル人材の育成等を促進する 中小企業施策の活用状況や施策活用結果など国が保有するデータを民間ビジネスに開放し、中小企業を支援する民間サービス市場の創出と活性化を目指す 中小企業庁の全ての行政手続を電子化 国が保有する補助金等のデータを民間に開放し中小企業を支援する民間サービスの創出を促すとともに、中小企業向けの経営支援の専門家や支援ビジネス事業者などを巻き込んだコミュニティ形成のため、中小企業の経営相談や新しいビジネスパートナーをオンライン上で見つけられる仕組みを構築する				【経済産業大臣】	

10. イノベーションへの投資の強化
(1)リバースイノベーションの推進(2)文理融合の推進

2021年度	2022年度	2023年度	2024年度～	担当大臣	KPI
予算編成 税制改正要望 / 秋～年末 / 通常国会					
リバースイノベーションを推進し、日本企業の企業文化の変革や国内の構造改革につなげるため、 アジアの企業との共同プロジェクトを強力に推進				【経済産業大臣】	• 今後10年間(2023年まで)で世界大学ランキングトップ100に我が国の大学が10校以上入ることを目指す • 生活費相当額を受給する博士後期課程学生を2025年度までに3倍に増加する ・国立大学法人の第3期中期目標・中期計画(2016年度～2021年度)を通じて、各大学の機能強化のための戦略的な改革の取組(改革加速期間中(2013年度～2015年度)の改革を含む。)への配分及びその影響を受ける運営費交付金等の額の割合を4割程度とすることを目指す • 2025年度までに企業から大学、国立研究開発法人等への投資(共同研究受入額)を3倍増にすることを目指す • 2025年度末までに40歳未満の大学本務教員の数を1割増にすることを目指す
学部改革等により、理系、文系をはじめとする分野の垣根を乗り越え、 研究開発の成果により、社会を変革させるとともに、研究人材育成のための投資を大幅に充実				【内閣総理大臣(内閣府特命担当大臣(科学技術政策))、文部科学大臣】	
競争的研究費改革等による研究力の強化					
「総合知」の基本的な考え方やその創出・活用を戦略的に推進する方策を2021年度中に取りまとめ	人文・社会科学の振興を図るとともに、自然科学の「知」との融合による「総合知」の創出・活用を促進			【内閣総理大臣(内閣府特命担当大臣(科学技術政策))、文部科学大臣】	
科研費や戦略的創造研究推進事業等の競争的研究費について、制度見直し等を加速	基礎研究力の強化に向け、引き続き取組を推進			【文部科学大臣】	
科学技術の国際展開に関する戦略を策定	国際共同研究や国際プロジェクトへの 参画支援、研究者交流の促進などによる 国際研究ネットワークの構築を強力に推進				
国際頭脳循環のハブ拠点形成を計画的・継続的に推進 WPIの新規拠点整備					
e-CSTIの公的研究資金や論文、大学の財務等の連結データを活用し、研究生産性に大きな影響を与える要素を AIにより抽出・分析することにより、研究資金と研究成果の関係性分析を高度化				【内閣総理大臣(内閣府特命担当大臣(科学技術政策))】	

（2）文理融合の推進

2021年度	2022年度	2023年度	2024年度～	担当大臣	KPI
予算編成 税制改正要望 / 秋～年末 / 通常国会					
研究のDXの実現					
全国の先端共用設備や大型研究施設も効果的・効率的に活用し、AI・データ駆動型研究を推進 実験の自動化やリモートアクセスが可能な 研究施設・設備を整備	多様な分野の研究データを戦略的に 収集・共有・活用する取組を強化			【文部科学大臣】	
スーパーコンピュータ「富岳」の活用促進 新型コロナウイルス感染症等の対策に資する研究や 次世代コンピューティング分野の研究を重点的に実施					• 2021年度より2025年度までの、官民合わせた研究開発投資の総額を約120兆円とする
次世代の計算資源の方向性について検討	検討結果を踏まえた調査研究等				
超高速・大容量のネットワーク基盤（SINET） と研究データ基盤の一体的運用準備	次世代学術研究プラットフォームとして、超高速・大容量の ネットワーク基盤と研究データ基盤の一体的運用を開始				• 2025年度までに企業から大学、国立研究開発法人等への投資（共同研究受入額）を3倍増にすることを目指す
次世代学術研究プラットフォームの高度化や必要な技術の研究開発を推進					
官民地域パートナーシップに基づく次世代放射光施設の着実な整備・活用促進等	施設の稼働				

（3）量子技術等の最先端技術の研究開発の加速

2021年度	2022年度	2023年度	2024年度～	担当大臣	KPI
予算編成 税制改正要望 / 秋～年末 / 通常国会					
今後5年間で政府の研究開発投資30兆円、官民120兆円の投資目標の達成に向けて取り組み、国際的な研究開発競争をリード				【内閣総理大臣（内閣府特命担当大臣（科学技術政策））】	
研究インテグリティの確保に係る対応方針を踏まえ、早期に競争的研究費の関係指針等を改定				【内閣総理大臣（内閣府特命担当大臣（防災）、内閣府特命担当大臣（科学技術政策、宇宙政策）、内閣府特命担当大臣（海洋政策）、国家公安委員会委員長）、総務大臣、法務大臣、外務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣、防衛大臣】	
重要技術の明確化や重要技術分野への資源配分、適切な技術流出対策等を実施					• 2021年度より2025年度までの、官民合わせた研究開発投資の総額を約120兆円とする
安全・安心に関するシンクタンク機能を立ち上げ	安全・安心に関するシンクタンク機能の稼働	シンクタンク機能を担う組織の2023年度目途での設立に向けた検討			
経済安全保障の強化のため、我が国として確保すべき先端的な重要技術を育成する新たなプロジェクトの制度設計	シンクタンク機能を活用した、新たなプロジェクトの開始・推進				
環境、農業、AI、ロボット、量子、健康医療などのムーンショット目標の分野で、諸外国との連携強化やターゲットの柔軟な変更等を通じて研究開発プロジェクトを抜本的に強化				【内閣総理大臣（内閣府特命担当大臣（科学技術政策））、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣】	• 2025年度までに企業から大学、国立研究開発法人等への投資（共同研究受入額）を3倍増にすることを目指す
若手研究者等の発案を活かしてムーンショット目標を設定	開始準備	新たな目標の下での研究開発プロジェクトに着手・推進			
次期SIPのテーマの調査・検討を進め、課題候補を選定	政策参与（PD候補）の公募、任命 PD候補を中心にFSを実施	次期SIPの開始・推進		【内閣総理大臣（内閣府特命担当大臣（科学技術政策））】	

（3）量子技術等の最先端技術の研究開発の加速

2021年度	2022年度	2023年度	2024年度～	担当大臣	KPI
予算編成 税制改正要望 / 秋～年末 / 通常国会					
新戦略の策定 / 「AI戦略2021」、新戦略に基づき、取組を推進 深層学習の理論体系や知識融合型AI技術、2025年日本国際博覧会での利用を目指す多言語同時通訳等の研究開発 説明可能なAI等の研究開発を、AI関連中核センター群の連携を検討の上、開始 AIの信頼性・公平性等の確保に資する政府機関等の取組を取りまとめ、政府職員へのAI関連教育を試行的に開始				【内閣総理大臣（健康・医療戦略の事務を担当する国務大臣、情報通信技術（IT）政策担当大臣、一億総活躍担当大臣、サイバーセキュリティ戦略本部に関する事務を担当する国務大臣、個人情報保護委員会に関する事務を担当する内閣府特命担当大臣、内閣府特命担当大臣（海洋政策）、内閣府特命担当大臣（知的財産戦略、科学技術政策、宇宙政策）、内閣府特命担当大臣（男女共同参画）、国家公安委員会委員長）、総務大臣、外務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣】	• 2021年度より2025年度までの、官民合わせた研究開発投資の総額を約120兆円とする
「バイオ戦略フォローアップ」に基づき、取組を強力に推進 東京圏と関西圏のグローバルバイオコミュニティを公募・認定 東北メディカル・メガバンク計画、バイオバンク・ジャパン、ナショナルセンター・バイオバンクネットワークの成果を連携・発展させ、大規模ゲノム・データ基盤の構築を推進				【内閣総理大臣（健康・医療戦略の事務を担当する国務大臣、情報通信技術（IT）政策担当大臣、内閣官房長官、内閣府特命担当大臣（知的財産戦略、科学技術政策）、内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全））、総務大臣、外務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣】	
「量子技術イノベーション戦略」に基づき、取組を強力に推進 新産業創出を目指す協議会を設置 / 量子コンピューターや量子通信・暗号等の実用化について検討、取組を推進 拠点間連携の深化 / 量子技術イノベーション拠点の活動の本格化 量子コンピューティング、量子計測・センシング、グローバルな量子暗号通信網の構築に向けた量子通信・暗号等の研究開発を強力に推進 国際シンポジウムの開催 / 量子技術に関する国際連携を戦略的に強化				【内閣総理大臣（内閣府特命担当大臣（科学技術政策、宇宙政策））、総務大臣、文部科学大臣、経済産業大臣】	• 2025年度までに企業から大学、国立研究開発法人等への投資（共同研究受入額）を3倍増にすることを目指す
「マテリアル革新力強化戦略」に基づき、取組を強力に推進 良質なデータを取得可能な共用施設・設備の整備やAI解析機能の実装 脱炭素や資源制約克服等の観点から重点技術課題を具体化 / 具体化した課題に関する研究開発を加速 6G向け電子機器や高性能半導体に必要となる超高性能セラミックスやレジスト等の性能向上に資する基盤技術開発等 / プロセスデータベースの構築・活用				【内閣総理大臣（内閣府特命担当大臣（科学技術政策））、文部科学大臣、経済産業大臣】	

（3）量子技術等の最先端技術の研究開発の加速

2021年度	2022年度	2023年度	2024年度～	担当大臣	KPI
予算編成 税制改正要望 / 秋～年末 / 通常国会					
産総研を中核に次世代コンピューティング技術の研究開発拠点を整備、技術戦略を策定 → 技術戦略に基づき、研究開発拠点において研究開発を推進				【経済産業大臣】	
地方大学・地方公共団体・企業でビジョンを共有しながらバックキャスト型研究開発や成果の社会実装を行う拠点を形成し、地域での持続的な活動の仕組みを構築				【文部科学大臣】	• 2021年度より2025年度までの、官民合わせた研究開発投資の総額を約120兆円とする
試験研究炉等を使用したラジオアイソトープの製造に取り組む				【内閣総理大臣（内閣府特命担当大臣（科学技術政策））、文部科学大臣】	
日本企業の航空機市場参入に向けた、DBJ等を通じたリスクマネー供給の拡大 需要家と素材メーカーの連携、研究開発・設備投資の促進				【経済産業大臣】	
完成機開発の再開に向けた環境整備				【経済産業大臣、国土交通大臣】	• 2025年度までに企業から大学、国立研究開発法人等への投資（共同研究受入額）を3倍増にすることを目指す
「全国航空機クラスター・ネットワーク」を通じた「松阪クラスター」モデル等の横展開				【経済産業大臣】	
国内外への展開を目指す企業等に対して、生産性の向上や、事業継続・拡大に向けた連携・新規参入支援					
マレーシアとの航空機産業における協力枠組みの構築 → アジア諸国の航空機産業との協力推進					

（4）大学ファンドの創設などを通じた大学改革

2021年度	2022年度	2023年度	2024年度～	担当大臣	KPI
予算編成 税制改正要望 / 秋～年末 / 通常国会					
世界と伍する研究大学の要件と必要な改革について中間取りまとめ → 新たな法的枠組みについて結論を得る	関連法案審議 → 対象大学指定 → 大学ファンドによる支援			【内閣総理大臣（内閣府特命担当大臣（科学技術政策））、文部科学大臣】	• 今後10年間（2023年まで）で世界大学ランキングトップ100に我が国の大学が10校以上入ることを目指す • 生活費相当額を受給する博士後期課程学生を2025年度までに3倍に増加する • 国立大学法人の第3期中期目標・中期計画（2016年度～2021年度）を通じて、各大学の機能強化のための戦略的な改革の取組（改革加速期間中（2013年度～2015年度）の改革を含む。）への配分及びその影響を受ける運営費交付金等の額の割合を4割程度とすることを目指す • 2025年度までに企業から大学、国立研究開発法人等への投資（共同研究受入額）を3倍増にすることを目指す • 2025年度末までに40歳未満の大学本務教員の数を1割増にすることを目指す
大学ファンド運用の基本的な考え方を策定 → 大学ファンドの運用体制整備等	大学ファンドの運用				
10兆円規模の大学ファンドへの拡充について目途を立てる					
国立大学法人が真の経営体へ転換するための制度改正を着実に推進	新たな制度の適用			【文部科学大臣】	
大学ファンド創設に伴い必要となる制度改革について提言取りまとめ → 大学支援フォーラムPEAKSの活動を展開	PEAKSの産学による自律的な組織運営に向けた取組や環境整備等の推進			【内閣総理大臣（内閣府特命担当大臣（科学技術政策））、文部科学大臣、経済産業大臣】	
国立大学法人の会計基準の見直し	新会計基準の適用			【内閣総理大臣（内閣府特命担当大臣（科学技術政策））、文部科学大臣】	
運営費交付金の配分ルールの見直しの方向性を整理 → 配分ルールの見直しへの対応	新たな配分ルールの適用				
国立大学法人の財源の戦略的な積立ての仕組みや目的積立金の繰越しについて検討し、結論を得る	検討結果に基づき、取組を推進				
魅力ある地方大学づくりのため、大学改革と人材育成・研究力向上等のための支援を一体として行う施策を検討	検討結果に基づき、取組を推進			【内閣総理大臣（内閣府特命担当大臣（地方創生））、文部科学大臣】	
ポストコロナを見据えた教育研究に柔軟に対応できるキャンパスの実現に向け、大学等の環境整備を推進				【文部科学大臣】	

（4）大学ファンドの創設などを通じた大学改革

2021年度	2022年度	2023年度	2024年度～	担当大臣	KPI
予算編成 税制改正要望 / 秋～年末 / 通常国会					
博士課程学生・若手研究者等への支援					
「研究力強化・若手研究者支援総合パッケージ」等に基づき、取組を推進				【内閣総理大臣（健康・医療戦略の事務を担当する国務大臣、内閣府特命担当大臣（科学技術政策）、内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全））、総務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣、防衛大臣】	• 今後10年間（2023年まで）で世界大学ランキングトップ100に我が国の大学が10校以上入ることを目指す • 生活費相当額を受給する博士後期課程学生を2025年度までに3倍に増加する • 国立大学法人の第3期中期目標・中期計画（2016年度～2021年度）を通じて、各大学の機能強化のための戦略的な改革の取組（改革加速期間中（2013年度～2015年度）の改革を含む。）への配分及びその影響を受ける運営費交付金等の額の割合を4割程度とすることを目指す • 2025年度までに企業から大学、国立研究開発法人等への投資（共同研究受入額）を3倍増にすることを目指す • 2025年度末までに40歳未満の大学本務教員の数を1割増にすることを目指す
優秀な博士課程学生の処遇向上とキャリアパスの拡大、若手研究者の活躍できる環境整備や研究時間の確保等のため、2020年度に強化した博士課程学生支援を着実に推進				【内閣総理大臣（内閣府特命担当大臣（科学技術政策））、文部科学大臣】	
創発的研究に係る研究資金を最長10年間継続して支援する創発的研究支援事業による支援を着実に実施 若手を中心とした研究者が自由で挑戦的な研究に専念できる環境の確保に向けた取組の深化				【文部科学大臣】	
若手研究者と企業とのマッチング機能を民間のノウハウの活用等により強化 若手研究者が社会実装の経験を積むためのインターンシップやクロスアポイントメントへの支援等により産業界のニーズの高い人材を育成				【経済産業大臣】	

（5）知的財産戦略の推進

2021年度（予算編成 税制改正要望／秋～年末／通常国会）	2022年度	2023年度	2024年度～	担当大臣	KPI
知財を起点としたイノベーション創出活動の活性化					
知財を起点としたイノベーション創出活動の活性化のため、毎年「知的財産推進計画」を決定し、施策を推進				【内閣総理大臣（内閣府特命担当大臣（知的財産戦略））】	
「価値デザイン経営の普及に向けた基本指針」に基づき、経営デザインシートの普及や活用の推進を図る	左記の取組を踏まえ、必要な措置を実施			【内閣総理大臣（内閣府特命担当大臣（金融）、内閣府特命担当大臣（知的財産戦略））、経済産業大臣】	• 中小企業の特許出願に占める割合を2022年まで約15%とし、知財戦略構築のためのハンズオン支援を毎年度250件実施する
知的財産等無形資産の投資・活用の促進					
2021年6月のコーポレートガバナンス・コードの改訂や価値協創ガイダンスの改訂を踏まえ、2021年中に知的財産等無形資産の開示に関するガイドラインを策定する	左記の取組を踏まえ、必要な措置を実施			【内閣総理大臣（内閣府特命担当大臣（知的財産戦略））、経済産業大臣】	
企業の知的財産等無形資産の投資・活用パフォーマンスが投融資の判断に反映されるメカニズムを構築する。知的財産等無形資産の投資・活用パフォーマンスに対して、専門的な評価・分析を行う専門人材の育成を図る	左記の取組を踏まえ、必要な措置を実施				
企業の知的財産等無形資産の投資・活用戦略の開示補助ツールとしての経営デザインシートの活用を更に広げる	左記の取組を踏まえ、必要な措置を実施			【内閣総理大臣（内閣府特命担当大臣（知的財産戦略））】	
デザイン経営の推進					
「デザイン経営」を推進するため、普及啓発等の必要な措置を実施				【経済産業大臣】	
デザインの保護の推進					
意匠法における保護対象の拡大、関連意匠制度の拡充等を踏まえ、法の適切な運用環境を整備するため、改訂意匠審査基準を含む新制度の周知及び意匠審査体制の整備等を実施					
知財創造教育の推進					
知財創造教育の普及・実践をより推進するため、地域主導型のコンソーシアムにおいて、2021年度から推進拠点となる学校や普及実践の中核を担う教員を選定	左記の取組を踏まえ、必要な措置を実施			【内閣総理大臣（内閣府特命担当大臣（知的財産戦略））、文部科学大臣】	

（5）知的財産戦略の推進

2021年度	2022年度	2023年度	2024年度～	担当大臣	KPI
予算編成 税制改正要望 / 秋～年末 / 通常国会					
地域のブランド力強化のための商標権の活用促進 審査官の確保による商標審査体制の強化 地域ブランドの魅力の情報発信強化・地域ブランディングの支援強化				【経済産業大臣】	• 2022年度末までに、商標の権利化までの期間を、国際的に遜色ないスピードである８月とする
国際的に遜色ないスピード・質の高い特許審査の実現 任期付審査官を含む審査官の確保等による審査体制の整備・強化 審査品質管理小委員会の提言等を踏まえ、引き続き品質管理システムを強化				【経済産業大臣】	• 今後10年間（2023年まで）で、権利化までの期間を半減させ、平均14月とする
模倣品対策の強化 商標法・意匠法について、海外事業者が模倣品を郵送等により国内に持ち込む行為を商標権等の侵害と位置付ける改正案が国会で成立し、公布されたことから、当該侵害に係る物品に対して実効性のある水際取締りを実施できるよう、必要な措置について検討		検討結果を踏まえ、必要な措置を実施		【財務大臣、経済産業大臣】	
模倣品の流通・消費を抑制するため、消費者に対する啓発活動を実施するとともに、企業・権利者とも連携した対策を実施					

（5）知的財産戦略の推進

2021年度	2022年度	2023年度	2024年度～	担当大臣	KPI
予算編成 税制改正要望 / 秋～年末 / 通常国会					
在外日系中堅・中小企業における営業秘密管理体制整備支援 海外における重要な技術情報等の流出を防ぐ体制を整備・強化するため、アジア等の海外における日系企業の営業秘密管理体制の構築支援等を実施			左記の取組を踏まえ、必要な措置を実施	【経済産業大臣】	
インターネット上の海賊版に対する総合対策 「インターネット上の海賊版に対する総合的な対策メニュー及び工程表」基づき、二国間協議等を通じた海賊版対策の国際連携・国際執行の強化、セキュリティ対策ソフトにおけるアクセス抑止機能の導入促進などの総合的な対策を着実に実施する。その際、被害状況や対策の効果を検証しつつ、必要な取組を進める				【内閣総理大臣（内閣府特命担当大臣（知的財産戦略）、国家公安委員会委員長）、総務大臣、法務大臣、文部科学大臣、経済産業大臣、外務大臣】	
デジタル化・ネットワーク化の進展に対応した著作権システムの構築 過去コンテンツ、UGC、権利者不明著作物を始め、著作権等管理事業者が集中管理していないものを含めた、膨大かつ多種多様な著作物等について、拡大集中許諾制度等を基に、様々な利用場面を想定した、簡素で一元的な権利処理が可能となるような制度の実現のため、内閣府（知的財産戦略推進事務局）、経済産業省、総務省の協力を得ながら、文化審議会において、クリエーター等の権利者や利用者、事業者等から合意を得つつ2021年中に、検討し結論を得る	左記の検討を踏まえ、所要の措置を講ずる	左記の実施状況を踏まえ、必要な措置を実施		【文部科学大臣】	
権利情報を集約したプラットフォームの更なる充実に向けたシステム設計を実施		左記の取組を踏まえ、必要な措置を実施			
不正競争防止法の改正を踏まえた普及・啓発等の実施 不正競争防止法改正に伴い、同法で保護されている限定提供データの要件等を踏まえて、データ利活用を進めるための留意点や対策を取りまとめた「データ利活用のポイント集」等を活用し、普及・啓発等の必要な措置を実施				【経済産業大臣】	

（5）知的財産戦略の推進

2021年度	2022年度	2023年度	2024年度～	担当大臣	KPI
予算編成 税制改正要望 / 秋～年末 / 通常国会					
国際標準化活動の推進 • 最新の動向を踏まえた戦略的な国際標準化を行うための取組の推進 • 国立研究開発法人等と連携し、先端技術等の研究開発と国際標準化の一体的な推進 •「標準化人材を育成する3つのアクションプラン」等に基づく人材育成の取組の推進 • アジア諸国との連携強化など、国際展開を念頭に置いた標準・認証施策の推進 • 認証基盤を引き続き運用するとともに、得られた試験データを国際標準の新規提案に活用				【内閣総理大臣（内閣府特命担当大臣（知的財産戦略）、内閣府特命担当大臣（科学技術政策）、経済再生担当大臣）、総務大臣、経済産業大臣】	• 国際標準化機関における幹事国引受件数を2025年度末まで100件維持する
標準活用推進体制の構築 ・省庁横断で重点的に取り組むべき分野において、標準の開発等を加速化させるための支援や、国際標準の形成に必要な活動への支援等を実施	左記の取組を踏まえ、必要な措置を実施			【内閣総理大臣（内閣府特命担当大臣（知的財産戦略））、経済産業大臣】	• 2030年までに中小企業等による標準化活動で制定した標準により事業拡大効果が得られた割合を80%以上とする 【補助指標】 2025年までに標準化を実現した事業者のうち事業拡大に一定の効果があった事業者の割合を65%以上とする
・経営戦略として標準活用が進むよう、企業の意識改革や人材育成を促進	左記の取組を踏まえ、必要な措置を実施			【内閣総理大臣（内閣府特命担当大臣（知的財産戦略）、内閣府特命担当大臣（科学技術政策））、総務大臣、経済産業大臣】	
・民間の標準戦略活動に対して、標準活用支援サービスプラットフォームによる支援を開始	左記の取組を踏まえ、必要な措置を実施				
・政府の研究開発プロジェクトにおいて、標準の戦略的な取組を担保する仕組みを導入	左記の取組を踏まえ、必要な措置を実施				

（5）知的財産戦略の推進

2021年度	2022年度	2023年度	2024年度～	担当大臣	KPI
予算編成 税制改正要望 秋～年末 通常国会					
地域中堅・中小企業の知財・標準化戦略強化					
知財総合支援窓口の体制強化、知財ビジネスマッチング活動支援、知財橋渡し人材の配置等				【経済産業大臣】	
よろず支援拠点及びよろず支援拠点全国本部の体制強化					
地方における権利化支援の推進に必要な体制整備・強化					
中堅・中小企業等による事業拡大に向けた独自の標準化活動について、規格の活用方針に関する助言などビジネス戦略の視点を強化した支援を行い、事業拡大効果の創出を後押しする					
中堅・中小企業の知財活用を図るため、「第2次地域知財活性化行動計画」に基づき、知財活用のための知財戦略構築をハンズオンで支援するとともに、必要に応じて独立行政法人工業所有権情報・研修館と連携して弁理士等専門家派遣を実施する			左記の取組を踏まえ、必要な措置を実施		• 中小企業の特許出願に占める割合を2022年まで約15%とし、知財戦略構築のためのハンズオン支援を毎年度250件実施する • 2030年までに中小企業等による標準化活動で制定した標準により事業拡大効果が得られた割合を80%以上とする 【補助指標】 2025年までに標準化を実現した事業者のうち事業拡大に一定の効果があった事業者の割合を65%以上とする

（5）知的財産戦略の推進

2021年度	2022年度	2023年度	2024年度～	担当大臣	KPI
予算編成 税制改正要望 / 秋～年末 / 通常国会					
権利処理の円滑化、プラットフォーム実態調査、製作取引適正化及び就業環境の改善					
簡素で一元的な権利処理が可能となるような制度の実現、フィンガープリント等の技術や権利情報に関するデータベースの活用を進め、権利処理の円滑化に向けた取組を実施				【内閣総理大臣（内閣府特命担当大臣（知的財産戦略））、総務大臣、文部科学大臣、経済産業大臣大臣】	
投稿サイト等のプラットフォームにおける著作物等の利用状況と権利者への利益還元の実態調査を実施	調査結果を踏まえ、更なる課題整理の上、実態を分析・検討の上、必要な措置を実施			【内閣総理大臣（内閣府特命担当大臣（知的財産戦略））】	
「放送コンテンツの製作取引適正化に関するガイドライン（第7版令和2年9月改定）」及び「アニメーション制作業界における下請適正取引等の推進のためのガイドライン（令和元年8月改定）」の周知や遵守状況調査を実施				【総務大臣、経済産業大臣】	
	上記の取組を踏まえ、必要な措置を実施				
「フリーランスとして安心して働ける環境を整備するためのガイドライン」（令和3年3月26日策定）の周知を実施	左記の取組を踏まえ、必要な措置を実施			【内閣総理大臣（経済再生担当大臣、公正取引委員会に関する事務を担当する内閣府特命大臣）、厚生労働大臣、経済産業大臣】	
実際の映画制作現場において認定制度を試行し、同制度を導入するに当たっての運用面での問題点及び制作会社及びフリーランスに対する制度導入の効果を検証	認定制度の運用を開始するなど必要な措置を実施			【経済産業大臣】	

（6）未来社会の実験場としての2025年日本国際博覧会

2021年度	2022年度	2023年度	2024年度～	担当大臣	KPI
予算編成 税制改正要望 秋～年末 通常国会 **2025年日本国際博覧会の開催へ向けた準備** ・「いのち輝く未来社会のデザイン」をテーマに、2025年日本国際博覧会（大阪・関西万博）を新型コロナウイルス感染症克服後の社会の在り方を提示する場とするとともに、新たな技術やシステムを実証し、Society5.0を体感できる「People's Living Lab （未来社会の実験場）」とする ・外国人来訪者の受入れに向けて税関・出入国管理・検疫体制の強化に取り組むとともに、来場者や運営関係者の安全・円滑な輸送に加え、開催後の大阪・関西の成長基盤になるような交通インフラの機能強化、会場周辺のインフラ整備等を実施し、広域でのアクセス向上、地域の安全性や魅力の向上等を進める ・在外公館はじめオールジャパンで参加招請活動を実施し世界各国からの参加・出展を確保するとともに、「世界一安全な日本」の実現に向けた取組やセキュリティ確保のための対策を進める			2025年日本国際博覧会において、「いのち輝く未来社会のデザイン」を実現	【内閣総理大臣（内閣官房長官、内閣府特命担当大臣（防災、海洋政策）、国家公安委員会委員長、国際博覧会担当、内閣府特命担当大臣（科学技術政策、宇宙政策、クールジャパン戦略））、総務大臣、法務大臣、外務大臣、財務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣、防衛大臣】	・2023年に、「空飛ぶクルマ」の事業を開始

（7）福島における新たな産業の創出

2021年度	2022年度	2023年度	2024年度～	担当大臣	KPI
予算編成 税制改正要望 / 秋～年末 / 通常国会					
福島新エネ社会構想の推進					
2040年頃には福島県内エネルギー需要の100%相当量を再エネで生み出すという県の目標達成のため、風力発電を始めとする再エネの更なる導入拡大に加え、分散型再エネを基盤とした未来型社会や再エネ産業・研究開発拠点の創出に向けた取組を加速化する				【復興大臣、総務大臣、外務大臣、文部科学大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣】	
福島水素エネルギー研究フィールド（FH2R）も活用した水電解装置の更なる大型化・モジュール化に係る技術開発の推進、水素ステーションやFCV・バス・トラック等の水素モビリティの導入、FH2R等で製造した水素を公共施設等や工場、発電などにおいて県内で活用する水素社会実現に向けたモデル構築を目指す					
福島再生・未来志向プロジェクトの推進					
脱炭素×復興まちづくりの先進地創出、環境先進地域へのリブランディング、福島・環境再生の記憶の継承、リスクコミュニケーション等を実施するとともに、福島県と締結した連携協力協定の取組を加速化する				【環境大臣】	
浜通り地域において、脱炭素、資源循環に着目した先進脱炭素モデルケースの形成等の脱炭素まちづくりに向け、再生可能エネルギー（水素を含む）の利活用を推進する				【経済産業大臣、環境大臣】	
ドローン等の制度整備					
ドローン、「空飛ぶクルマ」等の社会実装に向けて、次世代モビリティの開発・実証や制度整備・運用の拠点とすべく福島ロボットテストフィールドでの試験飛行等の環境整備を図る				【復興大臣、経済産業大臣、国土交通大臣】	
ドローンの新技術基準や災害時の運用ガイドラインを整備					
福島浜通りでの実用化開発を支援する					

11. コーポレートガバナンス改革

2021年度	2022年度	2023年度	2024年度～	担当大臣	KPI
予算編成 税制改正要望 / 秋～年末 / 通常国会					
中長期的な企業価値の向上に向けて、改訂されたコーポレートガバナンス・コードに基づき、以下の取組を推進する。 取締役会がその機能を適切に発揮するため、プライム市場上場会社は、独立社外取締役を少なくとも1/3以上選任する。上場会社は、女性・外国人・中途採用者の管理職への登用等、中核人材の登用等における多様性確保についての考え方と自主的かつ測定可能な目標を示すとともに、その状況を開示する				【内閣総理大臣（内閣府特命担当大臣（金融））】	• 大企業（TOPIX500）のROAについて、2025年までに欧米企業に遜色のない水準を目指す（参考：2020年度の米国・欧州のROA平均は、3.2%）
ハイブリッド型バーチャル株主総会の更なる浸透及び改正産業競争力強化法に基づくバーチャルオンリー型株主総会の利用の促進を図るなど、株主総会プロセスにおける電子的手段の活用を促し、企業と投資家の対話環境の整備に取り組む				【内閣総理大臣（内閣府特命担当大臣（金融））、法務大臣、経済産業大臣）】	
自社株を対価とするM&Aの普及を図るため、改正会社法により創設された株式交付、2021年度税制改正において措置された株式交付に関する株式の譲渡損益の課税繰延、改正産業競争力強化法に基づく株式買取請求の適用除外といった一連の制度改正について周知し、制度の活用を促進する				【法務大臣、経済産業大臣）】	
東京証券取引所の市場構造改革に関し、2021年6月のコーポレートガバナンス・コード等の改訂を踏まえた上場会社による市場選択手続等の所要の制度整備を進め、併せて現在、東証一部上場の全銘柄と一致している東証株価指数（TOPIX）を市場区分から切り離し、2022年4月に新たな区分・指数に移行する	2022年4月に新市場区分に基づいた市場、指数を立ち上げる			【内閣総理大臣（内閣府特命担当大臣（金融））】	
家計の安定的な資産形成に向け、年齢層別のデジタルコンテンツ作成など、ICTも活用して金融経済教育を推進するほか、つみたてNISAの普及や新しいNISA制度の2024年の導入に向けた周知・広報、金融機関における電子手続の導入推進に向けた取組を行い、長期積立分散投資の定着や金融リテラシー向上を図る。特に、2022年4月からの成年年齢引下げを見据え、若年層の金融リテラシー向上を図る			2024年に新しいNISA制度の導入	【内閣総理大臣（内閣府特命担当大臣（金融））、財務大臣）】	

11. コーポレートガバナンス改革

2021年度	2022年度	2023年度	2024年度～	担当大臣	KPI
予算編成 税制改正要望 / 秋～年末	通常国会				
DBJが特定投資業務等を活用し、地域金融機関との共同投資や民間ファンドへの出資等を行い、責任ある投資家としてコーポレートガバナンス強化に引き続き貢献していく。また、VCやサーチファンドへのLP出資等を通じて、民間リスクマネー供給や民間投資人材の育成を強化し、成長資金市場のエコシステム構築を促進する。このほか、官民ファンドについて、「新経済・財政再生計画改革工程表2020」に基づき策定された改善目標・計画等による具体的な取組を着実に進める				【財務大臣】	
金融審議会において、上場企業と投資家との建設的な対話等に資する開示制度の在り方について、サステナビリティやガバナンスに関する開示を含め幅広く関係者の意見を聞きながら総合的に検討する				【内閣総理大臣（内閣府特命担当大臣（金融））】	• 大企業（TOPIX500）のROAについて、2025年までに欧米企業に遜色のない水準を目指す（参考：2020年度の米国・欧州のROA平均は、3.2%）
日本基準の高品質化に取り組むとともに、IFRSに関する今後のプロジェクトの協議等において我が国の考え方をIFRSに反映する努力を強化することを含め、我が国企業のIFRSへの移行を容易にするための更なる取組を進めることによりIFRS の任意適用企業の拡大を促進する。さらに、国際会計人材を育成し、国際的な基準策定等に参画する					
監査法人等における品質管理に係る基準の見直し、非監査業務の在り方、IT活用の一層の推進について、検討を行い、一定の結論を得る	左記の結論を踏まえ、必要な取組を実施				
消費者志向経営の推進					
ESG投資等の考え方を踏まえた客観的な評価基準や制度の在り方について検討	客観的な評価基準等の在り方等を踏まえた消費者志向経営を推進する施策の実施			【内閣総理大臣（内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全担当））】	
「消費者志向自主宣言・フォローアップ活動」の推進及び優良事例表彰の実施					

12. 重要分野における取組
（1）ワクチンの国内での開発・生産

2021年度	2022年度	2023年度	2024年度～	担当大臣	KPI
予算編成 税制改正要望 / 秋～年末 / 通常国会					
臨床及び産業界と連携し、分野横断的な研究や新規モダリティの活用を行うこれまでにない世界トップレベルの研究開発フラッグシップ拠点を形成し、BSL4施設などシナジー効果が期待できる特徴的な拠点及び当該フラッグシップ拠点の研究基盤を活用・強化・維持				【内閣総理大臣（健康・医療戦略の事務を担当する国務大臣）、外務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣】	• 2040年までに健康寿命を男女とも３年以上延伸し、75歳以上とすることを目指す • 平均寿命の増加分を上回る健康寿命の増加 • 2023年度までに先駆け審査指定品目（先駆的医薬品）の目標審査期間６か月を達成
戦略性を持った研究費のファンディング機能の強化を行うため、産業界の研究開発状況、国内外の新規モダリティの動向を踏まえ、ワクチン実用化に向け政府と一体となって戦略的な研究費配分を行う体制をAMEDに新設					
治験環境の整備・拡充のため、生物統計家等の雇用促進等による臨床研究中核病院等の体制整備、臨床研究中核病院の緊急時治験協力の要件化と治験病床等の平時からの確保やアジア国際共同治験環境の充実を実施					
薬事承認プロセスの迅速化のための体制・基準整備として、新たな感染症に備えて、あらかじめ臨床試験の枠組みに関する手順を作成					
緊急事態に特別に使用を認めるための制度の在り方を検討し、方向性について結論を得る	結論を踏まえ、必要な対応を実施				
ワクチン製造拠点の整備のため、ワクチンとバイオ医薬品の両用性（デュアルユース）とする施設整備等を行うとともに、創薬ベンチャーの育成のため優良ベンチャーの発掘・育成等による創薬ベンチャーエコシステム全体の底上げを実施					
新たな感染症発生時の国によるワクチン買上げなど国内でのワクチン供給が円滑に進むよう検討することや、開発に成功したワクチンについて、国際的枠組みを通じた世界的供給や途上国の支援ニーズ等に応じたODAの活用等を検討するとともに、ワクチン開発企業支援、原材料の国産化、備蓄等を担う体制を厚生労働省に構築					
喫緊の新型コロナウイルス感染症への対応として、薬事承認はICMRA（薬事規制当局国際連携組織）の議論を踏まえ、コンセンサスを先取りし、検証試験を開始・速やかに完了できるよう支援することや、国産ワクチンの検証試験の推進のため、治験実施医療機関の参加促進等を実施					

（2）医薬品産業の成長戦略
ｉ）ライフサイエンスの強化、国際展開

2021年度	2022年度	2023年度	2024年度～	担当大臣	KPI
予算編成 税制改正要望 / 秋～年末 / 通常国会					
ライフサイエンスの強化					
「健康・医療戦略」等に基づく、モダリティ等に応じた「統合プロジェクト」を軸として、医薬品、医療機器、再生・細胞医療・遺伝子治療等の実用化に向けた研究開発や、ゲノム・データ基盤等の医療技術・手法に関する研究開発を推進				【内閣総理大臣（健康・医療戦略の事務を担当する国務大臣）、総務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣】	• 2040年までに健康寿命を男女とも３年以上延伸し、75歳以上とすることを目指す • 平均寿命の増加分を上回る健康寿命の増加 • 2023年度までに先駆け審査指定品目（先駆的医薬品）の目標審査期間６か月を達成
新型コロナウイルス感染症の検査体制・治療体制の強化を進めるとともに、治療薬・ワクチンの開発を抜本的に強化するため、国立感染症研究所と国立国際医療研究センターの連携によるデータバンクの整備等を推進				【内閣総理大臣（健康・医療戦略の事務を担当する国務大臣）、文部科学大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣】	
東京圏と関西圏のグローバルバイオコミュニティを形成し、アカデミア・製薬企業・ベンチャー・ベンチャーキャピタル等における連携を促進				【内閣総理大臣（内閣府特命担当大臣（科学技術政策））】	
プログラム医療機器の萌芽的シーズを早期に把握しその特性を踏まえた審査の考え方を整理・公表するとともに、革新的なプログラム医療機器を指定し優先審査の対象とする制度等、プログラム医療機器の特性を踏まえた新たな承認審査制度の導入に向けて検討を進め、結論を得る	結論を踏まえ、必要な対応を実施し、プログラム医療機器の実用化を促進			【厚生労働大臣】	
創薬・バイオ等の研究開発型ベンチャーの成長を後押しする新興市場の在り方について検討を行うとともに、その結果等に基づき、必要な措置を実施				【経済産業大臣】	
医療機器・ヘルスケアサービス等の開発のため、ベンチャー支　援等を強化し、新規参入の促進策を検討を踏まえ措置					
医工連携イノベーション推進事業等に基づき、学会との連携、若　手研究者への支援、ベンチャー支援等を強化					
国内外のプレイヤーを集めたビジネスコンテスト等を通じた優良事例の顕彰・ビジネスマッチングや、Healthcare Innovation Hub（InnoHub）、医療系ベンチャー・トータルサポート事業（MEDISO）による、年間を通したベンチャー企業と関係機関とのネットワーク支援、官民ファンドとの連携強化により、ヘルスケア分野のエコシステムを構築				【厚生労働大臣、経済産業大臣】	

ｉ）ライフサイエンスの強化、国際展開

2021年度	2022年度	2023年度	2024年度～	担当大臣	KPI
予算編成 税制改正要望 / 秋～年末 / 通常国会					• 2040年までに健康寿命を男女とも３年以上延伸し、75歳以上とすることを目指す • 平均寿命の増加分を上回る健康寿命の増加 • 2023年度までに先駆け審査指定品目（先駆的医薬品）の目標審査期間６か月を達成
ライフサイエンスの強化					
重粒子線がん治療装置について、2021年度から着手する画期的な小型化・高度化のための基本設計を踏まえ、普及展開に向けた取組を推進				【文部科学大臣】	
DBJの特定投資業務の一環として2021年３月に設置した「DBJイノベーション・ライフサイエンスファンド」を活用し、新型コロナウイルス感染症の拡大を受けて更に重要性を増している、ライフサイエンス（特に創薬・バイオ）産業の競争力強化・イノベーション促進に資する取組に対する資本性資金の供給を、より一層強化				【財務大臣】	
医療コンテナに関し、大規模自然災害発生時等の緊急時における機動的な医療提供や平時における過疎地域・離島などでの巡回診療及び各種イベント等に活用できるよう検討				【内閣総理大臣（国土強靱化の事務を担当する国務大臣）、厚生労働大臣】	
ナショナルセンター等の疾患登録情報を活用した臨床開発インフラ（クリニカル・イノベーション・ネットワーク）における疾患登録の運用改善と疾患登録情報の利活用を推進				【厚生労働大臣】	
クリニカル・イノベーション・ネットワークとMID-NETとを連携させ、開発から安全対策までの過程における大規模なリアルワールドデータの活用を推進					
臨床ニーズに即した医療機器の開発のため、企業と医療機関の連携開発拠点を整備					

ｉ）ライフサイエンスの強化、国際展開

2021年度	2022年度	2023年度	2024年度～	担当大臣	KPI
予算編成 税制改正要望 / 秋～年末 / 通常国会					
国際展開					
「アジア健康構想」及び「アフリカ健康構想」の下、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）達成への貢献を視野に我が国の医療、介護、予防、健康等に関連するヘルスケア産業の国際展開等を推進				【内閣総理大臣（健康・医療戦略の事務を担当する国務大臣）、総務大臣、法務大臣、外務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣、国土交通大臣】	・健康・医療関連産業の国際展開事業数を2025年までに75事業 ・医療機器・医薬品の海外市場規模（海外売上高）を2030年までに10兆円
アジアの高齢化社会に必要な介護産業の振興及び介護人材の育成					
自立支援に資する介護の整理及び結果を海外へ紹介					
ICTを活用した「スマート・ヘルスケア」の実現のため、感染症対策を含むソフトインフラの整備を推進					
我が国企業が関わる形でのアジアにおける医薬品・医療機器産業の振興					
アジアにおける医薬品・医療機器等の規制調和と国内外での治験体制整備等を推進					
国際公共調達を活用した我が国の医薬品・医療機器等の途上国・新興国への国際展開を促進					
「アジア健康構想」及び「アフリカ健康構想」の対外発信／対話					
MEJ ・JETRO等を活用し、新興国中心に日本の医療の国際展開の推進等					
・医療を目的に訪日する外国人患者の受入体制の強化 ・医療渡航支援企業の認証枠組みの運用、外国人患者受入れを行う「ジャパン・インターナショナル・ホスピタルズ」のリストの随時更新 ・海外へのPR等を通じた医療分野のインバウンドの着実な実施					
「訪日外国人に対する適切な医療等の確保に向けた総合対策」も踏まえつつ訪日外国人への適切な医療の提供					

ｉ）ライフサイエンスの強化、国際展開

2021年度	2022年度	2023年度	2024年度～	担当大臣	KPI
予算編成 税制改正要望 / 秋～年末 / 通常国会					
国際展開 ・ポストコロナを見据え、今後、各国で需要が高まる医療・ヘルスケア製品・サービスの国際展開を推進 ・予防・健康づくり等の取組を含む健康経営の普及、日本の医療・介護の取組を参考にした制度の導入等を促進				【内閣総理大臣（健康・医療戦略の事務を担当する国務大臣）外務大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣】	• 健康・医療関連産業の国際展開事業数を2025年までに75事業 • 医療機器・医薬品の海外市場規模（海外売上高）を2030年までに10兆円
国際的に脅威となる感染症対策について、国際的な枠組みであるCOVAXファシリティを含むACTアクセラレータへの貢献をはじめとする治療・診断・ワクチンの開発・普及を推進				【内閣総理大臣（内閣官房長官、新型インフルエンザ等対策特別措置法に関する事務を担当する国務大臣、健康・医療戦略の事務を担当する国務大臣、東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会担当大臣、内閣府特命担当大臣（科学技術政策））、外務大臣、財務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、防衛大臣】	
国際的に脅威となる感染症対策について、戦略的な国際共同研究等を早急かつ強力に推進 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた発生動向調査・検査体制・医療体制の強化					
・二国間支援、WHO、グローバル・ファンドやUnitaid（ユニットエイド）、グローバルヘルス技術振興基金（GHIT Fund）、Gaviワクチンアライアンス、感染症流行対策イノベーション連合（CEPI）、世界銀行グループ、アジア開発銀行、国連児童基金（UNICEF）等への支援 ・人獣共通の感染症も含めた感染症対策の観点から、産学官が連携し世界の人材資金技術を惹きつけるためのグローバルハブの検討や、将来の緊急事態にも対応できる体制について検討 ・ワンヘルスアプローチによる薬剤耐性（AMR）対策の推進 ・国際感染症等対応人材の育成 ・国際機関等への派遣を強化					
新型コロナウイルス感染症の世界的対応を踏まえ、政府としての司令塔機能を強化してグローバルヘルスに関する戦略を策定	戦略に基づきグローバルヘルスを推進するとともに、UHC達成に向けた支援に取り組む			【内閣総理大臣（健康・医療戦略の事務を担当する国務大臣）外務大臣、財務大臣、厚生労働大臣】	
グローバルヘルスに関する官民合わせた関係資金の拡充を目指す					

ⅱ）データヘルス、健康・医療・介護のDX

①　データヘルス（健康・医療・介護でのデータ利活用）の推進

2021年度	2022年度	2023年度	2024年度～	担当大臣	KPI
予算編成 税制改正要望 / 秋～年末 / 通常国会					
オンライン資格確認 医療保険オンライン資格確認システムについての準備・開発・構築 → 医療保険オンライン資格確認の本格運用開始 医療情報化支援基金を活用し、医療機関及び薬局のシステム整備を支援				【内閣総理大臣（情報通信技術（IT）政策担当大臣、内閣府特命担当大臣（マイナンバー制度））、総務大臣、厚生労働大臣】	• 2040年時点において、医療・福祉分野の単位時間当たりのサービス提供について5％（医師について7％）以上の改善を目指す • 2020年度までに400床以上の一般病院における電子カルテの普及率を90％
医療機関等における健康・医療情報の連携・活用 医療機関等でレセプトに基づく薬剤情報や特定健診情報を確認できる仕組みの構築等 → 薬剤情報（2021年10月～）を確認できる仕組みの稼働 特定健診情報（遅くとも2021年10月までに）を確認できる仕組みの稼働 手術の情報など対象となる情報の拡大に向けた検討、仕組みの構築等 → 更なる対象情報の拡大を検討するとともに、拡大した医療情報を確認できる仕組みの稼働				【総務大臣、厚生労働大臣】	
電子カルテの情報及び交換方式の標準化について、HL7FHIRの規格を用いることを検討することとされたことを踏まえ、医療情報化支援基金の活用等により、実務的な調整・設計を踏まえた標準化や中小規模の医療機関を含めた電子カルテの導入を促進するため、具体的な方策について結論を得る 電子処方箋の運用開始に向けたシステム開発や周知広報等 → 運用開始				【厚生労働大臣】	

① データヘルス（健康・医療・介護でのデータ利活用）の推進

2021年度	2022年度	2023年度	2024年度～	担当大臣	KPI
予算編成 税制改正要望 / 秋～年末 / 通常国会					
医療・介護情報の連携・活用 入退院時における患者の医療・介護情報を共有するための標準仕様の作成及び普及 入退院時以外の場面における医療・介護情報連携の必要性やICT活用の可能性等に関する検討を踏まえ、必要に応じた標準仕様の作成・普及等を推進				【総務大臣、厚生労働大臣】 【内閣総理大臣（情報通信技術（IT）政策担当大臣、内閣府特命担当大臣（マイナンバー制度））、総務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣】	• 2040年時点において、医療・福祉分野の単位時間当たりのサービス提供について5％（医師について7％）以上の改善を目指す
PHRの推進 マイナポータル等を通じて本人等へのデータの本格的な提供を推進 運用開始に向けた検討・準備 / 薬剤情報のデータの提供開始 特定健診情報（遅くとも2021年10月までに）のデータの提供開始 「データヘルス集中改革プラン」に基づいた地方公共団体等への支援など、自治体検診・学校健診等、健診・検診に係る電子化・標準化の実現に向けた環境整備を実施 / 電子化・標準化された形での提供開始 ※・自治体検診データ（2022年～） ・学校健診データ（2022年～）				【内閣総理大臣（情報通信技術（IT）政策担当大臣、内閣府特命担当大臣（マイナンバー制度））、総務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣】	• 2040年までに健康寿命を男女とも3年以上延伸し、75歳以上とすることを目指す • 平均寿命の増加分を上回る健康寿命の増加
「民間PHR事業者による健診等情報の取扱いに関する基本的指針」を普及するとともに、民間PHR事業者の当該指針の遵守を推進 官民連携の上でのより高いPHRサービス水準を目指すガイドラインを策定するとともに、当該ガイドラインの遵守状況を認定する仕組みなどが整備されるための必要な支援を実施				【内閣総理大臣（情報通信技術（IT）政策担当大臣、内閣府特命担当大臣（マイナンバー制度））、総務大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣】	
糖尿病などの生活習慣病領域における「個別化健康サービス」の社会実装、他分野や他主体への横展開				【経済産業大臣】	

① データヘルス（健康・医療・介護でのデータ利活用）の推進

2021年度	2022年度	2023年度	2024年度～	担当大臣	KPI
予算編成 税制改正要望 / 秋～年末 / 通常国会					
健康・医療・介護情報のビッグデータとしての活用					
AMEDが支援した研究開発から得られたデータの利活用プラットフォームとして、産学の研究開発において品質管理されたデータを安全・安心かつ効率的に利活用するための仕組みについて検討し、早期の運用開始を目指す				【内閣総理大臣（健康・医療戦略の事務を担当する国務大臣）、文部科学大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣】	• 2040年までに健康寿命を男女とも3年以上延伸し、75歳以上とすることを目指す • 平均寿命の増加分を上回る健康寿命の増加
NDBや介護DB等の医療・介護情報の連結精度向上のため、オンライン資格確認等システムを基盤として、社会保険診療報酬支払基金等が被保険者番号の履歴情報を活用し、正確な連結に必要な情報を安全性を担保しつつ提供できるようにするための仕組みを整備	運用開始			【厚生労働大臣】	
関連する他の公的DBとの連結の必要性について検討	法的・技術的課題が解決できたものから順次連結解析の開始				
NDBを用いて研究を行う研究者が、患者の個人の特定はされないことを前提として、地域、所得階層、医療機関、薬局の属性に関する分析をできるようにする。具体的には、患者の郵便番号及び所得階層情報（高額療養費の自己負担限度額に係る適用区分）をレセプト情報へ付記するとともに、医療機関・薬局の属性が分かるコードの提供を認める					
NDBを用いて研究を行う研究者の利便性を考慮し、提供の申出から提供までに要する時間を極力短くするようNDBの改修を行うとともに、新型コロナウイルス感染症や医療扶助、難病などの実態についても研究・分析をできるようにするため、公費レコードも提供できるようにする。あわせて、研究者がより迅速にNDBデータを研究・分析できる環境を実現するため、パブリッククラウドで操作できる医療介護連結解析基盤を政府で構築する					

① データヘルス（健康・医療・介護でのデータ利活用）の推進

2021年度	2022年度	2023年度	2024年度～	担当大臣	KPI
予算編成 税制改正要望 秋～年末 通常国会 **健康・医療・介護情報のビッグデータとしての活用** 医療分野の研究開発における医療情報の利活用を推進するため、次世代医療基盤法について、認定事業者の事業運営のための環境の整備に取り組むとともに、施行状況を踏まえ、認定事業者による仮名化情報の取扱い等の在り方を検討			検討結果を踏まえ、必要な対応を実施	【内閣総理大臣（健康・医療戦略の事務を担当する国務大臣）、文部科学大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣】	• 2040年までに健康寿命を男女とも3年以上延伸し、75歳以上とすることを目指す • 平均寿命の増加分を上回る健康寿命の増加
公的研究事業において得られたデータや成果等について、研究終了後、民間事業者等が活用可能とするため、データ管理主体の移行等を検討し、取組を推進				【経済産業大臣】	

② ICT、ロボット、AI等の医療・介護現場での技術活用の促進

2021年度	2022年度	2023年度	2024年度～	担当大臣	KPI
予算編成 税制改正要望 / 秋～年末 / 通常国会					
オンライン医療の推進 新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえたオンライン診療の時限的措置の恒久的な枠組みの骨格を取りまとめ 骨格等に基づき、ガイドラインを改正 その他、必要な対応を検討・実施					• 2040年時点において、医療・福祉分野の単位時間当たりのサービス提供について5%（医師について7%）以上の改善を目指す • 2040年までに健康寿命を男女とも3年以上延伸し、75歳以上とすることを目指す • 平均寿命の増加分を上回る健康寿命の増加
オンライン診療の普及状況を調査・検証、安全性・有効性が確認された疾患について、オンライン診療料の対象への追加を検討するとともに、オンライン診療の時限的措置の実績も踏まえた恒久化に向けた検討の結果等に基づき、オンライン診療の実施方法や実施体制等の要件の見直しを含むオンライン診療料の必要な見直し等を検討	引き続き、エビデンスを踏まえた診療報酬における評価を検討			【厚生労働大臣】	
医師対医師の遠隔医療（DtoD）について、ICTを活用して取り組む際の参考となる情報として「遠隔医療モデル参考書」を作成し、安全かつ効果的な遠隔医療の普及展開を図るとともに、遠隔医療を支えるシステムとして、個人の健康状態等を経時的に非対面・遠隔でも効率よく確認できるシステムの開発・普及や、高性能・高精度の機器開発と、そうした機器利用の前提となる大容量かつ超低遅延な通信環境整備を促進				【総務大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣】	
新型コロナウイルス感染症の感染拡大に際しての時限的措置の実績を踏まえ、医薬品医療機器等法に基づくオンライン服薬指導のルールの見直しを検討 検討結果に基づき、必要な対応を実施				【厚生労働大臣】	
オンライン服薬指導に係る診療報酬の評価について調査・検証を実施し、オンライン服薬指導のルールの見直しの検討結果も踏まえ、診療報酬上の要件の見直しを検討	引き続き、エビデンスを踏まえた診療報酬における評価を検討				

② ICT、ロボット、AI等の医療・介護現場での技術活用の促進

2021年度	2022年度	2023年度	2024年度～	担当大臣	KPI
予算編成 税制改正要望 / 秋～年末 / 通常国会					
AI等の技術活用					
重点6領域（画像診断支援、医薬品開発、手術支援、ゲノム医療、診断・治療支援及び介護・認知症）を中心に、健康・医療・介護・福祉領域での開発・実用化を促進				【内閣総理大臣（健康・医療戦略の事務を担当する国務大臣、内閣府特命担当大臣（科学技術政策））、厚生労働大臣、経済産業大臣、総務大臣 】	• 2040年時点において、医療・福祉分野の単位時間当たりのサービス提供について5％（医師について7％）以上の改善を目指す
医工連携してのAIを活用した早期発見・診断技術の開発を強化					
AI開発で特定された課題の解消に向け、「ロードブロック解消に向けた工程表」等に基づき具体的な取組を実施					
アジア等、海外の医療機関と連携し、本邦で開発されたAI技術の海外展開や国内外のAI技術等の集積を推進					• 2040年までに健康寿命を男女とも3年以上延伸し、75歳以上とすることを目指す
ICTを活用した医療機器の特性に応じた承認審査体制等の整備を推進				【厚生労働大臣】	
8K等超高精細映像データの医療分野での利活用に向けた取組の推進				【総務大臣】	
ゲノム医療の推進					• 平均寿命の増加分を上回る健康寿命の増加
がんについて、全ゲノム情報や臨床情報を収集・分析し、創薬などの革新的治療法や診断技術の開発を推進				【内閣総理大臣（健康・医療戦略の事務を担当する国務大臣）、厚生労働大臣】	
難病の早期診断の実現に向けた遺伝学的検査の実施体制整備や治療法の開発を推進					
がんゲノム医療提供体制の拡充					
AI技術、ゲノム情報等を活用して開発された革新的医薬品等について、早期承認に向けた審査・調査体制整備を推進					
「全ゲノム解析等実行計画」及び「ロードマップ2021」に基づき、解析を進め、解析の進捗状況を踏まえて中間的な論点整理を実施	論点整理に基づき、解析や患者還元を実施できる体制を整えるとともに、全ゲノム解析等により得られたゲノム情報と臨床情報とを集積し、産学の関係者が幅広く創薬や治療法の開発等に活用できる体制を整備				
難病医療提供体制の構築・拡充（難病診療連携拠点病院を含む難病医療支援ネットワークの整備）				【厚生労働大臣】	

② ICT、ロボット、AI等の医療・介護現場での技術活用の促進

2021年度	2022年度	2023年度	2024年度～	担当大臣	KPI
予算編成 税制改正要望 秋～年末 通常国会					• 2040年までに健康寿命を男女とも3年以上延伸し、75歳以上とすることを目指す • 平均寿命の増加分を上回る健康寿命の増加 • 2023年度までに先駆け審査指定品目（先駆的医薬品）の目標審査期間6か月を達成
医療機器におけるサイバーセキュリティの確保					
国境を超えて行われる医療機器に対するサイバー攻撃への対策を一層強化するため、国際医療機器規制当局者フォーラム（IMDRF）等の国際的な枠組みでの活動を踏まえて、サイバー攻撃に対する国際的な耐性基準等の技術要件、医療機関における医療機器導入時のサイバーセキュリティ対策に関する手引等を整備				【厚生労働大臣】	
医療機器に係るサイバーセキュリティの国際基準を本邦の医療機器に関する承認審査や市販後の調査等の基準に導入することで国内メーカーの国際競争力を向上					
医療機関等のシステム体系に応じた医療機器のサイバーセキュリティに係る開発目標及び評価基準を策定し、ガイドラインを取りまとめるとともに、独立行政法人医薬品医療機器総合機構（PMDA）等における許認可等において、医療機器のサイバーセキュリティを確認することができる体制を構築		ガイドラインの周知・啓発やサイバーセキュリティ対策の向上に資する情報発信、ガイドライン等の作成を実施し、医療機器に係るサイバーセキュリティを強化			
医療機器へのサイバー攻撃により生じた国内外のインシデント、アクシデント事例を速やかに収集・評価できる体制を構築					

② ICT、ロボット、AI等の医療・介護現場での技術活用の促進

2021年度	2022年度	2023年度	2024年度～	担当大臣	KPI
予算編成 税制改正要望 / 秋～年末	通常国会				
科学的介護の実現					• 2040年時点において、医療・福祉分野の単位時間当たりのサービス提供について5％（医師について7％）以上の改善を目指す
高齢者の状態、ケアの内容等の情報などのデータを収集・分析する科学的介護情報システム（LIFE）の情報等を用いた本格的な分析を実施し、次期からの介護報酬改定の議論に活用するとともに、その検証結果に基づき評価及び適正化を行う			介護報酬改定で必要な対応を実施	【厚生労働大臣】	
高齢者の状態、ケアの内容等の情報などのデータを収集し、介護事業所に提供するほか、介護サービスのベストプラクティスの策定等のケアの質の向上につながるような取組を推進					
高齢者の自立支援や重度化防止等の取組を促すようなインセンティブが働くようアウトカム評価について、次期介護報酬改定に向けて検証・検討				【厚生労働大臣、経済産業大臣】	
ロボット・センサー等の開発・導入					
2040年までに、主要な疾患を予防・克服し100歳まで健康不安なく人生を楽しむためのサステナブルな医療・介護システムを実現するため、挑戦的な研究開発を推進し、先端技術の速やかな社会実装を加速				【内閣総理大臣（健康・医療戦略の事務を担当する国務大臣）、文部科学大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣】	• ロボット介護機器の販売台数を2025年度までに25,000台 • 地域医療介護総合確保基金等によるロボット・センサーの導入支援件数を2021年度までに6,000件（延べ件数）
自分の健康状態を自ら把握できる社会の実現に向け、評価手法の開発を推進				【厚生労働大臣、経済産業大臣】	
介護ロボットの開発・実証・普及のプラットフォームを活用し、ケアの提供モデルを全国に普及・促進				【厚生労働大臣】	
介護現場の大規模実証等で得られたエビデンスに基づき、次期からの介護報酬改定等で評価			介護報酬改定で必要な対応を実施	【厚生労働大臣、経済産業大臣】	
障害福祉分野における介護ロボットやICTの導入について、介護分野での状況を踏まえて取組を推進				【厚生労働大臣】	

③ 医療・介護現場の組織改革等

2021年度	2022年度	2023年度	2024年度～	担当大臣	KPI
予算編成 税制改正要望 / 秋～年末 / 通常国会					
医師等の働き方改革を進めるため、労務管理の徹底を図るとともに、タスクシフティング等の推進や、医師の労働時間短縮等の業務効率化に資するICT等の活用方策について検討し、医療機関のマネジメント改革を推進			医師の時間外労働時間上限規制適用	【厚生労働大臣】	• 2040年時点において、医療・福祉分野の単位時間当たりのサービス提供について5%（医師について7%）以上の改善を目指す
医療情報ネットの抜本的な見直し、緊急時の相談ダイヤルの周知等を行い国民の上手な医療のかかり方に向けた行動変容を促進					
各都道府県の医療情報ネットの運用を踏まえ、全国統一システムの仕様を検討し、その結果に基づき必要な対応を実施					
多職種連携推進に向けた、現在医師が行う業務における看護師、リハビリ専門職、薬剤師等の積極的な活用等について検討し、その結果を踏まえ措置					
コロナ禍で顕在化した感染症等の社会的ニーズに対応可能な医療人材不足の解消のため、大学医学部における医師養成課程の見直しとともに、教育プログラムの見直しを推進				【文部科学大臣】	
地域医療介護総合確保基金を活用し、介護分野のICT化を推進				【厚生労働大臣】	
介護施設における介護現場のパイロット事業の横展開を推進し、地域に応じた介護現場の業務効率化の取組を、地域医療介護総合確保基金を活用し支援					
介護施設におけるWi-Fi環境の整備や、介護現場へのタブレットの導入を強力に推進					
勤務管理機能に係る項目の整合化・標準化の議論の結論を踏まえ、必要な対応を実施					
介護分野における文書等の簡素化・標準的な様式例の整備、ICT活用の見直しの方向性の検討を踏まえ、速やかに必要な対応を実施					
医療分野や福祉分野において、各分野の特性を踏まえ、文書量の削減や標準化等を推進					
地域医療介護総合確保基金により、「介護助手」などの多様な人材の活用や兼業・副業等の多様な働き方の実践を支援するなど、介護人材確保に向けた総合的な取組を推進					
地域医療連携推進法人制度について、医療連携推進業務の在り方や資金融通等の制度面・運用面の課題を把握し、改善に向けて検討	検討を踏まえ措置				
円滑な事業承継等を含む医療法人の合併等の支援を推進				【内閣総理大臣（内閣府特命担当大臣（経済財政政策））、厚生労働大臣】	
地域経済活性化支援機構における医療機関等の経営支援、地域医療の面的再生のノウハウを地域金融機関へ移転、福祉医療機構と地域金融機関の連携・協働を推進					

iii）疾病・介護の予防

2021年度	2022年度	2023年度	2024年度～	担当大臣	KPI
予算編成 税制改正要望　秋～年末　通常国会					
予防・健康づくりのインセンティブ強化等					
国民健康保険の保険者努力支援制度について、インセンティブ措置強化や各保険者の点数獲得状況の公表、PDCAサイクルによる適切な指標の見直し				【厚生労働大臣】	• 2040年までに健康寿命を男女とも3年以上延伸し、75歳以上とすることを目指す • 平均寿命の増加分を上回る健康寿命の増加 • 2022年度までにメタボ人口（特定保健指導の対象者をいう。）を2008年度比25%減 • 2023年までに健診受診率（40～74歳）を80%（特定健診含む。） • 糖尿病有病者の増加を抑制し、2022年度までに1,000万人以下に抑制 • 2028年度までに年間新規透析患者数を35,000人以下に減少
健康保険組合等の後期高齢者支援金を加減算する制度について、インセンティブ措置強化や各保険者の点数獲得状況の公表を進め、PDCAサイクルによる適切な指標の見直しを検討			検討を踏まえた必要な対応の実施		
全国健康保険協会における都道府県支部ごとの保険料率のインセンティブ措置について、成果指標の拡大や配分基準のメリハリの強化等を検討	検討を踏まえた必要な対応の実施、PDCAサイクルによる適切な指標の見直し				
後期高齢者医療の特別調整交付金（保険者インセンティブ）について、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施の強化等を踏まえた必要な対応の実施、PDCAサイクルによる適切な指標の見直し					
評価指標の見直し等により、糖尿病性腎症の重症化予防やメタボ人口減少、歯科健診・がん検診等の受診率の向上等の予防・健康づくりの取組がより一層強化されるよう支援					

iii）疾病・介護の予防

2021年度	2022年度	2023年度	2024年度～	担当大臣	KPI
予算編成 税制改正要望 / 秋～年末 / 通常国会					
予防・健康づくりのインセンティブ強化等					
医療機関と保険者・民間事業者等が連携して、医学的管理と運動等のプログラムを一体的に提供できる新たな仕組みの本格実施				【文部科学大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣】	• 2040年までに健康寿命を男女とも3年以上延伸し、75歳以上とすることを目指す • 平均寿命の増加分を上回る健康寿命の増加 • 2022年度までにメタボ人口（特定保健指導の対象者をいう。）を2008年度比25%減 • 2023年までに健診受診率（40～74歳）を80%（特定健診含む。） • 糖尿病有病者の増加を抑制し、2022年度までに1,000万人以下に抑制 • 2028年度までに年間新規透析患者数を35,000人以下に減少
運動施設において安全かつ効果的に運動・スポーツを実践できる仕組みの実証、先進・優良事例を横展開	PDCAサイクルによる効果的な事業展開				
特定健診などの各種健診の通知に関するナッジ理論やAI、ビッグデータ等を活用し、通知情報を充実する等の工夫を実施している先進・優良事例の横展開				【厚生労働大臣】	
自然に健康になれる持続可能な食環境づくりの推進に向けた検討会をはじめとする産学官やこれらの共同体などの様々な主体と連携した検討体制を活用し、健康無関心層も含め自然に健康になれる食環境づくりを推進					
総合的な栄養施策について、「栄養サミット」のコミットメントとすることを検討	アジア諸国等への国際展開を視野に入れて引き続き検討				
日常の中で健康な食事・運動・社会参加が促される取組等について、地域の取組を促進するため、先行事例の分析や調査結果等を踏まえ、先進・優良事例集の作成、ナッジ理論等を活用した普及啓発のためのリーフレット等の資材開発、それらの複数地域での効果検証を実施	全国の地方公共団体等に横展開				
妊娠中や子どもの頃からの健康づくり支援				【文部科学大臣、厚生労働大臣】	
子供時代からの健やかな生活習慣形成に資する研究に基づく取組の順次実施及び課題に対応した身体的・精神的・社会的な観点からの研究の更なる推進					
エコチル調査等の成果の効果的な社会還元のための方針の検討	化学物質等が子どもの健康・成長発達等に与える影響の解明に向け、エコチル調査等を着実に進め、リスクの低減に向けた国民の行動を促す取組を推進			【文部科学大臣、厚生労働大臣、環境大臣】	

iii）疾病・介護の予防

2021年度	2022年度	2023年度	2024年度～	担当大臣	KPI
予算編成 税制改正要望 / 秋～年末 / 通常国会					
疾病の早期発見に向けた取組の強化					
ライフスタイルとニーズに合わせた受診環境の整備等の好事例の横展開、保険者等に対する適切な予防健康事業の実施を促進するための大規模実証、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による健診・検診の受診控えの原因調査の結果を踏まえた新型コロナウイルス感染症に対応した健診・検診の実施に向けた対応策の検討により、エビデンスが確立された健診・検診の受診率を向上				【厚生労働大臣】 【内閣総理大臣（健康・医療戦略の事務を担当する国務大臣）、経済産業大臣】	• 2040年までに健康寿命を男女とも3年以上延伸し、75歳以上とすることを目指す • 平均寿命の増加分を上回る健康寿命の増加 • 全てのがん種の検診受診率を2022年度までに50%以上
がんの早期発見・早期治療の仕組みの確立					
難治性がん等について、リキッドバイオプシー等の血液や唾液等による簡便で低侵襲な検査方法や治療方法の開発を推進					
ナッジ理論等を活用したがんの検診受診率向上に向けた取組の影響分析、分析を踏まえた取組を推進					
リスクに応じた検診について、実現に資する科学的根拠の集積・分析の推進					
罹患数の多いがんについて、簡便で高精度かつ短時間で検査可能ながん検出技術の実証実験を実施	実証結果を踏まえたがん検出技術の実用化の推進				
AIを活用した画像解析等を通じ、がんの診断精度の改善・向上を推進				【内閣総理大臣（健康・医療戦略の事務を担当する国務大臣）、厚生労働大臣、経済産業大臣】	
歯科疾患対策の強化				【厚生労働大臣】	
歯科健康診査推進等事業などによる検証結果を踏まえ、歯科健診（検診）の実施方法等の見直しの方向性について検討	結論を踏まえ、必要な取組を推進				
歯科健診（検診）の受診率向上や、健診（検診）結果に基づき必要な受診を促す実効的な取組、口腔の健康と全身の健康の関連に係るエビデンスの更なる収集・分析、医科歯科連携を推進					
一般用医薬品等の普及等によりセルフメディケーションの推進を図る					

iii）疾病・介護の予防

2021年度	2022年度	2023年度	2024年度～	担当大臣	KPI
予算編成 税制改正要望 / 秋～年末 / 通常国会					
保険者・企業の連携、健康経営・健康投資・健康サービスの促進					
健保組合や国共済において、保険者単位の健康スコアリングレポートに加え、事業主単位でも実施				【総務大臣、財務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣】	• 2040年までに健康寿命を男女とも3年以上延伸し、75歳以上とすることを目指す
健康経営の取組と成果が内外から適切に見える化・評価される環境を整備				【経済産業大臣】	• 平均寿命の増加分を上回る健康寿命の増加
	企業の健康経営に関する取組の評価結果を公表				
職域でのメンタルヘルスの向上のための取組に関する実証事業を開始し、エビデンスを収集・分析				【厚生労働大臣、経済産業大臣】	• 2022年度までにメタボ人口（特定保健指導の対象者をいう。）を2008年度比25%減
フェムテック製品・サービスの利活用を促す仕組み作りを支援					
2021年に開催される2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機とした「beyond2020マイベストプログラム」を通じて、国民の健康増進を推進				【内閣総理大臣(東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会担当大臣)】	• 2023年までに健診受診率（40～74歳）を80%（特定健診含む。）
取組の成果等を公表					
「地域版次世代ヘルスケア産業協議会アライアンス」等を通じた地方公共団体等の健康経営顕彰ノウハウ提供や情報共有等の連携により、健康経営の中小企業等への裾野を拡大				【厚生労働大臣、経済産業大臣】	
地方公共団体においてAIを活用した保健指導を効果的に行うモデルの社会実装の推進				【総務大臣】	
データ等を活用した予防・健康づくりの健康増進効果等に関するエビデンスを確認・蓄積するための実証事業の実施				【厚生労働大臣、経済産業大臣】	
		結果を踏まえ、順次、保険者等による予防・健康づくりのための取組の実施を促進			
地域・職域の連携を通じて創出される新たなヘルスケアサービス等の品質を確保するため、業界や業界横断の自主的なガイドライン等を整備				【経済産業大臣】	
ヘルスケアサービスの品質確保に向けた、業界や業界横断の自主的なガイドライン等を作成する支援	ヘルスケアサービスの品質確保に向けた、業界や業界横断の自主的なガイドライン等について、1000の企業・団体等が使用				

iii）疾病・介護の予防

2021年度	2022年度	2023年度	2024年度～	担当大臣	KPI
予算編成 税制改正要望 / 秋～年末 / 通常国会					
保険者・企業の連携、健康経営・健康投資・健康サービスの促進					
健康・医療情報の取扱いに関して国民・患者や医療機関と民間企業との間での相互理解を促進し、健康・医療情報を利活用するビジネスへの民間投資を活性化				【総務大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣】	• 2040年までに健康寿命を男女とも3年以上延伸し、75歳以上とすることを目指す • 平均寿命の増加分を上回る健康寿命の増加 • 2022年度までにメタボ人口（特定保健指導の対象者をいう。）を2008年度比25%減 • 2023年までに健診受診率（40～74歳）を80%（特定健診含む。）
患者・個人を中心として、予防から治療後のモニタリングまで含めてパッケージで提供することによりアウトカム向上を目指すパッケージ型ヘルスケアソリューションの実証・創出を支援し、社会実装を推進				【厚生労働大臣、経済産業大臣】	
「地域版次世代ヘルスケア産業アライアンス」による地域版次世代ヘルスケア産業協議会の設置促進・機能強化・相互ネットワークを通じた地域資源を活用した新たなヘルスケア産業の創出				【厚生労働大臣、経済産業大臣】	
地域包括ケアシステムと公的保険外サービスの連携を促進するため「保険外サービス活用ガイドブック」を活用し、取組を推進				【厚生労働大臣】	
地域における保険外サービスについて、利用者や家族、ケアマネジャーなどの関係者が情報を取得できるよう事例収集等を実施					
ケアマネジャーがケアプランに保険外サービスを積極的に位置付けやすくするインセンティブなどの方策を検討し、高齢者ニーズに合った保険外サービスの活用を推進					
ヘルスケア分野における社会的課題の解決に向けた民間活力の活用促進のため、SIBなど新たな官民連携手法の構築を促進				【厚生労働大臣、経済産業大臣】	

iii）疾病・介護の予防

2021年度	2022年度	2023年度	2024年度～	担当大臣	KPI
予算編成 税制改正要望 / 秋～年末 / 通常国会					
介護予防のインセンティブ強化 介護保険の保険者機能強化推進交付金等における予防・健康づくりのインセンティブ措置の強化 介護保険の保険者や都道府県に対する保険者機能強化推進交付金及び介護保険保険者努力支援交付金の2022年度評価指標については、アウトカム指標の強化や、地域差の縮減を見据えた自立支援・重度化防止・介護費用の適正化に関する市町村の取組につながる指標を評価する方向に制度を重点化・簡素化することも含め、必要な見直しを実施 毎年度、PDCAサイクルによる適切な指標の見直し				【厚生労働大臣】	• 2040年までに健康寿命を男女とも3年以上延伸し、75歳以上とすることを目指す • 平均寿命の増加分を上回る健康寿命の増加 • 介護予防に資する「通いの場」への参加率を2025年までに8%、2040年度末までに15%
高齢者に対する保健事業について、後期高齢者医療の保険者インセンティブ措置を活用し、フレイル対策を含めきめ細かな支援を充実するなど、PDCAサイクルによる適切な指標の見直し					
高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施の全国展開に向け、特別調整交付金を活用して、医療専門職の市町村への配置等を支援					
令和3年度介護報酬改定において拡充した、利用者の平均的な日常生活動作の維持・改善に対する介護報酬の加算について、効果検証を実施			介護報酬改定で必要な対応を実施		
「介護サービス情報公表システム」を活用して効果的な情報提供を実施					

iii）疾病・介護の予防

2021年度	2022年度	2023年度	2024年度～	担当大臣	KPI
予算編成 税制改正要望 / 秋～年末 / 通常国会					
認知症の総合的な施策の強化 「認知症施策推進大綱」に基づき総合的な施策を推進 自治体における認知症に関する活動事例の調査・分析を踏まえ、活動事例集及び実践に向けたガイドラインを策定	全国の自治体へ横展開			【内閣総理大臣（健康・医療戦略の事務を担当する国務大臣）、文部科学大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣】	• 2040年までに健康寿命を男女とも3年以上延伸し、75歳以上とすることを目指す • 平均寿命の増加分を上回る健康寿命の増加
認知症の早期発見・予防法や診断法の確立に向けた研究開発を強化					
薬剤治験に即応できる体制を構築	データ利活用を推進				
認知症分野における官民連携のプラットフォームを活用し、認知症の早期発見・予防・共生に関する機器・サービスの評価指標を確立 認知症との共生に向けた認知症でも使いやすい製品・サービス実証を実施 認知症との共生に向けて、当事者が主体的に関与し製品開発を行う仕組みを運用	認知症の早期発見・予防・共生に関する官民連携、機器開発等を促進				

（3）海洋

2021年度	2022年度	2023年度	2024年度～	担当大臣	KPI
予算編成 税制改正要望 / 秋～年末 / 通常国会					
海洋状況把握の能力強化 各関係府省庁における情報収集能力の向上、収集された多様な情報の集約・共有体制、国際連携・国際協力				【内閣総理大臣（内閣官房長官、内閣府特命担当大臣（海洋政策、宇宙政策））、外務大臣、財務大臣、文部科学大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣、防衛大臣】	• 企業価値又は時価総額が10億ドル以上となる、未上場ベンチャー企業（ユニコーン）又は上場ベンチャー企業を2025年度までに50社創出
無人海洋観測システムの構築に向けた技術開発 自律型無人探査機（AUV）や海底光ファイバケーブル等を活用した無人海洋観測に係る研究開発				【内閣総理大臣（内閣府特命担当大臣（海洋政策、科学技術政策））、文部科学大臣、国土交通大臣】	
海洋の産業利用の促進 洋上風力発電の導入促進や海洋資源開発等の推進 シーレーン沿岸国等に対する、官公庁船を含む船舶や港湾整備・運営等インフラの輸出の推進、海上保安能力向上支援の強化 我が国における海運業・造船業の国際競争力強化、新たな内航海運への変革				【内閣総理大臣（内閣官房長官、内閣府特命担当大臣（海洋政策、科学技術政策））、外務大臣、文部科学大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、防衛大臣】	

（3）海洋

2021年度	2022年度	2023年度	2024年度～	担当大臣	KPI
予算編成 税制改正要望 秋～年末 通常国会					
海のデータ連携の推進 「海しる」において、海のデータの利用者からデータの要望を受け付ける機能の充実 「海しる」において、海水温や海流等のリアルタイム情報等の充実の推進 「海しる」へのデータ登録の働きかけ 海のデータに関するAPI連携やデータの標準化に関するルールの見直し 海のデータやニーズを有する民間団体・自治体とのネットワークの構築 官民関係者が参加するフォーラムの開催	利用者の要望に基づくデータ提供体制の構築	海のデータ連携を着実に進める環境を整備 更なる取組の推進		【内閣総理大臣（情報通信技術（IT）政策担当大臣、内閣府特命担当大臣（海洋政策））、文部科学大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣】	• 企業価値又は時価総額が10億ドル以上となる、未上場ベンチャー企業（ユニコーン）又は上場ベンチャー企業を2025年度までに50社創出
北極政策の推進 北極海航路の持続的利用への取組 北極域研究船の建造（2026年頃就航予定） 北極域研究加速プロジェクト（ArCSⅡ） 北極科学大臣会合				【内閣総理大臣（内閣府特命担当大臣（海洋政策））、総務大臣、外務大臣、文部科学大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣】	
海の次世代モビリティの利活用の促進 沿岸・離島地域における海域利活用の課題解決のため、小型無人ボート（ASV）や、AUV、遠隔操作型無人潜水機（ROV）といった海の次世代モビリティの活用を促進 現地での実証、具体的な利活用や事業化につながる環境整備等				【内閣総理大臣（内閣府特命担当大臣（海洋政策））、文部科学大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣】	

（4）宇宙

2021年度	2022年度	2023年度	2024年度～	担当大臣	KPI
予算編成 税制改正要望 / 秋～年末 / 通常国会					
アンカーテナンシー（国による一定の調達）推進等により、官民連携の下、小型衛星コンステレーションの構築				【内閣総理大臣（内閣府特命担当大臣（宇宙政策））、総務大臣、文部科学大臣、経済産業大臣】	・我が国の宇宙利用産業も含めた宇宙産業の規模（約1.2兆円）を、2030年代早期に倍増する
軌道上データ処理・光通信等の次世代技術の実証の推進				【内閣総理大臣（内閣府特命担当大臣（宇宙政策））、総務大臣、文部科学大臣、経済産業大臣】	
準天頂衛星や観測衛星などを活用した統合型G空間防災・減災システムの構築				【内閣総理大臣（内閣官房長官、内閣府特命担当大臣（科学技術政策、宇宙政策））、総務大臣、文部科学大臣、経済産業大臣、国土交通大臣】	
宇宙太陽光発電の研究開発等の推進				【内閣総理大臣（内閣府特命担当大臣（宇宙政策））、文部科学大臣、経済産業大臣】	
温室効果ガスの観測及び国際的な観測ミッション構想の策定・推進				【内閣総理大臣（内閣府特命担当大臣（宇宙政策））、文部科学大臣、環境大臣】	
アルテミス計画や火星圏からのサンプル採取等の宇宙探査の推進 火星衛星探査計画(MMX)探査機の開発、打上げ（2024年度） サンプルリターン（2029年度）				【内閣総理大臣（内閣府特命担当大臣（宇宙政策））、文部科学大臣】	
日米宇宙産業協力等も視野に入れ、宇宙港の整備などアジアにおける宇宙ビジネスの中核拠点化を目指す				【内閣総理大臣（内閣府特命担当大臣（宇宙政策））、外務大臣、文部科学大臣、経済産業大臣、国土交通大臣】	
我が国宇宙産業の国際競争力強化に向けたH3ロケットの開発（2021年度試験機（初号機）、2022年度試験機（2号機）の打上げ） H3ロケットの運用・民間移管				【内閣総理大臣（内閣府特命担当大臣（宇宙政策））、文部科学大臣】	
イプシロンロケットの運用・民間移管					
抜本的な低コスト化等を実現する将来宇宙輸送システムの研究開発					

（4）宇宙

2021年度	2022年度	2023年度	2024年度～	担当大臣	KPI
予算編成 税制改正要望 秋～年末 通常国会					
各省連携による衛星開発・実証プラットフォームの下、将来のニーズを踏まえ、出口戦略を明確化しつつ、衛星のデジタル化や小型衛星コンステレーション関連の要素技術、量子暗号通信等の基盤技術開発・高頻度の実証を行うとともに、気象衛星、地球観測衛星等の衛星開発の推進				【内閣総理大臣（内閣府特命担当大臣（宇宙政策））、総務大臣、文部科学大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣、防衛大臣】	・我が国の宇宙利用産業も含めた宇宙産業の規模（約1.2兆円）を、2030年代早期に倍増する
2023年度目途の準天頂衛星7機体制の確立		準天頂衛星システムの運用		【内閣総理大臣（内閣官房長官、内閣府特命担当大臣（宇宙政策））、総務大臣、文部科学大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣】	
準天頂衛星システムの持続測位能力を維持・向上するための後継機開発の着手、精度・信頼性の向上や抗たん性の強化等の測位技術の高度化、これらの基盤を活用した実証事業による社会実装の加速					
準天頂衛星システム「みちびき」を活用した高精度測位サービス、防災・減災用メッセージ機能の提供					
電子基準点網の機能向上と安定した運用による高品質なデータ提供等の着実な実現				【内閣総理大臣（内閣府特命担当大臣（宇宙政策））、国土交通大臣】	
情報収集衛星について、10機体制の確立により即時性・即応性の向上、機能の拡充・強化、情報の質の向上				【内閣総理大臣（内閣官房長官、内閣府特命担当大臣（宇宙政策））】	
地理空間情報を高度に活用するG空間社会の実現に向け、関係府省が連携してG空間プロジェクトを推進				【内閣総理大臣（内閣官房長官、内閣府特命担当大臣（科学技術政策、宇宙政策））、総務大臣、文部科学大臣、経済産業大臣、国土交通大臣】	
第4期地理空間情報活用推進基本計画を策定					
宇宙安全保障や宇宙科学・探査のための先端技術開発の強化、AI等の最先端の知見を取り込みながら、新産業創出等をけん引する専門人材の育成、開発成果の産業分野への転用				【内閣総理大臣（内閣府特命担当大臣（宇宙政策））、文部科学大臣、経済産業大臣、防衛大臣】	

（4）宇宙

2021年度	2022年度	2023年度	2024年度～	担当大臣	KPI
予算編成 税制改正要望 / 秋～年末 / 通常国会					
宇宙旅行や小型衛星の空中発射等への活用が期待されるサブオービタル飛行について、新たな宇宙ビジネスを展開するための制度環境整備を推進				【内閣総理大臣（内閣府特命担当大臣（宇宙政策））、外務大臣、文部科学大臣、経済産業大臣、国土交通大臣】	• 我が国の宇宙利用産業も含めた宇宙産業の規模（約1.2兆円）を、2030年代早期に倍増する
民間事業者等による月面を含めた宇宙空間の資源探査・開発等についての必要な制度整備の検討				【内閣総理大臣（内閣府特命担当大臣（宇宙政策））、外務大臣、文部科学大臣、経済産業大臣】	
軌道利用の国際的なルール作りに向けた取組方針の策定	国際的なルール作りの主導			【内閣総理大臣（内閣府特命担当大臣（宇宙政策））、外務大臣、文部科学大臣、経済産業大臣、環境大臣、防衛大臣】	
スペースデブリ除去技術の実証					
国等のプロジェクトにおけるベンチャー企業等民間からの調達の拡大				【内閣総理大臣（内閣府特命担当大臣（宇宙政策））、文部科学大臣、経済産業大臣】	
政府系金融機関等も活用したリスクマネーの供給拡大				【内閣総理大臣（内閣府特命担当大臣（宇宙政策））、財務大臣、文部科学大臣、経済産業大臣】	

（5）PPP／PFIの推進強化

2021年度（予算編成 税制改正要望／秋～年末／通常国会）	2022年度	2023年度	2024年度～	担当大臣	KPI
公共施設等運営事業（個別分野）					・「PPP/PFI推進アクションプラン（令和３年改定版）」（令和３年６月18日民間資金等活用事業推進会議決定）の公共施設等運営事業重点分野（空港、上下水道、道路、文教施設、公営住宅、クルーズ船向け旅客ターミナル施設、MICE施設、公営水力発電及び工業用水道）の全てにおいて数値目標を達成する
・空港 運営権対価が契約当初に国に払われた場合には、対価の一定部分を将来必要となる投資に複数年にわたって活用	重点分野において、数値目標達成に向けた取組を強化			【財務大臣、国土交通大臣】	
空港の公共施設等運営事業について、新型コロナウイルス感染症の影響等を踏まえ、その目的や仕組みの検証を実施 空港の公共施設等運営事業について、目的や仕組みを5年ごとに検証（次回は2026年）				【国土交通大臣】	
・上・下水道 ベンチマーキングの仕組みについて、諸外国の制度についての調査結果も踏まえ、我が国における導入の可否を検討				【厚生労働大臣、国土交通大臣】	
・文教施設 スタジアムやアリーナ施設の整備や改築について、公共施設等運営権制度の活用手法や国による支援手法を検討				【内閣総理大臣（内閣府特命担当大臣（規制改革））、文部科学大臣、国土交通大臣】	
公共施設等運営事業（全般）					
新たな目標の設定（公共施設等運営事業等の集中取組方針を含む）及び目標の達成等に向けた推進方策について検討を行う	重点分野において、数値目標達成に向けた取組を強化			【内閣総理大臣（内閣府特命担当大臣（規制改革））】	
新型コロナウイルス感染症により公共施設等運営事業へ多大な影響が発生していること等への対応の検討を行い、その結果も踏まえ、事業者が事業に密接に関連する「建設」、「製造」、「改修」を実施することを可能とする等のため、2022年の通常国会にPFI法の改正法案を提出				【内閣総理大臣（内閣府特命担当大臣（少子化対策）、内閣府特命担当大臣（規制改革））、国土交通大臣】	
指標連動方式について活用方法を記載した実用的なガイドラインを策定				【内閣総理大臣（内閣府特命担当大臣（規制改革））、国土交通大臣】	
指標連動方式の活用を検討する国の機関及び地方自治体を募り、2022年度までに10件以上の可能性調査を実施				【内閣総理大臣（内閣府特命担当大臣（規制改革））、国土交通大臣】	
公共施設等運営事業について、民間ならではの創意工夫を整理するとともに制度の分かりやすい解説資料を作成し、地方公共団体等へ提供				【内閣総理大臣（内閣府特命担当大臣（規制改革））、法務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣、国土交通大臣】	
民間からの職員を登用する場合には、利益相反が起こらないよう徹底					

（5）PPP／PFIの推進強化

2021年度（予算編成 税制改正要望／秋～年末／通常国会）	2022年度	2023年度	2024年度～	担当大臣	KPI
樹木採取権制度					• 「PPP/PFI推進アクションプラン（令和３年改定版）」（令和３年６月18日民間資金等活用事業推進会議決定）の公共施設等運営事業重点分野（空港、上下水道、道路、文教施設、公営住宅、クルーズ船向け旅客ターミナル施設、MICE施設、公営水力発電及び工業用水道）の全てにおいて数値目標を達成する • 2022年度末において、重点３分野でのPFS事業を実施した地方公共団体等の数を100団体以上とする
大型製材工場が必要とする原木消費量である10万㎥を地域で安定供給するために必要な国有林野からの供給量、樹木採取権の存続期間について、マーケットサウンディングを踏まえて検討				【農林水産大臣】	
大規模なものも含め、上記の検討を踏まえて、具体的な樹木採取区の指定等を実施					
成果連動型民間委託契約方式					
成果連動型民間委託契約方式の活用と普及を促進					
評価指標を測定する上で十分な事業実施期間を設定（国が成果連動型民間委託契約方式のモデル実証事業等を実施するため民間事業者と契約する場合）				【法務大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣】	
債務負担行為を活用して複数年契約を締結するよう努力（事業実施期間が複数年にわたる場合）				【内閣総理大臣（内閣府特命担当大臣（少子化対策））】	
民間の実務家を交えたフォローアップを実施				【内閣総理大臣（内閣府特命担当大臣（少子化対策））、厚生労働大臣、国土交通大臣】	
まちづくりや就労支援など、現在、重点分野とされていない分野についても、案件形成支援や好事例の横展開等を実施				【内閣総理大臣（内閣府特命担当大臣（少子化対策））、総務大臣、法務大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣】	
アクションプランに基づき、重点3分野で成果連動型民間委託契約方式を普及促進、重点3分野以外へ横展開				【内閣総理大臣（内閣府特命担当大臣（少子化対策））、厚生労働大臣、経済産業大臣】	
アクションプランに基づき、自治体による成果連動型民間委託契約方式の導入支援を実施し、事例を蓄積				【内閣総理大臣（内閣府特命担当大臣（少子化対策））】	
PFS事業を実施する地方公共団体を対象に、複数年にわたる補助を行うとともに、専門機関による成果評価の支援を実施。また、支援の在り方を検証し、充実				【内閣総理大臣（内閣府特命担当大臣（少子化対策））、厚生労働大臣、経済産業大臣】	
PFS事業の関係者間の連携、情報共有を促進するため、「PFS官民連携プラットフォーム」を創設					
社会的コストの削減額の算出方法について、国内外の先行事例等の調査研究を行い、算出に必要なデータを整備・提供				【内閣総理大臣（内閣府特命担当大臣（少子化対策））】	

（6）国際金融センターの実現

2021年度		2022年度	2023年度	2024年度～	担当大臣	KPI
予算編成 税制改正要望	秋～年末	通常国会				
金融資本市場改革						• 2025年までに、資産運用残高対GDP比を120%とすることを目指す
国内顧客に関する銀証ファイアーウォール規制については、我が国資本市場の一層の機能発揮、国際金融センターとしての市場の魅力向上、より高度な金融サービスの提供を促すため、顧客の意向や利益相反管理・優越的地位の濫用防止等の観点から、見直しを行う					【内閣総理大臣（内閣府特命担当大臣（金融））】	
非上場株式等の発行・流通市場の活性化等に関する見直しや、取引所及び取引所を介さず売買する私設取引システム（PTS）での顧客の注文を金融機関が執行する方針に関する規制の見直しを図る。加えて、投資家保護や公正な取引の確保を前提にしつつ、オークション方式に関してPTSから取引所への移行基準を緩和する等の制度の見直しを検討する						
ビジネス環境整備						
国際金融センターの確立に向けた税制措置の周知・普及に努めるとともに、期限のある措置については、対象期間の中途において、当該措置の効果等の検証を行い、必要に応じて見直しを検討する					【内閣総理大臣（内閣府特命担当大臣（金融））、財務大臣】	
新規参入の海外銀行・証券会社への金融行政の英語対応					【内閣総理大臣（内閣府特命担当大臣（金融））】	
海外の資産運用会社に加え、主として顧客対応を英語で行う証券業・銀行業の新規外国事業者に対しても、事前相談、登録・免許審査及び監督等を英語で行う						
金融行政の英語化に資するAI翻訳サービスについて、翻訳精度の更なる向上や業務への活用に努める						
高度金融人材の特性に応じた在留資格上のポイント付与等の円滑化・迅速化に向けた環境整備を行う					【内閣総理大臣（内閣府特命担当大臣（金融））、法務大臣】	
年金等国内の大規模運用機関の運用方針を含む海外金融機関の関心が高い情報を戦略的に発信する					【内閣総理大臣（内閣府特命担当大臣（金融））、厚生労働大臣】	
縦割りを打破した官民一体での金融創業支援ネットワークを構築し、関連施策や拠点開設・生活に役立つ情報を発信する。在外公館等とも連携し、プロモーションを行う					【内閣総理大臣（内閣府特命担当大臣（金融））、総務大臣、法務大臣、外務大臣、財務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、国土交通大臣】	

(7)対日直接投資の促進

2021年度	2022年度	2023年度	2024年度～	担当大臣	KPI
予算編成 税制改正要望 / 秋～年末 / 通常国会					
対内直接投資の推進					
新たな中長期戦略に基づき、①デジタル・グリーンの新市場の創造とイノベーション・エコシステムの構築、②グローバルな環境変化に対応したビジネス環境整備の加速、③地域の強みを生かした官民連携による投資環境整備の3点を柱として取り組む。その際、安全保障上の観点からも万全を期す				【内閣総理大臣(まち・ひと・しごと創生担当大臣、内閣府特命担当大臣(経済財政政策、規制改革))、総務大臣、外務大臣、経済産業大臣】	• 対日直接投資残高を2030年に80兆円、対GDP比で12%とすることを目指す
日本企業とアジア等外国企業・スタートアップの協業・M&A を促進するビジネスプラットフォーム「Japan Innovation Bridge(略称 J-Bridge)」において、特にグリーン、デジタル分野でのインバウンド及びアウトバウンドのマッチングを強化するため、海外拠点を拡充する。これにより、国内外の優れた技術やビジネス手法を取り入れた新しいビジネスモデルを創出する	更なる取組を推進			【経済産業大臣】	
地域への外国企業誘致の軸となるキーコンセプト作りや誘致戦略の高度化を支援する「地域ブランディング強化支援事業」を新たに開始	更なる取組を推進			【経済産業大臣】	
「地域への対日直接投資カンファレンス(Regional Business Conference)事業」において、オンラインの活用による地方公共団体・地元企業・大学と外国企業との事前マッチングを強化	更なる取組を推進			【経済産業大臣】	
大学を中核とする国際的なスタートアップ・エコシステム拠点都市を形成し、海外人材(教員・研究者、起業家等)や海外スタートアップ、投資家の集積を一体的・統合的に促進する				【内閣総理大臣(内閣府特命担当大臣(科学技術政策))、経済産業大臣】	

(7)対日直接投資の促進

2021年度	2022年度	2023年度	2024年度～	担当大臣	KPI
予算編成 税制改正要望 / 秋～年末 / 通常国会					
対内直接投資の推進 外国企業トップや我が国の関係閣僚等が参加する Japan Business Conference を開催し、我が国の開かれたビジネス環境や「2050 年カーボンニュートラル」への取組等を積極的に世界に発信する				【経済産業大臣】	• 対日直接投資残高を2030 年に 80 兆円、対GDP比で12%とすることを目指す
機械翻訳の活用を含め法令の翻訳体制の整備を通じて、翻訳法令の公開の迅速化及びその内容の充実に向けた取組を進める		更なる取組を推進		【法務大臣】	
法人設立関連システム等について、費用対効果を考慮した上で、次回システム刷新時に合わせて英語でも対応を行うことを原則とすべきである。法人設立関連手続に関しては、以下の取組を行う				【法務大臣、厚生労働大臣】	
①2021 年度中に、英語申請ガイドの作成、書式見本の作成等を行う	更なる取組を推進				
②オンライン申請手続については、2021年度中に設立登記申請時の手続で利用される登記情報システムなどに自動翻訳システムを付すことを検討し結論を得る	左記結論を踏まえ必要な措置を講ずる			【法務大臣】	
手続代行を担う士業等と連携し、登記申請後の労働基準監督署、ハローワーク及び年金事務所への設立届出の円滑な提出を可能とする	更なる取組を推進			【厚生労働大臣】	

（8）個別分野の制度改革ⅰ）自動配送ロボットの制度整備ⅱ）電動キックボードの制度整備

2021年度	2022年度	2023年度	2024年度～	担当大臣	KPI
予算編成 税制改正要望 秋～年末 通常国会					
自動配送ロボットの制度整備 本年度のできるだけ早期に、関連法案を提出				【内閣総理大臣（国家公安委員会委員長）、経済産業大臣、国土交通大臣】	• 2022年度目途での鉄道廃線跡等における遠隔監視のみの自動運転移動サービスが開始 • 2025年目途に、高速道路上でレベル4の自動運転が実現 • 2030年までに、地域限定型の無人自動運転移動サービスが全国100か所以上で展開 • 2030年に、安全運転支援装置・システムが、国内販売新車に全車標準装備、ストックベースでもほぼ全車に普及 ⇒国内販売新車の装着率：87.7%（2019年） ⇒国内車両の装着率：24.5%（2019年）
電動キックボードの制度整備 電動キックボードの制度整備に関し、成長戦略実行計画に基づく取組を進めるほか、交通ルールに係る制度の見直しを踏まえ、通行環境や車体の安全性の確保等を検討する				【内閣総理大臣（国家公安委員会委員長）、経済産業大臣、国土交通大臣】	• 企業価値又は時価総額が10億ドル以上となる、未上場ベンチャー企業（ユニコーン）又は上場ベンチャー企業 を2025年度までに50社創出

iii）ドローン等の制度整備

2021年度	2022年度	2023年度	2024年度～	担当大臣	KPI
予算編成 税制改正要望 秋～年末 通常国会 **ドローン等の制度整備** 所有者情報の登録、機体認証制度や操縦者ライセンス制度の創設、運航ルールといった必要な制度を整備 ・機体の安全性を認証する制度及び操縦者の技能を証明する制度等の施行に必要となる要件を整理 ・検査、試験及び講習を担う民間の機関に求める要件を策定 ・機体認証、操縦ライセンスの情報管理等のためのシステムを整備 ・航空法関係の各種申請システム間の機能連携を実現 ・運航管理システムの技術開発・検証を進める ・飛行エリア・方法に応じた運航管理要件を明確にする ・システム導入の対象範囲や運用体制等を整理 有人地帯でのドローンの目視外飛行の実現 リモートIDの技術規格を策定・公表 リモートIDの早期開発・普及を図る リモートIDの発信情報の入力システムを整備 ドローンの登録制度の開始 ・航空法や電波法に基づく手続の民間サービスを活用したオンライン化・ワンストップ化を推進 ・その他の各種法令手続も、必要性を整理の上オンライン化・ワンストップ化のための連携の在り方を検討 地域、事業者などと協同して実証実験や先行事例の調査を実施 「ドローンを活用した荷物等配送に関するガイドライン」の改定等（事業採算性確保に向けた手法や安全対策等を整理し、医薬品の適正な取扱いを明確化） 離島や山間部等におけるラストワンマイル配送網の維持など、既存の輸送手段だけでは解決困難な物流課題への対応をドローンの活用により実現 山林奥地の現地確認等に積極的にドローンを活用していくため、先進事例の普及・調査や実地検査を進める 災害時の迅速かつ効果的な被災状況の把握、避難誘導、捜索等のため、ドローンの活用事例を収集し、2021年に設置する「防災×テクノロジー官民連携プラットフォーム」等を通じ、導入・横展開を促進する				【内閣総理大臣（内閣官房長官 、情報通信技術（IT）政策担当大臣、経済再生担当大臣、サイバーセキュリティ戦略本部に関する事務を担当する国務大臣、内閣府特命担当大臣（規制改革）、内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全）、内閣府特命担当大臣（地方創生）、国家公安委員会委員長）、総務大臣、法務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣、防衛大臣】 【内閣総理大臣（内閣官房長官）、厚生労働大臣、農林水産大臣、国土交通大臣、環境大臣】 【内閣総理大臣（内閣官房長官、内閣府特命担当大臣（防災））、総務省】	• 2022年度を目途に、ドローンの有人地帯での目視外飛行による荷物配送などのサービスを実現 • 2023年に、「空飛ぶクルマ」の事業を開始

iii）ドローン等の制度整備

2021年度		2022年度	2023年度	2024年度～	担当大臣	KPI
予算編成 税制改正要望	秋～年末	通常国会			【内閣総理大臣（内閣官房長官、情報通信技術（IT）政策担当大臣、経済再生担当大臣、サイバーセキュリティ戦略本部に関する事務を担当する国務大臣、内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全）、内閣府特命担当大臣（地方創生）、国家公安委員会委員長）、総務大臣、法務大臣、外務大臣、財務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣、防衛大臣】	• 2022年度を目途に、ドローンの有人地帯での目視外飛行による荷物配送などのサービスを実現 • 2023年に、「空飛ぶクルマ」の事業を開始
・安全・安心なドローンの技術開発 ・国内外での活用等を促進		安全・安心なドローンの市場投入				
通信インフラ整備が不十分な場所で目視外飛行を安全・確実に実現するため、多数接続技術及び周波数共用技術を開発		国際民間航空機関での標準化活動を行いつつ、実用化に向けた取組を推進			【総務大臣】	
災害時緊急物資輸送を可能とする大積載量のドローンの開発					【内閣総理大臣（内閣官房長官）、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣】	
カーボンニュートラルへの貢献やサプライチェーン確保の観点から、更なる大積載量や長距離飛行等を実現する技術を開発						
高いセキュリティ機能を備えた農業向け高性能機体とドローンのデータを有効に活用するデータ駆動型栽培管理技術等の利用技術の一体的な開発を進め、実用化						
レベル4の機体や更なる省人化につながる多数機運航に係る性能評価手法を開発					【内閣総理大臣（内閣官房長官）、経済産業大臣】	
農業用ドローン普及計画に基づき、農業用ドローンの普及拡大に向けた官民協議会を通じ、技術開発や実証を行いつつ、先進事例の普及、ルールの見直しを推進					【農林水産大臣、国土交通大臣】	
目視外飛行の拡大に向けた先進事例の創出・横展開						
「空の移動革命に向けたロードマップ」に基づき、機体及び運航の安全基準、操縦者の技能証明基準などの制度整備			中長期のユースケース等を踏まえた制度整備の拡張		【経済産業大臣、国土交通大臣】	
「空の移動革命に向けたロードマップ」の改訂			「空飛ぶクルマ」の事業を開始	大阪・関西万博における活用等		
			大阪周辺の水上部等での飛行実証			
自動・自律飛行技術や多数機の運航管理・安全技術等の開発						

ⅳ）キャッシュレスの環境整備

2021年度	2022年度	2023年度	2024年度～	担当大臣	KPI
予算編成 税制改正要望 秋～年末 通常国会 **キャッシュレスの環境整備** 我が国では、キャッシュレス決済導入の拡大への課題の一つとして、クレジットカード加盟店手数料が高額であることが指摘されている。ヒアリングによると、加盟店手数料の約7割をインターチェンジフィー（クレジットカードでの決済があった際に、お店と契約する決済会社が、利用者と契約する決済会社に支払う手数料）が占めている。 こうした点を踏まえ、公正取引委員会による調査や、市場の透明化に向けた関係省庁による更なる検討を実施する 2019年３月に公正取引委員会が公表した「クレジットカードに関する取引実態調査報告書」のインターチェンジフィーに係る対応状況のフォローアップとともに、経済産業省における議論の深化や公正取引委員会によるオンアス取引やインターチェンジフィー等に関する実態調査等を通じ、手数料に係るコストの更なる透明化を図り、業界内の競争を促していく				【内閣総理大臣（公正取引委員会に関する事務を担当する内閣府特命担当大臣）、経済産業大臣】	• 2025年６月までに、キャッシュレス決済比率を倍増し、４割程度とすることを目指す

（9）フィンテック／金融

2021年度	2022年度	2023年度	2024年度～	担当大臣	KPI
予算編成 税制改正要望 / 秋～年末 / 通常国会					
金融機関が、能動的に顧客の事業・財務状況を確認し、顧客に寄り添った資金繰り支援を継続するとともに、政府系金融機関や地域の支援機関等とも連携し、コロナ後も見据えた経営改善・事業再生支援等の取組を進めるよう、引き続き促す				【内閣総理大臣（内閣府特命担当大臣（金融））】	• 2025年までに、金融分野の国内総生産を25兆円とすることを目指す • 2025年６月までに、キャッシュレス決済比率を倍増し、４割程度とすることを目指す • 2023年までに、日本のサプライチェーン単位での資金循環効率（サプライチェーンキャッシュコンバージョンサイクル：SCCC）を５％改善することを目指す
コロナ禍における企業の財務や資金調達の状況等について、業種や地域などの切り口で、粒度の細かいデータ分析を行い、その結果を活かした金融機関との対話等を通じて企業への金融面での支援を促す。そうした金融行政におけるデータ分析の高度化のため、データの収集、管理、活用に係る枠組み・ルール整備、データ分析に係る人材育成に取り組む					
キャッシュレス決済導入による店舗等のメリットの定量的な見える化を実現する調査実証等を行う 日本発のQRコード決済につき、決済サービスが乱立する中、アジア各国との間で規格の相互乗り入れを可能とすることで、統一QRコード（JPQR）の海外展開を図る				【経済産業大臣】	
全銀システムの参加資格拡大 2022年度中を目途とするノンバンク決済サービス事業者への全銀システムの参加資格拡大に向けた検討 決済の安全性確保の観点から、決済システムに接続する事業者に対するモニタリング等の必要な対応を行う				【内閣総理大臣（内閣府特命担当大臣（金融））】	
多頻度小口決済を想定した低コストの新しい資金決済システムの構築に関して、中長期的な観点からの議論を継続しつつ、2022年度早期の稼働を目指している小口決済インフラ構想の取組をフォローする				【内閣総理大臣（内閣府特命担当大臣（金融））、経済産業大臣】	
中央銀行デジタル通貨（CBDC）については、日本銀行において現在実施している基本機能に関する概念実証に続いて2022年度中までに周辺機能に関する概念実証を行うなど、引き続き各国と連携しつつ検討を行う				【内閣総理大臣（内閣府特命担当大臣（金融））、財務大臣】	
金融機関、スタートアップを含むテクノロジー企業等の動向の情報収集や、ブロックチェーン技術に関する国際ネットワーク（Blockchain Governance Initiative Network：BGIN）の活動への積極的貢献を通じ、金融におけるデジタル・イノベーションを推進				【内閣総理大臣（内閣府特命担当大臣（金融））】	
我が国における金融業界全体のマネー・ロンダリング及びテロ資金供与に関する対応を高度化していくため、検査要員の確保等の検査・監督体制の強化、政府広報の活用等による利用者への周知等を進めるとともに、共同システムの実用化及び関連する規制・監督上の所要の措置を検討・実施する					
金融機関が保有する顧客情報等の機微情報について、外部委託先を含むリスク管理態勢等の実態を把握しより深度ある検証を実施するため、モニタリング体制を強化する					
サイバー脅威動向に関する情報収集・分析能力の向上と金融機関への情報発信、セミナー等の開催により、情報共有体制を強化する。また、金融業界横断的なサイバー演習について、中小金融機関や資金移動業者等の参加拡大を図るとともに、海外の演習事例も参考に高度化を図り、業界全体のオペレーショナルレジリエンスを強化する					

(10)インフラ、防災・交通・物流・都市の課題解決
ｉ)インフラの整備・維持管理

2021年度	2022年度	2023年度	2024年度～	担当大臣	KPI
予算編成 税制改正要望 / 秋～年末	通常国会				
i-Constructionの推進				【国土交通大臣】	• 2025年度までに建設現場の生産性の2割向上を目指す • 国内の重要インフラ・老朽化インフラの点検・診断などの業務において、一定の技術水準を満たしたロボットやセンサーなどの新技術等を導入している施設管理者の割合を、2030年までには100%とする • 民間都市再生事業が実施された都市再生緊急整備地域（特定都市再生緊急整備地域を含む。）の地価上昇率が、その都市再生緊急整備地域の存する市区町村の地価上昇率を上回っている割合が、2025年時点で80%を上回っていること（地価上昇率は2020年を基準値として計測） • 既存住宅流通及びリフォームの市場規模を、2030年までに14兆円とする • 高齢者人口に対する高齢者向け住宅の割合を、2030年までに4.0%とする
ICT建設機械の認定制度の導入					
認定スキームの構築、制度運用体制の整理	認定制度の運用・改良、現場活用支援				
ICT構造物工・路盤工の導入					
試行 / 基準類の整備	本格導入				
プレキャスト製品の活用拡大・品質確保対策		要領策定・試行実施	現場実装		
現場打ちコンクリートのJIS規格改訂に向けた調整		要領策定・試行実施	現場実装		
直轄土木工事における入札契約時の総合評価において生産性向上の取組を評価する制度の導入					
試行	本格運用・改良				
BIM/CIMの海外展開の促進に必要な調査・国内基準類への反映					
i-Constructionの海外展開の推進					
ASEAN諸国等の現地調査・課題分析・展開戦略の整理	海外技術者向け研修の実施、展開戦略の推進				
インフラ分野のDXの推進					
パワーアシストスーツ等人間拡張技術の導入促進					
現場実証、評価	現場ニーズの変化や技術の進展等に応じた現場実証、評価				
ロードマップの検討、現場実証等を踏まえた制度整備		フォローアップ及び見直し			
無人化施工(自動化・自律化・遠隔化)の促進					
技術進展等に応じた試験施工・産官学による課題検討	実施要領を作成、技術進展等に応じ、適用機種を拡大				
BIM/CIM利活用範囲の拡大に必要な機能の開発	災害対応等に必要なソフトウェア・システムの開発				
施工現場データの収集項目・分析方法の検討	データ取得	データ分析	シミュレーションの開発		
デジタルデータを活用した省力化の現場試行	試行対象拡大	要領策定・現場実装			
建築分野におけるBIMの推進					
BIMの試行・効果検証・課題抽出、ガイドライン改定に向けた検討	ガイドライン改定、BIMの普及促進				

ｉ）インフラの整備・維持管理

2021年度	2022年度	2023年度	2024年度～	担当大臣	KPI
予算編成 税制改正要望 秋～年末 通常国会 **建設業の担い手確保** 工期に関する基準の周知徹底等による工期の適正化の推進 施工時期の平準化の推進 都道府県公契連との連携を通じた、市町村に対する直接の働きかけ、取組のフォローアップ 人口10万未満の市に対する個別働きかけを実施 全ての市町村で「平準化統一フォーマット」を普及 「平準化カルテ」の先行作成・受発注者間の共有の試行 見える化 全ての市町村で「平準化カルテ」を整備（地元業界等との共有・連携） 取組のフォローアップ、更なる働きかけ 公共工事の円滑な施工確保の推進 自治体と地域の建設業団体との意思疎通の緊密化 施工確保対策の周知・拡充等 取組のフォローアップ、更に取組を促進 適正な予定価格の設定、ダンピング対策など市町村等における入札制度の改善に向けた検討 好事例等の他自治体への展開 監理技術者補佐制度による兼務の実態やICT技術の活用状況等を踏まえ、技術者制度を合理化 建設キャリアアップシステム（CCUS）の普及・促進 見える化評価制度の業種別の基準の策定対象を拡大 見える化評価制度を順次開始 各団体において、CCUSのレベルに応じた賃金目安を策定 標準見積書改定WGにおける議論・標準見積書の改定 賃金目安に応じた賃金上昇の好循環醸成 建設業許可申請手続等の電子化 調査検討・システムの構築、他機関システムとのバックオフィス連携 本運用・民間事業者団体との更なる連携等の検討				【国土交通大臣】	• 2025年度までに建設現場の生産性の2割向上を目指す • 国内の重要インフラ・老朽化インフラの点検・診断などの業務において、一定の技術水準を満たしたロボットやセンサーなどの新技術等を導入している施設管理者の割合を、2030年までには100%とする • 民間都市再生事業が実施された都市再生緊急整備地域（特定都市再生緊急整備地域を含む。）の地価上昇率が、その都市再生緊急整備地域の存する市区町村の地価上昇率を上回っている割合が、2025年時点で80%を上回っていること（地価上昇率は2020年を基準値として計測） • 既存住宅流通及びリフォームの市場規模を、2030年までに14兆円とする • 高齢者人口に対する高齢者向け住宅の割合を、2030年までに4.0%とする

ｉ）インフラの整備・維持管理

2021年度	2022年度	2023年度	2024年度～	担当大臣	KPI
予算編成 税制改正要望 / 秋～年末	通常国会				
国土交通データプラットフォームの構築				【国土交通大臣】	• 2025年度までに建設現場の生産性の2割向上を目指す • 国内の重要インフラ・老朽化インフラの点検・診断などの業務において、一定の技術水準を満たしたロボットやセンサーなどの新技術等を導入している施設管理者の割合を、2030年までには100%とする • 民間都市再生事業が実施された都市再生緊急整備地域（特定都市再生緊急整備地域を含む。）の地価上昇率が、その都市再生緊急整備地域の存する市区町村の地価上昇率を上回っている割合が、2025年時点で80%を上回っていること（地価上昇率は2020年を基準値として計測） • 既存住宅流通及びリフォームの市場規模を、2030年までに14兆円とする • 高齢者人口に対する高齢者向け住宅の割合を、2030年までに4.0%とする
国土交通省以外（他省庁・自治体）のデータとの連携拡大					
民間保有データとの連携拡大、アクセス管理機能の運用・改良		本格運用			
2次元図面から3次元モデルを構築する技術の開発・実装					
電子成果品から必要な情報を取捨選択する機能の開発・実装・改良					
インフラメンテナンスの高度化・効率化					
新技術やデータの利活用、包括的民間委託等の円滑な導入					
仕組みの検討		構築			
官民の技術マッチング等を図るためインフラメンテナンス国民会議の機能強化					
機能強化策の検討		機能強化			
持続可能な道路管理の実現に向けた予防保全による道路メンテナンスへの移行					
早期・緊急の措置が必要な橋梁等の位置図、施設数の公表	ナレッジを共有しメンテナンスの質を向上				
道路分野における新技術等の導入促進					
2021年度新技術導入促進計画策定 計画に基づく技術公募、現場検証	技術基準改定に向けた検討 基準改定後、現場で新技術を実装				
2022年度新技術導入促進計画策定 計画に基づく技術公募、現場検証		技術基準改定に向けた検討 基準改定後、現場で新技術を実装			
点検支援技術性能カタログの拡充	現場で点検支援技術を実装		3巡目点検 新技術を用いた効率的な点検		
点検支援技術を公募・検証し、性能カタログを拡充		現場で点検支援技術を実装			

ｉ）インフラの整備・維持管理

2021年度	2022年度	2023年度	2024年度～	担当大臣	KPI
予算編成 税制改正要望 秋～年末 通常国会				【国土交通大臣】	• 2025年度までに建設現場の生産性の2割向上を目指す • 国内の重要インフラ・老朽化インフラの点検・診断などの業務において、一定の技術水準を満たしたロボットやセンサーなどの新技術等を導入している施設管理者の割合を、2030年までには100%とする • 民間都市再生事業が実施された都市再生緊急整備地域（特定都市再生緊急整備地域を含む。）の地価上昇率が、その都市再生緊急整備地域の存する市区町村の地価上昇率を上回っている割合が、2025年時点で80%を上回っていること（地価上昇率は2020年を基準値として計測） • 既存住宅流通及びリフォームの市場規模を、2030年までに14兆円とする • 高齢者人口に対する高齢者向け住宅の割合を、2030年までに4.0%とする
デジタル化・リモート化社会推進のための3次元地図利活用環境の整備					
3次元地図の品質確保のためのマニュアル整備	実証実験・作成基準類の整備				
3次元点群データの整備 点群データ集約・一元化の仕組みの構築	2025年度までに都市部を中心に先行整備				
測量用航空機の能力強化					
地殻変動補正システムの構築	地殻変動補正システムの強化				
民間等電子基準点を活用した電子基準点網の拡充・強化					
共通基盤を順次社会実装					
砂防インフラ分野におけるDXの推進					
3Dデータを自動解析するAI解析技術を取り入れた維持管理手法の開発	砂防関係データベースとの連携拡大				
	現場実証・改良		実装		

ii）防災・災害対応

2021年度	2022年度	2023年度	2024年度～	担当大臣	KPI
予算編成 税制改正要望 / 秋～年末 / 通常国会					
あらゆる関係者が協働した「流域治水」の推進 気候変動の影響を踏まえた治水計画、設計基準類の見直し 流域治水プロジェクト等による事前防災対策の加速 関係行政機関と連携し、「流域治水推進行動計画（仮称）」を策定 水防災に対応したまちづくり等、総合的かつ多層的な対策（ハザード／暴露／脆弱性への対応） 流域治水関連法に基づく特定都市河川の増加、貯留機能保全区域・浸水被害防止区域の指定、防災集団移転促進事業の要件の拡充、浸水想定区域を設定する河川数の増加				【国土交通大臣】	• 2025年度までに建設現場の生産性の2割向上を目指す • 国内の重要インフラ・老朽化インフラの点検・診断などの業務において、一定の技術水準を満たしたロボットやセンサーなどの新技術等を導入している施設管理者の割合を、2030年までには100%とする • 民間都市再生事業が実施された都市再生緊急整備地域（特定都市再生緊急整備地域を含む。）の地価上昇率が、その都市再生緊急整備地域の存する市区町村の地価上昇率を上回っている割合が、2025年時点で80%を上回っていること（地価上昇率は2020年を基準値として計測） • 既存住宅流通及びリフォームの市場規模を、2030年までに14兆円とする • 高齢者人口に対する高齢者向け住宅の割合を、2030年までに4.0%とする
既存ダムを活用した洪水調節機能の強化 ダムの流域に着目した雨量予測技術の開発など気象予測精度向上、AIを活用したダムの操作・判断支援のための技術開発 利水ダム等の事前の放流量を増加させるための施設改良等 全国の一級水系に加え二級水系で事前放流の運用を拡大 治水協定を順次締結 利水ダム等の洪水調節機能の向上を図るための法定協議会を設置				【厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣】	
革新的河川技術プロジェクトでSociety5.0を具現化 ドローン・画像解析技術等を活用した河川巡視技術の開発 ドローン・画像解析技術等を活用した河川巡視のガイドラインを作成	教師データの蓄積・画像解析等改良	全国の河川におけるシステム開発 ドローン・画像解析技術等を活用した河川巡視試行運用（通常巡視併用）	ガイドラインの見直し 継続し点群データ取得	【国土交通大臣】	
航空機等を用いた測量による河川の3次元点群データ取得 2025度末までの完了を目標に、全水系において3次元河川管内図を整備					

ii）防災・災害対応

2021年度	2022年度	2023年度	2024年度～	担当大臣	KPI
予算編成 税制改正要望 / 秋～年末 / 通常国会					
気象・洪水・高潮・高波予測情報の高度化 最新技術を導入し、線状降水帯の予測技術の開発に取り組み、防災気象情報を高度化 線状降水帯に関する「顕著な大雨に関する気象情報」を発信 線状降水帯等による大雨の可能性に係る情報を半日前から提供 次世代スーパーコンピュータの整備 → 運用 次期気象衛星の仕様や整備・運用計画を検討 → 次期気象衛星について、2023年度をめどに製造に着手し、2029年度をめどに運用開始 長時間先の水位予測情報の技術開発・実装 国管理の洪水予報河川で6時間先までの水位予測情報の提供 長時間先の水位予測情報を災害対応に試行的活用 → 対象河川の拡大、更に長時間先の水位予測情報の活用 中小河川の水位予測情報の技術開発・実装 → 水位予測情報を提供可能な河川の拡大 地域防災を専門的に担当する職員の配置等気象台等の体制を強化・気象防災アドバイザーの拡充 高潮・高波予測の高度化 AI動画解析による越波検知技術の開発 → 越波検知技術の導入・拡充 予測と観測結果の比較検証 → 予測の更なる高度化				【国土交通大臣】	• 2025年度までに建設現場の生産性の2割向上を目指す • 国内の重要インフラ・老朽化インフラの点検・診断などの業務において、一定の技術水準を満たしたロボットやセンサーなどの新技術等を導入している施設管理者の割合を、2030年までには100%とする • 民間都市再生事業が実施された都市再生緊急整備地域（特定都市再生緊急整備地域を含む。）の地価上昇率が、その都市再生緊急整備地域の存する市区町村の地価上昇率を上回っている割合が、2025年時点で80%を上回っていること（地価上昇率は2020年を基準値として計測） • 既存住宅流通及びリフォームの市場規模を、2030年までに14兆円とする • 高齢者人口に対する高齢者向け住宅の割合を、2030年までに4.0%とする
テラヘルツ波等によるセンシング技術の活用 NICTが研究開発してきた災害時の被災者救援や二次災害防止等に貢献するテラヘルツ波等によるセンシング技術について、その活用に向けた検討を行う				【総務大臣】	
気象業務における産官学連携の推進 気象サービスの効率性、効果性を高めるため、クラウド技術を活用したデータ共有環境を検討・構築 → クラウド技術を活用したデータ共有環境の運用 IoTや観測機器の最新技術を気象サービスにおいて活用可能とする等の制度の見直しを検討 → 制度的措置				【国土交通大臣】	

ⅱ）防災・災害対応

2021年度	2022年度	2023年度	2024年度～	担当大臣	KPI
予算編成 税制改正要望 / 秋～年末 / 通常国会					
防災×テクノロジーの官民連携支援 「防災×テクノロジー官民連携プラットフォーム」の創設 「防災×テクノロジー官民連携プラットフォーム」の運営	先進事例創出の促進のための実証			【内閣総理大臣（内閣府特命担当大臣（防災））】	• 2025年度までに建設現場の生産性の2割向上を目指す • 国内の重要インフラ・老朽化インフラの点検・診断などの業務において、一定の技術水準を満たしたロボットやセンサーなどの新技術等を導入している施設管理者の割合を、2030年までには100%とする • 民間都市再生事業が実施された都市再生緊急整備地域（特定都市再生緊急整備地域を含む。）の地価上昇率が、その都市再生緊急整備地域の存する市区町村の地価上昇率を上回っている割合が、2025年時点で80%を上回っていること（地価上昇率は2020年を基準値として計測） • 既存住宅流通及びリフォームの市場規模を、2030年までに14兆円とする • 高齢者人口に対する高齢者向け住宅の割合を、2030年までに4.0%とする
災害情報集約の迅速化 「デジタル・防災技術ワーキンググループ」での検討 救命・救助活動等災害対応に必要な情報項目や取得方法等の標準化	情報集約・活用のためのシステム開発 早期の被害推計・把握に必要な技術（ドローン・センサー等）の検討・実証		運用		
無電柱化の推進 無電柱化推進計画策定 無電柱化推進計画に基づき、2025年度までに4,000kmの無電柱化を推進				【国土交通大臣】	
踏切対策の促進 重要な道路上にある踏切道について、踏切道改良促進法に基づき、災害時の管理の方法を定めるべき踏切道を2025年度までに500箇所程度指定し、道路利用者への遮断情報提供や優先開放する等の措置を実施					
道の駅の防災機能強化 防災拠点自動車駐車場の指定等の推進 BCPの策定等を推進					

iii）交通・物流

2021年度	2022年度	2023年度	2024年度～	担当大臣	KPI

予算編成 税制改正要望 / 秋～年末 / 通常国会

国際コンテナ戦略港湾の機能強化

- 「ヒトを支援するAIターミナル」
  - ビッグデータとAIを活用してオペレーションを最適化する実証事業の実施、システムの構築及び活用
  - 遠隔操作RTGの本格導入の促進、CONPASの横浜港以外の港への展開
  - AIを活用したコンテナのダメージチェックの自働化等に関する実証事業の実施、システムの構築 → システムの活用
  - 外来トレーラーの自働化に係る実証事業の実施、システムの構築等 → システムの活用
- 「サイバーポート」
  - 港湾物流分野の第1次運用・利用促進・機能改善・NACCSとの直接連携等
  - 港湾管理分野・港湾インフラ分野の設計・構築 → テスト・システム稼働 → 社会実装 → 3分野間のデータ連携
  - 運営方針・料金等の検討・運用体制に係る検討・準備・調整等
  - → 3分野一体での運用体制の確立

【内閣総理大臣（情報通信技術（IT）政策担当大臣）、財務大臣、国土交通大臣】

セキュリティを確保した非接触型の効率的なデジタル物流システムの構築

- 設計・開発
- 機器調達
- → 顔認証技術の実証実験 → 効果検証 → 課題解決後、社会実装
- 順次運用拡大

【内閣総理大臣(情報通信技術(IT)政策担当大臣)、国土交通大臣】

国際バルク戦略港湾

- 企業間連携による大型船を活用した効率的なネットワークの構築
- 国際バルク戦略港湾（釧路港、小名浜港等）でバルク貨物の輸入拠点を形成

【国土交通大臣】

KPI

- 2025年度までに建設現場の生産性の2割向上を目指す
- 国内の重要インフラ・老朽化インフラの点検・診断などの業務において、一定の技術水準を満たしたロボットやセンサーなどの新技術等を導入している施設管理者の割合を、2030年までには100%とする
- 民間都市再生事業が実施された都市再生緊急整備地域（特定都市再生緊急整備地域を含む。）の地価上昇率が、その都市再生緊急整備地域の存する市区町村の地価上昇率を上回っている割合が、2025年時点で80%を上回っていること（地価上昇率は2020年を基準値として計測）
- 既存住宅流通及びリフォームの市場規模を、2030年までに14兆円とする
- 高齢者人口に対する高齢者向け住宅の割合を、2030年までに4.0%とする
- 2030年までに、世界銀行のビジネス環境ランキングにおいて、日本がG20で1位になる

iii）交通・物流

2021年度	2022年度	2023年度	2024年度～	担当大臣	KPI
予算編成 税制改正要望 秋～年末 通常国会				【国土交通大臣】	• 2025年度までに建設現場の生産性の2割向上を目指す • 国内の重要インフラ・老朽化インフラの点検・診断などの業務において、一定の技術水準を満たしたロボットやセンサーなどの新技術等を導入している施設管理者の割合を、2030年までには100%とする • 民間都市再生事業が実施された都市再生緊急整備地域（特定都市再生緊急整備地域を含む。）の地価上昇率が、その都市再生緊急整備地域の存する市区町村の地価上昇率を上回っている割合が、2025年時点で80%を上回っていること（地価上昇率は2020年を基準値として計測） • 既存住宅流通及びリフォームの市場規模を、2030年までに14兆円とする • 高齢者人口に対する高齢者向け住宅の割合を、2030年までに4.0%とする
規格の高い道路ネットワークの強化					
高規格道路のミッシングリンクの解消や暫定2車線区間の4車線化、高規格道路と代替機能を発揮する直轄国道とのダブルネットワークの強化等を推進					
三大都市圏環状道路等の整備推進や空港、港湾等へのアクセスの強化など規格の高い道路ネットワークの強化を推進					
ダブル連結トラックの利用環境の整備					
SA・PAの駐車マスの拡充、高速道路外の休憩施設等の活用を推進					
ETC専用化等による料金所のキャッシュレス化・タッチレス化					
ETC専用化等について、都市部は5年程度での概成を目指して計画的に推進					
導入準備	一部の料金所で導入し、順次拡大				
ETC専用化等について、地方部は10年程度での概成を目指して計画的に推進					
導入準備		一部の料金所で導入し、運用状況や各地域の特性等を考慮しつつ順次拡大			
ETC2.0データの官民連携での利活用推進					
高速バスロケーションシステムの活用や民間企業へのETC2.0データの提供、「通れるマップ」の活用等、平常時・災害時ともETC2.0データの官民連携での利活用を推進	ETC2.0データと民間企業保有データを組み合わせ、民間企業によるサービス創出を推進				

iii）交通・物流

2021年度	2022年度	2023年度	2024年度～	担当大臣	KPI
予算編成 税制改正要望 秋～年末 通常国会					
ICT技術を活用した特殊車両への対応				【国土交通大臣】	• 2025年度までに建設現場の生産性の2割向上を目指す • 国内の重要インフラ・老朽化インフラの点検・診断などの業務において、一定の技術水準を満たしたロボットやセンサーなどの新技術等を導入している施設管理者の割合を、2030年までには100%とする • 民間都市再生事業が実施された都市再生緊急整備地域（特定都市再生緊急整備地域を含む。）の地価上昇率が、その都市再生緊急整備地域の存する市区町村の地価上昇率を上回っている割合が、2025年時点で80%を上回っていること（地価上昇率は2020年を基準値として計測） • 既存住宅流通及びリフォームの市場規模を、2030年までに14兆円とする • 高齢者人口に対する高齢者向け住宅の割合を、2030年までに4.0%とする
特殊車両の新たな通行制度の運用開始に向けた準備	運用開始				
ICTを活用した効果的な過積載対策の検討					
自動重量計測装置やETC2.0を活用した取締りの検討等	ICTを活用した効果的な過積載対策の推進				
OBW（車載型荷重計測装置）の技術要件等の検討	OBWの普及促進に向けた取組の実施				
占用物件位置情報の3次元化					
占用物件の位置情報の3次元化に関するシステムの改修を検討・実施					
		順次運用・改良			
特定車両停留施設の停留許可申請のオンライン化					
停留許可申請手続をオンライン化するシステムの構築を検討・実施					
		順次運用・改良			
道路に関するデータ取得・オープンイノベーション					
国管理道路の3次元データを2025年度までに取得					
道路に関する各種データをAPIで共有できるプラットフォームを構築	データを民間へ部分公開しオープンイノベーションを創出				

iii）交通・物流

2021年度	2022年度	2023年度	2024年度～	担当大臣	KPI
予算編成 税制改正要望 / 秋～年末	通常国会				• 2025年度までに建設現場の生産性の2割向上を目指す • 国内の重要インフラ・老朽化インフラの点検・診断などの業務において、一定の技術水準を満たしたロボットやセンサーなどの新技術等を導入している施設管理者の割合を、2030年までには100%とする • 民間都市再生事業が実施された都市再生緊急整備地域（特定都市再生緊急整備地域を含む。）の地価上昇率が、その都市再生緊急整備地域の存する市区町村の地価上昇率を上回っている割合が、2025年時点で80%を上回っていること（地価上昇率は2020年を基準値として計測） • 既存住宅流通及びリフォームの市場規模を、2030年までに14兆円とする • 高齢者人口に対する高齢者向け住宅の割合を、2030年までに4.0%とする
画像解析技術等を活用した道路監視					
大雪時に大型車等の立ち往生が発生しやすい場所等のCCTVカメラに交通障害自動検知システムを導入、実証実験				【国土交通大臣】	
緊急輸送道路（1次）における常時監視が必要な区間にCCTVカメラを増設（2025年度までに約5割）				【内閣総理大臣（国家公安委員会委員長）、国土交通大臣】	
道路パトロール車両に搭載したカメラ画像のリアルタイム共有				【国土交通大臣】	
交通需要マネジメント（TDM）による渋滞対策の推進					
交通需要マネジメント（TDM）により渋滞解消を目指す箇所の選定	TDMの実施 渋滞状況の変化をビッグデータを活用して分析			【内閣総理大臣（国家公安委員会委員長）、国土交通大臣】	
駐車場予約システムを活用した観光地渋滞対策の推進					
駐車場予約システムの開発	観光地渋滞が発生しているエリアにおける実証実験	実証実験の結果を踏まえて全国展開			
駐車場予約専用化に関する事例集の作成					
除雪作業の自動化					
様々な機械、気象条件、現場条件による実証実験	実証実験を踏まえ、順次実働配備（2026年度より全国展開）			【国土交通大臣】	
低金利状況も活用したインフラの早期整備					
現下の低金利状況も活用し、高規格道路、リニア中央新幹線などの高速交通ネットワークに加え、空港、主要な都市鉄道ネットワーク等を早期に整備				【財務大臣、国土交通大臣】	

iii）交通・物流

2021年度	2022年度	2023年度	2024年度～	担当大臣	KPI
予算編成 税制改正要望 秋～年末 通常国会					• 2025年度までに建設現場の生産性の2割向上を目指す • 国内の重要インフラ・老朽化インフラの点検・診断などの業務において、一定の技術水準を満たしたロボットやセンサーなどの新技術等を導入している施設管理者の割合を、2030年までには100%とする • 民間都市再生事業が実施された都市再生緊急整備地域（特定都市再生緊急整備地域を含む。）の地価上昇率が、その都市再生緊急整備地域の存する市区町村の地価上昇率を上回っている割合が、2025年時点で80%を上回っていること（地価上昇率は2020年を基準値として計測） • 既存住宅流通及びリフォームの市場規模を、2030年までに14兆円とする • 高齢者人口に対する高齢者向け住宅の割合を、2030年までに4.0%とする
物流分野のDXを推進					
物流分野のDXとして、サプライチェーン全体の輸送効率化等のため、関係事業者の連携による自動化・省人化のためのAI・IoTを活用した機器・システム導入を促進				【内閣総理大臣（内閣府特命担当大臣（科学技術政策））、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣】	
物流・商流データ基盤を活用する取組の社会実装に着手					
産官学による物流に係るパレットや伝票等の標準化の検討の場を立ち上げ、具体的検証を開始					
官民連携による高度物流人材の育成・確保のためのシンポジウムを開催					
業界内及び業種横断的な物流標準化に向けて、加工食品分野における物流標準化アクションプラン及び他業種に広げるための取組の推進				【農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣】	
トラック輸送での働き方改革の実現や輸送効率化を図るため、「ホワイト物流」推進運動等取引環境の適正化に取り組む				【国土交通大臣】	
IT点呼の活用について高度なIT機器等の使用を条件に活用可能な営業所を拡大するための制度整備を順次行い、運行管理の高度化を推進					
リモートで効率的なトラック配車管理を行う先進的な取組について調査し、最適配車の実現に向けたベストプラクティスを周知					
災害時も念頭に輸送の迅速化・効率化のため、複数ドライバーが長距離輸送を分担する中継輸送の在り方等についての指針を策定					
国・地方公共団体・指定公共機関間で最適ルートや輸送状況等の情報共有ができる緊急支援物資輸送プラットフォームを構築					
商用車メーカー、物流業界等の民間事業者が協働し、共同輸送、混載配送、輸配送ルート最適化等を実現するため、2020年度から、複数商用車メーカーのトラック車両データを収集し運行管理を行う実証を開始し、その成果を基に車両データ形式やAPIの標準化を実現				【内閣総理大臣（情報通信技術（IT）政策担当大臣、内閣府特命担当大臣（科学技術政策））、経済産業大臣、国土交通大臣】	

ⅳ）都市の競争力向上

2021年度	2022年度	2023年度	2024年度～	担当大臣	KPI
予算編成 税制改正要望 / 秋～年末 / 通常国会					
コンパクトでゆとりとにぎわいのあるウォーカブルなまちづくりの推進				【国土交通大臣】	• 2025年度までに建設現場の生産性の2割向上を目指す • 国内の重要インフラ・老朽化インフラの点検・診断などの業務において、一定の技術水準を満たしたロボットやセンサーなどの新技術等を導入している施設管理者の割合を、2030年までには100%とする • 民間都市再生事業が実施された都市再生緊急整備地域（特定都市再生緊急整備地域を含む。）の地価上昇率が、その都市再生緊急整備地域の存する市区町村の地価上昇率を上回っている割合が、2025年時点で80%を上回っていること（地価上昇率は2020年を基準値として計測） • 既存住宅流通及びリフォームの市場規模を、2030年までに14兆円とする • 高齢者人口に対する高齢者向け住宅の割合を、2030年までに4.0%とする
都市インフラ・民間施設の利活用の促進に向けた新手法の検討・導入	具体的施策の実施等				
公共空間の利活用やリノベーション等によるエリア価値向上に向けた新手法の検討・導入					
まちづくりにおけるデジタルトランスフォーメーションの推進【後掲】					
国際競争力強化・脱炭素型まちづくり					
（特定）都市再生緊急整備地域における優良な民間都市開発事業の推進					
環境に配慮した優良な民間都市開発事業の支援方法の検討・導入	具体的施策の実施等				
駅まち空間の再構築等の推進に向けた具体的な方策の検討	具体的施策の実施等				
まちづくりにおけるデジタルトランスフォーメーションの推進					
3D都市モデル（PLATEAU）のユースケース開発・全国展開					
整備が完了した3D都市モデルのオープンデータ化	自治体におけるオープンデータ化の推進				
都市計画情報のデジタル化・オープンデータ化					
デジタル技術やデータを活用した都市サービスの創出環境の整備					
地域の官民データ共有等に向けたルールの検討・導入	地域における官民データ共有等の推進				
デジタル技術やデータを活用した地域のまちづくりプロセス(スマート・プランニング)の充実	スマート・プランニングの更なる普及・啓発				

ⅳ）都市の競争力向上

2021年度	2022年度	2023年度	2024年度～	担当大臣	KPI
予算編成 税制改正要望 秋～年末 通常国会					
不動産分野におけるTCFD提言対応を含むESG投資の促進				【国土交通大臣】	• 2025年度までに建設現場の生産性の2割向上を目指す • 国内の重要インフラ・老朽化インフラの点検・診断などの業務において、一定の技術水準を満たしたロボットやセンサーなどの新技術等を導入している施設管理者の割合を、2030年までには100%とする • 民間都市再生事業が実施された都市再生緊急整備地域（特定都市再生緊急整備地域を含む。）の地価上昇率が、その都市再生緊急整備地域の存する市区町村の地価上昇率を上回っている割合が、2025年時点で80%を上回っていること（地価上昇率は2020年を基準値として計測） • 既存住宅流通及びリフォームの市場規模を、2030年までに14兆円とする • 高齢者人口に対する高齢者向け住宅の割合を、2030年までに4.0%とする
不動産分野における気候変動リスク対応に関する情報開示の促進等		不動産分野におけるESG投資促進のための更なる検討			
不動産分野におけるESG投資の社会課題分野に係る情報開示の参考となる項目の在り方を検討	基礎的なガイダンス作成等				
木材利用の推進、既存建築物の有効活用、新たな日常に対応した施設の立地円滑化等					
建築基準法令について、基準の合理化等を検討	所要の制度的措置を実施				
ユニバーサルデザインの推進					
新モビリティや技術進展を踏まえ、今後の課題や技術活用策を整理し、基準の見直し等について検討					
道路の移動等円滑化に関するガイドライン取りまとめ					
道路空間等における5G通信環境の活用					
5G通信環境における車載カメラ等による道路管理の実証実験		実証実験を踏まえた活用			
歩行者利便増進道路（ほこみち）制度の推進 多様なニーズに応える道路の推進					
歩行者利便増進道路（ほこみち）制度の普及促進					
道路に求められる多様なニーズに応えるため、各道路での機能分担の整理、各道路の柔軟な使い分け等の方策を取りまとめ	新たな基準や制度の必要性を検討				

（11）モビリティ
ｉ）自動運転の社会実装

2021年度	2022年度	2023年度	2024年度～	担当大臣	KPI
予算編成 税制改正要望 秋～年末 通常国会					
自動運転の普及・促進					
2022年度目途に限定地域で、遠隔監視者1人での3台以上の車両の同時走行を可能とするため、引き続き技術開発・実証を行うとともに、遠隔監視者の関与の在り方等について結論を得て、2022年度のできるだけ早期に必要な制度整備を行う				【内閣総理大臣（情報通信技術（IT）政策担当大臣、内閣府特命担当大臣（科学技術政策）、国家公安委員会委員長）、総務大臣、法務大臣、経済産業大臣、国土交通大臣】	• 2022年度目途での鉄道廃線跡等における遠隔監視のみの自動運転移動サービスが開始 • 2025年目途に、高速道路上でレベル4の自動運転が実現 • 2030年までに、地域限定型の無人自動運転移動サービスが全国100か所以上で展開 • 2030年に、安全運転支援装置・システムが、国内販売新車に全車標準装備、ストックベースでもほぼ全車に普及 ⇒国内販売新車の装着率：87.7%（2019年） ⇒国内車両の装着率：24.5%（2019年）
公道での地域限定型の無人自動運転移動サービスについて2030年までに全国100か所以上で実現				【内閣総理大臣（情報通信技術（IT）政策担当大臣、内閣府特命担当大臣（科学技術政策）、国家公安委員会委員長）、総務大臣、経済産業大臣、国土交通大臣】	
2025年目途に40か所以上の地域で実現					
2021年度中に実証に資するガイドラインを策定					
高速道路上での自動運転車や車線維持支援などの先進技術を搭載する自動車の走行環境構築に向け、2021年から官民連携による路車協調に係る実証等を行い、その結果を踏まえ、レベル4自動運転に必要な自動運転車等への情報提供システムの仕様を策定					
市街地での混在交通などの複雑な走行環境でのレベル4自動運転の実現に向け、2021年度から研究開発から実証実験、標準化、事業化まで一貫して進める産学官研究機関による国際連携拠点を構築					
路車間・車車間通信を用いたシステムによる自動運転について、事業モデルやデータ連携スキームの構築等の環境整備を検討し、2025年度目途に実施					

ｉ）自動運転の社会実装

2021年度	2022年度	2023年度	2024年度～	担当大臣	KPI
予算編成 税制改正要望 / 秋～年末 / 通常国会					
自動運転の普及・促進					
2021年度末までに中山間地域の道の駅等における拠点間の自動運転サービスを5か所以上の地域で開始				【内閣総理大臣（情報通信技術（IT）政策担当大臣、内閣府特命担当大臣（科学技術政策）、国家公安委員会委員長）、経済産業大臣、国土交通大臣】	• 2022年度目途での鉄道廃線跡等における遠隔監視のみの自動運転移動サービスが開始 • 2025年目途に、高速道路上でレベル4の自動運転が実現 • 2030年までに、地域限定型の無人自動運転移動サービスが全国100か所以上で展開 • 2030年に、安全運転支援装置・システムが、国内販売新車に全車標準装備、ストックベースでもほぼ全車に普及 ⇒国内販売新車の装着率：87.7%（2019年） ⇒国内車両の装着率：24.5%（2019年）
東京臨海地域における自動運転に係る道路交通インフラの更なる高度化及び実証	最先端の自動運転技術に係る高度化実証			【内閣総理大臣（情報通信技術（IT）政策担当大臣、内閣府特命担当大臣（科学技術政策）、国家公安委員会委員長）、総務大臣、経済産業大臣、国土交通大臣】	
2025年度以降の高速道路におけるレベル4無人自動運転トラックの実現を目指し、高性能トラックの運行管理システムについて検討				【内閣総理大臣（情報通信技術（IT）政策担当大臣、内閣府特命担当大臣（科学技術政策）、国家公安委員会委員長）、総務大臣、経済産業大臣、国土交通大臣】	
空港地上支援業務の更なる省力化・自動化に向け、2025年までに空港の制限区域内でレベル4自動運転を導入				【内閣総理大臣（情報通信技術（IT）政策担当大臣、内閣府特命担当大臣（科学技術政策））、経済産業大臣、国土交通大臣】	
2021年度から成田空港でレベル4自動運転の導入実証実験を開始し、技術的な検証を行うとともに、必要となるインフラや運用ルールを検討し、2024年までに指針・ガイダンスの改正等を行う					
空港地上支援業務について、2020年度に導入したレベル3自動運転の導入空港を拡大					
2025年までに自動運航船を実用化するため、2021年度中に安全運航に関する考え方を整理したガイドラインの策定や国際基準化をリードするための国際提案を行い、関係法令の見直しに着手				【国土交通大臣】	
船舶運航等のデジタル化のため、2025年以降の自動運航船の積極的な活用に向けた遠隔監視技術の技術基準の策定、技術力の確保等を行う					
ドライバー不足等の課題解決に資するフェリー・RORO輸送網について、情報通信技術や自動化技術による輸送効率化に向けた実地調査を実施					

ｉ）自動運転の社会実装

2021年度	2022年度	2023年度	2024年度～	担当大臣	KPI
予算編成 税制改正要望 秋～年末 通常国会					
地図基盤の整備 自動運転車の地図上の位置を正確に把握可能とするため、地図と地殻変動による現実のズレをリアルタイム補正するシステムを2021年度までに実装する。その際、電子基準点網の密度が低い地域での補正精度向上のため、民間観測局等の活用方法を確立する実証を行う				【内閣総理大臣（情報通信技術（IT）政策担当大臣、内閣府特命担当大臣（科学技術政策）、国家公安委員会委員長）、総務大臣、経済産業大臣、国土交通大臣】	• 2022年度目途での鉄道廃線跡等における遠隔監視のみの自動運転移動サービスが開始 • 2025年目途に、高速道路上でレベル4の自動運転が実現 • 2030年までに、地域限定型の無人自動運転移動サービスが全国100か所以上で展開 • 2030年に、安全運転支援装置・システムが、国内販売新車に全車標準装備、ストックベースでもほぼ全車に普及 ⇒国内販売新車の装着率：87.7%（2019年） ⇒国内車両の装着率：24.5%（2019年）
国際基準策定 既に実用化されたレベル3の成果を踏まえ、レベル4自動運転技術とその安全性評価手法について、国際標準化の取組と連携し、国連自動車基準調和世界フォーラム（WP29）での国際基準の策定を主導				【経済産業大臣、国土交通大臣】	
コネクテッドカーについて、2022年度中に高度な自動運転や災害時の運転者への情報提供等が可能な車載通信装置の性能要件に関して国際的な議論を主導するための取組を検討し、制度的対応を含め、結論を得る					
自動運転車の安全性評価につき、自動車メーカー、サービス事業者等が、想定シナリオに応じてシミュレーション手法やテストコースを選択し、適切な走行試験を実施できるよう評価手法や体制の整備に着手し、2023年度までに国際ルールへの反映を目指す				【内閣総理大臣（情報通信技術（IT）政策担当大臣、内閣府特命担当大臣（科学技術政策）、国家公安委員会委員長）、総務大臣、経済産業大臣、国土交通大臣】	
安全性評価用のシナリオ作成に必要なツールの構築					
人材育成 自動車工学とソフトウェアエンジニアリングの両方を担える人材を育成するため、自動運転分野の大学講座について、ニーズや課題を検証の上、2021年度以降本格開設を目指す。また、グローバル人材確保のため、ASEAN等のジョブフェア出展や海外大学への寄附講座の設置等を支援				【内閣総理大臣（情報通信技術（IT）政策担当大臣、サイバーセキュリティ戦略本部に関する事務を担当する国務大臣、内閣府特命担当大臣（科学技術政策）、国家公安委員会委員長）、経済産業大臣、国土交通大臣】	

ⅱ）日本版MaaSの推進

2021年度	2022年度	2023年度	2024年度～	担当大臣	KPI
予算編成 税制改正要望 秋～年末 通常国会 **地域におけるモビリティサービス** スマートモビリティチャレンジ推進協議会でのMaaS導入・普及の取組を推進し、医療と連携したMaaSの実証結果を踏まえ、2021年度から、自動車を活用してオンライン診療を行う場合の課題や事例を整理し、普及を図る				【厚生労働大臣、経済産業大臣、国土交通大臣】	• 2022年度目途での鉄道廃線跡等における遠隔監視のみの自動運転移動サービスが開始 • 2025年目途に、高速道路上でレベル4の自動運転が実現 • 2030年までに、地域限定型の無人自動運転移動サービスが全国100か所以上で展開 • 2030年に、安全運転支援装置・システムが、国内販売新車に全車標準装備、ストックベースでもほぼ全車に普及 ⇒国内販売新車の装着率：87.7%（2019年） ⇒国内車両の装着率：24.5%（2019年）
MaaSの社会実装のため、AIを活用して効率的に配車するAIオンデマンド交通の導入、公共交通へのキャッシュレス決済の導入等新モビリティサービスを推進するための基盤整備				【経済産業大臣、国土交通大臣】	
自治体が策定する地域公共交通計画に基づく、乗合バスの等間隔運行、定額制乗り放題運賃等のサービス改善や、維持困難な路線バスの代替サービスの確保、貨客混載の導入などの取組を推進。また、事業者協力型自家用有償旅客運送の円滑な実施を図る				【国土交通大臣】	
公共交通の維持・活性化や、消費者の利便性向上、高齢者の移動機会の創出等を推進するため、(a)鉄道やバスといった複数の交通手段や観光施設等を横断的に利用できる、いわゆるフリーパスにつき、国への運賃届出手続が簡素化される制度や、(b)自治体ごとに複数の交通事業者等の幅広い関係者が参画する協議会制度の活用促進を図ることにより、地域の住民や旅行者一人一人の移動ニーズに対応して、複数の公共交通やそれ以外の移動サービスを組み合わせた、いわゆるMaaS（Mobility as a Service)と呼ばれる新たなモビリティサービスの利用拡大を促す				【経済産業大臣、国土交通大臣】	

ⅱ）日本版MaaSの推進

2021年度	2022年度	2023年度	2024年度～	担当大臣	KPI
予算編成 税制改正要望 / 秋～年末 / 通常国会					
新しいまちづくりとモビリティ					
超小型モビリティやパーソナルモビリティ、シェアサイクル等新たなモビリティサービスの利便性向上等に資する道路の多様な利用に向けて、2021年度中に新たなモビリティの走行空間の確保、歩道や路肩の駐車スペースの設置等道路の機能分担や柔軟な利活用に関するガイドラインを策定				【国土交通大臣】	• 2022年度目途での鉄道廃線跡等における遠隔監視のみの自動運転移動サービスが開始 • 2025年目途に、高速道路上でレベル4の自動運転が実現 • 2030年までに、地域限定型の無人自動運転移動サービスが全国100か所以上で展開 • 2030年に、安全運転支援装置・システムが、国内販売新車に全車標準装備、ストックベースでもほぼ全車に普及 ⇒国内販売新車の装着率：87.7%（2019年） ⇒国内車両の装着率：24.5%（2019年）
シェアサイクルの普及促進のため、サイクルポート設置場所確保やIT活用による事業運営の効率化、公共交通と連携した検索・予約・決済サービスの拡大による利便性向上等に資するガイドラインを2021年度目途に取りまとめる					
自転車の交通量増に対応するため、都市部を中心に整備計画を策定し、自転車通行空間を整備				【内閣総理大臣（国家公安委員会委員長）、国土交通大臣】	
バスタプロジェクトの全国展開を推進する。その際、民間ノウハウを活用しつつ効率的に整備・運営するため、官民連携での整備・運営管理を可能とするコンセッション制度等を活用しつつ、多様な交通モード間の接続を強化し、MaaSなどの新たなモビリティサービスにも対応可能な施設とする				【国土交通大臣】	

ⅲ）モビリティのDX、次世代技術の社会実装

2021年度	2022年度	2023年度	2024年度～	担当大臣	KPI
予算編成 税制改正要望 / 秋～年末 / 通常国会					
安全運転サポート車（サポカー）について、2021年11月から段階的に衝突被害軽減ブレーキの国際基準への準拠が義務化されることも踏まえ、高性能センサ等を用いたより高度な安全運転支援技術の導入・普及を検討し、実現可能なものから順次実施				【経済産業大臣、国土交通大臣】	• 2022年度目途での鉄道廃線跡等における遠隔監視のみの自動運転移動サービスが開始 • 2025年目途に、高速道路上でレベル4の自動運転が実現 • 2030年までに、地域限定型の無人自動運転移動サービスが全国100か所以上で展開 • 2030年に、安全運転支援装置・システムが、国内販売新車に全車標準装備、ストックベースでもほぼ全車に普及 ⇒国内販売新車の装着率：87.7%（2019年） ⇒国内車両の装着率：24.5%（2019年）
高齢運転者の交通事故防止のため、サポカーの利用実態の把握分析等をし、官民連携による普及啓発を強化					
「ソフトメーターの導入に向けた検討会」において正確性の担保を始めとする残課題を精査し、結論を得る				【国土交通大臣】	
ソフトメーターが具備すべき機能やその活用に関しては、配車アプリ事業者等の参画も得つつ検討し、輸送等のデータを活用したタクシーサービスの高度化に取り組む					
変動運賃制度の在り方について検討を進め、海外の実態調査や実車による実証、利用者の意向把握等を丁寧に行う。また、地域・曜日・時間帯・天候等、様々なケースにおける需給やマッチングデータ等を取得し、配車アプリ事業者等の参画も得てエビデンスに基づく議論を行う。加えて、公共交通機関として利用者の理解が得られる、妥当な変動幅となるよう留意する					
「運行管理高度化検討会」における実証実験を通じて、遠距離を含む営業所間へのIT点呼の対象拡大に向けた機器の性能要件の設定や、自動点呼の導入に向けた点呼支援機器の認定制度の構築を行う	「運行管理高度化検討会」における実証実験の結果等を踏まえ、引き続き運行管理の高度化を進める				

iii）モビリティのDX、次世代技術の社会実装

2021年度	2022年度	2023年度	2024年度～	担当大臣	KPI
予算編成 税制改正要望 / 秋～年末 / 通常国会					
速度超過による事故防止に向けて、2019年12月に策定した、設計時に留意すべき事項等をまとめた「自動速度制御装置（ISA：Intelligent Speed Assistance）に関する技術的要件等のガイドライン」等に基づき、自動車メーカーによる新たな先進安全技術の開発を促進				【内閣総理大臣（国家公安委員会委員長）、経済産業大臣、国土交通大臣】	• 2022年度目途での鉄道廃線跡等における遠隔監視のみの自動運転移動サービスが開始 • 2025年目途に、高速道路上でレベル4の自動運転が実現 • 2030年までに、地域限定型の無人自動運転移動サービスが全国100か所以上で展開 • 2030年に、安全運転支援装置・システムが、国内販売新車に全車標準装備、ストックベースでもほぼ全車に普及 ⇒国内販売新車の装着率：87.7%（2019年） ⇒国内車両の装着率：24.5%（2019年）
未就学児を中心に子供が日常的に移動する経路の安全確保に取り組む 緊急点検における結果を踏まえ、ゾーン30の整備等面的対策を含めた交通安全施設等整備の強化とともに、歩行者と自動車・自転車の利用空間の分離、歩道の拡充、防護柵の設置等による安心安全な歩行空間の整備を進めるほか、ETC2.0等のデータを活用しての生活道路のエリア内での効果的な速度抑制策や、交差点改良等の幹線道路対策による生活道路と幹線道路の機能分化等を推進				【内閣総理大臣（内閣府特命担当大臣（少子化対策、交通安全対策に関する事務を担当する大臣）、国家公安委員会委員長）、文部科学大臣、厚生労働大臣、国土交通大臣】	
走錨事故の防止のための湾外避難等に係る法制度の創設 新たな法制度に基づく湾外避難等の適切な運用による走錨事故の防止を図るとともに、三大湾、特定港及び主要沿岸ルートについて広域交通流管理の推進や、船舶動静・海域映像・災害リアルタイム情報の提供等の海上交通サービスの高度化を推進				【国土交通大臣】	

（12） ロボット技術の社会実装

2021年度	2022年度	2023年度	2024年度～	担当大臣	KPI
予算編成 税制改正要望 秋～年末 通常国会					
ロボット技術の社会実装					
施設管理、小売、飲食、食品等のサービス分野における業務の遠隔化・省人化・無人化の実現に向け、ユーザー視点でのロボット開発・導入及びデータ連携、通信、施設設計等に係る規格化、標準化を進める エレベーターとロボット間の通信連携に関する規格を策定				【経済産業大臣】	• 2025年までにロボット国内生産市場規模を2.4兆円
将来の我が国のロボット、IoTの技術基盤づくりに向けて、高校生、高専生、大学生等のロボットに関する学習・教育に資するロボットコンテスト実施を地域の取組を含めて支援する				【文部科学大臣、経済産業大臣】	
ロボット導入支援人材（システムインテグレータ）について、中小企業も含めたマッチング・人材育成の体制強化				【経済産業大臣】	
「未来ロボティクスエンジニア育成協議会」により、産学が連携して人材育成を推進する 教員・学生を対象とするロボット実習、高等専門学校やポリテクカレッジ、ポリテクセンターの教育カリキュラム策定等への支援を行う				【文部科学大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣】	
次世代産業用ロボットの技術開発に向けた取組 World Robot Summit（愛知県国際展示場、福島ロボットテストフィールド）の開催				【経済産業大臣】	

13. 地方創生

(1)観光立国の実現

2021年度	2022年度	2023年度	2024年度～	担当大臣	KPI
予算編成 税制改正要望 / 秋～年末 / 通常国会					
感染拡大防止の徹底、国内需要の回復、観光産業の再生					• 訪日外国人旅行者数を2030年に6,000万人とすることを目指す • 訪日外国人旅行消費額を2030年に15兆円とすることを目指す • 地方部での外国人延べ宿泊者数を2030年に1億3,000万人泊とすることを目指す • 外国人リピーター数を2030年に3,600万人とすることを目指す • 日本人国内旅行消費額を2030年に22兆円とすることを目指す
感染状況等を踏まえつつ、旅行者への「新しい旅のエチケット」の周知徹底などにより、安全で安心な旅のスタイルの定着を図る 観光・交通事業者に業種別ガイドラインの徹底を要請しつつ、感染拡大防止策の導入を支援				【厚生労働大臣、国土交通大臣】	
Go Toトラベル事業は、今後の感染状況等を踏まえて、取扱いを判断することとし、まずは地域観光事業支援を実施				【国土交通大臣】	
地域の観光施設全体が上質な滞在環境等を実現できるよう、施設の高付加価値化や街中に残る廃屋の撤去に係る国による補助を中心に、日本公庫等の融資も活用し、全国100程度の地域で支援	引き続き、宿泊施設・観光地の再生に向けた取組を推進			【財務大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣】	
宿泊施設・旅行業の生産性向上や、インバウンド対応等を、専門家の派遣等を通じて支援するとともに、中核・実務人材の育成、副業・兼業人材の活用、異業種人材と観光産業のマッチングを行う				【国土交通大臣】	
働き方改革関連法に基づく年5日の年次有給休暇の時季指定の事業主に対する義務付けに合わせ、 ・旅行需要の平準化に資する、積極的な休暇取得を促進 ・時と場所が分散される「分散型旅行」を促進するキャンペーンを官民連携で実施 ・ワーケーション、ブレジャー等のビジネスと観光が融合した新しい生活様式による旅行スタイルの普及を実施 ワーケーション等のモデル事業実施、受入環境整備を支援。特に子供連れに対応するため、自治体と観光事業者の連携を支援				【厚生労働大臣、国土交通大臣、環境大臣】	
・近隣観光を促進するため、地域の観光資源を磨き上げ、地域の魅力の再発見につながるような取組を支援 ・学びの意義があるコンテンツ創出を支援すること等により、修学旅行等の着実な実施を実現	更なる取組を推進			【文部科学大臣、国土交通大臣、環境大臣】	

（1）観光立国の実現

2021年度（予算編成 税制改正要望／秋～年末／通常国会）	2022年度	2023年度	2024年度～	担当大臣	KPI
魅力ある観光地域とコンテンツ造成					
地域内の観光関連事業者等が連携し、地域に眠る観光資源を磨き上げる取組を支援	更なる取組を推進			【国土交通大臣】	• 訪日外国人旅行者数を2030年に6,000万人とすることを目指す
国立公園満喫プロジェクトの取組を全国の国立公園へ展開し、改正自然公園法等による自然体験活動の促進、廃屋撤去等の景観改善、民間活力の導入等を進め、滞在環境を上質化				【国土交通大臣、環境大臣】	• 訪日外国人旅行消費額を2030年に15兆円とすることを目指す
・文化観光拠点・地域の整備に向け、文化観光推進法に基づく取組等の支援を実施するとともに、文化施設・文化資源の高付加価値化を促進 ・「日本博」の全国展開及び国内外への発信、博物館等の観光活用を促進	左記の実施状況等を踏まえ、更なる取組を検討・実施			【文部科学大臣、国土交通大臣】	• 地方部での外国人延べ宿泊者数を2030年に1億3,000万人泊とすることを目指す
文化資源の鑑賞・体験や文化施設を核とする観光まちづくりの推進、「Living History」（歴史的出来事の再現等）の支援、日本文化の魅力発信等を行う	左記の実施状況等を踏まえ、更なる取組を検討・実施				
観光サービスや観光地経営等のDXに資する取組を推進	観光分野における更なるDXの推進と認知拡大のため、ノウハウやナレッジ等を他地域や他観光事業者へ横展開			【国土交通大臣】	• 外国人リピーター数を2030年に3,600万人とすることを目指す
上質なサービスを求める観光客の誘致のため、人材育成や上質な宿泊施設の開発促進に向けたデベロッパー、ホテル運営会社等と自治体のマッチング等を行う	上質なサービスを求める観光客誘致や、上質な宿泊施設の開発促進等に向け戦略的に取り組む			【財務大臣、国土交通大臣】	• 日本人国内旅行消費額を2030年に22兆円とすることを目指す
感染症拡大防止策を徹底しつつ、クルーズ船の安全運航支援、寄港地観光の充実等を推進	左記の実施状況等を踏まえ、更なる取組を検討・実施			【国土交通大臣】	

（1）観光立国の実現

2021年度	2022年度	2023年度	2024年度～	担当大臣	KPI
予算編成 税制改正要望 / 秋～年末 / 通常国会					
受入環境整備 **観光地域** 多言語表示の充実・改善やバリアフリー化、外国人観光案内所等の観光地域における受入環境整備を推進 消費につながる商品・サービスの多言語解説などを推進 ムスリム等の多様な宗教・生活習慣に配慮した整備を推進 飲食店、小売店等における多言語音声翻訳システム導入 公衆トイレの洋式化等を推進 宿泊、飲食、小売等の施設において、ピクトグラムの活用等、バリアフリー化された施設の選択がしやすい情報発信の促進 観光を中心としたまちづくりの推進に向けて、歴史的観光資源の高質化、シェアサイクルの導入、無電柱化の推進、先進的なサイクリング環境整備等を実施 全国の主要な観光地で景観計画の策定を進め、景観計画に基づいた重点的な景観形成に取り組み、景観まちづくりを推進 訪日外国人旅行者の利用が多い「道の駅」を中心に、キャッシュレス決済環境、外国人観光案内所の整備等を支援 訪日外国人に対し、レンタカー等利用時における日本の交通ルール、安全運転等に関する広報啓発活動を実施 免税販売手続の完全電子化への円滑な移行に向け、端末導入支援等、事業者等へ必要な情報の周知や支援を実施 免税自動販売機の施行に向け、必要な取組を実施				【国土交通大臣】 【内閣総理大臣（国家公安委員会委員長）】 【財務大臣、国土交通大臣）】	• 訪日外国人旅行者数を2030年に6,000万人とすることを目指す • 訪日外国人旅行消費額を2030年に15兆円とすることを目指す • 地方部での外国人延べ宿泊者数を2030年に1億3,000万人泊とすることを目指す • 外国人リピーター数を2030年に3,600万人とすることを目指す • 日本人国内旅行消費額を2030年に22兆円とすることを目指す

（1）観光立国の実現

2021年度（予算編成 税制改正要望／秋～年末／通常国会）	2022年度	2023年度	2024年度～	担当大臣	KPI
観光地域					
将来の外国人旅行者に向けた情報発信など更なる取組を推進				【経済産業大臣】	• 訪日外国人旅行者数を2030年に6,000万人とすることを目指す
外国人受入可能な伝統的工芸品産地の拡大を推進					
非常時における外国人旅行者の安全・安心の確保に向けた取組を推進					• 訪日外国人旅行消費額を2030年に15兆円とすることを目指す
情報提供のための用語集や、外国人旅行者対応マニュアルを策定する自治体向けの指針を周知				【国土交通大臣】	
「非常時の外国人旅行者の安全・安心確保のための緊急対策」（平成30年９月28日観光戦略実行推進会議決定）に基づく取組を確実に実現				【内閣総理大臣（内閣府特命担当大臣（防災、消費者及び食品安全））、総務大臣、外務大臣、国土交通大臣、環境大臣】	• 地方部での外国人延べ宿泊者数を2030年に1億3,000万人泊とすることを目指す
防災・気象情報に関する多言語辞書や、「Safety tips（災害時情報提供アプリ）」、多言語対応した気象庁等のウェブサイトの周知、活用促進により、外国人が安心して観光・滞在できる環境を整備するための取組を充実・強化				【内閣総理大臣（内閣府特命担当大臣（防災））、総務大臣、法務大臣、国土交通大臣】	• 外国人リピーター数を2030年に3,600万人とすることを目指す
「外国人患者を受け入れる医療機関」の周知に加え、海外オンライン旅行代理店などと連携し、旅行保険への加入を促進				【厚生労働大臣、国土交通大臣】	• 日本人国内旅行消費額を2030年に22兆円とすることを目指す
地方公共団体による消費生活相談窓口等における訪日外国人からの相談体制整備の支援等	更なる取組を推進			【内閣総理大臣（内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全））】	
文化財・国立公園					
世界文化遺産・国立公園を中心に、英語・中国語を含む多言語解説を、最終的に約150地域で整備				【文部科学大臣、国土交通大臣、環境大臣】	

（1）観光立国の実現

2021年度	2022年度	2023年度	2024年度～	担当大臣	KPI
予算編成 税制改正要望 / 秋～年末 / 通常国会					
交通機関					
国際観光振興法に基づき、鉄道における多言語対応等を促進し、2021年までに300線区を抜本的に改善 → 更なる取組を推進				【国土交通大臣】	• 訪日外国人旅行者数を2030年に6,000万人とすることを目指す
新幹線における受入環境整備を推進				【国土交通大臣】	• 訪日外国人旅行消費額を2030年に15兆円とすることを目指す
車両等のトイレの洋式化や大型荷物置き場の整備等を促進					• 地方部での外国人延べ宿泊者数を2030年に1億3,000万人泊とすることを目指す
異常時の情報提供について、多言語（英・中・韓）による駅構内・車内放送及びウェブサイトの充実、QRコードの活用等により、各事業者共通かつ十分な水準での実施を確保					
新幹線トンネルの携帯電話不感地帯の解消				【総務大臣】	
在来線トンネルの携帯電話不感地帯の解消					
必要な地域において宿泊施設等の送迎用バスを活用し、観光客の回遊性を確保するため、地域における協議に基づき行われる自家用有償旅客運送の実施の円滑化を図る				【国土交通大臣】	• 外国人リピーター数を2030年に3,600万人とすることを目指す • 日本人国内旅行消費額を2030年に22兆円とすることを目指す

（1）観光立国の実現

2021年度（予算編成 税制改正要望／秋～年末／通常国会）	2022年度	2023年度	2024年度～	担当大臣	KPI
コンテンツ造成					• 訪日外国人旅行者数を2030年に6,000万人とすることを目指す • 訪日外国人旅行消費額を2030年に15兆円とすることを目指す • 地方部での外国人延べ宿泊者数を2030年に1億3,000万人泊とすることを目指す • 外国人リピーター数を2030年に3,600万人とすることを目指す • 日本人国内旅行消費額を2030年に22兆円とすることを目指す
公的施設・インフラ					
三の丸尚蔵館に収蔵されている皇室ゆかりの美術品等の積極的な貸出しや地方の博物館等での展覧会開催等による地方展開を実施し収蔵品の公開拡充を進めるとともに、展示面積の拡大等を図るため、同館の整備・建替を実施（2026年度全館開館予定）				【内閣総理大臣（内閣官房長官）、文部科学大臣】	
迎賓館赤坂離宮及び京都迎賓館において、一般公開の更なる魅力向上に向け、プレミアムガイドツアーなど付加価値を高めた特別企画を実施	特別企画の実施結果を踏まえ、参観者がより高い満足が得られるよう、更なる取組を推進			【内閣総理大臣（内閣官房長官）】	
皇居外苑等の国民公園の一層の魅力向上 新宿御苑における旧皇室庭園時代の御殿や庭園風景を復元するための再整備、皇居外苑の新たな利用と価値の創出等	一層の魅力の向上を図る取組を推進			【環境大臣】	
インフラ施設を周辺自然環境等と合わせて観光資源として活用し、地域振興を図るインフラツーリズムを推進	更なる取組を推進			【国土交通大臣】	
自治体等が保有する観光施設等について、民間活力導入等を図る場合の施設改修観光コンテンツの造成等を支援	更なる取組を推進				
国立公園					
ビジターセンター等の公共施設で民間活用等を推進して、利用環境を向上させるほか、利用者負担による保全の仕組み作りを推進	先行事例を踏まえ取組を推進			【環境大臣】	

（1）観光立国の実現

2021年度	2022年度	2023年度	2024年度～	担当大臣	KPI
予算編成 税制改正要望	秋～年末	通常国会			
体験型コンテンツ					
アドベンチャーツーリズム推進のため、ガイド等の人材育成・確保を行い、観光コンテンツを、海外に売り込む	アドベンチャーツーリズムの推進に向け、好事例の横展開や販路拡大等の更なる取組を実施			【国土交通大臣、環境大臣】	• 訪日外国人旅行者数を2030年に6,000万人とすることを目指す
スキー場のインフラ整備等とベースタウンの磨き上げ、アフターコンテンツの充実など地域全体を磨き上げる	国際競争力の高いスノーリゾートの形成へ向け、更なる取組を推進			【国土交通大臣】	• 訪日外国人旅行消費額を2030年に15兆円とすることを目指す
食、土産物の磨き上げ等を進めるとともに、食・食文化、日本産酒類を活用したコンテンツ造成や情報発信に取り組む	インバウンド向けの食・食文化、日本産酒類、土産物等を活用した更なる取組を推進			【財務大臣、農林水産大臣、国土交通大臣】	• 地方部での外国人延べ宿泊者数を2030年に1億3,000万人泊とすることを目指す
上質なサービスを求める観光客の誘致に向けたフライ＆クルーズの商品開発の支援、スーパーヨットの受入拡大、アイランドツーリズム等の推進	更なる取組を推進			【国土交通大臣】	
武道ツーリズムなどの地域の文化とスポーツを掛け合わせたコンテンツ開発等に取り組む 全国12地域におけるモデル的な取組等を実施				【文部科学大臣、国土交通大臣】	• 外国人リピーター数を2030年に3,600万人とすることを目指す
移動そのものを楽しむ観光列車やレストランバス、新たな観光ニーズに対応するサイクルトレイン等の導入を促進	更なる取組を推進			【国土交通大臣】	
ナショナルサイクルルートをはじめとするサイクリングルートの整備を図るとともに、これらのサイクリングルートについて、自転車活用推進本部や日本政府観光局（JNTO）のウェブサイトの活用等により情報発信を強化し、サイクルツーリズムの推進を図る					• 日本人国内旅行消費額を2030年に22兆円とすることを目指す
ビーチリゾートの活性化に向け、海岸管理者と多様な主体が連携し、砂浜利用の柔軟化（通年利用や占用期間の延長等）、防災施設等の平常時の観光客への開放等を推進	更なる取組を推進			【農林水産大臣、国土交通大臣】	
地方の医療資源や温泉等の地域固有の観光資源を活用した海外からの患者受入れを推進	地域の医療サービスと観光資源との組合せによるインバウンド推進を図り、日本の医療における国際的対応能力強化への取組や地方誘客を推進			【厚生労働大臣、国土交通大臣】	

（1）観光立国の実現

2021年度	2022年度	2023年度	2024年度～	担当大臣	KPI
予算編成 税制改正要望 / 秋～年末 / 通常国会					
農泊等の宿泊コンテンツ 日本ならではの文化体験が出来る宿泊コンテンツの充実に向け、古民家・社寺・城等の活用と農泊を起点とした取組等を推進 ・古民家・社寺・城等を保有する自治体等への専門家の派遣による宿泊施設への改修等支援や面的な活用、宿泊コンテンツの開拓、農家民宿等の整備を推進 ・農泊を起点とした農山漁村体験等や、アウトドア、武道、アーバン等のスポーツを活かしたコンテンツを造成				【文部科学大臣、農林水産大臣、国土交通大臣】	• 訪日外国人旅行者数を2030年に6,000万人とすることを目指す • 訪日外国人旅行消費額を2030年に15兆円とすることを目指す
歴史的資源を活用した観光まちづくりについて、成功事例の横展開を図るために、既存の取組展開地域における調査等を行い、有識者の意見を踏まえたナレッジ集の策定	調査結果等を踏まえて、更なる歴史的資源を活用した観光まちづくりの推進に向け、好事例の横展開や販路拡大等の更なる取組を実施			【内閣総理大臣（内閣官房長官）、国土交通大臣】	• 地方部での外国人延べ宿泊者数を2030年に1億3,000万人泊とすることを目指す
宿泊の時間も地域のコンテンツとして活用する観点から、地域の文化体験や人々との交流につながるイベントホームステイ等のコンテンツとしての民泊市場を開拓				【厚生労働大臣、国土交通大臣】	• 外国人リピーター数を2030年に3,600万人とすることを目指す
観光地域づくり法人（DMO） 観光地域づくり法人（DMO）等による観光客のデータ収集・分析やオンラインでの旅行商品の流通環境整備の取組を支援	更なる取組を推進			【国土交通大臣】	• 日本人国内旅行消費額を2030年に22兆円とすることを目指す
・観光地域づくり法人（DMO）が行う着地整備や人材の確保・育成、財源確保の取組等を支援 ・各層の観光地域づくり法人（DMO）がガイドラインに基づき連携や役割分担の明確化等を行うことを促進 ・着地整備等を最優先に取り組む観光地域づくり法人（DMO）に対し、伴走型支援等により重点的に支援					
訪日外国人旅行者のニーズに対応した売れる商品・サービスづくりを推進するため、意欲のある観光地域づくり法人（DMO）等とインバウンド誘客に関するサービスを提供している事業者（観光ベンチャー）等とのマッチングを関係省庁で連携して支援				【農林水産大臣、国土交通大臣】	

（1）観光立国の実現

2021年度	2022年度	2023年度	2024年度～	担当大臣	KPI
予算編成 税制改正要望 / 秋～年末	通常国会				
インバウンド等の段階的復活					
・JNTO等を通じて我が国の安心・安全への取組に関する情報を発信するとともに、小規模分散型パッケージツアーを試行的に実施 ・JNTOのデジタルマーケティングの活用等により、当面はリピーター等の訪日意欲の高い層の確実な取込みや、我が国の多様な魅力の発信や地域との連携等を通じた地方への誘客を強化	更なる誘客に必要な訪日プロモーション等を実施			【国土交通大臣】	• 訪日外国人旅行者数を2030年に6,000万人とすることを目指す • 訪日外国人旅行消費額を2030年に15兆円とすることを目指す
学校が安全に海外修学旅行を実施できるようガイドラインを作成するなど、安心・安全なアウトバウンドのための環境整備に必要な取組を検討	更なる取組を推進			【文部科学大臣、国土交通大臣】	• 地方部での外国人延べ宿泊者数を2030年に1億3,000万人泊とすることを目指す
アウトバウンドの段階的復活に向けて、多国間・二国間連携の枠組みも活用し、官民連携で取り組むとともに、感染症危険情報等の海外安全情報提供のための観光庁の旅行安全情報共有プラットフォームの活用を促進	更なる取組を推進			【国土交通大臣】	• 外国人リピーター数を2030年に3,600万人とすることを目指す
地域への誘客につながる日本政府観光局（JNTO）の発信力強化					
地域のコンテンツとの連携強化					• 日本人国内旅行消費額を2030年に22兆円とすることを目指す
・JNTOによる地域の魅力の一元的発信を目指し、各地の観光コンテンツ情報の集約や、オンライン旅行会社等とのウェブサイトの連携を実施 ・JNTOのマーケティング部門拡充等の体制・機能強化を進め、蓄積データ等を活用した地域コンサルティングを実施	更なる誘客に必要な訪日プロモーションを実施			【国土交通大臣】	
関係省庁とJNTOとの緊密な連携により、JNTOウェブサイト等において、文化財や国立公園、農泊等の魅力を一元的に発信				【文部科学大臣、農林水産大臣、国土交通大臣、環境大臣】	

（1）観光立国の実現

2021年度（予算編成 税制改正要望／秋～年末／通常国会）	2022年度	2023年度	2024年度～	担当大臣	KPI
地域のコンテンツとの連携強化					
多言語対応や無料Wi-Fi整備等に取り組む地方鉄道等について、観光列車等の魅力をJNTOを通じて海外に発信	更なる取組を推進			【国土交通大臣】	• 訪日外国人旅行者数を2030年に6,000万人とすることを目指す
インバウンド誘客につなげるため、感染症対策を実施しつつ、全国のホストタウン・共生社会ホストタウンにおける各国との相互交流を促進し、地域の魅力や東京オリンピック・パラリンピック競技大会のレガシーを世界に発信				【内閣総理大臣（東京オリンピック競技大会・パラリンピック競技大会担当大臣）、外務大臣】	• 訪日外国人旅行消費額を2030年に15兆円とすることを目指す
国立公園の大規模キャンペーン					
国立公園のコンテンツ充実等を踏まえ、国立公園サイトの改善等やデジタルマーケティングを通じた、効果的・効率的な情報発信を実施	これまでのデジタルマーケティング等に基づき戦略的な情報発信を実施			【国土交通大臣、環境大臣】	• 地方部での外国人延べ宿泊者数を2030年に1億3,000万人泊とすることを目指す
新市場の開拓とリピーター層へのプロモーションの強化					
・幅広い地域からの誘客に向け、新たに追加した重点市場へのプロモーションを強化するとともに、欧米豪を中心に存在する、海外旅行には頻繁に行くが日本を旅行先として認知・意識していない層や、アジア市場のリピーター層に対する集中的な情報発信を実施 ・JNTOウェブサイト等の充実、在外公館等と連携した国別戦略に基づく対外発信等を推進	更なる誘客に必要な訪日プロモーションを実施			【国土交通大臣】 【外務大臣、国土交通大臣】	• 外国人リピーター数を2030年に3,600万人とすることを目指す • 日本人国内旅行消費額を2030年に22兆円とすることを目指す
訪日旅行・消費拡大の基盤となる施策					
出入国の円滑化					
CIQにおいて必要な体制を計画的に整備 税関検査場電子申告ゲートの整備 首都圏空港等への顔認証技術による旅客搭乗手続一元化導入等により出入国の時間を大幅縮減（FAST TRAVEL）	更なる取組を推進			【法務大臣、財務大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、国土交通大臣】	

（1）観光立国の実現

2021年度	2022年度	2023年度	2024年度～	担当大臣	KPI
予算編成 税制改正要望 / 秋～年末	通常国会				
ビザの戦略的緩和					
政府全体の受入環境の整備やJNTOのプロモーション等と連携した、将来的なビザ緩和の検討				【内閣総理大臣（国家公安委員会委員長）、法務大臣、外務大臣、国土交通大臣】	• 訪日外国人旅行者数を2030年に6,000万人とすることを目指す • 訪日外国人旅行消費額を2030年に15兆円とすることを目指す • 地方部での外国人延べ宿泊者数を2030年に1億3,000万人泊とすることを目指す • 外国人リピーター数を2030年に3,600万人とすることを目指す • 日本人国内旅行消費額を2030年に22兆円とすることを目指す
新型コロナウイルス感染症の収束後、国内や諸外国の状況を踏まえつつ、外国人旅行者が我が国へのビザ申請を円滑に行えるよう、在外公館のビザ審査に係る必要な物的・人的体制の整備及び領事業務の合理化に取り組む	前年度の状況も踏まえ、在外公館のビザ審査に係る必要な物的・人的体制の整備及び領事業務の合理化を推進				
空港					
首都圏空港の発着容量を年間約100万回に拡大				【国土交通大臣】	
成田空港においてC滑走路新設等の機能強化					
羽田空港において空港アクセス鉄道の基盤施設を整備					
関西国際空港、中部国際空港におけるターミナルビル改修等の機能強化及び、2025年３月末供用開始予定である福岡空港滑走路増設などの地方拠点空港等の機能強化					
操縦士等の養成、無人自動運転技術実装などの省力化・自動化等による地上支援業務の体制強化等を進めるほか、先進技術導入等により安全対策を図る	更なる取組を推進				
2025年までに地上支援業務において無人自動運転技術を実装					
広島空港の運営委託など、空港の公共施設等運営事業の推進を通じ、地方への新規路線誘致や観光振興等を促進	地元関係者の意見を伺いながら、引き続き、空港の公共施設等運営事業を推進				
国内外の航空ネットワークの回復・充実を図るため、地方空港等への着陸料軽減などの支援を実施	左記の実施状況等を踏まえ、更なる取組を検討・実施				
空港における日本の魅力発信等によるおもてなし環境充実				【文部科学大臣、国土交通大臣】	

（1）観光立国の実現

2021年度（予算編成 税制改正要望／秋～年末／通常国会）	2022年度	2023年度	2024年度～	担当大臣	KPI
港湾					
港湾におけるクルーズ旅客の利便性や安全性の向上等を図るための港湾施設の整備やターミナル等におけるインバウンド対応といった受入環境整備等を促進	左記の実施状況等を踏まえ、更なる取組を検討・実施			【国土交通大臣】	• 訪日外国人旅行者数を2030年に6,000万人とすることを目指す
クルーズの再興に向けて、旅客施設等への投資を行うクルーズ船社に岸壁の優先利用等を認める仕組みを活用し、官民連携による国際クルーズ拠点の形成を促進	左記の実施状況等を踏まえ、更なる取組を検討・実施				• 訪日外国人旅行消費額を2030年に15兆円とすることを目指す
MICE・IR					
MICE関連施設における我が国の感染症対策を国際的にアピールする観点から、感染症対策に関する国際認定制度の取得促進等を通じて、各都市のMICE誘致力強化を図る				【国土交通大臣】	• 地方部での外国人延べ宿泊者数を2030年に1億3,000万人泊とすることを目指す
各地域へのコンサルタント派遣を通じて対面とオンラインを組み合わせたハイブリッド型MICEの誘致を促進するためのデジタル技術の活用や開催ノウハウ等の導入を支援					
IRについては、カジノに対する様々な懸念に万全の対策を講じつつ、日本のMICEビジネスの国際競争力の向上、魅力ある滞在型観光の促進、国内各地の魅力発信や国内各地への送客に資する施設が整備されるよう、特定複合観光施設区域整備法（平成30年法律第80号）に基づき、区域整備計画の認定等に向けた所要の手続を進める	IRの実現に向け、厳格なカジノ規制の実施を含め、更なる取組を推進			【内閣総理大臣（特定複合施設区域（IR）の整備に関する事務を担当する国務大臣）、国土交通大臣】	• 外国人リピーター数を2030年に3,600万人とすることを目指す • 日本人国内旅行消費額を2030年に22兆円とすることを目指す
持続可能な観光地域づくり					
「日本版持続可能な観光ガイドライン」に基づく観光の地域への影響の多面的把握、ごみ問題や混雑等の課題への対応を促進				【国土交通大臣】	• 2030年にはアジアNo.1の国際会議開催国として不動の地位を築く
国際観光旅客税の活用					
国際観光旅客税の使途に関する基本方針に基づき、国際観光旅客税の税収を活用し、観光先進国実現に向けた観光基盤を拡充・強化	更なる取組を推進			【財務大臣、国土交通大臣】	

（1）観光立国の実現

2021年度（予算編成 税制改正要望／秋～年末／通常国会）	2022年度	2023年度	2024年度～	担当大臣	KPI
産業界のニーズを踏まえた観光経営人材の育成・強化 観光産業の人材育成・強化に向けた、専門職大学制度の活用等を実施				【文部科学大臣、国土交通大臣】	• 訪日外国人旅行者数を2030年に6,000万人とすることを目指す
東北の観光復興 外国人観光客を東北6県へ誘客する観光資源の磨き上げ等を実施	更なる取組を推進			【国土交通大臣】	• 訪日外国人旅行消費額を2030年に15兆円とすることを目指す
「観光立国ショーケース」の形成の推進 釧路市・金沢市・長崎市における取組のノウハウ等の横展開を行うとともに、地域の観光関係者との意見交換を行い、主体的取組を促進				【国土交通大臣】	• 地方部での外国人延べ宿泊者数を2030年に1億3,000万人泊とすることを目指す
ユニバーサルデザインの推進 「ユニバーサルデザイン2020行動計画」や、障害当事者が参画するバリアフリー法の評価会議等を活用して、バリアフリー車両の導入促進、主要鉄道駅、空港等や観光地周辺のバリアフリー化、競技会場と周辺の駅を結ぶ道路のバリアフリー化等のユニバーサルデザインのまちづくりや心のバリアフリーを推進	東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機とした共生社会の実現			【内閣総理大臣（東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会担当大臣）、国土交通大臣】	• 外国人リピーター数を2030年に3,600万人とすることを目指す • 日本人国内旅行消費額を2030年に22兆円とすることを目指す
観光統計 誘客の状況を都道府県より詳細な地域単位で把握し施策に反映するべく、宿泊旅行統計調査の推計手法を検討	検討を踏まえた取組を推進			【国土交通大臣】	

（2）農林水産業の成長産業化による活力ある農山漁村の実現
ｉ）輸出促進等「新たなマーケット」の創出

2021年度	2022年度	2023年度	2024年度～	担当大臣	KPI
予算編成 税制改正要望 / 秋～年末 / 通常国会					
農林水産物・食品の輸出の促進					• 農林水産物・食品の輸出額を、2025年までに2兆円、2030年までに5兆円とすることを目指す
官民一体となった海外での販売力の強化					
輸出促進法の改正を含め対応策を検討					
輸出重点品目団体等の組織化・活動強化・財源の在り方について、制度の見直し等対応策を検討	左記の検討結果を踏まえ、必要な対応策を講ずる			【財務大臣、農林水産大臣】	
現地の体制を強化するべく、主要なターゲット国・地域において輸出アドバイザーの設置等を検討	左記の検討結果を踏まえ、必要な対応策を講ずる			【外務大臣、財務大臣、農林水産大臣、経済産業大臣】	
品目団体と在外公館、JETRO、JFOODOとの連携強化のためのプラットフォームを形成	左記を通じて、販売力の強化に向けた取組を包括的、専門的、継続的に推進				
日本産食材を活用した調理動画のSNSによる発信、日本食・食文化のバーチャルトリップの実施				【農林水産大臣】	
食体験事業者等における輸出向け産品の掘り起こし、商品化支援					
民間の越境ECサイトでの地域産品の販売強化策を検討する					

ｉ）輸出促進等「新たなマーケット」の創出

2021年度	2022年度	2023年度	2024年度～	担当大臣	KPI
予算編成 税制改正要望 / 秋～年末 / 通常国会					
マーケット・インの発想で輸出にチャレンジする農林水産業者の後押し					• 農林水産物・食品の輸出額を、2025年までに2兆円、2030年までに5兆円とすることを目指す
地域の加工食品の輸出の後押しのため、輸出先国の規制に対応する設備投資、地域の食品事業者が連携して行う市場調査、販路開拓、商品開発等の推進を検討	左記の検討結果を踏まえ、必要な対応策を講ずる			【農林水産大臣】	
輸出物流構築のための推進を検討	左記の検討結果を踏まえ、港湾、空港の利活用、集荷等の拠点となる物流施設の整備、海外におけるコールドチェーン拠点整備・確保等を推進するなど必要な対応策を講ずる			【農林水産大臣、国土交通大臣】	
リスト化された輸出産地・事業者について、輸出促進法に基づく輸出事業計画の策定	輸出事業計画を策定した輸出産地・事業者に対して重点的な支援を実施			【財務大臣、農林水産大臣】	
輸出事業計画の策定を支援					
農林水産物・食品輸出プロジェクト（GFP）を通じて、熟度に応じたきめ細やかなサポートを実施				【農林水産大臣】	
生産者への輸出診断及び診断後のフォローアップの実施、輸出の実現に向けた事業者間のマッチング等を実施					
輸出診断等による輸出拡大の優良事例の横展開					
農林水産物・食品の輸出特有のリスクの軽減のため、融資、保証等の支援について、輸出促進法の改正も含め検討	検討を踏まえ、輸出事業者の投資拡大を促進			【財務大臣、農林水産大臣】	
・日本産酒類の一層の輸出拡大を図るため、オンライン商談会の実施、地理的表示（GI）の普及・活用、品質劣化防止等の技術的課題の解決やブランド価値向上のための支援等に取り組む ・日本酒、焼酎・泡盛などの文化資源について、ユネスコ無形文化遺産への登録を目指す		更なる取組を推進		【財務大臣、文部科学大臣】	

ｉ）輸出促進等「新たなマーケット」の創出

2021年度	2022年度	2023年度	2024年度～	担当大臣	KPI
予算編成 税制改正要望 / 秋～年末 / 通常国会					
省庁の垣根を越え政府一体として輸出の障害を克服					• 農林水産物・食品の輸出額を、2025年までに2兆円、2030年までに5兆円とすることを目指す
農林水産物・食品輸出促進法に基づき、海外の食品安全等の規制に対し、規制の緩和・撤廃に向けた輸出先国・地域との協議や、輸出先国・地域の基準に適合した施設の認定加速化等を政府が一体となって推進				【総務大臣、外務大臣、財務大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、復興大臣】	
適合施設の認定を行う登録認定機関を2021年度中に6機関以上とするなどにより認定体制を強化	登録認定機関の活用による、認定加速化				
輸出証明書の申請・交付のワンストップ・システムについて、全ての輸出証明書に対応するとともに、手数料納付のオンライン化を検討	手数料のオンライン納付に向けたシステム改修等、証明書発給の利便性を向上させる取組を推進				
改正種苗法による登録品種の海外持出制限、産地化を推進				【農林水産大臣】	
9月末までに公的既登録品種の9割以上の海外持出制限を完了	登録品種の増殖の許諾制、育成者権の活用による産地づくりの推進				
	東アジア地域における審査協力体制の構築				
改正種苗法と一体的に、海外での品種登録、侵害を監視し対抗する体制整備等を推進					
更なる輸出拡大の後押しや海外における多様な稼ぎ方の創出のため、食産業の海外展開の段階ごとの課題に応じた対応策を検討	左記の検討結果を踏まえ、必要な対応策を講ずる			【農林水産大臣】	
政府内における輸出専門人材の育成や国内外の官民の関係者とのネットワークの構築の在り方を検討				【外務大臣、農林水産大臣、経済産業大臣】	
	上記の検討結果を踏まえ、必要な対応策を講ずる				
加工・業務用野菜の国産シェアの拡大					
水田を活用した新たな産地の育成、産地における一次加工施設の整備				【農林水産大臣】	
重点推進品目の検討・選定	国産シェア拡大の更なる推進（2025年度までに国産出荷量を127万トンまで増加）				

ｉ）輸出促進等「新たなマーケット」の創出

2021年度	2022年度	2023年度	2024年度～	担当大臣	KPI
予算編成 税制改正要望 / 秋～年末 / 通常国会					
新事業分野の開拓					
改正農業法人投資円滑化法の施行準備 / フードテックの事業化を推進するため、改正農業法人投資円滑化法に基づく投資スキームを活用し、その事業活動に対し資金供給の促進を図る				【農林水産大臣】	
大豆ミートJAS（仮称）を制定	大豆ミートJAS（仮称）の国際標準化の検討			【農林水産大臣】	
市場規模が拡大している介護食品（スマイルケア食等）、漢方薬原料の薬用作物、健康寿命の延伸に資する新たな機能性食品について、健康志向の消費者の視点を重視した、農林水産業・食品産業と医療・福祉が融合した研究等を推進				【農林水産大臣】	
研究開発された薬用作物の生産技術の産地導入を進め、契約栽培に向けた生産者と実需者のマッチングを推進				【農林水産大臣】	
木材由来の新素材の製品化・市場創出				【文部科学大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、環境大臣】	・2028年までに、私有人工林に由来する林業・木材産業の付加価値額を2015年実績から倍増させる
セルロースナノファイバーの製造コスト低減、用途開発等に向けた研究開発・実証・社会実装の推進			2026年度以降の市場創出	【文部科学大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、環境大臣】	・2028年までに、私有人工林に由来する林業・木材産業の付加価値額を2015年実績から倍増させる
改質リグニンを製品試作用原料として提供する体制の整備	改質リグニンを用いた製品の製造実証		2026年度以降の市場創出	【文部科学大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、環境大臣】	・2028年までに、私有人工林に由来する林業・木材産業の付加価値額を2015年実績から倍増させる

ⅱ）農業の生産基盤の強化

2021年度	2022年度	2023年度	2024年度～	担当大臣	KPI
予算編成 税制改正要望 / 秋～年末 / 通常国会					
生産基盤の確保・強化					
人口減少に対応した生産性向上、人材の育成等				【農林水産大臣】	
人・農地プランや農地中間管理機構に関する取組等について、年内を目途に関連施策パッケージを取りまとめ → 必要な措置を実施					• 今後10年間（2023年まで）で全農地面積の8割が担い手によって利用される
経営感覚を持った意欲ある農業者を育成するため、 ・経営管理能力の向上のための取組を充実 ・農業経営の法人化に係る推進体制を見直し → 更なる取組の推進					• 今後10年間（2023年まで）で法人経営体数を2010年比約4倍の5万法人とする
担い手の米の生産コストの引下げ目標を実現し、国内外の新規需要の開拓につなげる。具体的には、農地の集積・集約化による分散錯圃の解消・連坦化や、生産資材価格の引下げ等による生産資材費の低減を推進しつつ、低コスト生産技術の全国展開やスマート農業機械の導入・シェアリングを促進する					• 今後10年間（2023年まで）で資材・流通面等での産業界の努力も反映して担い手のコメの生産コストを2011年全国平均比4割削減する
きめ細かい情報提供や水田フル活用に向けた支援等により、500の高収益作物産地の創出など、米政策改革を定着					
米・麦・大豆の作付けの団地化等を行うモデル産地を主産地の道県ほぼ全てに創出			全国展開		
キャラバン等による推進 → モデル産地における展開					• 今後10年間（2025年まで）で担い手の飼料用米の生産性をコスト削減や単収増により2013年全国平均比2倍に向上させる（担い手の60kg当たりの生産コストを5割程度削減）
米の検査・流通におけるデジタル化の推進					
機械鑑定を前提とした農産物検査規格の策定 → 新たな規格の活用					
スマートフードチェーンを活用したJAS制定 → 新たなJASの活用					
農業における男女共同参画の推進 （2025年度までに農業委員に占める女性割合を30%、農業協同組合の役員に占める女性割合を15%にすること等を目指す）					
女性農業者が能力を発揮して活躍しやすい環境整備 → 更なる取組の推進					
女性が職業として農業を選択しやすい環境整備 → 更なる取組の推進					
農協において組合員との対話を通じて自己改革を実践するためのサイクルを構築し、取組を継続・強化					

ⅱ）農業の生産基盤の強化

2021年度	2022年度	2023年度	2024年度～	担当大臣	KPI
予算編成 税制改正要望 / 秋～年末 / 通常国会					
生産基盤の確保・強化					
農業競争力強化支援法に基づき、農業生産関連事業者に対して化学農薬・化学肥料の使用量の低減等の政策の方向性を周知しながら、資材・流通業界の再編などの取組を推進 資材供給、農産物流通等の状況の調査・公表				【財務大臣、農林水産大臣、経済産業大臣】	• 今後10年間（2023年まで）で全農地面積の8割が担い手によって利用される • 今後10年間（2023年まで）で資材・流通面等での産業界の努力も反映して担い手のコメの生産コストを2011年全国平均比4割削減する • 今後10年間（2025年まで）で担い手の飼料用米の生産性をコスト削減や単収増により2013年全国平均比2倍に向上させる（担い手の60kg当たりの生産コストを5割程度削減）
和牛の増頭、省力化機械の導入等の投資への支援等による生産基盤の強化 畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律の施行準備	法に基づく措置を実施			【農林水産大臣、国土交通大臣】	
特例活用のメリットを含め農業者への周知					
土地改良について、高収益作物等需要の見込まれる作物への転換やスマート農業の実装等のための農地の大区画化、水田の汎用化等を推進 ため池工事特措法に基づき、緊急性の高い防災重点農業用ため池の防災対策に着手 農業水利施設等の強靱化対策や田んぼダムの取組拡大の加速化 ICT水管理等のインフラ管理の省力化・高度化を実現するとともにスマート農業の実装等にも資する情報通信環境の整備を推進				【農林水産大臣】	
都市農地貸借法により都市農地を有効活用し、都市農業を振興 事例の作成	法施行5年後見直しを検討				
「みどりの食料システム戦略」による持続可能な食料システムの構築に向け、調達、生産から消費に至るまでの各工程における各主体の行動変容や民間投資の拡大を促すための政策的な仕組みについて検討	検討を踏まえ、所要の措置を実施				

ⅱ）農業の生産基盤の強化

2021年度	2022年度	2023年度	2024年度～	担当大臣	KPI
予算編成 税制改正要望 秋～年末 通常国会					
食品産業の生産性向上、家庭と農業との結びつきの強化					• 農林水産物・食品の輸出額を、2025年までに2兆円、2030年までに5兆円とすることを目指す
食品産業の生産性向上のため、省人化・自動化技術の導入や食品流通の合理化、商慣行の見直しを推進			新たな技術の導入・実証、業界への普及を推進	【農林水産大臣】	
	人とロボット協働のための安全確保ガイドラインの作成、普及				
食品企業を中心に多様な事業者が参画した、地域の社会課題解決と経済性が両立する持続可能なビジネスモデルの創出に向けた取組を促進		必要に応じ、更なる取組の推進を検討			
外食業における多様な販路確立等を支援	必要に応じ支援の在り方を検討			【農林水産大臣】	
債務保証等による中堅外食事業者等の信用力強化	更なる取組を検討			【内閣総理大臣（内閣府特命担当大臣（金融））、財務大臣、農林水産大臣】	
コロナ禍で増えた家庭内での調理に関し、SNSを通じたレシピ提供や関連する食材提供ビジネスと国内農業生産者との提携強化（コロナ禍における消費者の意識変化をアンケート調査等により情報収集）を検討				【農林水産大臣】	
GoToイートは、今後の感染状況等を踏まえ、都道府県が実施の取扱いを判断				【内閣総理大臣（経済再生担当大臣）、農林水産大臣】	

iii）林業の成長産業化

2021年度	2022年度	2023年度	2024年度～	担当大臣	KPI
予算編成 税制改正要望 / 秋～年末 / 通常国会					
森林経営管理制度による森林の経営管理の集積・集約化 市町村の人材確保に必要な技術者情報の提供、市町村を支援する技術者の養成 先進的な取組事例の収集・分析・普及	多様な取組事例の収集・分析・横展開			【農林水産大臣】	• 2028年までに、私有人工林に由来する林業・木材産業の付加価値額を2015年実績から倍増させる
国有林野管理経営法に基づき、樹木採取権の設定等を実施 樹木採取権のパイロット的な設定 マーケットサウンディングを行い、樹木採取権の設定に向けた検討	樹木採取権に基づく事業の管理 大規模なものも含め、上記の検討も踏まえて樹木採取区の指定等を実施				
長期に持続的経営が可能な林業経営体の確保・育成	スマート技術や経営力の強化と労働安全の確保に一体的に取り組むモデル的な経営体を育成・横展開				
改正森林組合法に基づき、新たな連携手法の活用を促進					
再造林の推進 伐採と造林の一貫作業、エリートツリー等の低密度植栽、下刈り省略等の推進	改正間伐等特措法に基づく特定植栽促進区域への再造林の促進				
採種園・採穂園、コンテナ苗生産基盤施設等の整備等によるエリートツリー等の全国的な供給体制の整備 植樹等の国民参加の森林づくり					
非住宅建築物等における木材の利用拡大 民間企業ネットワークの活動、消費者への普及啓発を通じた木材利用の普及・定着 木質耐火部材、CLT、JAS構造材等の技術開発・普及				【農林水産大臣、国土交通大臣】	
高付加価値木材製品の輸出拡大の推進 川上・川下が連携する輸出産地の育成				【農林水産大臣】	

ⅳ）水産業の成長産業化

2021年度	2022年度	2023年度	2024年度～	担当大臣	KPI
予算編成 税制改正要望 / 秋～年末 / 通常国会					
新たな資源管理の推進					
水産政策改革の着実な実行 主要魚種のMSYベースの資源評価を実施し、評価結果を順次公表 MSYベースのTAC管理へと移行 TAC魚種拡大に向けた検討を水産資源ごとに実施 サバ類の大中型まき網漁業でIQ管理を開始	TAC魚種を主な漁獲対象とする大臣許可漁業に原則IQ管理を導入	資源評価の更新・精度向上 漁獲量ベースで8割をTAC管理に	2030年度には、新たな資源管理の推進によって、10年前と同程度まで漁獲量を回復させる（目標444万トン）	【農林水産大臣】	• 農林水産物・食品の輸出額を、2025年までに2兆円、2030年までに5兆円とすることを目指す
不漁問題検討会取りまとめ マルチな漁業の導入も見据え検討	基本計画の検討結果を踏まえ、必要な措置を実施				
瀬戸内海において、栄養塩類と水産資源の関係解明等を進め、湾灘協議会等に対し栄養塩類供給の管理方策を提案			海域を拡げ各湾や灘ごとに管理方策を提案	【農林水産大臣、国土交通大臣、環境大臣】	
養殖業の成長産業化					
戦略的養殖品目であるブリとマダイについて、段階的に生産量の増加を図る（2030年の生産目標として、ブリ24万トン、マダイ11万トン）				【農林水産大臣】	
・遠隔自動給餌システムを活用した大規模な沖合養殖の導入 ・浮消波堤等による養殖に適した静穏海域の確保 ・漁港機能の再編・集約による陸上養殖に向けた漁港用地の効率的な活用等					
養殖業への新規参入を進めるため、改正農業法人投資円滑化法の活用や、養殖業事業性評価ガイドラインの周知を行う					
養殖経営体のタイプ別に、モデルとなる経営体の創出を図る					
養殖業の魚病対策の迅速化 養殖魚のオンライン診療の推進等					

ｖ）農山漁村における農林水産業以外の多様な分野との連携を通じた新たなビジネスの創出等

2021年度	2022年度	2023年度	2024年度～	担当大臣	KPI
予算編成 税制改正要望 / 秋～年末 / 通常国会					
・活用可能な地域資源を発掘し磨き上げた上で、観光・健康医療等他分野と組み合わせ、新たな価値を創出する取組である「農山漁村発イノベーション」の推進 ・コロナ禍に伴う田園回帰や多様な働き方への関心の高まりを踏まえ、人の流れの受皿となる農村地域づくり事業体の創出、動画やSNSを活用した農山漁村の魅力発信により、世代やジェンダーを超えた多様な人材の農山漁村への集結を促進				【農林水産大臣】	・「農山漁村発イノベーション」のモデル事例を2025年度までに300事例創出する
魅力ある農泊等に向けて、多様な地域資源を活用した観光コンテンツの磨き上げを推進				【農林水産大臣、国土交通大臣】	
鳥獣被害対策の強化や安全・安心なジビエ供給体制の確保及びジビエ利用拡大の推進 ICTによる捕獲技術の高度化 広域的な捕獲の推進や農業者等の多様な者の参画を促進 ジビエ利用量の倍増に向けて、衛生管理の高度化、需要拡大、安定供給体制の構築を推進				【厚生労働大臣、農林水産大臣、環境大臣】	
日本型直接支払制度の推進 集落戦略の策定を集中的に推進				【農林水産大臣】	
棚田の保全や中山間地の特色を活かした農産物の付加価値化や複合経営の導入等の多様な取組を推進				【内閣総理大臣（内閣府特命担当大臣（地方創生））、総務大臣、文部科学大臣、農林水産大臣、国土交通大臣、環境大臣】	
農福連携等推進ビジョンに基づき、関係省庁が連携し、農福連携などの取組を推進 マッチング、専門人材の育成、障害者等の農林水産業に関する技術習得支援等を推進 優良事例表彰の実施				【法務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣】	

ｖ）農山漁村における農林水産業以外の多様な分野との連携を通じた新たなビジネスの創出等

2021年度	2022年度	2023年度	2024年度～	担当大臣	KPI
予算編成 税制改正要望 秋～年末 林福連携の推進 きのこ栽培や木材加工を中心とした障害者の雇用促進 福祉関係者と地域関係者が連携して行う付加価値の高い地域材製品の開発等の支援・横展開 「森林サービス産業」の創出 「海業」に取り組む地区を新たに10地区程度創出	通常国会 漁港用地等の再編・整備、漁協や民間事業者による漁港利用の促進策の検討を行い、取組地区を更に拡大			【農林水産大臣】	・2028年までに、私有人工林に由来する林業・木材産業の付加価値額を2015年実績から倍増させる

（3）地域金融機関の基盤強化（4）地域企業のための経営人材マッチング促進

2021年度	2022年度	2023年度	2024年度～	担当大臣	KPI
予算編成 税制改正要望 / 秋～年末	通常国会				
地域金融機関の基盤強化					
地域経済の核となる地域金融機関の経営基盤を強化するため、経営改革を進める地域金融機関に対する支援を行う				【内閣総理大臣（内閣府特命担当大臣（金融））】	
事業者支援に関するノウハウを金融機関の間で共有すること等を通じて、地域金融機関の地方創生に向けた取組を加速する				【内閣総理大臣（内閣府特命担当大臣（金融））、経済産業大臣】	・中小企業の従業員一人当たりの付加価値額を今後５年間（2025年まで）で5％向上させる
地域企業のための経営人材マッチング促進					
大手企業から地域の中堅・中小企業への人の流れを創出し、地域企業の経営人材の確保を支援するため、政府のファンドに整備する人材リストを早期に1万人規模に拡充するとともに、人材リストから経営人材を確保した地域企業に対する支援等を通じて、地域企業のための経営人材マッチングを促進する				【内閣総理大臣（内閣府特命担当大臣（経済財政政策）、内閣府特命担当大臣（金融））】	

（5）地方創生に資するテレワークの推進など都会から地方への人の流れの拡大

2021年度	2022年度	2023年度	2024年度～	担当大臣	KPI
予算編成 税制改正要望 / 秋～年末 / 通常国会					
地方創生に資するテレワークの推進など都会から地方への人の流れ					
地域における新たな人材の確保の推進 地域おこし協力隊の推進 地域おこし協力隊インターンの推進 おためし地域おこし協力隊の推進 地域プロジェクトマネージャーの推進				【総務大臣】	・中小企業の従業員一人当たりの付加価値額を今後５年間（2025年まで）で５％向上させる
地域産業の担い手となる学生等の奨学金返還支援に関する地方公共団体の取組等の促進				【内閣総理大臣（まち・ひと・しごと創生担当大臣）、総務大臣、文部科学大臣】	

（6）地域公共交通の活性化 （7）スーパーシティ構想等の推進

2021年度	2022年度	2023年度	2024年度～	担当大臣	KPI
予算編成 税制改正要望 / 秋～年末 / 通常国会					
ポストコロナ時代も見据え、行政と民間が一体となった地域公共交通サービスの維持・活性化のため、公共交通事業者のデジタル技術等の新技術の活用を通じた収益性向上の取組等を支援	事業者の取組状況を踏まえ、更なる取組を推進			【国土交通大臣】	
共同経営など利用者の利便性向上を図る取組を促進					
2024年度までに1,200件以上の地域公共交通計画が作成されるよう地方公共団体を支援し、同計画に基づく路線・ダイヤ・運賃の見直し等利用者目線での公共交通サービスの改善を促進					
カーボンニュートラルの実現に向け、新たな技術を活用したCO2排出の少ない輸送システムの導入を推進					
スーパーシティ構想の早期実現					
デジタル社会の実現や「新たな生活様式」に寄与する観点からも、大胆な規制改革と複数分野のデータ連携による先端的なサービスの提供により、未来の生活を先行実現するスーパーシティ構想の早期実現に向け着実に取り組む				【内閣総理大臣（内閣府特命担当大臣（地方創生））】	• 2030年までに、世界銀行のビジネス環境ランキングにおいて、日本がG20で1位になる

（9）土地政策

2021年度	2022年度	2023年度	2024年度～	担当大臣	KPI
予算編成 税制改正要望　秋～年末　通常国会					
所有者不明土地・管理不全土地・低未利用土地対策の推進 所有者不明土地特措法施行後3年経過に向けて、 所有者不明土地の円滑な利活用を図るための仕組みの拡充、管理不全土地の適正管理を図るための仕組み、低未利用土地の円滑な利活用を図るための仕組み、民法等の改正内容を踏まえた所有者不明土地等に対する行政の関与の仕組みについて検討、取りまとめ、2022年通常国会への法案の提出とともに支援策の充実等について検討 地域福利増進事業の実施に係るノウハウ、所有者探索のノウハウの全国展開及び先進事例の情報共有等、所有者不明土地特措法の円滑な施行により、所有者不明土地の公共的利用を推進 土地の適正な利用・管理に向けたマッチング・コーディネートや所有者に代わる管理等の機能を担うランドバンクの取組等の低未利用土地対策を全国展開	見直し後の所有者不明土地特措法の施行準備・順次施行及び所有者不明土地・管理不全土地・低未利用土地に係る更なる支援策の充実等			【法務大臣、国土交通大臣】	• 2025年度までに建設現場の生産性の２割向上を目指す • 国内の重要インフラ・老朽化インフラの点検・診断などの業務において、一定の技術水準を満たしたロボットやセンサーなどの新技術等を導入している施設管理者の割合を、2030年までには100%とする • 民間都市再生事業が実施された都市再生緊急整備地域（特定都市再生緊急整備地域を含む。）の地価上昇率が、その都市再生緊急整備地域の存する市区町村の地価上昇率を上回っている割合が、2025年時点で80%を上回っていること（地価上昇率は2020年を基準値として計測） • 既存住宅流通及びリフォームの市場規模を、2030年までに14兆円とする • 高齢者人口に対する高齢者向け住宅の割合を、2030年までに4.0%とする
民法等の一部を改正する法律案、相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律案の提出・国会審議	関係団体との調整、システム構築、国民への周知等の施行準備・実施				
隣地所有者不明土地における表示登記を円滑化する仕組みの検討	隣地所有者不明土地における表示登記を円滑化する仕組みの導入				
第7次国土調査事業十箇年計画（2020～2029年度）に基づく、効率的調査手法の導入による地籍調査の円滑化・迅速化 新たな日常にも対応する調査手法の導入促進・検証	新たな日常にも対応する調査手法の見直し検討				
登記所備付地図の整備					

(10)スポーツ産業の未来開拓

2021年度	2022年度	2023年度	2024年度～	担当大臣	KPI
予算編成 税制改正要望　秋～年末　通常国会					
ウィズコロナ、ポストコロナにおけるスポーツの成長産業化					
・「スポーツ団体ガバナンスコード」の普及・啓発 ・統括団体による適合性審査の実施結果を踏まえた統括団体、中央競技団体に対する助言等の実施 ・スポーツ団体に対する一層のガバナンス強化策を検討				【文部科学大臣】	• スポーツ市場規模を2020年までに10兆円、2025年までに15兆円に拡大することを目指す (注)スポーツ市場規模を継続的かつ国際比較可能な形で推計する手法として、DBJ等が開発したスポーツGDPを基準として評価するとともに、推計手法の更なる精緻化の検討を進める
・各団体の団体規模等に応じた普及戦略モデルの構築 ・各団体に共通する事務業務の共同化に向けた調査					
中央競技団体等による先進モデルの横展開の推進 各団体が有する経営力強化に係る知見やノウハウを共有するための全国会議の開催					
「新たな日常」に積極的に対応した事業計画のような、先進的な事業計画を策定する中央競技団体に対しては、最長4年後までの計画の具体化を支援					
「スポーツオープンイノベーションプラットフォーム(SOIP)」の構築をより一層促進 ・スポーツ団体と他産業の融合による事業化を支援する「アクセラレーションプログラム」の開催 ・スポーツ・他産業の価値高度化や社会課題の解決等に取り組んだ先進的な取組を表彰する「スポーツオープンイノベーションコンテスト(SOIC)」の開催 ・国内外の最新のトレンドに関する情報発信を行うカンファレンスの開催 ・スポーツビジネスの好事例を収集し、SOIPにより創出された我が国発の先端事例等の紹介と併せて海外展示会の出展等を行う				【総務大臣、文部科学大臣、経済産業大臣】	• 全国のスタジアム・アリーナについて、多様な世代が集う交流拠点として、2017年から2025年までに20拠点を実現する • 成人の週1回以上のスポーツ実施率を、2015年の40.4%から、2021年までに65%程度に向上することを目指す
最新のデジタル技術を活用してスポーツコンテンツを作成・配信するなど、コロナ禍においても収益につながる新たな取組に対する支援を行う				【文部科学大臣】	
スポーツ市場規模について分野別推移や国際比較、コロナ禍における影響分析等を行いうとともに、DXの進行等の環境変化も踏まえ、スポーツ産業の資金循環システムの強化について検討を行い、ウィズコロナ・ポストコロナにおけるスポーツ産業の自立的な成長に向けた戦略を2021年度中に策定し、取組を推進する				【文部科学大臣、経済産業大臣】	
プロスポーツ等の大規模スポーツイベントがコロナ禍においても安心・安全に実施されるよう、試合運営時に様々な技術を活用して会場内の密となりやすい場所の把握や、人流の解析、効果的な分散退場の実施などを行い、これらにより得られた知見を更なる感染症対策へつなげる等の取組を支援する				【文部科学大臣】	

(10)スポーツ産業の未来開拓

2021年度	2022年度	2023年度	2024年度～	担当大臣	KPI
予算編成 税制改正要望 / 秋～年末 / 通常国会					
スポーツを核とした地域活性化					
・「Sport in Life　プロジェクト」において設置するコンソーシアムの加盟団体数の拡大や団体間の連携促進を図り、2020年度に収集した好事例を横展開する等、多様な形でのスポーツ機会の提供を推進 ・東京オリンピック・パラリンピック競技大会開催の機運を活かし、大会後の「Sport in Life」のムーブメントづくりに向けて国民参加型のキャンペーン等を展開				【文部科学大臣】	• スポーツ市場規模を2020年までに10兆円、2025年までに15兆円に拡大することを目指す （注）スポーツ市場規模を継続的かつ国際比較可能な形で推進する手法として、DBJ等が開発したスポーツGDPを基準として評価するとともに、推計手法の更なる精緻化の検討を進める
多様な世代が集う交流拠点としてのスタジアム・アリーナの重要性を踏まえ、2025年までに20拠点を整備するとともに、本拠点や拠点候補も含めたスタジアム・アリーナ間の連携体制を新たに構築し、スタジアム・アリーナの一層の機能強化を図る				【文部科学大臣、経済産業大臣】	
・3地域程度においてアクセラレーションプログラム等を支援して先進事例の形成を行う ・横展開を目的とした「地域版SOIP構築に係る手引き」を作成し公表する	「地域版SOIP」の構築を促進			【文部科学大臣】	• 全国のスタジアム・アリーナについて、多様な世代が集う交流拠点として、2017年から2025年までに20拠点を実現する • 成人の週1回以上のスポーツ実施率を、2015年の40.4%から、2021年までに65%程度に向上することを目指す
地方自治体、民間事業者等の連携による地域の学校体育施設の有効活用に関するモデル事例の形成を支援する 成果を取りまとめて公表する					
「ここスポ」等地域のスポーツ施設に関わるスポーツサイトの充実とサイト間の連携を図る					
一般社団法人大学スポーツ協会（UNIVAS）及び大学の活動への支援 UNIVASが新たに進める安全安心ガイドライン認証制度の事業とも連携・協力し、大学スポーツにおける安全安心の確保のための取組を推進する 地元の大学スポーツを活用した地域振興を推進し、その成果を取りまとめて公表する					
・障害者を含む住民が運動・スポーツを習慣化するためのスポーツ行政と医療の連携体制の構築 ・新型コロナウイルス感染症の影響により運動・スポーツ不足となった高齢者等が安心・安全に運動・スポーツを再開できる環境の整備					
ホストタウン等の取組を担う団体を「地域スポーツコミッション」へ発展させる取組を支援					
「地域スポーツコミッション」の経営の多角化に向けた取組を支援し、その成果を取りまとめて公表する	成果を踏まえ、更なる取組を推進				
コロナ禍でも実施可能なアウトドアスポーツや、ポストコロナを見据え、武道を活かした体験プログラムやコンテンツ整備等に取り組む				【文部科学大臣、国土交通大臣】	
「地域スポーツコミッション」等が行うスポーツツーリズム等の取組を複数支援し、その成果を取りまとめて公表する	成果を踏まえ、更なる取組を推進				

(11)文化芸術資源を活用した経済活性化
ｉ)「文化芸術推進基本計画」及び「文化経済戦略」の推進

2021年度	2022年度	2023年度	2024年度～	担当大臣	KPI
予算編成 税制改正要望 / 秋～年末 / 通常国会					
「文化芸術推進基本計画」及び「文化経済戦略」の推進					
コロナ後を見据えた文化芸術活動の推進 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた、アーティスト等の育成や発表の機会の確保、継続的な活動基盤の強化及びICTを活用した鑑賞者獲得のための取組の推進				【文部科学大臣】	• 2025年までに、文化GDPを18兆円（GDP比3％程度）に拡大することを目指す ※ユネスコ（国連教育科学文化機関）において文化の経済的な価値を測る国際的な指標に関する検討を進めていく
Go Toイベント事業について、感染拡大防止策を徹底した上で、今後の感染状況等を踏まえて、実施の取扱いを判断				【内閣総理大臣（経済再生担当大臣）、経済産業大臣】	
国内での公演開催について、先進技術を活用した公演の収益の多様化・強靱化など、収益基盤の強化を推進				【内閣総理大臣（内閣府特命担当大臣（知的財産戦略））、文部科学大臣、経済産業大臣】	
日本の美を体現する大型プロジェクト「日本博」に基づく取組の推進		更なる取組を推進		【内閣総理大臣（内閣官房長官、東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会担当大臣、内閣府特命担当大臣（クールジャパン戦略、知的財産戦略））、総務大臣、法務大臣、外務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣】	
「国際文化交流の祭典の実施の推進に関する基本計画」に基づく取組の推進					
高付加価値市場の創出、文化芸術資源や関連技術を利用したビジネス等におけるイノベーション、文化関連サービス・コンテンツの海外展開の推進等					
国際的なアートフェア・オークションの国内誘致や、海外市場の顧客を取り込むための環境整備の推進				【文部科学大臣】	
国立博物館等における、先端技術を駆使した日本文化の魅力発信や収蔵品の活用等の促進による、機能強化・鑑賞環境の充実					
国立劇場の再整備等に向けた検討					
マンガ、アニメ及びゲーム等、我が国の優れたメディア芸術の創造及び発信を促進するため、メディア芸術祭の開催、若手クリエーターの創作活動の支援、世界的なフェスティバルとの連携による海外発信を行うとともに、作品のアーカイブ化等のための情報拠点を整備					

ⅱ）文化芸術資源を活用した経済活性化

2021年度	2022年度	2023年度	2024年度～	担当大臣	KPI
予算編成 税制改正要望　秋～年末　通常国会					
ジャパンサーチの連携拡大とユーザビリティの向上を継続しつつ、持続可能な運営・運用体制の構築を図るとともに、デジタルアーカイブの利活用促進のために、残された課題及び新たなニーズへの対応について検討	左記を踏まえた取組を継続			【内閣総理大臣（内閣府特命担当大臣（知的財産戦略））】	
文化芸術資源を核とした地域活性化					
2021年に開催される2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機とした、「日本博」等の文化プログラムの全国展開		更なる取組を推進		【内閣総理大臣（東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会担当大臣）、外務大臣、文部科学大臣】	• 2025年までに、文化GDPを18兆円（GDP比3%程度）に拡大することを目指す ※ユネスコ（国連教育科学文化機関）において文化の経済的な価値を測る国際的な指標に関する検討を進めていく
日本政府観光局と連携した国内外への情報発信や、外交上の周年行事、大型スポーツイベント等と連動した文化芸術事業、芸術家間や文化施設間の国際文化交流の促進等を通じた日本文化の発信の強化及びトップレベル人材の育成など日本文化のブランド向上に向けた取組					
・文化資源を中核とする観光拠点・地域を整備（文化観光推進法に基づく文化観光拠点・地域の整備の促進、日本遺産等の文化資源の魅力向上や発信強化、文化財保存活用地域計画の認定・作成支援等） ・ポストコロナを見据えたインバウンド対応等の受入環境整備 ・地方の美術館・博物館等において、地方ゆかりの名品を展示するなど地方の特色ある取組を促進				【文部科学大臣、国土交通大臣】	
地域の文化施設の機能強化を推進するため、制度面での対応も含め、博物館等関連施策の見直しに向けた検討を推進				【文部科学大臣】	
・地域の文化施設や文化資源等について、文化観光資源としての高付加価値化や地域の食文化の振興を促進 ・地域の中核となる文化財の戦略的な保存・活用サイクルの形成を促進 ・改正文化財保護法を契機とし、無形の文化財等の調査・登録を加速させ、伝統行事等の地域の文化遺産や生活文化の継承等の取組を推進 ・文化財の適切な周期での修理やそれに必要な技術者、材料・用具等の確保、防災・防犯対策、散逸等防止のため文化財の買上げ・活用等の取組を計画的に実施					
学校や地域における芸術教育を推進するとともに、新型コロナウイルスの影響等を受けた文化芸術団体による鑑賞教室や、子供たちの文化芸術体験活動の更なる充実	成果をふまえた充実方策の検討				
「障害者による文化芸術活動の推進に関する基本的な計画」に基づく、障害者の文化芸術活動への支援や継続的に文化芸術に親しむ環境の整備の推進				【文部科学大臣、厚生労働大臣】	

14. 新たな国際競争環境下における活力ある日本経済の実現
（1）自由で公正なルールに基づく国際経済体制の主導

2021年度	2022年度	2023年度	2024年度～	担当大臣	KPI
予算編成 税制改正要望 / 秋～年末 / 通常国会					
多角的貿易体制の維持・強化					
医療関連物資等の貿易制限措置の抑制、電子商取引や貿易と気候変動を始めとする新しい分野や公平な競争条件確保のためのルール作り、紛争解決手続改革、通報強化・透明性向上を含めたWTO改革を有志国と連携しながら進める		更なる取組を推進		【総務大臣、外務大臣、財務大臣、農林水産大臣、経済産業大臣】	• 2025年に約34兆円のインフラシステムの受注を実現する • 首脳・閣僚レベルによるトップセールスについて、毎年10件以上 ・放送コンテンツの海外販売作品数を2025年度までに5,000本に増加させる ※ポストコロナを見据え、高まるグリーンやデジタルへの関心等も念頭に、貿易に関する政策の進捗を測る新たなKPIを検討する
デジタル分野のルール作りを主導すべく、各国と連携しつつ、交渉体制の強化を含め取組を加速する。特に、電子商取引に関する有志国間交渉について、第12回WTO閣僚会議までに実質的進捗を達成するとともに、高い水準の成果を可能な限り多くのWTO加盟国とともに得ることを目指す				【内閣総理大臣（経済再生担当大臣、内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全））、総務大臣、法務大臣、外務大臣、財務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣】	
経済連携交渉					
• RCEP協定の早期発効及びその確実な履行の確保に取り組むとともに、TPP11協定については、2021年のTPP委員会議長国として、着実な実施及び拡大に向けた議論を主導していく。また、その他の経済連携交渉についても、戦略的かつスピード感を持って推進する • 国内ではEPAの利活用促進に取り組み、その一環として、相手国の制度等を考慮しつつ、原産地証明書等のデジタル化を含む貿易に係るビジネス環境の整備を推進する				【内閣総理大臣（経済再生担当大臣、内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全））、総務大臣、法務大臣、外務大臣、財務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣】	
投資関連協定・租税条約					
現在交渉中の投資関連協定については、可能な限り高いレベルの質の確保に努めつつ、早期妥結に取り組む。新規の協定については、経済界の具体的ニーズや相手国の投資協定に関する方針を踏まえつつ、中南米及びアフリカを中心に今後の投資先として潜在性を有する国との交渉開始に向けた努力を行う		更なる取組を推進		【総務大臣、法務大臣、外務大臣、財務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣】	
我が国企業の健全な海外展開を支援する上で必要な租税条約ネットワークの質的・量的拡充を進める		更なる取組を推進		【外務大臣、財務大臣、総務大臣】	
政府間・民間対話					
• 公平な競争条件の確保に向けた、各国との連携及び二国間や地域レベルでの政府間・民間の対話を通じた経済関係の深化 • 日本企業が果たす現地社会への貢献の発信を通じた自由貿易の互恵性の確認		更なる取組を推進		【外務大臣、経済産業大臣】	

（1）自由で公正なルールに基づく国際経済体制の主導

2021年度	2022年度	2023年度	2024年度～	担当大臣	KPI
予算編成 税制改正要望 / 秋～年末 / 通常国会					
DFFTのための国際ルール作り 「データ・フリー・フロー・ウィズ・トラスト（DFFT）」の考えを実現するため、グローバルなデータガバナンスの基盤となる国際的なルール作りの推進 我が国の国際データ戦略の方向性に基づき、貿易、データ利活用の環境、プライバシー、セキュリティ、信頼性、インフラ等の各分野における取組を推進することで、データがもたらす新たな価値の創出につなげていく				【内閣総理大臣（情報通信技術（IT）政策担当大臣、サイバーセキュリティ戦略本部に関する事務を担当する国務大臣、個人情報保護委員会に関する事務を担当する内閣府特命担当大臣、知的財産戦略に関する事務を担当する内閣府特命担当大臣）、総務大臣、外務大臣、経済産業大臣】	• 企業価値又は時価総額が10億ドル以上となる、未上場ベンチャー企業（ユニコーン）又は上場ベンチャー企業を2025年度までに50社創出 • 2030年度までにDX関連市場における日本企業の売上高20兆円超えを目指す
2023年IGF日本会合開催に向け、有志国を中心とした国際連携の強化 国内外のマルチステークホルダーの包摂性を高めることによるインターネット・ガバナンスの強化		IGF2023年日本会合の開催		【総務大臣】	
信頼性が確保された個人データ流通のための国際的な枠組みの維持・構築 日米欧三極における、既存の枠組みを活用した個人データ流通の更なる促進や相互運用可能な新たな企業認証制度の構築に向けた議論の推進 個人データの流通に対する新たなリスクであるデータローカライゼーションや無制限なガバメントアクセスをOECDプライバシーガイドラインで規律するための議論を主導 ガバメントアクセスに係る高次の原則を策定するための議論を主導				【内閣総理大臣（個人情報保護委員会に関する事務を担当する内閣府特命担当大臣、情報通信技術（IT）政策担当大臣）、総務大臣、外務大臣、経済産業大臣】	

（3）日本企業の国際展開支援
ｉ）インフラシステム海外展開

2021年度	2022年度	2023年度	2024年度～	担当大臣	KPI
予算編成 税制改正要望 / 秋～年末 / 通常国会					
インフラシステム海外展開					
新型コロナウイルス感染症による環境変化に迅速に対応 中断案件等への対応を継続する他、国際協力やサプライチェーンの強靭化支援に取り組む		更なる取組を推進		【総務大臣、外務大臣、財務大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣、法務大臣】	• 2025年に約34兆円のインフラシステムの受注を実現する • 首脳・閣僚レベルによるトップセールスについて、毎年10件以上 ・放送コンテンツの海外販売作品数を2025年度までに5,000本に増加させる ※ポストコロナを見据え、高まるグリーンやデジタルへの関心等も念頭に、貿易に関する政策の進捗を測る新たなKPIを検討する
2050年カーボンニュートラルの実現に向け、日本の技術の活用に向けた共同開発・実証や海外インフラプロジェクトの組成支援を通じて、海外市場の獲得に取り組む JBICのポストコロナ成長ファシリティや ODAも活用しつつ、脱炭素技術を有する日本企業の国際競争力強化や販路開拓を支援。あわせて、防災・気象分野等のインフラシステムの海外展開を推進		更なる取組を推進			
デジタル技術によるインフラの整備・維持管理・運営の高度化、デジタルソリューションの展開等を図る案件形成、FS・実証の積極的な活用、「デジタル海外展開プラットフォーム」を活用する日本企業への支援の拡充、我が国技術・制度の国際標準化の取組等パートナー国と連携した5Gをはじめ ICTインフラの戦略的な海外展開に取り組み、スマートシティやMaaSなどの交通ソフトインフラ、ICT利活用モデルのインフラシステムの海外展開を推進		更なる取組を推進			
地域内の連結性の向上等に資する港湾、空港、鉄道等の整備・運営、これら港湾等にアクセスする道路の整備、官公庁船の海外展開等を推進		更なる取組を推進			
「質の高いインフラ投資に関するG20原則」等の普及・実践のため、公的金融機関・国際開発金融機関等も活用し、案件組成、人材育成の取組を強化。また、在外公館で現地プロジェクトの情報収集・集約・分析を行い、アドバイザー、弁護士等を活用。各国の法制度整備支援・これを支える人材の育成を進める		更なる取組を推進			
PPPを含む日本企業の海外展開、環境対応、外国政府等とのパートナーシップ構築、SDGs達成等のため、公的金融機関・国際開発金融機関、官民ファンド等を利活用する。NEXIはLEADイニシアティブを通じて積極的な案件組成を促す		更なる取組を推進			

ⅱ）SDGsの推進や友好国・地域の経済社会開発促進を通じた日本企業のビジネス展開

2021年度（予算編成 税制改正要望／秋～年末／通常国会）・2022年度	2023年度	2024年度～	担当大臣	KPI
「自由で開かれたインド太平洋」の実現に資する連結性強化 • インド太平洋地域で質の高いインフラ整備、制度の運用を担う人材の能力強化を含む法制度整備支援等により連結性を強化、同地域の開発を促進、同地域での日本企業の事業展開を後押し •「日・ASEAN連結性イニシアティブ」、「対ASEAN海外投融資イニシアティブ」、「メコンSDGs出融資パートナーシップ」、「日ASEAN経済強靭化アクションプラン」等により地域内外の結節点となる道路、鉄道、港湾、空港等の主要なインフラの整備を推進、経済発展を支える人材育成やネットワーク強化を図るとともに、危機に強い経済構築のための産業協力を実施 • 第9回太平洋・島サミットで議論される予定の気候変動やインフラ整備等の取組を推進 •「日印産業競争力パートナーシップ」を通じ、日本企業の展開を後押しし、産業競争力強化を図る • これらの取組の基盤となる在外公館を含む外交実施体制の整備を推進	更なる取組を推進		【法務大臣、外務大臣、財務大臣、経済産業大臣、国土交通大臣】	• 2025年に約34兆円のインフラシステムの受注を実現する • 首脳・閣僚レベルによるトップセールスについて、毎年10件以上 ・放送コンテンツの海外販売作品数を2025年度までに5,000本に増加させる ※ポストコロナを見据え、高まるグリーンやデジタルへの関心等も念頭に、貿易に関する政策の進捗を測る新たなKPIを検討する
TICAD8に向けたアフリカ開発支援 ポスト・コロナを見据えたアフリカの開発を官民双方で後押ししつつ、SDGs関連ビジネスを含む日本企業のアフリカ展開を推進し、日本企業のビジネスチャンスを拡大する。「アフリカビジネス協議会」、「日アフリカ官民経済フォーラム」、「官民合同ミッション」等の場を活用しつつ、JICA、JETRO、民間企業の密接な連携を図る。ODAも活用しつつ、アフリカの産業人材育成、ビジネス環境整備に取り組む	更なる取組を推進		【外務大臣、経済産業大臣】	
中小企業・SDGsビジネス支援事業の推進 JICA「中小企業・SDGsビジネス支援事業」により、ODAを活用して提案企業が持つ技術、ノウハウ等と開発ニーズのマッチングを行い、ビジネス化を推進することで、中小企業等の海外展開と途上国における開発課題解決の双方に貢献	更なる取組を推進		【外務大臣】	

ii）SDGsの推進や友好国・地域の経済社会開発促進を通じた日本企業のビジネス展開

2021年度	2022年度	2023年度	2024年度～	担当大臣	KPI
予算編成 税制改正要望 秋～年末 通常国会					
STI for SDGsの取組加速化 世界銀行への拠出を通じ、ケニアのSTI for SDGsロードマップの作成をインドと連携しつつ支援する。UNDPへの拠出を通じ、インド等の社会課題解決のため、日本のSTIのノウハウ活用について検討する。途上国での事業創造促進を目的とするSTI for SDGsプラットフォームにおいて、SDGsに係る具体的な問題をテーマに日本の企業等が取り組む方法について、実証調査を行う	更なる取組を推進			【内閣総理大臣（内閣府特命担当大臣（科学技術）、内閣府特命担当大臣（知的財産戦略））、外務大臣、文部科学大臣、経済産業大臣】	• 2025年に約34兆円のインフラシステムの受注を実現する • 首脳・閣僚レベルによるトップセールスについて、毎年10件以上 ・放送コンテンツの海外販売作品数を2025年度までに5,000本に増加させる ※ポストコロナを見据え、高まるグリーンやデジタルへの関心等も念頭に、貿易に関する政策の進捗を測る新たなKPIを検討する
マルチステークホルダーによる取組の支援 Global Technology Governance Summit（GTGS）において、第四次産業革命の技術を活用した新たな社会像が議論されたことを踏まえ、我が国としても国際的な議論の先導的役割を果たすために、民間主導によるヘルスケア、スマートシティ、モビリティ、サステイナビリティ等を中心とする各プログラムやDFFT、アジャイルガバナンスを強力に推進することとし、各省庁の施策によりこれを支援していく		更なる取組を推進		【経済産業大臣】	
「行動の10年」実践のため、保健・栄養、海洋プラスチックごみ、気候変動、防災、法の支配の促進など日本の強みが活かせるSDGs主要課題において、TICAD7や日メコンSDGsイニシアティブをモデルに、各国・国際機関との連携や、企業の本業を通じた取組等を促すことを含め、官民挙げた取組を推進		更なる取組を推進		【法務大臣、外務大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣、環境大臣】	
新興国及び開発途上国の社会課題の解決に向け、技術協力プロジェクトなどのODA事業、JICAの民間連携事業や海外投融資などの枠組みを通じた我が国民間企業等が有する革新的な技術の社会実装の推進		更なる取組を推進		【外務大臣、財務大臣、経済産業大臣】	
「質の高いインフラ投資」を通じてSDGsの達成に貢献。とりわけ、IoT、AIといった高度ICTの展開など、先進技術の実証や研究開発の促進により、我が国企業による海外インフラ投資を拡大		更なる取組を推進		【総務大臣、法務大臣、外務大臣、財務大臣、経済産業大臣、国土交通大臣】	
企業行動の原則としての人権の尊重に係る国別行動計画の着実な実施				【外務大臣】	

（4）クールジャパン等

2021年度	2022年度	2023年度	2024年度～	担当大臣	KPI
予算編成 税制改正要望 秋～年末 通常国会					
クールジャパン（発信・連携の強化） • 新型コロナウイルス感染症により甚大な被害を受けた飲食、観光、文化・芸術、イベント・エンターテインメント等のクールジャパン（CJ）関連分野を支え、その存続の確保や更なる発展に向け、必要な対策を着実に実施 • 「CJ戦略」を再構築し、CJ戦略会議等を通じて関係省庁が連携を図り、観光、食、文化、アート、国立公園、老舗、地域等の個別分野の魅力の深堀り、分野間連携の強化、インバウンドと輸出の好循環の構築を行い、CJの取組を推進 • 日本に対する世界の人々の興味関心を維持し、新たな日本ファンを開拓するため、発信内容の精査やストーリー化の工夫、デジタル時代にふさわしい手段や日本博等のプロジェクトの活用により、国全体の発信力を強化する。また、新たなビジネスモデルの確立に向けて、社会のデジタル化・オンライン化の加速も踏まえ、リアルとオンラインの最適な組合せによる取組などを支援する • 日本の魅力を輸出やインバウンドの促進につなげるため、在外公館、ジャパン・ハウス、国際交流基金、JETRO、JNTO等の機関の海外拠点を活用する。また、CJ機構の資金供給等を活用する • 「CJ 官民連携プラットフォーム」について、幅広い関係者の連携を確保するため、構成員による活動を活性化するとともに、ネットワーク化機能やリサーチ機能を強化し、より組織的な活動へ発展させる		更なる取組を推進		【内閣総理大臣（内閣官房長官、内閣府特命担当大臣（クールジャパン戦略））、総務大臣、外務大臣、財務大臣、文部科学大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣】	• 2025年に約34兆円のインフラシステムの受注を実現する • 首脳・閣僚レベルによるトップセールスについて、毎年10件以上 ・放送コンテンツの海外販売作品数を2025年度までに5,000本に増加させる ※ポストコロナを見据え、高まるグリーンやデジタルへの関心等も念頭に、貿易に関する政策の進捗を測る新たなKPIを検討する
クールジャパン（日本産酒類の輸出促進） 日本産酒類の一層の輸出拡大を図るため、オンライン等を活用した認知度向上や販路拡大、ブランド化・酒蔵ツーリズムに関する酒類事業者の取組を積極的に支援するとともに、地理的表示（GI）の普及・活用、高付加価値化に向けた技術支援等に取り組む。また、日本酒、焼酎・泡盛などの文化資源について、ユネスコ無形文化遺産への登録を目指す		更なる取組を推進		【内閣総理大臣（内閣府特命担当大臣（クールジャパン戦略、沖縄及び北方対策））、外務大臣、財務大臣、文部科学大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣】	

（4）クールジャパン等

2021年度	2022年度	2023年度	2024年度～	担当大臣	KPI
予算編成 税制改正要望 秋～年末 通常国会					
クールジャパン（放送コンテンツ・映画等）					
• コンテンツ産業や文化芸術関連産業の持続的発展のために、海外市場への展開も念頭に、人材育成や制作に係る取引の適正化、就業環境等の向上に向けて必要な対応を検討する。また、2021年度よりコンテンツの製作・流通工程の効率化に資するシステムの開発・実証を一層進め、様々な業界と連携しながら、システムの普及を図る • 放送コンテンツの海外展開に関し、動画配信の伸長等、急速な環境変化に関する分析・対応策の検討を行うとともに、これによる地域を含めた日本の魅力の発信を推進する。また、海外放送局への番組の無償提供の取組等を進める		更なる取組を推進		【総務大臣、外務大臣、文部科学大臣、経済産業大臣】 【内閣総理大臣（内閣府特命担当大臣（クールジャパン戦略、知的財産戦略、消費者及び食品安全）、国家公安委員会委員長）、総務大臣、法務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣】	• 2025年に約34兆円のインフラシステムの受注を実現する • 首脳・閣僚レベルによるトップセールスについて、毎年10件以上 ・放送コンテンツの海外販売作品数を2025年度までに5,000本に増加させる ※ポストコロナを見据え、高まるグリーンやデジタルへの関心等も念頭に、貿易に関する政策の進捗を測る新たなKPIを検討する
eスポーツの健全かつ多面的な発展のため、必要な環境整備を図る		更なる取組を推進			
外国映像作品のロケ誘致に関し、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う撮影状況や公開状況を踏まえつつ、人材育成を通じた映像産業振興、地域活性化やインバウンド増加など、その効果について検証し、財政支援を含めた持続的なロケ誘致策について結論を得る	更なる取組を推進			【内閣総理大臣（内閣府特命担当大臣（クールジャパン戦略、知的財産戦略）、国家公安委員会委員長）、総務大臣、外務大臣、文部科学大臣、経済産業大臣、国土交通大臣】	
クールジャパン（人材育成）					
専門人材・高度デザイン人材・高度経営人材の育成や外国人材の受入れに向けた制度整備・地方文化発信も含めた相互交流事業、海外における日本語の普及、地域プロデュース人材が活躍できる基盤作り等を推進		更なる取組を推進		【内閣総理大臣（内閣府特命担当大臣（クールジャパン戦略））、総務大臣、法務大臣、外務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣】	

（4）クールジャパン等

2021年度	2022年度	2023年度	2024年度～	担当大臣	KPI
予算編成 税制改正要望 / 秋～年末 / 通常国会					
2027年横浜国際園芸博覧会の開催に向けた準備					• 2025年に約34兆円のインフラシステムの受注を実現する • 首脳・閣僚レベルによるトップセールスについて、毎年10件以上 ・放送コンテンツの海外販売作品数を2025年度までに5,000本に増加させる ※ポストコロナを見据え、高まるグリーンやデジタルへの関心等も念頭に、貿易に関する政策の進捗を測る新たなKPIを検討する
SDGs実現やグリーン社会の構築に向け、グリーンインフラを実装した日本モデル等を発信する機会とするため、2027年横浜において開催を目指す国際園芸博覧会の実現に向け、2022年のBIE総会での認定を目指し、申請手続を行う	2027年開催に向けて、会場整備等の準備を行う			【国土交通大臣、農林水産大臣】	
海外日系社会との連携を通じた成長市場の取込み					
• 2018年に開始された日系四世の受入制度も念頭に、中南米諸国などの若手日系人の活力を日本経済・社会に取り込むため、招へい事業の推進等を通じた訪日の促進、来日前後での日本語教育等を通じた受入環境整備 • 地方公共団体等とも連携した、日系社会とのネットワーク強化のための施策等の推進	更なる取組を推進			【総務大臣、法務大臣、外務大臣、農林水産大臣】	
ODAも活用し、日本国内外でのビジネスマッチング・ネットワーク形成支援など、日系人との連携を通じた日本企業の海外展開の推進	更なる取組を推進			【外務大臣】	

成長戦略KPI一覧

整理No.	KPI
1	政府情報システムのクラウド化等により、2021年度までを目途に運用コスト（※）を約1,200億円圧縮する ※2013年度時点で運用されていた政府情報システムに係る運用コストに限る
2	2020年度時点での政府情報システムの運用等経費及び整備経費のうちのシステム改修に係る経費を、2025年度までに3割削減することを目指す
3	2022年度末までにAI・RPAなどの革新的ビッグデータ処理技術を活用する地域数を500とすることを目指す
4	2021年度末までに地域の防災力を高めるLアラート高度化システムを、25の都道府県に導入する
5	避難場所・避難所や、観光案内所、博物館、文化財、自然公園等の防災拠点等について、2021年度までに約3万箇所のWi-Fi環境の整備を目指す
6	「新たなITパスポート試験」の受験者数を2023年度までに50万人とする
7	第四次産業革命スキル習得講座認定を受けた講座数を2022年度までに150講座とする
8	2025年までに、情報処理安全確保支援士登録数3万人超を目指す
9	2023年度までにほぼ全てのエリアに5G基盤を展開する
10	2025年までに農業の担い手のほぼ全てがデータを活用した農業を実践
11	【新規】2030年度までにDX関連市場における日本企業の売上高20兆円越えを目指す
12	地域間連系線等の増強を後押しするための環境整備を行い、東北東京間連系線の増強（573万kWから1028万kW）については2027年度を、FC（周波数変換設備）の増強（210万kWから300万kWまで）については2027年度を目標に運用開始を目指す。また、北本連系線の増強（90万kWから120万kW）について、2027年度を目標に運用開始を目指す
13	2030年度までに運転開始されている一般海域の洋上風力発電事業を5区域以上とする
14	電力会社は、各社のスマートメーター導入計画に沿って、2024年度までに全世帯・全事務所へのスマートメーターの導入を目指す
15	2030年までに定置用蓄電池の市場規模を800億円以上にする
16	2020年までに系統用蓄電池のコストを半分以下に（2.3万円/kWh以下）
17	次世代火力発電に係る技術ロードマップに基づき、2025年度頃までに段階的に次世代火力発電の技術確立を目指す ＜補助指標＞ ・A-USCについて2020年代の実用化を目指す（発電効率：現状39%程度→改善後46%程度） ・IGCCについて、2020 年代の実用化を目指す（発電効率：現状39%程度→改善後46%程度） ・IGFCについて、2025 年度までの技術の確立、2030 年代の実用化を目指す（発電効率：現状39%程度→改善後55%程度） ・LNG火力について、2020年度頃までに1,700度級ガスタービンの実用化を目指す（発電効率：現状52%程度→改善後57%程度）

整理No.	KPI
18	家庭用燃料電池（エネファーム）は、2030年頃までのユーザー負担額が5年で投資回収可能な金額の実現を通じて、2030年までに530万台の普及を目指す
19	商用水素ステーションを2025年度までに320か所程度整備する
20	2025年までに、窒化ガリウムを用いた次世代パワーエレクトロニクスの製品化とともに、その他の次世代材料・新構造の次世代パワーエレクトロニクス技術の確立を目指す
21	海洋エネルギー・鉱物資源開発計画に基づき、 ・メタンハイドレートについては2023年から2027年の間に、民間企業が主導する商業化に向けたプロジェクトが開始されることを目指す ・海底熱水鉱床については2023～2027年度以降に、民間企業が参画する商業化に向けたプロジェクトが開始されることを目指す
22	今後10年間（2023年まで）で、アジアでトップクラスの国際競争力をもつコンビナート群を再構築 ＜補助指標＞ ・2021年度末までに、日本全体の減圧蒸留残渣油処理率を7.5%程度まで引き上げる
23	焼却設備、リサイクル設備、浄化槽等の輸出額を2020年度実績から2025年度までに3割程度増加させることを目指す
24	2030年までに乗用車の新車販売に占める次世代自動車の割合を5～7割とすることを目指す ＜補助指標＞ ・EV・PHV：乗用車の新車販売に占める割合を2030年までに2～3割とすることを目指す ・FCV：乗用車の新車販売に占める割合を2030年までに最大で3%程度とすることを目指す
25	2030年の新築住宅及び新築建築物について平均でZEH、ZEBの実現を目指す ＜補助指標＞ ・新築住宅の平均エネルギー消費量を対2013年度比で、2025年度▲25%とし、2020年にハウスメーカー等の新築注文戸建住宅の過半数をネット・ゼロ・エネルギー・ハウス化する ・新築建築物の平均エネルギー消費量を対2013年度比で、2025年度▲18%とし、2020年に新築公共建築物等でネットゼロエネルギービルの実現を目指す
26	【新規】2030年までに少なくとも100か所以上の先行地域において脱炭素を実現する
27	【新規】2030年までに、サーキュラーエコノミー関連ビジネスの市場規模を、現在の約50兆円から80兆円以上にすることを目指す
28	【新規】SATOYAMAイニシアティブを踏まえた生物多様性国家戦略が策定されるよう、2023年頃までに、約120か国の途上国を支援する
29	2022年：転職入職率9.0%
30	大学・専門学校等での社会人受講者数を2022年度までに100万人
31	2022年：専門実践教育訓練給付の対象講座数を5,000とする
32	2022年：障害者の実雇用率:2.3%

整理No.	KPI
33	2022年：不本意非正規雇用労働者の割合10%以下
34	2025年：65歳～69歳の就業率：51.6%
35	2022年：東証一部上場企業役員に占める女性の割合12%
36	2025年：民間企業の課長相当職に占める女性の割合18%
37	2025年：25歳～44歳の女性就業率：82%
38	2025年：第1子出産前後の女性の継続就業率：70%
39	2021年度から2024年度末までに約14万人分の保育の受け皿整備
40	2023年度末までに約30万人分の放課後児童クラブの受け皿整備
41	2025年：男性の育児休業取得率：30%
42	2025年：男性の配偶者の出産直後の休暇取得率：80%
43	ICTを活用した授業頻度（ほぼ毎日）の割合について、2023年度までに100%を目指す
44	義務教育段階の公立学校のうち学習者用デジタル教科書を整備している学校について、2025年度までに100%を目指す
45	生徒の英語力について、中学校卒業段階でCEFRのA1レベル相当以上、高等学校卒業段階でCEFRのA2レベル相当以上を達成した中高生の割合を2022年度までに5割以上にする
46	国際バカロレア認定校等を2022年度までに200校以上
47	海外への大学生等の留学を2022年度までに6万人から12万人に倍増
48	【新規】2025年度末までに我が国の高等教育機関を卒業・修了した外国人留学生（国内進学者を除く）のうち我が国での就職者の割合50%を目指す
49	2022年末までに40,000人の高度外国人材の認定を目指す
50	2030年に国産を含む石油・天然ガスを合わせた自主開発比率を40%以上とする
51	2030年にベースメタルの自給率を80%以上とする
52	企業価値又は時価総額が10億ドル以上となる、未上場ベンチャー企業（ユニコーン）又は上場ベンチャー企業（※）を2025年度までに50社創出 ※2018年度当初時点で、創業していない又は創業10年未満の企業を対象
53	ベンチャー企業へのVC投資額の対名目GDP比を2022年までに倍増することを目指す
54	【新規】SBIR制度に基づくスタートアップ等への支出を2025年度までに570億円とすることを目指す
55	2030年までに、世界銀行のビジネス環境ランキングにおいて、日本がG20で1位になる
56	2030年までに、世界経済フォーラムの国際競争力ランキングにおいて、日本が1位になる
57	2030年までに中堅・中小企業等の輸出額及び現地法人売上高の合計額を35.5兆円とする

整理No.	KPI
58	中小企業の従業員一人当たりの付加価値額を今後5年間（2025年まで）で5%向上させる
59	中小企業から中堅企業に成長する企業が年400社以上となることを目指す
60	中小企業の全要素生産性を今後5年間(2025年まで)で5%向上させる
61	開業率が米国・英国レベル（10%台）になることを目指す
62	海外への直接輸出または直接投資を行う中小企業の比率を今後5年間（2025年まで）で10%向上させる
63	【新規】サービス産業の労働生産性の伸び率が、2025年までに2.0%となることを目指す ※2020年度の検討の結果、戦略2021で設定
64	2021年度より2025年度までの、官民合わせた研究開発投資の総額を約120兆円とする
65	2025年度までに企業から大学、国立研究開発法人等への投資（共同研究受入額）を3倍増にすることを目指す ※2014年度実績を基準とした目標。2018年度実績を基準とした場合、目標は約7割増となる。
66	【新規】生活費相当額を受給する博士後期課程学生を2025年度までに3倍に増加する ※2018年度実績を基準とした目標。上記の数値目標の実現は、博士後期課程学生全体の約3割（修士課程からの進学者数の約7割）が生活費相当額を受給することに相当。なお、博士後期課程学生が受給する生活費相当額は年間180万円以上としている。
67	今後10年間（2023年まで）で世界大学ランキングトップ100に我が国の大学が10校以上入ることを目指す
68	国立大学法人の第3期中期目標・中期計画（2016年度～2021年度）を通じて、各大学の機能強化のための戦略的な改革の取組（改革加速期間中（2013年度～2015年度）の改革を含む。）への配分及びその影響を受ける運営費交付金等の額の割合を4割程度とすることを目指す
69	2025年度末までに40歳未満の大学本務教員の数を1割増にすることを目指す
70	中小企業の特許出願に占める割合を2022年まで約15%とし、知財戦略構築のためのハンズオン支援を毎年度250件実施する
71	2022年度末までに、商標の権利化までの期間を、国際的に遜色ないスピードである8月とする
72	今後10年間（2023年まで）で、権利化までの期間を半減させ、平均14月とする
73	国際標準化機関における幹事国引受件数を2025年度末まで100件維持する
74	2030年までに中小企業等による標準化活動で制定した標準により事業拡大効果が得られた割合を80%以上とする ＜補助指標＞ ・2025年までに標準化を実現した事業者のうち事業拡大に一定の効果があった事業者の割合を65%以上とする
75	大企業（TOPIX500）のROAについて、2025年までに欧米企業に遜色のない水準を目指す （参考：2020年度の米国・欧州のROA平均は、3.2%）

整理No.	KPI
76	2040年までに健康寿命を男女とも3年以上延伸し、75歳以上とすることを目指す
77	平均寿命の増加分を上回る健康寿命の増加
78	2022年度までにメタボ人口（特定保健指導の対象者をいう。）を2008年度比25%減
79	2023年までに健診受診率（40～74歳）を80%（特定健診含む。）
80	糖尿病有病者の増加を抑制し、2022年度までに1,000万人以下に抑制
81	2028年度までに年間新規透析患者数を35,000人以下に減少
82	全てのがん種の検診受診率を2022年度までに50%以上
83	介護予防に資する「通いの場」への参加率を2025年度末までに8%、2040年度末までに15%
84	2040年時点において、医療・福祉分野の単位時間当たりのサービス提供について5%（医師について7%）以上の改善を目指す
85	ロボット介護機器の販売台数を2025年度までに25,000台
86	地域医療介護総合確保基金等によるロボット・センサーの導入支援件数を2021年度までに6,000件（延べ件数）
87	2023年度までに先駆け審査指定品目（先駆的医薬品）の目標審査期間6ヶ月を達成する
88	【新規】健康・医療関連産業の国際展開事業数を2025年までに75事業
89	医療機器・医薬品の海外市場規模（海外売上高）を2030年までに10兆円
90	我が国の宇宙利用産業も含めた宇宙産業の規模（約1.2兆円）を、2030年代早期に倍増する
91	【新規】「PPP/PFI推進アクションプラン（令和3年改定版）」（令和3年6月18日民間資金等活用事業推進会議決定）の公共施設等運営事業重点分野（空港、上下水道、道路、文教施設、公営住宅、クルーズ船向け旅客ターミナル施設、MICE施設、公営水力発電及び工業用水道）の全てにおいて数値目標を達成する
92	2022年度末において、重点3分野でのPFS事業を実施した地方公共団体等の数を100団体以上とする
93	2025年までに、金融分野の国内総生産を25兆円とすることを目指す
94	2025年6月までに、キャッシュレス決済比率を倍増し、4割程度とすることを目指す
95	2023年までに、日本のサプライチェーン単位での資金循環効率（サプライチェーンキャッシュコンバージョンサイクル：SCCC）を5%改善することを目指す
96	【新規】2025年までに、資産運用残高対GDP比を120%とすることを目指す
97	2025年度までに建設現場の生産性の2割向上を目指す
98	国内の重要インフラ・老朽化インフラの点検・診断などの業務において、一定の技術水準を満たしたロボットやセンサーなどの新技術等を導入している施設管理者の割合を、2030年までには100%とする
99	既存住宅流通及びリフォームの市場規模を、2030年までに14兆円とする

整理No.	KPI
100	高齢者人口に対する高齢者向け住宅の割合を、2030年までに4.0%とする
101	【新規】民間都市再生事業が実施された都市再生緊急整備地域（特定都市再生緊急整備地域を含む。）の地価上昇率が、その都市再生緊急整備地域の存する市区町村の地価上昇率を上回っている割合が、2025年時点で80%を上回っていること（地価上昇率は2020年を基準値として計測）
102	対日直接投資残高を2030年に80兆円、対GDP比で12%とすることを目指す
103	2022年度目途での鉄道廃線跡等における遠隔監視のみの自動運転移動サービスが開始
104	2025年目途に、高速道路上でレベル4の自動運転が実現
105	2030年までに、地域限定型の無人自動運転移動サービスが全国100か所以上で展開
106	2030年に、安全運転支援装置 ・システムが、国内販売新車に全車標準装備、ストックベースでもほぼ全車に普及
107	2022年度を目途に、ドローンの有人地帯での目視外飛行による荷物配送などのサービスを実現
108	2023年に、「空飛ぶクルマ」の事業を開始
109	製造業の労働生産性について年間2%を上回る向上
110	2025年までに、個別機械の稼働状況について見える化を行い、プロセス改善等に取り組んでいる、あるいはその計画がある企業等の割合を40%以上とする
111	2025年までにロボット国内生産市場規模を2.4兆円 ※ロボット国内生産市場規模は、ロボット（製造分野・非製造分野含む）の出荷規模と、システムインテグレータに係る売上高の合計とする。
112	訪日外国人旅行者数を2030年に6,000万人とすることを目指す
113	訪日外国人旅行消費額を2030年に15兆円とすることを目指す
114	地方部での外国人延べ宿泊者数を2030年に1億3,000万人泊とすることを目指す
115	外国人リピーター数を2030年に3,600万人とすることを目指す
116	日本人国内旅行消費額を2030年に22兆円とすることを目指す
117	2030年にはアジアNo.1の国際会議開催国として不動の地位を築く
118	2025年までに農業支援サービスの利用を希望する農業の担い手の8割以上が実際に利用できている
119	農林水産物・食品の輸出額を、2025年までに2兆円、2030年までに5兆円とすることを目指す
120	今後10年間（2023年まで）で全農地面積の8割が担い手によって利用される
121	今後10年間（2023年まで）で法人経営体数を2010年比約4倍の5万法人とする
122	今後10年間（2023年まで）で資材・流通面等での産業界の努力も反映して担い手のコメの生産コストを2011年全国平均比4割削減する
123	今後10年間（2025年まで）で担い手の飼料用米の生産性をコスト削減や単収増により2013年全国平均比2倍に向上させる

整理No.	KPI
124	「農山漁村発イノベーション」のモデル事例を2025年度までに300事例創出する
125	2028年までに、私有人工林に由来する林業・木材産業の付加価値額を2015年実績から倍増させる
126	スポーツ市場規模を2020年までに10兆円、2025年までに15兆円に拡大することを目指す
127	全国のスタジアム・アリーナについて、多様な世代が集う交流拠点として、2017年から2025年までに20拠点を実現する
128	成人の週１回以上のスポーツ実施率を、2015年の40.4%から、2021年までに65%程度に向上することを目指す
129	2025年までに、文化GDPを18兆円（GDP比３%程度）に拡大することを目指す
130	2025年に約34兆円のインフラシステムの受注を実現する
131	首脳・閣僚レベルによるトップセールスについて、毎年10件以上
132	放送コンテンツの海外販売作品数を2025年度までに5,000本に増加させる